平成 30 年度

外務省政策評価事前分析表

平成 30 年 8 月 **外 務 省**

目

基本目標I	地域別外交1
施策 I − 1	アジア大洋州地域外交
施策 I − 2	北米地域外交
施策 I − 3	中南米地域外交 45
施策 I − 4	欧州地域外交 55
施策 I − 5	中東地域外交
施策 I-6	アフリカ地域外交
基本目標Ⅱ	分野別外交
施策 Ⅱ-1	国際の平和と安定に対する取組97
施策Ⅱ−2	国際経済に関する取組138
施策Ⅱ−3	国際法の形成・発展に向けた取組16
施策Ⅱ-4	的確な情報収集及び分析, 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供173
基本目標Ⅲ	広報, 文化交流及び報道対策 175
施策Ⅲ-1	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策18
	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策
	領事政策
基本目標Ⅳ 施策Ⅳ-1	領事政策
基本目標Ⅳ 施策Ⅳ-1 基本目標Ⅴ	領事政策
基本目標Ⅳ 施策Ⅳ-1 基本目標Ⅴ 施策Ⅴ-1	領事政策 207 領事業務の充実 209 外交実施体制の整備・強化. 229
基本目標Ⅳ 施策Ⅳ-1 基本目標Ⅴ 施策Ⅴ-1 施策Ⅴ-2	領事政策 207 領事業務の充実 209 外交実施体制の整備・強化 225 外交実施体制の整備・強化 225
基本目標Ⅳ 施策Ⅳ-1 基本目標Ⅴ 施策Ⅴ-1 施策Ⅴ-2 基本目標Ⅵ	領事政策201領事業務の充実202外交実施体制の整備・強化222外交実施体制の整備・強化221外交実施体制の整備・強化221外交実施体制の整備・強化221外交情報通信基盤の整備・拡充231
基本目標Ⅳ 施策Ⅳ-1 基本目標Ⅴ 施策Ⅴ-1 施策Ⅴ-2 基本目標Ⅵ 施策Ⅵ-1	領事政策201領事業務の充実202外交実施体制の整備・強化225外交実施体制の整備・強化225外交実施体制の整備・強化225外交情報通信基盤の整備・拡充235経済協力235
基本目標IV 施策IV-1 基本目標V 施策V-2 基本目標VI 施策VI-1 施策VI-1	領事政策201領事業務の充実202外交実施体制の整備・強化225外交実施体制の整備・強化221外交実施体制の整備・強化221外交情報通信基盤の整備・拡充233経済協力235経済協力235
基本目標IV 施策IV-1 基本目標V 施策V-2 基本目標VI 施策VI-1 施策VI-1	領事政策201領事業務の充実202外交実施体制の整備・強化225外交実施体制の整備・強化227外交実施体制の整備・強化227外交情報通信基盤の整備・拡充233経済協力233経済協力233地球規模の諸問題への取組251分担金・拠出金261
 基本目標IV 施策IV-1 基本目標V 施策V-2 基本目標VI 施策VI-1 施策VI-2 基本目標VI 基本目標VI 	領事政策 201 領事業務の充実 202 外交実施体制の整備・強化 225 外交実施体制の整備・強化 225 外交実施体制の整備・強化 227 外交実施体制の整備・強化 227 外交情報通信基盤の整備・拡充 233 経済協力 233 経済協力 233 地球規模の諸問題への取組 251 分担金・拠出金 261 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 263

次

基本目標 I 地域別外交

施策 I-1 アジア大洋州地域外交

平成 30 年度事前分析表

					() 1 JJ H / /
施策名(※)	アジア大洋州地	或外交			
	アジア大洋州地	域の安定と繁栄	の確保を目指し、地域	或協力を推進するとの	ともに、域内諸国・地
	域間における未来	に向けた友好関	係を構築するため、以	以下を推進する。	
	1 東アジア地域	の地域協力を通	じて地域の安定と繁美	ドを確保するととも(こ、域内各国との連携
	を強化する。				
	2 北朝鮮をめく	る諸懸案を包括	的に解決し、その上で	で、我が国と北東ア会	ジア地域の平和と安定
	に資する形でE	朝国交正常化を	実現する。		
	3 大局的観点カ	ら重層的で未来	志向の日韓関係を構築	をし、これを通じて(の地域の平和と繁栄に
	寄与する。				
	4 「戦略的互惠	【関係」 に基づい	た日中関係の更なる推	推を通じて、国際	社会の期待に応えてい
	く。また、日モ	ンゴル互恵関係	を一層深化させる。		
	5 我が国とメニ	レ川流域5か国	(タイ、ベトナム、カ	ンボジア、ラオス及	びミャンマー)との間
施策目標					ンフラ海外展開等によ
	る経済外交を推	進するとともに	、各種経済協議を通し	た貿易投資環境の	整備. 同地域を広域的
					国間関係の強化や地域
	の安定と発展を				
			. 東ティモール. フィ	ィリピン、ブルネイン	及びマレーシアとの二
		•	げるための外交を展開		
	7 南西アジア諸	国との二国間関	係を更に強化し、同地	地域全体の安定と繁烈	業に寄与する。また.
			で開かれたインド太平		
	8 豪州及びニュ	.ージーランド(N	Z)との二国間関係及(「日豪においては日	豪を含む多国間協力を
	更に強化すると	ともに、太平洋	島嶼国との友好協力関	関係を深化し、国際	社会等における我が国
	の取組への支援	を確保する。			
	豊かで安定し	開かれたアジア	大洋州地域の実現は、	日本の平和、安定は	及び繁栄にとって不可
	欠である。				
目標設定の考		b政方針演説(平)	式30年1月22日)		
え方・根拠	六 外交・安全		· · · ·		
	(地球儀を俯瞰	な(ふかん) する	外交)		
	·第196 回国会外	N交演説(平成30	年1月22日)		
政策体系上の	나나-바이너 -	也以前日夕		政策評価実施予	표수에 도이다
位置付け	地域別外交	担当部局名	アジア大洋州局	定時期	平成31年8月
(X)本施策は	 個別分野を設定し ⁻	ており、「施策の			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の 該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和,安全,繁栄にとって不可欠である,豊かで安定し自由で開かれた東アジアの実現のため,日米 同盟を基軸としながら,二国間関係に加え,日 ASEAN,東アジア首脳会議(EAS), ASEAN+3,日中韓などの多 国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに,地域共通の課題に取り組んでいく。

測定指標1-1 日 ASEAN 協力の進展 *

中期目標(一年度)

ASEAN 共同体強化のため、その中心性・一体性を支持しつつ、経済統合、連結性強化と格差是正を全面的に 支援する。ASEAN 共同体ビジョン 2025 に沿った課題に関連する施策を実施していく。

年度目標(30年度)

29 年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。

1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野 における日 ASEAN 協力を深める。

2 連結性強化と格差是正等 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。

3 日 ASEAN 間での人的交流を拡大する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ASEAN が統合を一層進め、地域協力の中心となることが東アジア全体の平和と繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、地域協力における日 ASEAN 関係の協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。

ASEAN との価値観の共有及び強固な協力関係構築は、日本を含む東アジア全体の平和と繁栄に資するものである。また、ASEAN 共同体は発足から間もなく、更なる統合を後押しするため、より一層の支援が必要である。

測定指標1-2 ASEAN+3(日中韓)協力の進展

中期目標(一年度)

「ASEAN+3協力作業計画2018-2022」に基づき、食料安全保障、金融、教育、健康、環境等、広範な分野の協力を推進する。

年度目標(30年度)

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、「ASEAN+3協力作業計画 2018-2022」に 基づく、様々な分野で実務協力を進展させる。
- 2 また、トラック2の枠組みである東アジア・シンクタンク・ネットワーク(NEAT)の作業部会を活用し、 ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)協定が更に有益なものになるような提言が、11月のASEAN+3首脳会議に提 出されるよう連携を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ASEAN+3は世界の GDP の約4分の1を占める重要な地域枠組みであり、本枠組みの協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で 有益であるため。

「ASEAN+3協力作業計画 2018-2022」は今後の ASEAN+3協力の方向性に大きな影響を与えるものであり、これらの着実な実施は協力の深化という観点から極めて重要である。

測定指標1-3 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展 *

中期目標(一年度)

地域の安定と繁栄のため、EAS を強化するとともに、域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を 目指す。 年度目標(30年度)

引き続き EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項(EAS 参加国大使会合の定期開催, EAS ユニットの本格的活動)が引き続き着実に実施されるよう働きかける。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直な対話を行うとともに、地域共通の課題に対し、首脳 主導で具体的協力を進展させる目的で発足した EAS 協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域 内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

地域の平和と繁栄に貢献していくためには政治・安全保障分野での EAS 強化が必要不可欠である。

測定指標1-4 日中韓三か国協力の進展 *

中期目標(一年度)

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話,協力イニシアティブ等を通じて,未来志向の日中韓協力の枠組みを 推進し,北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

年度目標(30年度)

- 1 27年に開催された日中韓サミット及び28年に開催された日中韓外相会談で一致したとおり、議長国として日中韓サミットを開催し、諸課題に対する日中韓の緊密な連携を確認する。
- 2 様々な政策課題に対して、閣僚級を含む高いレベルでの緊密な意見交換を維持する。
- 3 環境,文化・人的交流,経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに,新しい協力分野を発掘し,協力の深化及び拡大に努める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

地理的な近接性と文化的な深いつながりを有し、東アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる三か国間の交 流や相互理解の促進を測ることは、北東アジアの安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策 目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。

未来志向の様々な日中韓協力の枠組みを様々なレベルの政策対話や協力イニシアティブを通じて推進することが重要である。

測定指標1-5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標(一年度)

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

年度目標(30年度)

- 1 アジア協力対話(ACD)等,上記測定指標にあるもの以外の枠組みで,閣僚級を含む高いレベルによる関係国 との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS プログラムを継続する。同事業により、対外発信力を有し 将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

上記測定指標1~4以外の地域協力の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。 様々な地域協力枠組みや人的交流事業である JENESYS プログラムを通じ、幅広い分野で域内各国との連携を 強化することは重要である。

測定指標1-6 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数

	年度目標値	中期目標値				
	30 年度	一年度				
	9	_				
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						

総理大臣及び政務三役の関連国際会議の出席は、東アジア地域の地域協力を通じた地域の安定と繁栄の確保、 域内連携の強化という目標を達成するに当たって重要な要素となるため。

(参考) 26年度8回, 27年度8回, 28年度8回, 29年度6回

我が国としてハイレベルの出席が必要な会議数を踏まえて目標を設定した。

参考指標:日ASEANの貿易量(総額)(単位:億円)

(出典:財務省貿易統計)

				単位:	百万円		行政
達成手段名				予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)	[予算額	レビ
(関連施策)		測定 指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	ュー 事業 番号
①東アジア	1 日 ASEAN 協力	1-1	52	101	96	104	001
における地		1–6	(14)	(58)	(44)		
域協力の強							
化	ートメント及び同実施計画, 26 年の日						
(昭和 27 年							
度)	につき、着実な履行を通じ日 ASEAN 関係						
	を一層強化する。 このような取組により、アジア大洋州						
	地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域						
	協力を推進するとの施策目標の達成に寄						
	与する。						
	2 ASEAN+3協力	1–2					
	「ASEAN+3協力作業計画2018-2022」に	1–6					
	基づき、公衆衛生など広範な分野の協力						
	を推進する。						
	このような取組により、アジア大洋州						
	地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域						
	協力を推進するとの施策目標の達成に寄						
		1 0					
	3 東アジア首脳会議(EAS)協力 EASを地域のプレミア・フォーラムとし	1–3 1–6					
	て強化し、政治・安全保障の扱いを拡大	10					
	し、機構を一層強化していく。						
	このような取組により、アジア大洋州						
	地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域						
	協力を推進するとの施策目標の達成に寄						
	与する。						
	4 日中韓協力	1–4					
	環境、文化、経済等既存の協力分野を	1–6					
	更に発展させるとともに、新しい協力分						
	野を発掘し、協力の深化及び拡大に努め						
	_ る。	l					

	このような取組により、アジア大洋州 地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域 協力を推進するとの施策目標の達成に寄 与する。 5 各地域協力枠組みにおける協力及び 人的交流事業である JENESYS プログラム を推進する。 このような取組により、アジア大洋州 地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域 協力を推進するとの施策目標の達成に寄 与する。	1–5 1–6	15	13	4	4	002
 ②アジア紛 争下での女 性尊厳事業 (19 年度) 	台湾、フィリピン各地に在住する元慰 安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援 を行う。元慰安婦は既に高齢であり、身 体が不自由な方も多いため、それぞれを 巡回訪問しながら対象者の近況を確認 し、情報収集及び各国の元基金関係者と のネットワークを維持する。インドネシ アに関しては、医療福祉施設への支援・視 察及びインドネシア政府関係者との意見 交換等を中心に事業を実施する。 このような取組は、域内諸国において 我が国の慰安婦問題に対する立場や取組 の正しい理解を得ることにより、施策の 目標達成に資する。		(11)	(13)	4(0)	4	002
 ③旧外地関 係整理 (昭和 26 年 度) 	樺太庁, 関東局及び南洋庁)等に関連する	_	207. 4 (0)	70 (0. 1)	70 (0)	49	003

個別分野2朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

拉致,核,ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し,その上で,我が国と北東アジア地域 の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

測定指標2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展 *

中期目標(一年度)

国際社会と連携しつつ核・ミサイルといった諸懸案の解決に向けた動きを前進させる。

年度目標(30年度)

「対話と圧力」,「行動対行動」の原則の下,国連の場を含め、米国,韓国,中国,ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら,北朝鮮の核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

北朝鮮は、29 年度、6回目の核実験を強行するとともに、日本上空を通過した2発を含め11 発以上の弾道 ミサイルを発射し、その核・ミサイル能力の増強は、日本及び国際社会の平和と安定に対するこれまでにない、 重大かつ差し迫った脅威となっている。同問題の解決に向けた進展を測ることは、施策の進捗を把握する上で 有益であるため。

核・ミサイル問題をはじめとする北朝鮮をめぐる問題を解決するためには、国連の場を含め、関係国との緊密な連携が不可欠であるため。

測定指標2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展 *

中期目標(一年度)

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

年度目標(30年度)

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下,引き続き,国際社会と緊密に連携しながら,一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく,拉致問題の解決に向けた動きを前進させる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

拉致問題は、安倍内閣の最重要課題。あらゆる機会を捉えて拉致問題の早期解決に向けて前進を図っていく 必要がある。

引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実 現すべく、あらゆる努力を傾注することが重要。

測定指標2-3 日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を除く)					
	年度目標値 中期目標値				
	30 年度	一年度			
	6	—			
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					

日米韓の首脳・外相・次官級での会談は、北朝鮮問題について、日米韓の連携を確認する重要な機会であり、 進捗状況を測る上で有益であるため。

米国及び韓国との間で、ハイレベルにおいて、国連の場も含めた緊密な連携を確認し、日米韓三か国で政策 のすり合わせを行い、安全保障面を含む日米韓の協力を推進していくことを定期的に確認していくことが重要。 30年に入り、北朝鮮の側から対話を求める動きがあるが、北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的 な方法での核・ミサイルの廃棄を実現するために、日米韓の緊密な連携の重要性が高まっている。

<u> 手段</u>							
				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	 達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	連成十段の版安寺(注)	測定					<u>-</u> د
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①日朝関連	1 北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向	2-1	30	31	30	30	004
(昭和 23 年	けた取組	2–3	(23)	(22)	(22)		
度)	北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決						
	に向け、日米韓の緊密な連携を軸としつ						
	つ、中国、ロシアも含めた関係各国と連						
	携し、北朝鮮に対し、非核化などに向け						
	た具体的行動をとるよう引き続き求めて						
	いく。						
	この取組は、北朝鮮の核・ミサイル問						
	題を解決することに寄与する。						
	2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向	2–2					
	けた取組	2–3					
	日朝間の協議や各国との会談及び国際						
	会議等のあらゆる機会をとらえ、北朝鮮						
	が拉致問題の解決に向けた具体的な行動						
	をとるよう、北朝鮮に引き続き求めてい						
	く。また、拉致問題に関するものを含め、						
	北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行						
	2。 この取組は、拉致問題の完全解決及び						
	日朝国交正常化に向けた動きを前進させ						
	ることに寄与する。						
		l				l	

個別分野3 未来志向の日韓関係の推進

施策の概要

大局的観点から未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。

測定指標3-1 未来志向の日韓関係の構築 *

中期目標(一年度)

首脳・外相会談等の実施を通じた、あらゆる分野における日韓関係の更なる深化。

年度目標(30年度)

首脳・外相会談等の実施を通じ、様々なレベルで意思疎通を図り、政治・経済・文化等、幅広い分野において、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。そのため、文在寅政権との間で緊密な連携を図っていく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日韓両国の連携と協力は、地域の繁栄と発展にとって不可欠。こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日韓間で引き続き様々なレベルで意思疎通を図り,政治・経済・文化等,幅広い分野において協力関係を強 化することが重要である。

測定指標3-2 人的交流の拡大

中期目標(一年度)

日韓間の人的往来を一層拡大する。

年度目標(30年度)

外務省及び在韓国大使館が広報を含む後援を行ってきている「日韓交流おまつり」の開催や「対日理解促進 交流プログラム」(JENESYS2018)の実施といった、各種事業の実施を通じ、日韓間の人的往来のより一層の拡 大を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日韓両国民の相互理解を進展させ、両国民間の強固な関係を構築することが、未来志向の日韓関係を築いていく上で不可欠であるため。

日韓両政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じ、日韓間の交流を深化・拡大していくことが必要である。

測定指標3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 *

中期目標(一年度)

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

年度目標(30年度)

日中韓自由貿易協定(FTA)及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の進展に向けた取組や,韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関する,WTOに設置された紛争解決小委員会による30年2月の報告書発表の検討結果を受けてのフォローアップや韓国側への働きかけ,(一財)日韓産業技術協力財団等を通じて,幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠|

日韓両国は相互に重要な貿易・投資相手国であり、緊密な日韓経済関係を一層強固にすることが重要。この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日韓両国としてアジア地域の経済統合に主導的な役割を果たすために、多国間連携を含む各種経済連携交渉や協議に取り組むことが重要である。

測定指標3-4 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

中期目標(一年度)

国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。

年度目標(30年度)

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、安全保障を含む幅広い分野において二国間の連携・協力 を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

北朝鮮の核・ミサイルに対応し、朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での核・ミサイルの廃棄を実現するためには、日韓の協力が重要。地域の平和と安定にとって日韓両国の協力と連携は不可欠である。こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日韓間で引き続き様々なレベルで意思疎通を図り,安全保障を含む幅広い分野で協力関係を強化することが 重要。

測定指標3-5 日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)

	年度目標値	中期目標値				
	30 年度	一年度				
	5	—				

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

首脳・外相会談は両国関係の重要性・緊密性を確認する重要な機会であり、施策の進捗状況を測る上で有益 であるため。

高いレベルで日韓間の意思疎通を図る機会が必要。朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な非核 化を達成するために、日韓が緊密に連携し、また、慰安婦問題に関する日韓合意を着実に実施することが引き 続き重要であるため、29 年度同様の目標を設定した。

参考指標:内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回 答割合(%)

行政							
		単位:百万円					
事業	当初		予算額計		関連		達成手段名
レビ	予算額		(執行額)		する	達成手段の概要等(注)	(開始年度)
ユ —					測定	建成十枚の城安寺(注)	(開始牛皮) (関連施策)
事業	30年度	29 年度	28 年度	27 年度	指標		(則建旭束)
番号							
005	41	42	46	59	3–1	1 政治レベルの意思疎通の促進	①未来志向
		(28)	(38)	(37)	3–5	日韓関係の更なる深化のため,首脳・外	の日韓関係
						相会談を実施する。様々なレベルで意思疎	推進経費
						通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠	(*)
						である。	
					3–2	2 人的交流の拡大	
						日韓関係の更なる深化のため、青少年交	
						流の一層の促進、交流事業開催の活性化、	
						地方間交流の促進等を実施する。人的交流	
						の拡大は両国の包括的な友好関係の強化	
		42	46	59	3–1 3–5	日韓関係の更なる深化のため、首脳・外 相会談を実施する。様々なレベルで意思疎 通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠 である。 2 人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、青少年交 流の一層の促進、交流事業開催の活性化、 地方間交流の促進等を実施する。人的交流	の日韓関係 推 進 経 費

1		r	l	l	I	I	1 1
	に大きく貢献する。 3 日韓間の過去に起因する諸問題への	2 1					
	3 日料间の過去に起める諸同題への	3-1					
	12111 慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解						
	決されることを確認した日韓合意を誠実						
	に履行していく。また、日韓関係の更なる						
	一定履行していて。また、百韓国家の更なる 一深化のため、在サハリン韓国人支援、朝鮮						
	半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な						
	中島山夕日の還有医屋文振寺の八道的な 協力を継続する。過去に起因する二国間問						
	題への取組は未来志向の日韓関係を構築						
	していないでは、「「「」」」では、「「」」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、						
	9 る前徒末行となる。 4 日韓間の懸案への対応(竹島問題, EEZ	3–1					
	4 口韓間の窓梨、の対応(竹島向處, LL2) 境界画定等)	5-1					
	日韓関係の更なる深化のため、竹島問題						
	毎日韓間の 野日韓間の 懸案の 平和的な 解決を図るた						
	サロ韓間の恋菜の千和時な解決を図るた め引き続き粘り強い外交努力を行う。竹島						
	問題, EEZ境界画定問題等に関する取組は、						
	市場、正式場所国民市場等に対象の状態は、 未来志向の日韓関係の構築に向け不可欠						
	本本心向の口程度床の構実に向け不可入してある。						
	- このる。 5 経済関係緊密化のための各種協議等	3–3					
	の推進	55					
	幅広い分野における日韓経済関係の強						
	化に取り組むことは、日韓関係の更なる深						
	化に資するものである。						
②安全保障		3–4				_	
分野におけ							
る協力の推	保障分野において緊密に連携することは、						
進	日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定						
	にとって不可欠である。						

個別分野4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル間の互恵関係の強化等

施策の概要

1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は 重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有して おり、「戦略的互恵関係」に基づいた日中関係の更なる推進を通じて、国際社会の期待に応えていく。

2 モンゴルは、日本と基本的価値を共有する地域の重要なパートナーであり、引き続き「戦略的パートナー シップ」として位置づけた友好的な関係を真に互恵的なものへと発展させるため、ハイレベルの対話を始め として、両国間で多層的な対話を促進する。

測定指標4-1 日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外) *

中期目標(一年度)

「戦略的互恵関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に向け、様々な分野・レベルでの協力・対話を強化していく。

年度目標(30年度)

日中平和友好条約締結40周年という節目を捉え、「戦略的互恵関係」の考え方の下、大局的な観点から、全面的な関係改善を進めていく。

こうした観点から、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、 日中間で進めるべき協力としては、以下を実施する。

- ・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
- ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
- ・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

中国との関係については、経済関係や人的交流がますます緊密化して相互依存関係が深まり、日中関係は日 中双方にとって最も重要な二国間関係の一つとなっている。また、喫緊の課題である北朝鮮問題への対応を含 め、日中両国は地域と国際社会の平和と安定のために大きな責任を共有している。こうした観点から「戦略的 互恵関係」を深化させていくことが重要であるが、そのためには、様々な分野・レベルでの協力・対話を強化 していくことが必要であり、その具体的取組の目標を設定し実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重 要である。

具体的には、日中平和友好条約締結40周年という節目を捉え、ハイレベルを含む活発な要人往来を実現し、 関係改善の基礎となる政治的相互信頼を強化するとともに、政治レベルのみならずあらゆるレベル・分野での 対話と交流を促進する必要がある。同時に、日中間には、様々な懸案も存在しており、東シナ海を「平和・協 カ・友好の海」とするべく両国間の協力を推進することは、「戦略的互恵関係」の深化に資するものである。 また、日中関係の進展の具体的な形として、各種条約・協定の締結に向けた取組を一つの目標に掲げたことに 加え、二国間関係のみならず、日中両国が地域・グローバルな課題の解決に共に貢献していくべく、具体的な 対話・協力を進めることも目標とした。

測定指標4-2 日中における「戦略的互恵関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)

中期目標(一年度)

日中「戦略的互恵関係」を進めるため、様々なレベルで対話と協力を積み重ねていく。

年度目標(30年度)

経済分野における日中間の各種対話,交流が活発に行われた29年の流れを受け,中国との間では、「戦略的 互恵関係」を経済面においても一層具体化させるため,様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。 その中でもとりわけ重要な事項は以下のとおり。

*

1 日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国経済、地域・グローバルな経済における課題に関す る協力を強化する。

- 2 経済面の協力の更なる発展と各分野(金融,観光,貿易,環境・省エネ等)の協力の深化,民間企業間の ビジネス促進や,第三国への日中のビジネス展開等,幅広い分野における協力を推進・具体化していく。
- 3 東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品に対する輸入規制等)の克服に向け、中国側に粘り強 く働きかけていくとともに、日本の魅力を積極的かつ適切に発信していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日中両国は、世界経済に重要な影響力を有しており、また両国の経済関係は緊密かつ相互依存的である。両 国にとって、「戦略的互恵関係」の基本的な考え方にのっとり、幅広い分野における協力を推進していくこと、 またそのための対話を積み重ねていくことが重要であり、日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレベル経 済対話等を着実に実施していく必要がある。

経済面の協力の更なる発展と各分野(金融,観光,貿易,環境・省エネ等)の協力の深化,民間企業間のビジネス促進や,第三国への日中のビジネス展開等,幅広い分野における協力の促進及び具体化を図っていくことは,「戦略的互恵関係」の推進の観点からも重要である。

一方,中国による日本産品に対する輸入規制撤廃に向け中国側へ引き続き粘り強く働きかけるとともに,日本の魅力の積極的な発信等を通じて風評被害対策を進めていく必要がある。

以上のことから、上記の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標(一年度)

「戦略的パートナーシップ」の更なる発展に向け、幅広い分野における協力を強化していく。

年度目標(30年度)

29年3月に両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の2年 目に当たり、本行動計画の趣旨である互恵的な協力関係を構築するための施策を実施する。特に重要な施策は 以下のとおり。

・ハイレベル交流の維持・強化、既存の各種政府間対話の開催を通じた戦略的関係の強化

・IMFの支援プログラムを通じたモンゴル財政の立て直しに向けた支援

・文化・人的交流の推進

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

モンゴルは、日本と基本的価値を共有する、地域の重要なパートナーである。日モンゴルのハイレベル交流 や各種政府間対話の実施を通じた関係強化は、我が国の安全保障環境や地域の戦略環境が一層厳しさを増す中 において、その重要性が高まってきている。さらに、資源価格低迷への対応の遅れ等から極めて厳しい経済・ 財政状況に陥り、IMFの支援プログラム(29年から3年間)を受け入れて経済・財政の立て直しを目指すモン ゴルに対し、我が国として、他ドナーと協力しつつモンゴルの自立的発展を支援することは、二国間関係にと どまらず、地域の安定を確保する上で重要な意味を持つ。また、文化・人的交流は、裾野の広い関係を構築し ていく上で重要な基盤となるものであり、可能な限り深化させることが重要である。

測定指標4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標(33年度)

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

年度目標(30年度)

1 日モンゴル経済連携協定の着実な実施を推進する。

2 「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」の実施を通じて、両国経済関係を拡大・ 深化させる。具体的には、貿易・投資のための官民合同協議会の開催等により、日本企業のモンゴル投資を 側面支援すること、モンゴルの工学系高等教育機関の機能強化、日本への留学及び「モンゴル・日本人材開 発センター」を通じた産業人材の育成を支援すること等を通じて協力していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国とモンゴル国の間では、28年6月に経済連携協定が発効し、29年3月には両国外相間で「戦略的パー

トナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名した。この行動計画は政治・安全保障,経済,文化・人的交流・人材育成といった幅広い分野において,33年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力を具体的に明記している。また,日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで,両国間で一層互恵的な「戦略的パートナーシップ」を構築することを目標としている。経済連携協定の着実な実施や租税条約に関する事務レベルでの実務的協議の推進も両国間の経済関係を強化するインフラの一つとして非常に重要である。これらの取組を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標4-5 日台実務関係の着実な進展

中期目標(一年度)

良好な日台関係を維持・発展させていく。

年度目標(30年度)

- 台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野での更なる協力の深化。
- 2 文化交流等を通じた相互理解の深化。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーである。今後とも各分野における更なる協力関係の強化が必要であり、こうした台湾との 実務関係の着実な進展に向けた取組を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

近年,投資,オープンスカイ,マネーロンダリング防止,漁業,租税等の様々な分野で日台間の実務協力を 進める協力文書が作成されており,29年度は、公益財団法人交流協会と亜東関係協会の間で「税関相互支援の ための日台民間取決め」,「文化交流の協力に関する覚書」,「海難捜索救助分野の協力に関する覚書」が署 名された。こうした実務分野における台湾との協力関係を更に深化させていくため,30年度も引き続き,日台 貿易経済会議を始め各種枠組みを通じた対話や意思疎通の強化,経済分野での更なる協力の深化や,文化交流 等を通じた相互理解の深化に向けた取組を行っていくことが重要である。

測定指標4-6 日中及び日モンゴル間の	の首脳,外相会談の実施回数(電話会談を除く)				
	年度目標値	中期目標値			
	30 年度	一年度			
①日中	1)6				
②日モンゴル	② 3	—			
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
- ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴル	レとの関係強化という施策の進捗を把握	する上で有益。			

中国との首脳,外相会談の実施回数については、今後とも同国との関係改善を図っていくことが極めて重要であるため、首脳・外相間で緊密に意思疎通を図っていくべく、年度目標値のとおり設定した。 モンゴルについては、29年度実績を上回る回数を実施することを目標とした。

測定指標4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)					
	年度目標値	中期目標値			
	30 年度	一年度			
	4	-			
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
「化党庁哭禁止冬約」に其づき、我が国け中国における濃華化党庁哭を廃棄する美務があり、 24 年を日標に					

「化学兵器禁止条約」に基づき、我が国は中国における遺棄化学兵器を廃棄する義務があり、34年を目標に これを完了することとされている。中国各地で発見されている化学兵器が、現地調査を通じて我が国に廃棄の 義務がある遺棄化学兵器であるか否かを判断することは、右廃棄義務を履行する上で重要であり、中国側と調 整の上、遺棄化学兵器の早期廃棄完了に向けて着実に現地調査事業を実施していく必要があるところ、30年度 は4か所で実施することとなった。

				単位:	百万円		行政
法武士		関連		予算額計		当初	事業
達成手段名 (開始年度)	、きよチのの無再なくけい	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始牛皮) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	測定					그ㅡ
(則主心束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①日中・日モ		4–1	500	459	436	417	009
ンゴル関係	なレベルにおける頻繁かつタイムリー	4–6	(413)	(385)	(207)		
の推進	な日中間の対話の実施						
(昭和 18 年							
度)	あり、緊密な経済関係や人的・文化的交流						
	を有し、切っても切れない関係にある。同						
	時に、日中両国は政治・社会的側面におい						
	て多くの相違点を抱えており、隣国同士で						
	あるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が						
	生じることは避けられない。個別の課題が						
	あっても、関係全体に影響を及ぼさないよ						
	うにしていくことが重要であるとの考え						
	方に基づき、両国の首脳、外相、その他関						
	係閣僚による相互訪問の拡充により,頻繁						
	かつタイムリーなハイレベル対話を実施 する。						
	9 る。 上記達成手段の実施により期待される						
	立記達成于段の実施により期待される。 効果である、首脳間の信頼関係強化、両国						
	の国民感情の改善、経済関係の一層の強						
	の国民恐怖の成善、経済国际の一層の強い、 化、対日理解の増進は、いずれも日中両国						
	の首脳間の合意である「戦略的互恵関係」						
	の更なる充実という目標を達成するため						
	いてなる元気という口候を注意するため						
	2 新日中友好 21 世紀委員会, 日中歴史	4–1					
	共同研究の実施等,民間有識者を含む重	• •					
	層的な交流の推進及び各種招へい事業						
	の重層的実施による対日理解強化						
	文化、経済、学術等、幅広い分野におけ						
	る日中両国の有識者の重層的な交流を推						
	進し、両国の相互理解及び国民感情の改善						
	を図るとともに、中国の青少年(学者、記						
	者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層						
	的に行うことにより、中国の若い世代の対						
	日理解を強化・促進する。						
	上記達成手段の実施により期待される						
	効果である,両国の国民感情の改善,経済						
	等幅広い分野での関係の一層の強化、対日						
	理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間						
	の合意である「戦略的互恵関係」の更なる						
	充実という目標を達成するために必要で						
	ある。						
	3 日中ハイレベル経済対話を始めとす	4-2					
	る各種経済協議	4–6					
	外相を議長とし両国の閣僚級が参加す						
	る日中ハイレベル経済対話(HED)から、事						
	務レベルの協議まで、日中間で各種の経済	L					

 ②アジア友 好促進補助 金 (昭和 47 年) 	ップ」の構築に向けた取組の促進 「戦略的パートナーシップ」の構築に向 け、「戦略的パートナーシップのための日 本・モンゴル中期行動計画」に基づき、ハ イレベル往来及び経済関係の強化、人的・ 文化交流の活性化、地域・地球規模の課題 への取組における連携強化の4本柱の下 で、具体的な関係強化を図っていく。 このような取組により、日モンゴル関係 の一層の深化との施策の目標の達成に寄 与する。 台湾に関する我が国の立場を堅持しつ つ、台湾との実務関係の窓口である日本台 湾交流協会を通じ、関係維持のための様々 な取組を行う。	4-3 4-4 4-6	1, 383 (1, 355)	1, 469 (1, 400)	1, 627 (1, 587)	1, 684	007
度)	こうした取組は、日台の実務関係を維持 しつづけるために必要である。						
③中国遺棄化学兵器問題への取組(4年度)	中国各地でいまだに発見される旧日本 軍の化学兵器の存在を確認するため、現地 調査によって状況を確認するとともに、当 該遺棄化学兵器が中国各地でもたらす住 民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさな いように適切な措置をとる。 こうした取組は日中関係の維持に不可 欠である。	4–1 4–7	588 (560)	571 (521)	776 (670)	598	008
 ④中国にお ける日本理 解促進に係 る経費 (27 年度) 	中国社会が直面する様々な課題は、日本 がかつて又は現在も直面するものも多く、 日中協力の可能性は大きいが、中国におい てこれらに関する冷静かつ客観的な情報 はなおも限定的。こうした中で、中国の知 識人や一般国民に対し、環境や高齢化、又 民主的な政治制度等に係る我が国の取組 や制度について理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される 効果である、国民レベルでの対日理解の増 進、共通課題における協力に対する認識の 強化等は、日中両国の首脳間の合意である 「戦略的互恵関係」の更なる充実という目 標を達成するために必要である。	4-1	12 (10)	8 (8)	1 (0.4)	 1	006 ★ BZ2 G51

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ,ベトナム,カンボジア,ラオス及びミャンマー)との間において,政 府間の要人往来を始め,政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流,インフラ海外展開等による 経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備,同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の 促進などの取組を通じて,地域全体の安定と発展を図る。

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化 *

中期目標(一年度)

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する(毎年,全てのメコン各国と,首脳・ 外相会談を実施)。
- 2 第10回日メコン首脳会議及び第11回日メコン外相会議を開催し、「新東京戦略2015」及び「行動計画」 のフォローアップ、「日・メコン連結性イニシアティブ」の推進を行う。
- 3 議会間,議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 4 日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置しており、地政学的に重要な同地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域 開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の 格差を是正し、統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この 友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において 我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在 力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。

こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要で ある。その際、日本以外の主要国とメコン諸国の往来の回数やレベル、議論の内容も参考にしていく。

27 年7月及び8月に策定した,「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に基づき,28 年7月に立ち上げた「日・ メコン連結性イニシアティブ」の下でメコン諸国との協力を推進すべく,ASEAN 関連外相会議,同首脳会議を 含む要人往来,各種会談・協議及び交流事業を実施することは,地域の安定と繁栄を確保する上で重要である。

測定指標5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標(一年度)

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

年度目標(30年度)

「新東京戦略2015」及び「行動計画」に基づき、「日・メコン連結性イニシアティブ」の下、引き続き中長期的 な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を 一層促進するため、貿易投資環境の整備を進める。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。各種投資委員会、フォーラムを実施し、 メコン地域の貿易投資環境の整備を進め、経済関係の緊密化に取り組むほか、民間企業の大型投資案件等に ついて現地公館を通じ支援を行うことで、日本の強みをいかしつつ、経済分野の関係を強化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

経済協議の実施と貿易投資環境の整備に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

27年7月及び8月に策定した、「新東京戦略2015」及び「行動計画」に基づき、28年7月に立ち上げた「日・ メコン連結性イニシアティブ」の下で各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委 員会等を必要に応じて開催することは、同地域への日本企業の進出を一層促進し、二国間のみならず、メコン 地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める上で重要である。

測定指標5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 *

中期目標(一年度)

首脳,外相会議を通じ,日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて,地域の平和 と安定の強化に取り組んでいく。

年度目標(30年度)

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく,第7回日メコン首脳会議及び第8回日メコン外相会議で策定した「新東京戦略2015」及び「行動計画」をフォローアップする。
- 2 環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し、質の高いインフラ等について議論する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握す る上で有益である。

「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップは、メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。また、グリーン・メコン・フォーラムの開催は、メコン地域諸国との協力を環境及び官民連携の視点から強化する上で重要である。

測定指標5-4 勇	見人往来数(政務官レベル以上)
-----------	-----------------

年度目標値	中期目標値
30年度	一年度
往来数のほか、往来の成果、国際情勢、	
他の主要国との比較等を踏まえた、メ	_
コン諸国との協力関係強化等の観点	
から適切な水準	

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

地域諸国との間の要人往来数の測定は、日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で、有益である ため。

緊密な往来を実現し、各国との関係強化を図るため、上記のとおりの水準とした。

測定指標5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

中期目標

日本とベトナムの経済連携強化のため、関係省庁・国際厚生事業団(JICWELS)・受入れ病院・施設・関係自治体と連携しつつ、経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

年度目標(30年度)

- 1 約12か月間の訪日前日本語研修の修了人数の8割以上が日本語能力試験N3以上に合格する。
- 2 関係省庁・機関・地域との連携を通じ、EPAに基づく外国人看護・介護人材の受入れを推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠 である。この観点から、日越経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として開始され た看護師・介護福祉士候補者の受入れについて強化することは、日越間の経済連携を深化させるものである。 約12か月間の訪日前日本語研修によりベトナム人日本語初学者が日本語能力試験N3((注)日常的な場面 で使われる日本語をある程度理解することができるレベル)以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家 によれば6割~8割程度であるため、8割以上のN3以上合格率を同研修の目標とする。
・未来投資戦略2017(29年6月9日 閣議決定)
中短期工程表「海外の成長市場の取り込み①」経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進 「日本語能力の向上、国家試験合格に向けた支援等の取組を通じた受入れの一層の拡大等」
・経済財政運営と改革の基本方針2017(29年6月9日閣議決定)
第2章1(1)働き方改革「「働き方改革実行計画」に忠実に従って働き方改革を推進する。」
(参考)働き方改革実行計画工程表(29年3月決定)
項目6.(13外国人材受入れの環境整備
「経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、在留資格「介護」を創設する出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行後、これらの仕組みに基づく外国人材の受入れについて、それぞれの制度趣旨に沿って積極的に進めていく。」
・ニッポンー億総活躍プラン(28年6月2日閣議決定)
4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (1)介護の環境整備
「なお、経済連携協定(EPA)に基づく専門的介護人材の活用を着実に進めるとともに、…略…それぞれの制度

趣旨に沿って積極的に進めていく。」

<u> </u>							
				単位	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始牛皮)	连/戏于校07城安守(注)	測定					고
(則建旭來)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①メコン地	1 要人往来を始めとする対話・交流の	5–1	57. 7	18. 6	16. 9	70. 8	010
域諸国との	継続・促進		(39)	(15. 1)	(17. 3)		
友好関係の	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、						
強化	ミャンマーとの一層の関係強化のため,						
(16 年度)	要人往来、各種会談・協議及び交流事業						
	を実施する。						
	これにより、メコン地域諸国との伝統						
	的な友好関係の更なる強化を図る。						
	2 東南アジア対外関係調査	5–1					
	東南アジアにおける中国の影響力の増						
	大についての情報収集及び分析、並びに						
	それらを踏まえた資料作成を行う。						
	要人往来、各種会談協議に向けた準備						
	の一環として、メコン地域を含む東南ア						
	ジアにおいて影響力を増大させている中						
	国の動向について情報収集及び分析を行						
	うことは、メコン地域諸国と戦略的に友						
	好関係を強化していくことにつながる。						
	3 経済協議の推進と貿易投資環境の整	5–2					
	備						
	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、						
	ミャンマーとの一層の経済関係強化のた						
	め、各種経済協議やフォーラムを実施す						
	る。						
	様々な経済協議やフォーラムを通じ						
	て、メコン地域諸国と我が国との間の貿						
	易投資活動を促進することは経済面での						
	関係強化につながる。						
	4 メコン地域開発支援	5–3	1				
	日メコン首脳会議や日メコン外相会議						

	を開催する。		[
	タイ,ベトナム,カンボジア,ラオス,						
	ミャンマーとの一層の関係強化のため、						
	日メコン外相会議、日メコン首脳会議等						
	を通じての協力関係を強化する。また、						
	我が国のメコン地域開発支援は ASEAN 統						
	合を促進し、アジア大洋州地域の重要な プレーヤーである ASEAN 全体と我が国と						
	の関係強化につながる。						
②日・ベトナ		5–5	346	335	321	380	011
ム経済連携		00	(231)	(268)	(293)	000	011
協定に基づ			(201)	(200)	(200)		
く外国人看	者に対し、日本の受入れ病院・施設で就						
護師・介護福							
<u>祉士候補者</u>							
に対する日	か月間の日本語等研修を行う。						
本語研修	訪日前日本語研修及び滞在期間の延長						
(25年度)	の実施に加え、厚生労働省が実施する国						
	家試験不合格者の再受験支援への協力を						
	行う。その他、関係省庁・機関・地域と						
	の連携の強化のための取組を実施する						
	(国際医療・福祉専門家受入れ支援懇談						
	会への出席、関係省庁・機関間会議及び						
	日本語研修事業報告会の開催、国際厚生						
	事業団(JICWELS)による巡回訪問への同						
	行視察,地方自治体の取組への支援等)。						
	これらにより、日越間の経済連携を強						
	化させる。						
③カンボジ		5–1	—	—	—	7	新
ア総選挙へ							30-
の選挙監視							001
要員派遣経							
費	であるものの、実施が妥当と判断されれ						
(30年度)	ば、我が国として選挙監視団を派遣する。						
	選挙プロセスの透明性向上に寄与する						
	とともに、我が国の選挙改革支援の効果						
	も検証し、カンボジアにおける民主主義						
	の更なる定着を支援する。選挙監視への						
	参加を含む選挙改革支援は、29年8月の						
	首脳会談においてカンボジア側から要請						
	されたものであり、両国関係の強化にも 資する。						
	<u> </u>			/-= □ #*の+		ᆕᅉᇊᄪᆇ	ᄽᇭᇏ

個別分野6 インドネシア,シンガポール,東ティモール,フィリピン,ブルネイ,マレーシアとの友好 関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

測定指標6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 *

中期目標(一年度)

インドネシア,シンガポール,東ティモール,フィリピン,ブルネイ及びマレーシアとの信頼関係及び協力 関係を向上する。

年度目標(30年度)

- 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進について、次の取組の実施に努める。 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化
- 例: ASEAN 議長国であるシンガポールとの関係強化等
- 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化
- (1) 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現。
- (2) 日・インドネシア国交樹立 60 周年(30年) 関連行事の実施により交流を強化。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の実施は、双方の外交関係の一層の強化や安全保 障分野における連携強化、各種経済案件における協力進展に寄与し、関係強化における重要な要素であり、そ の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標6-2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 *

中期目標(一年度)

個別案件での支援等によりインフラ輸出支援を強化するとともに、経済連携協定(EPA)の着実な実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

年度目標(30年度)

- 1 各国でのインフラ輸出支援等を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA, 日フィリピン EPA に基づく看 護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験の合格率向上、及び候補者の受入れ拡大を目指し、 効果的な日本語研修の実施に努める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

アベノミクスを推進する安倍政権にとって、経済外交は優先事項であり、各国との経済分野での関係緊密化 についての実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

インフラ輸出の促進と EPA の推進は、未来投資戦略においても優先事項として取り上げられており、二国間 経済関係の強化に資する。

測定指標6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標(一年度)

平和構築に関する支援や関与,民主主義の普及・定着への貢献,防災分野における協力等を実施することに より,地域及び国際的課題に共に対応する。

年度目標(30年度)

- 1 東ティモールに対するインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力 等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、自治政府発足のための支援を含め引き続きダバオの都市開発、インフラ整備、農業・生計向上、マラウィ復興支援等の取組を含め、支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムの結果を踏まえつつ地域における民主主義の普及と定着を 我が国としても後押しすべく,関与を継続する。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現のため、各国への 働きかけを継続する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

安全保障協力の枠組みとして、平和構築支援や安定した社会の制度設計での分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

東ティモールへの無償資金協力等をはじめとした、国づくり支援やフィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和構築支援の成功例であり、継続が重要である。

測定指標6-4 要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

年度目標値	中期目標値
30年度	一年度
往来数のほか,往来の成果,国際情勢,	
他の主要国との比較等を踏まえた、各	_
国との協力関係強化等の観点から適	
切な水準	

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する 上で有益であるため。

二国間関係強化や地域情勢等について高いレベルで意思疎通を図る必要があるため、上記のとおり目標を設定した。

| 測定指標6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れの推進

日本語能力試験N3(日常的な場面で使	年度目標値	中期目標値
われる日本語をある程度理解することがで	30 年度	一年度
きるレベル)程度の達成率	90%	_

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日本語研修終了時に日本語能力検定試験N3程度に一定割合の候補者が達しているかが、日本語研修の成果 指標となるため。

(注) N3:日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル

28年度と29年度の実績が、それぞれ89.2%と91.3%であるため、右実績を確保すべく90%を目標とした。

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	「			予算額	レビ	
(関連施策)	建成于汉•列城安守(江)	測定					그ㅡ
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①東南アジ	1 要人往来を始めとする様々なレベル	6–1	9	16	14	13	013
ア島嶼国と	での対話・交流・協力の継続・促進		(4)	(10)	(11)		
の友好関係	インドネシア,シンガポール,東ティ						
の強化	モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ						
(18 年度)	ーシアとの一層の関係強化のため、要人						

住来を始めとする様々なレベルでの対 話・交流・協力を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係 の一層の強化に寄与する。							-	
 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 2 印Aの着実な実施を含む経済関係緊合-2 密化 インドネシア、シンガボール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの経済関係緊密化のため、各種 協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 3 平和構築等、地域及び国際的課題に 6-3 対する協力 インドネシア、シンガボール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの地域及び国際的課題に 3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する 協力強化に寄与する。 3 中和構築等、地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を存 うことで、双方の外交関係の一層の強化 (2日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア (2日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア (2日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア (2日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア (2日・インド EPAに基づいて防留体部のの強化 (2日・インド EPAに基づいて防留体部を対象に合 6-5 (262) (231) (292) (292) (211) <li< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li<>								
の一層の強化に寄与する。		話・交流・協力を実施する。						
2 印Aの着実な実施を含む経済関係薬 密化 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの経済関係薬密化のため、各種 協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係 の一層の強化に寄与する。 6-3 3 平和構築等、地域及び国際的課題に 対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を行 うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 6-3 ②日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 護師・介護福 主路まえ、関係省庁間の連携強化や制度 社士候補者 面での改善を行いつつ、インドネシア人 候補者の国家試験合格率の向上を図る。 日後日本語 こうした取組による日本語能力の向 研修事業 上、及び国家試験合格率の向上た、イン に対する訪 6-2 270 256 297 290 012		こうした取組により、双方の外交関係						
密化 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの経済関係緊密化のため、各種 </td <td></td> <td>の一層の強化に寄与する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		の一層の強化に寄与する。						
 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの経済関係緊密化のため、各種 協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係 の一層の強化に寄与する。 3 平和構築等、地域及び国際的課題に インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 (20日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア 6-2 (201) (21) (21) (221) (292) (290) (21) (292) (21) (292) (21) (21) (221) (221) (221) (221) (292) (21) (21) (221) (221) (221) (21) (21) (221) (221) (221) (231) (292) (21) (21) (22) (231) (22) (231) (231) (292) (21) (21) (22) (23) (23) (23) (24) (24)	Í	2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊	6–2					
 モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの経済関係緊密化のため、各種 協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係 の一層の強化に寄与する。 3 平和構築等,地域及び国際的課題に オオる協力 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 マリビン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 ごうした相手国との協議・会合等を実施する。 ごうした相手国との協議・会合等を実施する。 ビロレーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 ビロレーシアとの地域及び国際の課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 ビロレーシアとの地域及び国際の課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 ビロレーシアとの地域及び国際の課題に対する ビロレーシアとの地域及び国際の課題に対する ビロレーシアとの地域など国際の強化のため、 ビロレーシアとの地域など国際の強化のため、 ビロレーシアとの地域など国際の強化のため、 ビロレーシアとの地域など国際の強化のなどの ビロレーシアとの地域などのため、 ビロレーシアとの地域などのため、 ビロレーシアとの地域などのため、 ビロレーシアンドネシア、 ビロレーシアンドネジア、 ビロレーシアンドネジア、 ビロレーシアンドネジア、 ビロレーシンドネジア、 ビロレーシンドネジア、 ビロレーシンドネジア、 ビロレーシンドネジア、 ビロレーシンドネジア、 ビロレーシンド、 ビロレーシンドネジア、 ビロレーシンド・ ビロレーシンド・ ビロレーシンド・ ビロレーシンド・ ビロレーシンド、 <!--</td--><td></td><td>密化</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td>		密化						
 ーシアとの経済関係緊密化のため、各種協議・会合等を実施する。こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 3 平和構築等、地域及び国際的課題にかけ、ホームの構築等、地域及び国際的課題に対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力がないため、各種協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした相手国との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間との協議・会合等を実施する。こうした和手間をのかり構成の中国の強化に寄与する。 ②日・インド ②日・インド PAに基づいて訪日するインドネシア 6-2 270 256 297 290 012 ネシア経済 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) 290 012 ネシア経済 4 日本語 1 日本語能力の向白とを図る。 1 日本語能力の向白とを図る。 1 日本語能力の向白とを図る。 1 日本語能力の向白とを図る。 1 日本語能力の向白とな図る。 1 日本語能力の向白とな図る。 1 日本語能力の向白とな図る。 1 日本語 1 日本語能力の向白とな図る。 1 日本語 1 日本語 1 日本語 1 日本語 1 日本語能力の向白とな図る。 1 日本語 1 日本語能力の向白とな図る。 1 日本語 1 日本語能力の向白とな図る。 1 日本語能力の向白とな図る 1 日本語 1		インドネシア,シンガポール,東ティ						
協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係 の一層の強化に寄与する。 6-3 3 平和構築等、地域及び国際的課題に 対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 6-3 ②日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア たっ多のの教交関係の一層の強化 に寄与する。 6-2 270 256 297 290 012 ②日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア たっ多の。 6-5 (262) (231) (292) 012 ②日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア たっ多の。 6-5 (262) (231) (292) 012 ②日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア たっかの動日後研修を行い、特に20年度 く外国人看 6-5 (262) (231) (292) 012 準携に基づ か月間の訪日後研修を行い、つつ、インドネシア人 (対する訪 (検出者の国家試験合格率の向上を図る。 こうした取組による日本語能力の向 研修事業 (24年度) 上、及び国家試験合格率の向上は、イン ドネシア人候補者の増加、ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。 日 日 日 日		モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ						
 こうした取組により、双方の外交関係 の一層の強化に寄与する。 3 平和構築等、地域及び国際的課題に 対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を定 うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 (2日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア 6-2 270 256 297 290 012 ネシア経済 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 4 6-5 (262) (231) (292) 012 ネシア経済 大看護師・介護福祉士候補者を対象に6 5 (262) (231) (292) 012 ネシア経済 大看護師・介護福祉士候補者を対象に6 5 (262) (231) (292) (292) (292) (293) (294) (24年度) ドネシア人候補者の増加、ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。 		ーシアとの経済関係緊密化のため、各種						
の一層の強化に寄与する。 3 平和構築等,地域及び国際的課題に 対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実 施する。 6-3 ごうした相手国との協議・会合等を実 施する。 こうした相手国との協議・会合等を行 うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 6-2 270 256 297 290 012 ②日・インド EPAIに基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 な外国人看 6-5 (262) (231) (292) 290 012 20日・インド EPAIに基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 なり周の訪日後研修を行い、特に26年度 な外国人看 6-5 (262) (231) (292) 290 012 連携に基づ た功目間の訪日後研修を行い、特に26年度 なり国家試験合格率の向上を図る。 6-5 (262) (231) (292) 11 社士候補者 面での改善を行いつつ、インドネシア人 候補者の国家試験合格率の向上を図る。 こうした取組による日本語能力の向 上、及び国家試験合格率の向上は、イン ドネシア人候補者の増加、ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。 11		協議・会合等を実施する。						
3 平和構築等、地域及び国際的課題に 対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 -		こうした取組により、双方の外交関係						
 対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 ②目・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) (21) (21) (22) (23) (24) (24)		の一層の強化に寄与する。						
インドネシア、シンガポール、東ティ モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 - 270 256 297 290 012 ②日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 少か月間の訪日後研修を行い、特に26年度 く外国人看行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 護師・介護福 6-2 270 256 297 290 012 2次外国人看 行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 適での改善を行いつつ、インドネシア人 に対する訪 日後日本語 こうした取組による日本語能力の向 上、及び国家試験合格率の向上は、イン ドネシア人候補者の増加、ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。 -		3 平和構築等,地域及び国際的課題に	6–3					
モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実 施する。 こうした相手国との協議・会合等を行 うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。レーンレーンレーンレーン(2日・インドEPA(こ基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 準携に基づ6-2 (262)270 (256)297 (292)290012ネシア経済人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 増助・介護福祉士候補者を対象に6 は新生工候補者6-5 (262)(231)(292)012連携に基づ が月間の訪日後研修を行い、特に26年度 く外国人看 推動主人、関係省庁間の連携強化や制度 社士候補者 面での改善を行いつつ、インドネシア人 に対する訪 (と対する訪 (資本者の国家試験合格率の向上と、イン (24 年度)ビーン ドネシア人候補者の増加、ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。ビーン レーン レーン レーン レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビーン レーン レーン レーン (24 年度)ビーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビーン レーン レーン レーン (24 年度)ビーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン レーン レーン (24 年度)ビー レーン レーン レーン レーン レーン レーン レーン レーン レーン レーン レーン レーン レー		対する協力						
ーシアとの地域及び国際的課題に対する 協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 270 256 297 290 012 ②日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) 012 本シア経済 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) 012 本シア経済 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) 012 本シア経済 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) 012 支外国人看 行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 護師・介護福 も踏まえ、関係省庁間の連携強化や制度 5 5 5 5 5 5 日後日本語 こうした取組による日本語能力の向 野修事業 上、及び国家試験合格率の向上は、イン (24 年度) 上、及び国家試験合格率の向上は、イン 5		インドネシア,シンガポール,東ティ						
協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 6-2 270 256 297 290 012 (2日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア 6-2 270 256 297 290 012 ネシア経済 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) 012 連携に基づ か月間の訪日後研修を行い、特に26年度 6-5 (262) (231) (292) 14 (公和 小賞福 5部まえ、関係省庁間の連携強化や制度 4 4 4 4 4 4 (公対する訪 候補者の国家試験合格率の向上を図る。 5<		モール、フィリピン、ブルネイ及びマレ						
施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 200 200 200 012 ②日・インド EPAに基づいて訪日するインドネシア 6-2 270 256 297 290 012 ネシア経済 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) 012 ネシア経済 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 6-5 (262) (231) (292) 012 本シア経済 人看護師・介護福 お踏まえ、関係省庁間の連携強化や制度 6-5 (262) (231) (292) 012 文外国人看 行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 56 56 56 56 56 56 56 56 56 56 56 56 57 56 57 50 56 57 57 56 57 57 56 57 57 56 57 5		ーシアとの地域及び国際的課題に対する						
こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。 2000000000000000000000000000000000000		協力強化のため、各種協議・会合等を実						
うことで、双方の外交関係の一層の強化 に寄与する。 -		施する。						
に寄与する。に寄与する。にににの(②日・インドEPAに基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 か月間の訪日後研修を行い、特に26年度 く外国人看 行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 諸語・介護福 も踏まえ、関係省庁間の連携強化や制度 は士候補者 しての改善を行いつつ、インドネシア人 に対する訪 日後日本語 にうした取組による日本語能力の向 研修事業 上、及び国家試験合格率の向上は、イン (24年度)6-2 (270 (231)256 (262)297 (231)290 (292)012 (21小月間の訪日後研修を行い、特に26年度 (262)6-5 (262)(231)(292)11(24年度)市 ドネシア人候補者の増加、ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。11111		こうした相手国との協議・会合等を行						
②日・インドEPAに基づいて訪日するインドネシア 人看護師・介護福祉士候補者を対象に6 連携に基づ6-2 なり月間の訪日後研修を行い、特に26年度 (262)270 (231)290012連携に基づか月間の訪日後研修を行い、特に26年度 イ政事業レビュー公開プロセスでの指摘 i6-5(262)(231)(292)44道師・介護福 社士候補者 に対する訪 田での改善を行いつつ、インドネシア人 に対する訪 (24年度)6-5511455111101010101010111		うことで、双方の外交関係の一層の強化						
ネシア経済 連携に基づ か月間の訪日後研修を行い、特に26年度 く外国人看 行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 護師・介護福 も踏まえ、関係省庁間の連携強化や制度 面での改善を行いつつ、インドネシア人 に対する訪 民補者の国家試験合格率の向上を図る。 日後日本語 ごうした取組による日本語能力の向 上、及び国家試験合格率の向上は、イン (24年度) ドネシア人候補者の増加、ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。		に寄与する。						
連携に基づ か月間の訪日後研修を行い,特に26年度 く外国人看 行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 護師・介護福 も踏まえ,関係省庁間の連携強化や制度 祉士候補者 面での改善を行いつつ,インドネシア人 に対する訪 候補者の国家試験合格率の向上を図る。 日後日本語 こうした取組による日本語能力の向 研修事業 上,及び国家試験合格率の向上は、イン (24 年度) ドネシア人候補者の増加,ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。 1	②日・インド	EPAに基づいて訪日するインドネシア	6–2	270	256	297	290	012
く外国人看 行政事業レビュー公開プロセスでの指摘 護師・介護福 む踏まえ、関係省庁間の連携強化や制度 祉士候補者 面での改善を行いつつ、インドネシア人 に対する訪 候補者の国家試験合格率の向上を図る。 日後日本語 こうした取組による日本語能力の向 研修事業 上、及び国家試験合格率の向上は、イン (24年度) ドネシア人候補者の増加、ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。	ネシア経済	人看護師・介護福祉士候補者を対象に6	6–5	(262)	(231)	(292)		
護師・介護福も踏まえ,関係省庁間の連携強化や制度 面での改善を行いつつ,インドネシア人 に対する訪に対する訪候補者の国家試験合格率の向上を図る。日後日本語こうした取組による日本語能力の向 上,及び国家試験合格率の向上は,イン(24 年度)ドネシア人候補者の増加,ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。	連携に基づ	か月間の訪日後研修を行い、特に26年度						
祉士候補者面での改善を行いつつ、インドネシア人に対する訪候補者の国家試験合格率の向上を図る。日後日本語こうした取組による日本語能力の向研修事業上、及び国家試験合格率の向上は、イン(24 年度)ドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。	く外国人看	行政事業レビュー公開プロセスでの指摘						
に対する訪候補者の国家試験合格率の向上を図る。日後日本語こうした取組による日本語能力の向研修事業上,及び国家試験合格率の向上は、イン(24 年度)ドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。								
日後日本語こうした取組による日本語能力の向研修事業上,及び国家試験合格率の向上は、イン(24 年度)ドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。								
研修事業上,及び国家試験合格率の向上は、イン(24 年度)ドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。	に対する訪	候補者の国家試験合格率の向上を図る。						
(24 年度) ドネシア人候補者の増加,ひいては両国 間の人的交流の強化につながる。	日後日本語	こうした取組による日本語能力の向						
間の人的交流の強化につながる。								
	(24 年度)							
		間の人的交流の強化につながる。						

個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
- 3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

測定指標7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 *

中期目標(一年度)

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

年度目標(30年度)

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップの関係にあり、新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させ るべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話,及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議,日印を含めた多国間協議など を通じて,幅広い分野において日印間の協力関係に加え,両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え、地域連結性の強化や、インド進出日本企業数(1,369 社,4,838 拠点(29 年 12 月現在))を増加させるなど、日印経済関係を更に強化させる。
- 4 日印両国におけるビザの手続きの簡素化,自治体・大学等間における交流の促進,留学生交流数の増加(在 日インド人留学生数1,298人:29年6月現在)など,文化・人的交流分野での協力強化を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

近年,政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、日本の安全保障上,及び日本経済の活 性化にとって重要であり,特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする上記の様々な実績を測るこ とは,施策の進捗を把握する上で有益であるため。

上記の目標の達成は、自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有するインドと継続して 協力関係を進展させる上で、重要である。

·第196回国会施政方針演説(平成30年1月22日)

・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)

測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを 除く) *

中期目標(一年度)

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

年度目標(30年度)

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場を利用するなどして、時宜をと らえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。
- 3 各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流を更に推し進め、友好関係の強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

南西アジア地域は先進国と比較して行政機関の体制が十分に整備されていない国が少なくなく、域内各国との関係強化の契機として要人往来が極めて重要である。同時に、近年各国との協力関係は多面化している傾向 にあり、要人往来以外の協議、交流も重要となっている。このため、これらの実績を測ることは、施策の進捗 状況を把握する上で有益である。

継続的な要人往来は、安定した二国間関係維持・強化のために必要な要素であるが、政治情勢などにより短期的に要人往来数が減少することは避けられないことから、政治情勢に左右されにくい事務レベルでの協議体 を通じた二国関係強化及び人的交流部門での協力強化が、実際の施策の進捗を測るのに有益であり、重要であ る。

測定指標7-3 南西アジア及びインド太平洋地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 中期目標(一年度)

南西アジア地域各国において,自由や法の支配といった国際的な基本的価値の共有を図るとともにインフラを含む開発支援,能力構築支援を通じて地域連結性を強化する。また,各地域枠組みを活用してより広域における連結性の強化を図る。これらを通じ,南西アジア地域及びより広くインド太平洋地域全体の平和と繁栄にも貢献する。

年度目標(30年度)

1 我が国の「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下、各国との間で以下の取組を進めていく。

- (1) 航行の自由,法の支配など基本的価値の普及と定着
- (2)港湾,鉄道などのインフラ整備を通じた連結性強化,経済連携の強化,ビジネス環境整備などによる経済的繁栄の追求
- (3)海洋法執行能力の向上支援、海賊対策、テロ対策、防災などを含む安全保障上の協力

2 南アジア地域連合(SAARC),環インド洋連合(IORA),ベンガル湾多分野技術協力イニシアティブ(BIMSTEC) といった地域枠組みとの連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を始めとする我が国の政策の 発信・浸透を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国からの支援は、災害への人道・復旧支援や開発及び民主化支援等の分野に限られたものではなく、特 に近年ではより広範な分野における能力構築支援や、災害に強く長期的な経済効率性を備えた質の高いインフ ラの整備を通じ、総合的な支援を行っていくことが求められている。また、南西アジア地域はアジアとアフリ カをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋戦略」における重要な結節点にあたり、より広域における地域協力 枠組みとの連携を推進していく必要性が高まっている。これらの取組の実績を測ることは施策の進捗状況を測 る上で有益である。

測定指標7-4 要人往来数				
外交青書資料編に揃える。外交青書の基	年度目標値	中期目標値		
準は以下のとおり。 日本側は皇室,総理大臣,衆参両議院議	30 年度	一年度		
長, 閣僚, 外務副大臣, 外務大臣政務官の 外国訪問。相手国は国家元首, 王族, 首相, 国会議長, 外相, 外相より上位の閣僚, 国 際機関の長で, 日本の外務大臣, 外務大臣 より上位の閣僚と会談のあったもの(外交 青書資料編と同じ)。	往来数のほか, 往来の成果, 国際情勢, 他の主要国との比較等を踏まえた, 各 国との関係促進等の観点から適切な 水準			
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する				
上で有益であるため。 要人往来数は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、可能な限り高い水準を維持することが必要であ り、上記のとおりとした。				

参考指標:日本と南西アジア諸国間の年間貿易額(億円)	
(出典:財務省貿易統計)	

達成手段名	、海武毛沢の振声な(注)	関連	単位:百万円		行政
(開始年度)	連成手段の概要等(注)	する	予算額計	当初	事業

(関連施策)		測定	(執行額)			予算額	レビ
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	ュー 事業 番号
①南西アジ	1 インドとの特別戦略的グローバル・	7–1	42	37	34	36	014
ア諸国との	パートナーシップの拡大・深化	7–4	(49)	(40)	(52)		
友好関係の	首脳を含む様々なレベルでの対話の						
強化	実施による重層的な二国間関係を構築						
(*)	するのみならず、経済関係の強化、人的						
	交流の更なる活性化を進める。						
	同施策を進めることは、多様な分野で						
	の日印関係の強化に寄与し、日印特別戦						
	略的グローバル・パートナーシップの更なるななな						
	なる拡大・深化につながる。 2 要人往来や首脳・外相会談を含む	7–2					
	2 安久住未や自脳・外伯会談を含む 様々なレベルでの対話・交流の継続・促	7-2 7-4					
	様々なレベル Cの対話・交流の 絶続・ 促 進(インドを除く)	/-4					
	南西アジア諸国との間で首脳を含む						
	様々なレベルでの対話を実施するよう						
	努める。また、文化交流を通し、民間レ						
	ベルでの交流促進を側面支援する。						
	こうした政府レベルのみならず、民間						
	レベルでの交流は、親日家を増やすとい						
	う観点からも、長期的な関係を構築し、						
	これら諸国との対話・交流の継続・促進						
	に寄与する。						
	3 南西アジア及びインド太平洋地域の	7–3					
	平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の						
	実施						
	南西アジア地域各国において,自由や						
	法の支配といった国際的な基本的価値						
	の共有を図るとともにインフラを含む						
	開発支援、能力構築支援を通じて地域連						
	結性を強化する。						
	また,各地域枠組みを活用してより広						
	域における連結性の強化を図る。						
	これらを通じ,南西アジア地域及びよ						
	り広くインド太平洋地域全体の平和と						
	繁栄にも貢献する。						

個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とハイレベルでの対話をベースとして、多様な分野で友好関係を強化する。

測定指標8-1 豪州及びNZとの関係強化 * 中期目標(一年度) 日豪・日NΖの「パートナーシップ」を推進・強化する。 年度目標(30年度) 1 日豪関係 (1) 首脳・外相を始めとするハイレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の「特別な戦略的パートナー シップ」の一層の深化を目指す。 (2) 日豪2+2等の協議を通じて、安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。 (3) 共同運用及び訓練を円滑化すべく、行政的、政策的及び法的手続きを改善する相互訪問に関する協定の 交渉を, 日豪2+2の活用を含め, 可能な限り早期に妥結する。 (4) 日豪 EPA に基づく合同委員会や緊密化小委員会の開催等を含む日豪 EPA の積極的運用を進める。また, 日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等を通じて日豪間の交流の促進を図る。 (5) TPP11 の早期発効に向けて、緊密に連携していく。 (6) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第8回太平洋・島サミット(PALM8) における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。 (7)日豪米,日豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。 2 日 NZ 関係 (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、 日 NZ 間の「戦略的協力パートナーシ ップ」の一層の強化を目指す。 (2) TPP11 の早期発効に向けて緊密に連携していく。 (3) 大洋州地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、第8回太平洋・島サミット(PALM8) における協力を含め、二国間の緊密な協力を推進する。 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 「特別な戦略的パートナーシップ」の下、協力関係を深化させている豪州、そして、「戦略的協力パートナ ーシップ」の関係にある NZ との更なる関係強化は、日本の安全保障及び経済にとって非常に重要である。 また 両国は、大洋州地域諸国の中でも、先進国として中心的な役割を果たすと同時に、地域的国際機関・太平洋諸 島フォーラム(PIF)にも加盟する等、同地域他国との関係でも特に重要な位置を占めている。両国との関係強化 に係る様々な取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 最近の日豪, 日 NZ 関係に照らして, 上記の目標の達成は, アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中, 「自 由で開かれたインド太平洋戦略」の実現や、安全保障・防衛、経済分野での協力を強化する上で特に重要であ る。 30年1月のターンブル首相訪日の際には、共同成果文書において、「特別な戦略的パートナーシップ」を一 層強化するとのコミットメントを再確認した。また、Ⅳ については、29 年5月のイングリッシュ Ⅳ 首相の訪 日の際の共同成果文書において、「自由、民主主義、法の支配、人権並びに平和及び安全、自由な貿易及び投 資並びに持続可能な開発に対する強いコミットメントといった共通の価値に立脚した日 NZ 間の戦略的協力パ ートナーシップを再確認」している。 測定指標8-2 太平洋・島サミット・プロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化 * 中期目標(一年度)

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

年度目標(30 年度)

1 第8回太平洋・島サミット(PALM8)(30年5月)において、各国とのハイレベルの対話の機会を確保し、 対話を通じて関係を一層強化することで、首脳宣言を採択し、同サミットを成功裏に開催する。 2 国際会議の機会も活用し、各レベルでの対話・協議を行い、太平洋島嶼国との関係を強化していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日本と太平洋島嶼国の首脳が一堂に集まり、直接議論できる場所である PALM は、日本と太平洋島嶼国のパートナーシップを強化する重要な基盤であり、同サミットの成功は日本の対太平洋島嶼国外交において非常に重要であるため。

太平洋島嶼国との関係強化に係る取組の実績を、各国との対話の実績等を通じて測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

測定指標8-3 要人の往来数

(我が国要人は外務省政務三役及びその他	年度目標値	中期目標値				
閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに	30 年度	年度				
準ずる地位の者の来訪数とする。)	往来数のほか、往来の成果、国際情勢					
	等を踏まえた、各国との協力関係の維	_				
	持・強化等の観点から適切な水準					
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
関係強化の水準を定量的に測定するにあたり、ハイレベルの要人往来数の測定は、施策の進捗を把握する上						
で有益であるため。						
また、二国間の関係の維持・強化には緊密な意見交換の場を持つことが重要であり、大洋州地域との関係強						
化を図るため,往来の数だけでなくその成果を重視し,上記のとおりとした。						

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始牛皮) (関連施策)	建成十段の恢安寺(注)	測定					그ㅡ
(則建旭來)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①太平洋地	1 豪州及びNZ とハイレベルでの緊密な	8–1	16. 5	38	9	5. 4	015
域諸国との	意見交換を始めとする様々なレベルで	8–3	(0.5)	(27)	(2.6)		
友好関係の	の協議の実施及び二国間,地域,国際社						
強化	会における相互協力を推進する。						
(*)	二国間首脳・外相会談に加え、日豪2						
	+2を始めとする各種協議を実施する。						
	ハイレベルでの要人往来, 二国間会談						
	及び各種国際会議の実施を通じた豪州						
	及びNZとの友好関係の強化は、施策目標						
	の達成に貢献する。						
	2 太平洋島嶼国との間での二国間,地	8–2					
	域,国際社会における相互協力を推進す	8–3					
	る。						
	第8回太平洋・島サミット及びその後						
	のフォローに資するハイレベルでの要						
	人往来や国際会議出席を通じ関係を強						
	化する。二国間首脳・外相会談を始めと						
	する各種協議を実施する。						
	太平洋島嶼国との関係強化を図るこ						
	とは、施策目標の達成に寄与する。						
②第8回太	16 か国の島嶼国首脳等を迎え, 防災,	8-2	_	—	_	124	新
平洋・島サミ	気候変動、環境、人的交流、持続可能な開	8–3					30-
ット開催経	発,海洋・漁業,貿易・投資・観光に焦点						002

							1
費	を当てた今後の協力や国際社会での協力						
(30年度)	につき議論する。						
	首脳宣言を採択するとともに、日本の太						
	平洋島嶼国に対する今後3年間の支援パ						
	ッケージを表明する。また、太平洋島嶼国						
	へ、PALM8への首脳級の参加を呼びかけ、						
	可能な限り多くの首脳会談を実施し、東京						
	においては外務大臣主催レセプション等						
	を実施する。						
	広報資料を作成し, 本サミットを国内で						
	周知する。						
	これにより首脳レベルでの率直な意見						
	交換を通じ、日・太平洋島嶼国間のパート						
	ナーシップを一層強化する。						
	地理的な制約等から、同地域とのハイレ						
	ベルの交流の機会は限られており、このよ						
	うな、首脳級が一堂に会し、地域の共通の						
	課題について意見交換を行うことで、太平						
	洋島嶼国との関係強化に寄与する。						
③第8回太	第8回太平洋・島サミット開催に関連	8–2	—	_	_	10. 4	新
平洋・島サミ	し、海洋安保・海上安全分野における日本						30-
ット関連会	と太平洋島嶼国の連携を強化するため、同						003
合開催経費	内容に関する検討を行う「海洋安保・海上						
(30年度)	安全関連会合」を局長級レベルで 31 年初						
	めをめどに東京にて開催する。太平洋島嶼						
	国へ、本会合への局長級の参加を呼びか						
	け、可能な限り多くの参加者を募る。						
	近年、違法漁業等の問題が顕在化する中						
	で、広大な EEZ を有する海洋国家によって						
	構成される太平洋島嶼国の本件に対する						
	関心は非常に強く、このため、太平洋島嶼						
	国と日本との間で自由で開かれた法の支						
	配に基づく海洋秩序の維持に向けて協力						
	する必要性が未だかつてなく高まってい						
	る。このような状況を受け、海洋安保・海						
	上安全に関する協力を前進させることは						
	施策目標の達成に寄与する。						

施策 I-2 北米地域外交

佐佐夕 (\\)						
施策名(※)						
	1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。					
	(1)日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化す					
	る。					
	(2) 日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。					
	(3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我					
施策目標	が国の安全を確保する。					
	2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。					
	(1)日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化す					
	0。 (2)日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。					
-						
	日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有しており、日米同盟は、我が国の外交・安全保障					
	の基軸であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎である。したがって、幅広い分野において日					
	米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を					
	一層強化することは必要不可欠である。					
目標設定の考	日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG7のメンバーであり、					
え方・根拠	またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題					
	についてより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び強					
	化させることは極めて重要である。					
	·第196 回国会施政方針演説(平成 30 年 1 月 22 日)					
	• 第 196 回国会外交演説(平成 30 年 1 月 22 日)					
ひたけてして						
政策体系上の	地域別外交 担当部局名 北米局 政策評価実施予 平成 31 年 8 月					
位置付け						
(※)本施策は,	個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の					

該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

測定指標1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 * 中期目標(一年度) 我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。 カナダとの間で二国間及び国際社会における重層的な連携をより一層強化する。 年度目標(30年度) 1 日米間の協力関係の進展 (1) 日米ハイレベルでの対話の実施 日米首脳会談や日米外相会談を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。 (2) 日米間の具体的な協力関係の推進 安全保障、経済等の二国間関係に加え、アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバ ルな課題に関しても、日米間の協力関係を強化していく。また、日米同盟を基軸として平和と繁栄のネット ワークを構築し、より幅広い課題で連携していく。 2 日加間の協力関係の進展 (1)日加ハイレベルでの対話の実施 日加首脳会談や日加外相会談を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。 (2)日加間の具体的な協力関係の推進 日加物品役務相互提供協定(ACSA)に署名し、日加情報保護協定の予備協議を着実に行うことで安全保障 協力を更に強化していくとともに、経済関係、交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。また、G7を 始めとする多国間フォーラム・会合の場では、北朝鮮問題、中国の海洋進出、「自由で開かれたインド太平 洋戦略」等、幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国であり、我が国の外交・安全保障の基軸である日米 同盟は、アジア太平洋地域の平和と安定にとって極めて重要である。また、日加両国は普遍的価値を共有する アジア太平洋地域のパートナー及びG7のメンバーであり、その関係には更なる発展の潜在力がある。こうし た日米・日加両政府間の協力関係に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増しており、米国との協力関係を強化する必要がある。カ ナダとは、25 年9月に実質合意し、その後、平和安全法制を踏まえて再交渉中の ACSA の締結に向けた手続を 進めること等により、その関係を引き続き深化・発展させることが重要である。

測定指標1-2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標(一年度)

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベ ルに引き上げる。

年度目標(30 年度)

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称 「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)等を招へいする。
- 6 米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めつつある米国議員等の活動を支援するとともに、在日米軍

関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。

7 在日米軍の子女のうち、特に意欲の高い学校と生徒を対象に、日本語補習授業を提供する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日米・日加両国間における重層的な交流による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画する又は影響力を有する各界の人物、 草の根レベル等)における両国間の交流の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

北米地域においてアジア諸国のプレゼンスが高まる中で、カケハシ・プロジェクトを始め、青少年等を対象 とした幅広い交流につき、上記の目標を達成することにより、日本理解の促進及び更なる日米・日加間の関係 強化につなげることは非常に重要である。

測定指標1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

•								
		年度目標値	中期目標値					
		30 年度	一年度					
		30	—					

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

(注)副大統領を含む。

日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり,日米二国間会談 数は,日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており, その測定は有益であると考えられるため。

会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、緊密な意思疎通を維持するため、現政権 発足後の実績数も踏まえつつ、目標値を設定した。

測定指標1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)						
		年度目標値	中期目標値			
		30 年度	一年度			
		7	_			

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日加政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり、日加二国間会談数は、日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、 その測定は一定程度有益であるため。

会談数は、国際情勢や両国の政治情勢等にも左右され変動するが、緊密な意思疎通を維持するため、トルド 一政権以降の実績数も踏まえつつ、目標値を設定した。

測定指標1-5 米国における対日世論調	間査の結果(日本を友邦として信頼でき	ると肯定的に回答した割					
合)							
(出典:「米国における対日世論調査」(二一	年度目標値	中期目標値					
ルセン社))	30 年度	年度					
①一般の部		+/2					
②有識者の部							
(注)「一般」とは、米国に在住の18歳以							
上の市民から無作為に選ばれた約1,000人	184%	_					
のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連	288%						
邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教							
界から選ばれた200人のサンプルを指す。							
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年							
米国における対日世論調査の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を適切に反映しており、そ							
の測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。							
米国における対日世論は、各年の日米間の	D行事に左右される面があるが、近年の	調査結果も踏まえ,目標値					
を設定した。							

1	- 4 -	° 60.
- 筆	成手	= E (,
ᄺ	/% J	- F.X.

<u> 運成手段</u>							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
				単位日	百万円		行政
、キャイロック		関連		予算額計		当初	事業
達成手段名		する		(執行額)		予算額	レビ
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	測定				1 71 122	- _
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
		1日1示	21 牛皮	20 牛皮	29 牛皮	30 平反	
							番号
①北米諸国	1 共通の諸課題における日米・日加両	1–1	51	49	67	65	018
との政治分	政府間の協力関係の進展	1–3	(48)	(48)	(67)		
野での協力	日米,日加政府間(首脳,外相レベルを	1–4					
推進	含む)での共通の諸課題に関する協議・政						
(*)	策調整を実施する。						
	こうした取組による日米・日加両政府						
	間の協力関係の進展は、我が国外交の基						
	軸である日米同盟関係の強化及び日加関						
	係の推進に寄与する。						
	2 日米・日加間の相互理解の進展	1–1					
	日米・日加両国間における重層的な交	1–2					
	流・対話を実施する。	1–5					
	こうした取組による相互理解の進展						
	は、より強固な二国間関係の基礎をなす						
	ものであり、あらゆるレベル(政府間、民						
	間有識者、米国の政策の決定に参画する						
	または影響力を有する各界の人物、草の						
	根レベル等)における両国間の交流・対話						
	を重層的に強化し、施策目標の達成に寄						
	与する。						
②日本人学	本事業実施の背景には、26 年4月のオ	1-2	169	168	47	45	019
生のインタ	バマ米大統領国賓訪日の際に、日米両首	1–5	(130)	(150)	(46)		
ーンシップ	脳間の共同声明において、インターンシ						
支援	ップの機会を通じて職業上の能力を向上						
(27 年度)	させられるような新しい二国間交流プロ						
	グラムを創設する意図の表明及び日本の						
	研究者への支援への言及がなされたこと						
	がある。インターンシップについては、						
	米国に学生を派遣することにより、同国						
	において人脈を構築し、今後日米関係で						
	主導的役割を果たす人材を育成し、また、						
	研究者支援については、米国シンクタン						
	ク等に若手研究者を派遣することによ						
	り,米国の学術活動についての見識を深						
	め、現地でアカデミアを中心とした人脈						
	を形成し、将来日米双方において発信力						
	の高い有識者を育成する。						
	上記事業の実施は、重層的な日米の交						
	流・対話の推進及び幅広い層における日						
	米間の相互理解のより一層高いレベルへ						
	の引き上げに寄与する。						
③米国にお	米国議会において日本の「応援団」を増	1–1	123	121	128	118	020
ける我が国	やしていく観点から, 26 年に組織された	1-2	(120)	(114)	(94)		
応援団発掘	米日コーカスを始めとする日本と関わり	1–5					
育成事業	を深めている、もしくは深める意思のあ						
		l		1			

 (27年度) る米国議員等の活動を在米国大使館及び 総領事館が支援する。また、日米安全保 障条約に基づき駐留した在日米軍経験者 は、親日家・知日家として、我が国の「応 援団」となり得るとともに、各界指導者層 含め一定の影響力を持ち得ることから、 これら全米各地における潜在的な「応援 団」を育成する観点から、在日米軍関係者 との視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話 の推進及び幅広い層における日米間の相 互理解のより一層高いレベルへの引き上 げに寄与する。 (④親日派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 1-5 育成のため 教育を提供する。 (④親田派 知 日本語の補習を施すこ 子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が 本語補習教 米国帰国後も日本語学習を継続していく 育事業(新 ことで、日本語を通じて日本に好意的な 規) (30年度) 各地での対日理解者の増加に寄与する。 								
障条約に基づき駐留した在日米軍経験者	(27年度)	る米国議員等の活動を在米国大使館及び						
は、親日家・知日家として、我が国の「応援援団」となり得るとともに、各界指導者層含め一定の影響力を持ち得ることから、これら全米各地における潜在的な「応援団」を育成する観点から、在日米軍関係者との視野の広い関係強化を図る。上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。		総領事館が支援する。また、日米安全保						
援団」となり得るとともに、各界指導者層 含め一定の影響力を持ち得ることから、 これら全米各地における潜在的な「応援 団」を育成する観点から、在日米軍関係者 との視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話 の推進及び幅広い層における日米間の相 互理解のより一層高いレベルへの引き上 げに寄与する。		障条約に基づき駐留した在日米軍経験者						
含め一定の影響力を持ち得ることから、これら全米各地における潜在的な「応援 回」を育成する観点から、在日米軍関係者 どの視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話 の推進及び幅広い層における日米間の相 互理解のより一層高いレベルへの引き上 げに寄与する。 (4親日派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 1-2 一 - 21 新 30- 004 教育を提供する。 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ 子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が 本語補習教 米国帰国後も日本語学習を継続していく 育事業(新 ことで、日本語を通じて日本に好意的な 規)		は、親日家・知日家として、我が国の「応						
 これら全米各地における潜在的な「応援 団」を育成する観点から、在日米軍関係者 との視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話 の推進及び幅広い層における日米間の相 互理解のより一層高いレベルへの引き上 げに寄与する。 4親日派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 1-2 21 新 日派予備軍 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 1-5 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 1-5 育成のため 教育を提供する。 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ 子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が 本語補習教 米国帰国後も日本語学習を継続していく 育事業(新 ことで、日本語を通じて日本に好意的な 規) 		援団」となり得るとともに、各界指導者層						
団」を育成する観点から、在日米軍関係者 との視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話 の推進及び幅広い層における日米間の相 互理解のより一層高いレベルへの引き上 げに寄与する。		含め一定の影響力を持ち得ることから、						
 との視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。 ④親曰派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 1-2 21 新日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 育成のため 教育を提供する。 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が本語補習教 米国帰国後も日本語学習を継続していく 百事業(新ことで、日本語を通じて日本に好意的な規) 第1000 		これら全米各地における潜在的な「応援						
上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。 1-2 - - 21 新 ④親日派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 1-2 - - - 21 新 日派予備軍 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 1-5 1-5 30- 30- 育成のため 教育を提供する。 1-5 4 4 4 4 4 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ - - - 04 04 04 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ - 1 -		団」を育成する観点から、在日米軍関係者						
の推進及び幅広い層における日米間の相 万理解のより一層高いレベルへの引き上 「「「「寄与する。 「「「「寄与する。 ④親日派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 1-2 - - - 21 新 日派予備軍 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 1-5 1-5 - - - 21 新 育成のため 教育を提供する。 1-5 - - - 004 004 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ - - - 04 004 方衣への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が - - - - - - - 04 有事業(新 ことで、日本語を通じて日本に好意的な - - - - - - - - - - - - - - - - 1 - - - - - - - - 30- - - 004 004 -		との視野の広い関係強化を図る。						
互理解のより一層高いレベルへの引き上 げに寄与する。 1-2 - - 21 新 ④親日派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 育成のため 1-2 - - - 21 新 百成のため 教育を提供する。 1-5 1-5 - - - 21 新 百成のため 教育を提供する。 1-5 1-5 - - - 004 004 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ 子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が 本語補習教 - - - - - - - - 004 004 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ よこより、日本語能力を高め、同子女が 本語補習教 - - - - - - - - - - - - - 004 004 004 - 004 - - - - - - - - - - - -		上記事業の実施は、日米の交流・対話						
(げに寄与する。 (げに寄与する。 (ரに寄与する。 (ரに寄与する。 (ரに寄与する。) ④親日派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 1-2 - - - 21 新 日派予備軍 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 1-5 1-5 - - - 21 新 育成のため 教育を提供する。 1-5 1-5 - - - 004 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ - - - - 004 004 今女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が - - - - - - - - - - - 004 004 04 - - - - - - - - - - - - - 04 04 -		の推進及び幅広い層における日米間の相						
④親日派・知 日本語の補習授業受講の関心が高い在 1-2 - - - 21 新 日派予備軍 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 1-5 1-5 1-5 30- 育成のため 教育を提供する。 004 004 004 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ - - - - 04 子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が - - - - - - - 04 本語補習教 米国帰国後も日本語学習を継続していく - - - - - - - - - - 04 - 04 規) 親日派・知日派を育成し、帰国後の米国 - - - - - - - - 21 新		互理解のより一層高いレベルへの引き上						
日派予備軍 日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習 1-5 30- 育成のため 教育を提供する。 004 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ 004 子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が 本語補習教 米国帰国後も日本語学習を継続していく 育事業(新 ことで、日本語を通じて日本に好意的な 規) 親日派・知日派を育成し、帰国後の米国		げに寄与する。						
育成のため 教育を提供する。 004 の在日米軍 在日米軍子女に日本語の補習を施すこ 004 子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が 本語補習教 米国帰国後も日本語学習を継続していく う事業(新) ことで、日本語を通じて日本に好意的な 規) 親日派・知日派を育成し、帰国後の米国	④親日派·知	日本語の補習授業受講の関心が高い在	1–2	—	—	_	21	新
の在日米軍在日米軍子女に日本語の補習を施すこ子女への日とにより,日本語能力を高め,同子女が本語補習教米国帰国後も日本語学習を継続していく育事業(新ことで,日本語を通じて日本に好意的な規)親日派・知日派を育成し,帰国後の米国	日派予備軍	日米軍基地の生徒を対象に、日本語補習	1–5					30-
子女への日 とにより、日本語能力を高め、同子女が 本語補習教 米国帰国後も日本語学習を継続していく 育事業(新 ことで、日本語を通じて日本に好意的な 規) 親日派・知日派を育成し、帰国後の米国	育成のため	教育を提供する。						004
本語補習教 新国帰国後も日本語学習を継続していく 育事業(新 ことで,日本語を通じて日本に好意的な 親日派・知日派を育成し,帰国後の米国	の在日米軍	在日米軍子女に日本語の補習を施すこ						
育事業(新ことで、日本語を通じて日本に好意的な規)親日派・知日派を育成し、帰国後の米国	子女への日	とにより、日本語能力を高め、同子女が						
規 親 日派・知日派を育成し、帰国後の米国	本語補習教	米国帰国後も日本語学習を継続していく						
	育事業(新	ことで、日本語を通じて日本に好意的な						
(30 年度) 人名地での対日理解者の増加に寄与する。	規)	親日派・知日派を育成し、帰国後の米国						
	(30年度)	各地での対日理解者の増加に寄与する。						

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野2 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

1 米国

- (1) 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。
- (2)日米経済対話を始めとした日米間の各種経済対話を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。
- (3) 個別経済問題に対処する。

2 カナダ

- (1)日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。
- (2)日加次官級経済協議,各種対話,民間対話等を通じて,貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要 分野における関係強化を図る。

測定指標2-1 米国との経済分野での協調の深化 *

中期目標(一年度)

- 1 日米両国が地域に広がる高い基準の貿易投資ルール作りを主導し、第三国の不公正な貿易慣行に対するエンフォースメントに係る協力を進め、地域、ひいては世界における開発及び投資に関する支援の面で力強くリードしていくため、日米経済対話や「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」を始め、日米首脳会談・外相会談等を通じて議論を進める。
- 2 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を 基に、官民を挙げてオールジャパンで草の根レベルの日米経済関係強化に取り組み、重層的な日米関係を更 に発展させる。

年度目標(30年度)

日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリード していくため、以下を実施する。

- 1 麻生副総理・ペンス米副大統領の下で実施される日米経済対話において、貿易及び投資のルール/課題に 関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力、並びに分野別協力の3つの柱に沿って議論を進め、第3 回会合以降の対話を確実に実施していく。
- (1) 貿易及び投資のルール/課題に関する共通戦略では、日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し、アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げる。
- (2)経済及び構造政策分野では、G7で合意した「3本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し、世界 経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。
- (3)分野別協力では、インフラ、エネルギー等の分野での協力について議論を進める。
- 2 30年4月の日米首脳会談で開始に合意した、茂木経済再生担当大臣・ライトハイザー米通商代表の下の「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」において、日米双方の利益となるように、日米間の貿易・投資を更に拡大させ、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域における経済発展を実現するための議論を行う。
- 3 「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画に 基づいて、日本企業が複数進出している地域を廻る「地方キャラバン」や地元有力者を招待した在外公館主 催複合的日本紹介イベント等、地域の特徴や訴求対象の日本への関心度等に応じた各地各様の更なる事業を 実施していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

世界経済の情勢変化が進む中,我が国及び米国を取り巻く国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ, 日米それぞれの取組が我が国の経済成長,ひいては世界経済の成長につながるよう対米国経済政策を強化して いく必要があり,その実績を測ることは,施策の進捗を把握する上で有益である。

29年に初回会合及び第2回会合を開催した日米経済対話に加え,30年4月の首脳会談で開始に合意した「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」において議論を進め、両国の経済協力関係を強化・発展させることは極めて重要である。

また,これまでも地域レベルでの多くの取組が日米関係の深化に貢献してきたことから,「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」において取りまとめられた行動計画を基に様々な取組を米国各地で実施していくことで,更なる日米関係の飛躍につながる。

測定指標2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標(一年度)

貿易投資の促進、ビジネス・観光を含む交流の促進、地球規模課題での連携を通じて二国間経済関係を更に 深化させる。

年度目標(30年度)

- 1 30年はカナダがG7議長国を務めることもあり、首脳・閣僚等のハイレベルでの交流を一層促進し、「日 加協力新時代」を切り開くための協力を深化させる。
- 2 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野(インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環 境改善・投資促進、及び観光・青少年交流)や官民連携強化を中心に幅広い協力を強化する。
- 3 北米自由貿易協定(NAFTA)再交渉等、日本企業のビジネス環境に大きな影響を与え得る政策問題について 日本企業の意見を取り入れるよう引き続き働きかける。また、官が民の取組を積極的に支援するとの観点から、日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ、官民連携を含む経済関係強化を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

世界経済の情勢変化が進む中,我が国及びカナダを取り巻く国際経済環境は転機を迎えている。これを踏ま え,日加それぞれの取組が我が国の経済成長,ひいてはアジア太平洋地域を含む世界経済の成長につながるよ う対カナダ経済関係を強化していく必要があり,その実績を測ることは,施策の進捗を把握する上で有益であ る。

カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであるとともに、今後も、エネ ルギーの安定的供給の確保及びアジア太平洋地域の成長促進における連携といった戦略的観点からも引き続き 重要な存在である。そのような中、今後も首脳・閣僚等のハイレベルでの協議、次官級経済協議、科学技術合 同委員会、民間団体交流等の各種枠組みの実施を通じ、幅広い分野での日加経済関係の深化を図る必要がある。

Ľ	E队于校							
					単位日	百万円		行政
	法武式		関連		予算額計		当初	事業
	達成手段名		する		(執行額)		予算額	レビ
	(開始年度)	達成手段の概要等(注)	測定					ユ —
	(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
								番号
	①北米諸国	1 米国との経済分野での強調の深化	2-1	34	34	39	38	021
	との経済分	日米首脳会談・外相会談等を通じた日米		(32)	(34)	(39)		
	野での協力						ļ	
	推進	種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向						
	(14 年度)	け取り組む。また、個別経済問題に対処す						
		る。						
		こうした取組により、日米関係を強化・						
		発展させることは、施策目標の達成に寄与					ļ	
		する。						
		2 カナダとの経済分野での強調の深化	2-2					
		日加首脳会談・外相会談等を通じて日加	~ ~					
		経済関係を強化するとともに、科学技術						
		エネルギー等分野で各種対話・協議を通じ						
		た日加経済関係の進展に努める。また、日					ļ	
		加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強						
		こうした取組により、二国間関係の更な						
		る活性化と深化を実現することは、施策目						
		標の達成に寄与する。						

達成手段

②グラスル	「グラスルーツからの日米関係強化に関	2–1	_	_	_	320	新
ーツからの	する政府タスクフォース」において取りま						30-
日米経済強	とめられた行動計画を基に、米国の地方を						005
化プロジェ	回って日本企業の現地経済への貢献や日本						
クト(新規)	文化を紹介する「地方キャラバン」等を実						
(30年度)	施し、官民を挙げてオールジャパンで草の						
	根レベルの日米経済関係強化に取り組む。						
	こうした取組により、日米関係を更に発						
	展させる。						

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野3米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

測定指標3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進 *

中期目標(一年度)

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

年度目標(30年度)

- 1 29年2月の日米首脳会談,8月の日米「2+2」などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち,ガ イドライン(日米防衛協力のための指針)及び平和安全法制の下で,日米同盟の抑止力・対処力を一層強化 させる。
- 2 弾道ミサイル防衛,サイバー,宇宙,海洋安全保障等幅広い分野において日米安全保障協力の強化を着実 に進展させ、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中,我が国は,自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされ るようなあらゆる事態には対処できない以上,日米安保条約を堅持することで,米軍の前方展開を確保し,そ の抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに,米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の 安全のみならず,地域の平和と安定に寄与することが必要である。そして,弾道ミサイル防衛,サイバー,宇 宙,海洋安全保障等の幅広い分野で日米安全保障協力を強化するための施策の実績を評価することは,施策の 進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制を強化していくためには、ガイドライン及び平和安全法制の下、多層的な取組を通して安全保 障・防衛協力を促進し、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、我が国の安全を確保するとともに、国際 の平和と安全に積極的に寄与することが重要であるため。

測定指標3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展 *

中期目標(一年度)

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

年度目標(30年度)

- 1 沖縄を始めとする地元の負担軽減を図りその理解を得る観点から在日米軍の再編に関する着実な実施に向け、普天間飛行場の辺野古沖への移設や、25年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」 に基づく、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 在日米軍に関する諸問題に関して、施設・区域の周辺住民等からの懸念も踏まえ、日米両政府の間で協議 を行い、一つひとつの具体的な問題に対応していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって 不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的駐留の確保のためには、在日米軍の 再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより、在日米軍の活動 が周辺の住人に与える影響をできる限り小さくし、在日米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重 要である。

参考指標:米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)

(出典:「米国における対日世論調査」(ニールセン社)	
① 一般の部	
②有識者の部	
(注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選	
はれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、	
ビジネス界,学界,報道界,宗教界から選ばれた200人のサンプル	
を指す。	

達成手段

				単位:	百万円		行政
、辛牛モの々		関連		予算額計		当初	事業
達成手段名 (開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	建成于技の概要等(注)	測定					그-
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①米国との	日米安保体制の堅持は我が国安全保障政	3–1	83	85	81	88	022
安全保障分	策の重要な柱の一つであり、この運用のた	3–2	(80)	(85)	(77)		
野での協力	め、米国の軍事防衛関係情勢に関する情報						
推進	収集・調査・分析を行う他、米国政府との						
(昭和 33 年	協議、在日米軍を抱える地方公共団体との						
度)	連絡・調整等の施策を行う。						
	こうした取組により、日米安保体制を円						
	滑かつ効果的に運用することは、施策目標						
	の達成に寄与する。						
	滑かつ効果的に運用することは、施策目標 の達成に寄与する。						

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策 I-3 中南米地域外交

施策名(※)	中南米地域外交						
施策目標	治・経済のみなら 1 中米・カリフ 力関係を強化し 2 南米諸国との 強化し、また、	ず、文化面も含 諸国との経済関 、様々なレベル 経済関係及び幅 様々なレベルで	めあらゆる分野での交 係及び幅広い分野によ での相互理解を促進す 広い分野における二国 の相互理解を促進する	E流・連携を促進す々 Sける二国間関係や, 「る。 国間関係や, 国際社会 S。	国際社会における協 会における協力関係を		
目標設定の考 え方・根拠							
政策体系上の 位置付け	地域別外交	担当部局名	中南米局	政策評価実施予 定時期	平成31年8月		

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の 該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

かつてなく活発化している要人往来を始めとする様々なレベルでの人的交流の盛り上がりを活用し、中米カ リブ諸国とのあらゆる分野での協力関係を強化し、更なる経済関係の強化、国際社会での協力関係及び国民同 士の相互理解を促進する。

測定指標1-1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 *

中期目標(一年度)

メキシコ、中米及びカリブ諸国と貿易の拡大及び投資の増大等の経済関係の拡大を図るために、政策対話及 びビジネス環境の整備を通して日系企業が進出しやすい環境を醸成する。

年度目標(30年度)

1 政府ハイレベルによる中米・カリブ諸国との経済関係の更なる深化・強化の確認

2 日キューバ官民合同会議、日墨 EPA 合同委員会及びビジネス環境委員会等の実施

3 中米・カリブ諸国との政策対話の実施

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

中南米諸国において政府ハイレベルによる陣頭指揮は経済政策を進める際には非常に重要。また、中南米諸 国は自由貿易を標榜する国が多く、我が国と価値観を共にする重要なパートナーであることから、更なる経済 関係の深化のために様々なレベルで経済対話を進めていくことは必要不可欠である。

測定指標1-2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 *

中期目標(一年度)

33 か国,全国連加盟国の18%を占める中南米諸国に対して,我が国の重要政策をインプットし,理解と支持 を取り付け,基本的価値観を共有するパートナーとして国際社会の抱える諸問題に共に取り組む。

年度目標(30年度)

要人往来や各種の政策対話を通じ、北朝鮮に関する問題や、核兵器の廃絶に向けた取組等、国際社会の抱える諸課題に関して、国数が多く、国際社会の一大勢力である中南米諸国との協力関係を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

地球規模課題は一国のみで解決できる問題ではなく、多くの国との協力関係の確立が必要不可欠。中南米地 域は、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)やカリブ共同体(カリコム: CARICOM)に代表されるよう に、国際社会の重要課題について、統一的な立場をとる傾向にある。したがって、国際社会の諸課題に取り組 む際には、中南米諸国との連携は極めて重要である。

測定指標1-3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

中期目標(一年度)

招へい事業や派遣事業の多種のスキームを活用し、ハイレベルを始めとする様々なレベルの人的交流を促進 する。我が国の問題意識等を対外的に発信する機会を増やし、同時に中南米地域に知日派・親日派を増やして いく。

年度目標(30年度)

- 1 政務による中南米諸国訪問の際に、原則として2か国以上を訪問するという「中南米+1」政策を徹底し、 多くの政務レベルの訪問を実現する。
- 2 戦略的実務者招へいスキームや「Juntos!!中南米対日理解促進プログラム」を利用して、中米カリブ地域 にいる日系人を含め、様々な層の招へいを実現することにより、日本の魅力や政策を積極的に発信する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

距離的に遠い中南米地域だからこそ、各種招へい事業を通じて積極的な人的交流及び対外発信を行い、日本 の正しい姿を発信することは重要である。中南米地域に知日派・親日派を育成することは、中南米地域におけ る日本への信頼の基盤となる。

測定指標1-4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化 *

中期目標(一年度)

中南米諸国間で政策調整が図られることが多い、多国間フォーラムの機会を積極的に活用する。また、多国間フォーラムの会合に政府からハイレベルを派遣し、日本のプレゼンスを高める。

年度目標(30年度)

中南米地域で開催される国際会議や地域フォーラムの会議へ積極的に参加し, 我が国の政策についての発信 を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

中南米地域には様々な多国間フォーラムが存在し、それらを通じて中南米諸国間の政策調整が図られること が多い。そのようなフォーラムに積極的に参加することは、同時に多くの国に対して我が国の立場をインプッ トすることとなる。また、多くの国が一同に会する多国間フォーラムの機会には、様々な二国間会談を実現す ることも可能であり、極めて利用価値が高い。

測定指標1-5 中米カリブ諸国との政務レベル以上の会談の実施数						
我が国及び相手国とも政務レベ	年度目標値	中期目標				
ル以上	30 年度	一年度				
	40	-				

|測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)設定の根拠|

中南米諸国ではハイレベルの意識決定が重要となる場面が多いことから,政務レベル同士の会談数の実績を 測ることは、中南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益。また、今後 は外相・首脳級会談の数を増やすことが課題。

参考指標:日・中米カリブ間貿易額 (単位:億円)

多方111家・ローヤネカウノ间貝勿命	れ (中区・応口)
(出典:財務省統計)	

達成手段

-								
					単位:	百万円		行政
	達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
	建成于段石 (開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	(関連施策)	建成于权07城安守(注)	測定					그ㅡ
	(則主心束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
								番号
	①中米カリ	1 貿易・投資の増大等を通じた経済関	1–1	36	31	32	33	023
	ブ諸国との	係の強化	1–5	(22)	(26)	(28)		
	協力強化	近年より活発になってきている要人						
	(昭和 27 年	往来、民間レベルの交流の機運を利用						
	度)	し、中米カリブ諸国との経済関係強化、						
		国際社会の諸課題に関する協力関係強						
		化及び相互理解を促進する。						
		2 国際社会の諸課題に関する協力関係	1–2					
		の強化	1–5					
		要人往来や各種政策協議、フォーラ						
							•	

	ムなどの機会を通じ、国際問題の諸問 題に関する意見交換・協力関係の確認 をする。						
	3 要人往来及び様々なレベルでの交流	1–3					
	及び対外発信の強化	1–5					
	政務レベルのみならず、民間レベル						
	など様々なスキームやチャネルを活用						
	した多層的な人的交流を実現する。						
	4 多国間フォーラムを活用した中米カ	1–4					
	リブ諸国との関係強化						
	中米・カリブ諸国に存在する多くの多						
	国間のフォーラムに引き続き積極的に						
	関与し、そこにおけるプレゼンスを高						
	める。						
	これらの取組により、中米・カリブ諸						
	国との関係を強化する。						
2中南米日	(本個別分野に関連する取組)	1-3	22	22	21	17	024
系人を通じ	我が国の対外発信強化に資する中南米		(14)	(17)	(18)		
た対外発信	日系人を日本に招へいし、我が国の政策						
強化	についての説明、有識者による講義、視						
(27 年度)	察等を通じて我が国として発信すべき事						
※この達成	項について理解を深化させ、中南米日系						
手段は本施	人を通じた第三者発信の強化に努める。						
策個別分野	これは、第三者を通じて我が国の正し						
2にも関連	い姿を対外的に発信することとなり、親						
する。	日家・知日家の育成に寄与する。						

いたい。

個別分野2 南米諸国との協力及び交流強化

施策の概要

- 1 経済連携協定(EPA),投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済 関係を強化する。
- 2 南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革,気候変動等国際社会の課題に係る取 組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要改革への理解と支持を獲 得する。また、南米における日系社会との連携を強化するための取組を進める。
- 3 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

測定指標2-1 南米諸国との経済関係強化の進展 *

中期目標(一年度)

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。

年度目標(30年度)

- 1 日・コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日・アルゼンチン投資協定の早期署名を目指し、アルゼンチン政府への働きかけを行う。日・パラグアイ 投資協定の早期妥結を目指す。
- 3 日・コロンビア租税条約, 日・アルゼンチン租税条約, 日・ペルー租税条約, 日・エクアドル租税条約, 日・ウルグアイ租税条約の交渉進展・早期署名を目指す。
- 4 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国との経済関係強化に向けて、法的枠組み構築などの取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国は、豊かなエネルギー・鉱物・食糧・資源、潜在力のある市場を有する南米諸国と経済的に補完関係 にあり、南米諸国との経済関係強化は、我が国の国益にとって重要である。しかし、南米諸国においては、ビ ジネス環境の面で、我が国民間企業の進出などに当たり、具体的な障害が発生する場合も多く、日・コロンビ ア EPA 交渉の実質合意、日・アルゼンチン投資協定の早期署名等を目指すことは、ビジネス環境の改善等を通 じて、南米諸国との経済関係を強化する上で重要である。同時にメルコスール諸国や太平洋同盟諸国との関係 強化の取組を進める。このため、経済関係強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展さ せるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化 *

中期目標(一年度)

二国間、多国間の双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。

年度目標(30年度)

- 1 南米各国との間で、様々なレベルの要人往来を通して、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
- 2 環境・気候変動,北朝鮮問題,国連安保理改革,軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国をとりま く東アジア地域の安全保障環境等について,我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに,これら問題 に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
- 3 招へい事業等を通じ、南米各国の日系人との連携を強化するための取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

南米諸国は、我が国との間で政治・経済・文化等あらゆる面で活発な交流があり、多数の日系人の存在にも 支えられた伝統的な友好関係を有している。また、我が国と民主主義、人権尊重、法の支配といった基本的価 値観を共有することから、我が国とは国際社会でも伝統的に協力関係を維持し、これがひいては二国間関係の 緊密化につながっている。幅広い分野での関係緊密化のために様々なレベルの要人往来を活用すること、地球 規模の課題及び我が国をとりまく東アジア地域の安全保障環境等について国際社会における連携を深めること が、南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力を強化する上で重要である。また、南米各国の日系人 を招へいし,我が国の重要外交政策についての理解を深めさせることは,被招へい者が現地に戻って発信した 際に,我が国の正しい姿を現地に伝えることができ,二国間関係を強化する上で重要である。このため,南米 諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化の実績を測ることは,南米諸国との協力及び交流強化を 進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益である。

測定指標2-3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展 *

中期目標(一年度)

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。

年度目標(30年度)

- 1 発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑 な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また、関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

一部の中南米諸国との関係において、我が国に居住する当該国国民による犯罪等に適切に対処する枠組みを 構築することが、安定した二国間関係を維持していく上で重要であり、在日ブラジル人は南米諸国出身の在日 外国人のうち最大数を占めることから、日・ブラジル受刑者移送条約の円滑な運用及び国外犯処罰案件の適切 なフォローを行うことは、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に取り組む上で重要である。このため、 これらの取組の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上 で有益である。

測定指標2-4 南米諸国との政務レベル同士の会談実施数					
我が国及び相手国とも政務レ	年度目標値	中期目標			
ベル以上	30 年度	一年度			
	30	_			

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)設定の根拠

中南米諸国との関係においては、首脳・外相・副大臣、大臣政務官といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要であるところ、政務レベル同士の会談数の実績を測ることは南米諸国との協力及び交流 強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益であるため。

近年の実績に準じて、南米諸国との政務レベル同士の会談実施を30件実施することは、南米諸国との協力・ 交流を強化する上で重要である。

参考指標:日•南米諸国間貿易額	(単位:億円)
(出典:財務省統計)	

達成手段

-								
					単位日	百万円		行政
	法武士印友		関連		予算額計		当初	事業
達成手段名	连成于段石 (開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	(開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	測定					ュー
	(則建旭東)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
								番号
	①南米諸国	1 南米諸国との経済関係強化	2-1	37	37	35	43	025
	との協力強	南米地域との間で,経済連携協定		(35)	(40)	(35)		
	化(*)	(EPA), 投資協定等の法的枠組みを構						
		築・運用する。						
		これは、我が国と南米地域との間の						

			1				
	貿易・投資の一層の拡大に向けた環境						
	整備を促進することに寄与する。						
	2 南米諸国との二国間関係及び国際社	2–2					
	会における協力の強化	2–4					
	様々なレベルの要人往来を通して政						
	治・文化等の幅広い分野における関係						
	緊密化を図るとともに、国連改革、気						
	候変動等国際社会の課題に係る取組						
	国際機関の選挙等における我が国の立						
	場に対する南米諸国の支持を獲得する						
	べく協力を推進する。						
	これは、我が国と伝統的に友好協力						
	関係を維持してきている南米諸国との						
	良好な関係を維持するとともに, 国際						
	社会における我が国の影響力を強化す						
	ることに寄与する。						
	3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸	2-3					
	問題への取組						
	在日ブラジル人を巡る諸問題の解決						
	に向けた取組を実施するとともに、南						
	米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題						
	の解決に向けた取組を促進する。						
	これは、約30万人に上る南米諸国出						
	身の在日外国人が地域社会と共存する						
	ための支援に寄与する。						
②中南米日	(本個別分野に関連する取組)	2-2	22	22	21	17	024
系人を通じ	我が国の対外発信強化に資する中南米		(14)	(17)	(18)		(再掲)
た対外発信	日系人を日本に招へいし、我が国の政策						
強化	についての説明、有識者による講義、視						
(27 年度)	察等を通じて我が国として発信すべき事						
	項について理解を深化させ、中南米日系						
手段は本施	人を通じた第三者発信の強化に努める。						
チャックション							
1にも関連							
する。	日家・知日家の育成に寄与する。						
③現地日系		2–2	-	-	—	7	新
ネットワー							30-
ク形成支援	加者同士のグループ化及び同グループを						006
事業	プラットフォームとした新世代日系人の						
(30年度)	ネットワークの拡大を目指す。						
	本事業を通して、現地日系社会との連						
	携が強化され、この結果、日本と当該国						
	との友好関係の推進が期待できる。						
④日系社会	新世代日系人の活動・意識・社会進出	2-2				4	新
		2-2	_		—	4	
実相調査	状況等の実相把握のための調査を行うこ						30- 007
(30年度)	とにより、これまでつながりのなかった						007
	新世代日系人の存在やグループリスト化						
	及び有力な招へい候補者の把握を目指						
	す。						
	本事業を通して、招へい事業やネット						
	ワーク形成支援事業の質を高めるととも						
	に、より効果的な対中南米日系人施策の						
	実施が期待できる。						
L	久心の 次所 CC 0。 2の月標については 「関連する測定指標」構	<u> </u>					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願

いたい。

施策 I-4 欧州地域外交

平成 30 年度事前分析表

施策名(※)	欧州地域外交				
施策目標	平和で安全な国 1 基本的価値を 一クを構築し、 2 西欧諸国との 係を維持・強化 3 中・東欧諸国 る関係を維持・ 4 領土問題を解 に、幅広い分野 鮮、テロ、シリ 5 中央アジア・	共有する欧州と 欧州地域との関 間での対話,政 するとともに, との間での対話, 強化するととも 決して平和条約 における日露関 ア等,国際社会	寄与し、良好な国際環 の共通の認識を醸成し 係を総合的に強化する 策調整、人的・知的交 供通の課題に関する協 、政策調整、人的・知 に、共通の課題に関す を締結し、日露関係の 係を進展させる。G7 が直面する様々な問題 との二国間関係を更に	,協力関係、法的体 。 流を通じて、政治 力関係を継続・促進 的交流を通じて、正 る協力関係を継続 の連帯を重視しつて について、ロシアの	 枠組み、人的ネットワ 経済を始めとする関 重する。 枚治・経済を始めとす 促進する。 ることを目指すととも つ、ウクライナ、北朝 の建設的関与を促す。
目標設定の考 え方・根拠	文脈だけでなく, 散,気候変動,エ である。また,世界 アジア気の懸された,世界 してふされていという す等,重要しい関 さるのみならず, ア等,重要し とは重ネルにあってそ	ルールに基づく ネルギー安全保 J離脱への悪影響 経済への悪影響 域における安全 北方領構の安定を し、 に 総要し、 に を 域の 大 間 に お し た の 思 影響 し、 た の 思 の 思 の 思 の 思 の で 渉 が 進 の の 思 の で 渉 が 進 の の 思 の で 渉 が 道 で か 進 で か 進 で か の で 勝 で の の 思 影響 に お け る 安全保 し で 渉 が 逸 で の の 思 影響 で の の 思 影響 で の の 思 影響 で の の 思 の の の 思 の の の 思 の の の の の の の の	国際秩序の維持,世界 障等の地球規模の課題 こ中で,引き続き EU か を最小化するべきとの 保障環境が厳しさを増 解決して平和条約を増 解決して平和条約を増 繁栄にも貢献し得る。 が直面する様々な問題 性とともに、ウクライ っている中央アジア・ 辺諸国にとって重要で	経済, テロ, サイ, 「「一」、「」、パローバル・パワー 「グローバル・パワー う立場を伝達していく す中, 隣国同士でお 話するとともに, 「 また, ウクライナ, 「こついて, ロシアの 、 オーカサス地域が安 「ある。	いく上で極めて重要 ーとして国際社会に貢 ことも重要である。 ある日本とロシアが、 同地域のパートナーと は、我が国の国益に資 北朝鮮、テロ、シリ の建設的関与を促すこ タン情勢等、現下の国
政策体系上の 位置付け	地域別外交	担当部局名	欧州局	政策評価実施予 定時期	平成31年8月

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の 該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び航空協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣やセミナーの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を構築・強化し、 欧州における対日理解を促進する。

測定指標1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 *

中期目標(一年度)

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU及びその関連 国際機関との協力関係を強化する。英国のEU離脱に関しては、引き続き31年3月末の離脱、現在協議されて いる移行期間の行方及び英EUの将来関係について、英EU間の議論を注視し、我が国の立場を適切な形で伝え る。

年度目標(30年度)

1 EU との関係では、関係省庁・部局と連携し、以下を実施する。

- (1)日 EU 首脳協議の実施を始めとした政治対話を成功裏に実施する。同対話の場で双方が達成を確認できる よう,日 EU 間の主要課題,懸案事項について EU 側と緊密な意思疎通を行う。英国の EU 離脱に関し,我が国 の立場を適切な形で英,EU 双方に働きかける。
- (2)日 EU・SPA の早期署名・締結に向け、事務レベルでの調整を行う。開発、安全保障等の分野において具体的な協力が進展するよう努める。
- 2 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第12回首脳会合等への参加、アジア欧州財団(ASEF)との継続的な協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進や、現在ASEMにおいて課題となっている連結性強化のために、引き続き積極的に関与していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

EUとの協力関係推進のための取組実績を測ることは、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、 良好な国際環境の整備に資するとの政策の進捗を把握する上で重要であるため。

日 EU・SPA の早期署名・締結、アジア・欧州間の連結性強化等の上記目標の実施は、基本的価値を共有する 欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資する上で重要である。

測定指標1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

中期目標(一年度)

自由・人権・民主主義等の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、国際社会における法の支配を促進 するため、国際協調主義に基づく、「積極的平和主義」の下、NATO及びOSCE との関係を更に強化する。

年度目標(30年度)

1 NATO

- (1)日 NATO 協力の前提となる日 NATO 国別パートナーシップ協力計画(IPCP)を改定するとともに, IPCP に 基づき,防衛省等と連携し,以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。
- ア サイバー分野における協力
- イ 海洋安全保障分野における協力
- ウ NATOの各種演習への参加
- (2) NATO 日本政府代表部を開設し、日 NATO 関係を更に強化する。
- (3)知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

2 0SCE

- (1) OSCE 特別監視団 (SMM) への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。
- (2) OSCE が実施するプロジェクトに対する拠出金により、国際社会の平和と安定に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

安全保障に関連する機関との連携強化は、国際社会の平和と安定の維持に寄与することから、かかる機関との連携を強化する施策の進捗を把握する上で有用となる指標を設定した。

·第196回国会外交演説等

測定指標1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展 * 中期目標(一年度) 欧州各国との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。 年度目標(30年度) 1 社会保障協定 (1) 既に交渉を開始しているスウェーデン及びフィンランドとの交渉妥結を目指す。 (2) 国会で承認済のチェコ(改正),スロバキア,イタリアとの協定発効に向けた調整を行う。 2 租税条約(協定) (1) 交渉が妥結しているスペイン(改正)及びクロアチアとの条約の署名準備を進める。 (2)国会に提出したリトアニア、エストニア、デンマーク(改正)、アイスランドとの条約の早期発効を目 指す。 (3) 我が方での国内手続が完了したベルギー及びオーストリア(いずれも改正)との条約発効に向け、先方 の国内手続を促すべく先方政府と調整する。 3 PNR (乗客予約記録)については、PNR 情報の活用に係る欧州各国との協力について議論を進める。 4 航空協定については、スペインとの航空協定の付表の改正に向け、残る国内手続きを進める。ポーランド との航空協定の付表の改正については、ポーランドと連携しつつ、引き続き早期改正を目指す。また、クロ アチア及びチェコとの航空協定については、締結に向けた正式交渉の早期開催に向け、調整を進める。 5 EU との間の航空安全協定(BASA)については、交渉を進展させ早期の実質合意を目指す。 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 欧州との法的枠組みの構築に関する実績を測ることは、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策の進 捗を把握する上で必要であるため。 各国との社会保障協定の早期発効に向けた締結手続の進展、租税条約(協定)の交渉早期妥結、航空協定の 付表の修正等の目標の達成は、欧州地域との経済関係等を強化するための基礎となるものである。PNR 情報の 活用は、テロ対策等の水際措置の強化に資する。 EU との間の航空安全協定は、航空安全に関して双方間で安 全性の証明等の相互受入れや技術協力を可能とし、欧州地域との経済関係の強化を促進するものである。

測定指標1-4 欧州への対外発信を通じた対日理解の促進

中期中期目標(一年度)

対外発信事業の実施や知的・人的交流の促進を通じて、基本的価値を共有する欧州との間で、国際情勢や地 球規模的な課題に対する共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の 重要性の認識を高めるとともに、多様なチャネルでの関係構築・強化を図る。

年度目標(30年度)

1 招へい

(1) 欧州の有識者等を招へいし、日本の政府関係者や有識者等との意見交換等を通じて、国際情勢や地球規 模課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日 本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押し する。

(2) MIRAI プログラムの実施により、欧州等各国から将来有望な学生・既に活躍している若手社会人等を日本に招へいし、対日理解を促進させ、知日派・親日派を育成する。

2 派遣

日本の有識者を欧州に派遣し、講演会や意見交換などを通じて、国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や考え方を伝達しつつ共通認識を醸成し、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認識を高めるとともに、日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

3 セミナー等の開催

基本的価値を共有する日欧が政策連携すべきトピック(法の支配,国際秩序等)に係るセミナー等の実施 を通して,欧州政策コミュニティとの間で,国際情勢や地球規模的な課題に対する日本の問題意識や政策を 伝達しつつ共通認識を醸成し,信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性の認 識を高める。併せて,日欧の関係者間の人脈構築・強化を後押しする。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際社会における影響力を持ち、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する欧州は、 国際秩序の維持・形成に不可欠なパートナーである。かかる欧州において、国際協調主義に基づく「積極的平 和主義」の下、世界の安定と繁栄に貢献する我が国の取組等について発信し、対日理解を促進し、日本のイメ ージを向上させ、信頼できるパートナーとしての日本の戦略的価値及び政策連携の重要性について認識を高め ることは、我が国の対外政策を推進する上で非常に重要である。

併せて、対話や人的交流を通して、多様なチャネルでの関係構築、共通認識の醸成と連携も不可欠である。 ・第196 回国会外交演説等

| 測定指標1-5 欧州地域との協議,対話等の進展

①政治・安保分野における協議・対話の実施回数(日本	年度目標値	中期目標値
側・欧州側共に政務官レベル以上)	30 年度	一年度
②セミナー等の開催回数 (日本外務省主催,拠出事業)	① 7	
	(2)20	

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

欧州諸国との協議・対話等の数の測定は、欧州諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。 近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルとの連携強化につなげる機会と してこれらの機会を積極的に活用することとし、最近の欧州情勢を受けた積極的な働きかけの機会の増加傾向 を踏まえた目標設定とした。

達成手段

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	建成于较07城安守(江)	測定					ュー
(則建旭來)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①欧州地域	1 欧州地域との政治的な対話・協力の	1-1	30	26	20	20	026
との総合的	進展	1–5	(19)	(14)	(12)		
な関係強化	EU との関係においては, 日 EU 定期首						
(*)	脳協議, 日 EU 外相協議及び日 EU 政務局						
	長協議等あらゆるレベルでの政策対話を						
	実施する。						
	欧州地域との政治的対話を継続・促進し、						
	具体的な協力を推進することは、国際社						
	会における議論を主導する一角である欧						
	州との間で信頼や共通の認識を醸成し、						
	我が国の国際社会における発言力を高め						
	る上で有効である。						
	2 安全保障に関連する欧州国際機関と	1-2					
	の連携強化	1–5					
	NATO の関係では,日・NATO 高級事務						
	レベル協議等を通じて、NATO との対話を						
	強化するほか、OSCEとの関係においても						
	関連会合への積極的な参加を通じて対話						
	州との間で信頼や共通の認識を醸成し, 我が国の国際社会における発言力を高め る上で有効である。 2 安全保障に関連する欧州国際機関と の連携強化 NATOの関係では、日・NATO 高級事務 レベル協議等を通じて、NATO との対話を 強化するほか、OSCEとの関係においても						

の促進を図る。さらに、これら機関との	1				
具体的な協力を推進する。					
日欧間で安全保障上の協力を推進するこ					
とは、自由・人権・民主主義等の共通の					
基本的価値を共有する諸国との関係を強					
化し、グローバルに法の支配を促進する					
ために重要である。					
3 欧州各国との法的枠組み構築のため	1–3				
の協議	1.5				
至っているものについては、署名・締結					
に向けた国内手続を進める。政府間交渉					
を開始しており、実質合意に至っていな					
いものについては、実質合意に達するこ					
とができるよう、引き続き政府間交渉を					
継続させる。また、政府間交渉を実施す					
るに至っていないものについては、十分					
な情報収集を行った上で政府間交渉の実					
施に向けた検討を行う。					
租税条約、社会保障協定及び航空協定					
は、日欧間の経済交流及び人的交流を促					
進する上で、重要である。					
4 欧州への対外発信を通じた対日理解					
の促進	1-2				
招へい、有識者の派遣、欧州各国の主	1–4				
要シンクタンク等との協力によるセミナ	1–5				
一等の開催を実施する。					
欧州地域との知的交流を促進すること					
は、日欧の有識者間で人的ネットワーク					
を構築・強化し、様々な分野での共通の					
認識を醸成するために有効であり、将来					
の日欧関係発展のために不可欠である。					
5 ASEM 各種会合, 個別分野での活動等	1-1				
を通じた、アジア・欧州間の対話と協力					
の推進					
アジア・欧州間の対話と協力を推進し					
ていくためには、両地域の共通の課題・					
関心事を中心に、様々なレベル・分野に					
おいて継続的な議論を行うことが必要で					
あり, 個別具体的な案件については, ASEM					
の各種専門分野別の会合等を通じて、両					
地域の関係者の間で議論を深めつつ、協					
力関係を構築する。					
ASEMの各種会合への建設的関与とASEM					
の各種課題の改善に貢献することは、我					
が国と基本的価値を共有し、国際社会で					
影響力を維持させている欧州との間の対					
話と協力を進展させることにつながり					
欧州地域との総合的関係の強化に資する					
ものである。					
各達成手段の月標については「関連する測定指標」欄	- ~= +	こせまう	エス市期/な	ェーター	金昭昭い

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野2 西欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

測定指標2-1 政府間対話の進展 *

中期目標(一年度)

欧州が英国の EU 離脱,域内経済格差,ポピュリズムの台頭,移民等の課題に直面する中,政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、きめ細やかに西欧各国の政府ハイレベルとの対話を実施する。

年度目標(30年度)

1 電話会談も活用した政府ハイレベル間の緊密な意思疎通を維持し、西欧各国との間で、それぞれの優先課 題等に沿った形で多岐にわたる協力関係を促進させる。その際、要人等の招へい実現のために招へいスキー ムを有効活用するとともに、政府ハイレベルの往来の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書 を作成する。特に以下を実施する。

(1) 英国

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に 国際的課題に対処するための協力を推進する。英国のEU離脱については、日系企業への悪影響を最小限とす るよう働きかけを継続するとともに、経済分野を含む将来の日英関係に関する検討を推進する。

(2) フランス

安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に 国際的課題に対処するための協力を推進する。30年の友好160年の機会を活用し、政治・経済・文化等の幅 広い分野において緊密な交流を促進する。

(3) イタリア

30年3月の総選挙後に成立する新政権との関係を早期に構築する。また、安全保障・防衛分野を始めとして、ハイレベルを含む対話及び具体的協力を強化するとともに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

(4) その他

北欧・バルト諸国を始め、ハイレベルを含む対話を継続して具体的協力を強化するともに、積極的に国際 的課題に対処するための協力を推進する。

2 議会間, 議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

3 サンマリノ等の未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現 する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

政府間対話に関する実績を測ることは、国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有 する西欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。

また、西欧諸国との関係強化や協力の推進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的 であるため。

測定指標2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標(一年度)

欧州が英国の EU 離脱,域内経済格差,ポピュリズムの台頭,移民等の課題に直面する中,政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し,また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため,更なる政策調整・協力を進展させる。

年度目標(30年度)

次官級・局長級協議の実施等を通じて、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展

させる。特に以下を実施する。

(1)英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、安全保障分野を始めとする両 国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。英国のEU離脱については、日系企業への悪影響を最小限とす るよう働きかけを継続するとともに、将来の日英関係に関する検討を推進する。

(2) フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議等において、「特別なパートナーシップ」を 促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。 (3) イタリア

新政権との関係を早期に構築する。また、首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級等に おいて、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

(4) その他

北欧・バルト諸国を始めとして、首脳・外相レベルの対話をフォローアップし、具体的協力を強化すると もに、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。また、「日バルト協力対話」を立ち上げ、共 通の関心を有する分野において日・バルト三国間の協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。

また、頻繁な事務レベルの協議は、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行い、将来的な ハイレベル間の対話の機会に結びつける上で効果的であるため。

測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展

目標(一年度)

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

年度目標(30年度)

リーマンボジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日・スペイン・シンポジウム
- 3 日仏友好 160 年, 日スペイン外交関係樹立 150 周年及び日スウェーデン外交関係樹立 150 周年を成功裏に 実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

民間の人的・知的交流の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 また、シンポジウム、セミナー、周年事業等は多くの民間人が参加する事業であり、民間の人的・知的交流 の推進に役立つため。

測定指標2-4 西欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)					
往訪については、総理・外務	年度目標値	中期目標値			
省政務レベル以上、来訪につい	30 年度	一年度			
ては、国家元首・政府の長・外 相等	往来数に加え, 往来の成果等も踏まえ 各国との関係強化の観点から適切な 水準	_			
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 西欧諸国との要人往来数の測定は、西欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。その際、 定量的な往来数に加えて、その成果等の定性的な観点からも加味して評価を行うことが適切。					

	達成手段の概要等(注)		単位:百万円				行政
達成手段名 (開始年度) (関連施策)		関連 する 測定	予算額計			当初	事業
			(執行額)			予算額	レビ
							<u>л</u> —
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①西欧諸国	1 西欧諸国との対話の継続・推進	2–1	26	24	28	29	027
との二国間	要人往来や国際会議等の機会を捉え		(20)	(25)	(22)		
協力推進経	て,政府ハイレベル間の対話を継続・促						
費	進する。これにより,政治・経済を始め						
(昭和元年度	とする関係の維持・強化及び共通の課題						
以前)	に関する協力関係の強化に寄与する。						
	2 二国間及び共通の諸課題に関する政	2–2					
	策調整・協力の推進						
	事務レベルの緊密な政策協調・協力を						
	推進する。これにより、二国間関係の強						
	化や国際社会の共通の諸課題への対処に						
	際する協力の継続・推進に寄与する。						
	3 人的・知的交流、民間交流の維持・	2–3					
	促進						
	周年事業やシンポジウム・セミナー等						
	を支援・活用する。こうした民間の人的・						
	知的交流の維持・促進は、各国との重層						
	的な関係の維持・強化に寄与する。						

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野3 中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 政府ハイレベル及び事務レベルの対話を継続・促進し、政治、経済等幅広い分野における協力を強化する。
- 2 シンポジウム等を通じて人的・知的交流、経済分野を含む民間交流を維持・促進する。

測定指標3-1 政府間対話の進展 *

中期目標(一年度)

欧州が英国の EU 離脱,域内経済格差,ポピュリズムの台頭,移民等の課題に直面する中,政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また、国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、中・ 東欧諸国との間で政府ハイレベルの対話を実施する。

年度目標(30年度)

1 欧州が英国のEU離脱、域内経済格差、ポピュリズムの台頭、移民等の課題に直面する中で、中・東欧諸国 との間で多岐にわたる協力関係を深化させ、国際社会の共通の課題に連携して取り組むため、政府ハイレベ ル間の対話・会談を引き続き実施する。そうした機会を捉え、両国関係に係る文書等を作成するとともに、 様々な分野における協力の一層の推進について一致することを目指す。必要に応じて、投資環境の整備・改 善を要請する等、経済関係の強化の後押しに努める。特に以下を実施する。

(1) ドイツ

欧州で一層存在感を高めるドイツと、二国間関係の強化に止まらず、東アジアを始めとする地域情勢や国 連安保理改革等国際社会の諸課題に対処するため、頻繁な政府ハイレベルの会談等を通じて協力を推進す る。

(2) ウクライナ

政府ハイレベル間の交流等を通じて、両国関係の深化を図るとともに、ウクライナの安定化に向け同国の 改革努力を支援していく。

(3) 西バルカン諸国(アルバニア, コソボ, セルビア, ボスニア・ヘルツェゴビナ, マケドニア旧ユーゴス ラビア共和国, モンテネグロ)

西バルカン地域の安定は、欧州ひいては国際社会の平和と繁栄にとって重要であることから、この地域の 安定と発展に向けた取組を支援しつつ、引き続き政府ハイレベル間の対話を進めていく。

(4) V4 (ヴィシェグラード4)諸国 (チェコ, スロバキア, ハンガリー, ポーランド)

基本的価値を共有し共通の課題に取り組む重要なパートナーであるV4諸国との協力関係を拡大するため、二国間及びV4+日本の枠組みでの政府ハイレベル間の対話を促進するとともに、V4各国との政治、 経済等の分野における関係の更なる深化を目指す。

(5) その他(スイス,オーストリア,リヒテンシュタイン,クロアチア,スロベニア,ルーマニア,ブルガ リア,ギリシャ,キプロス,ベラルーシ,モルドバ)

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け、政府ハイレベル間の対 話を促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国と の対話については、優先的に取り組む。

- 2 議会間, 議員間の活発な交流を継続支援する。
- 3 ハイレベルの政府要人等を招へいするとともに、訪日後のフォローアップを適切に行う。
- 4 政務ハイレベルの未訪問国及び政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国とのハイレベル対話を促進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ニ国間関係の強化や国際社会における協力の推進のためには、特に政府ハイレベルや議員間の対話を通じて、 相互理解や信頼関係を深化させつつ、協力・連携を確認する機会を多く設けることが効果的であるため。

測定指標3-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展 *

中期目標(一年度)

欧州が英国の EU 離脱,域内経済格差,ポピュリズムの台頭,移民等の課題に直面する中,政治・経済等の分野において二国間関係を一層強化し、また国際社会の共通の諸課題に対して協力・連携して対処するため、実

務レベルでの更なる政策調整・協力を進展させる。

年度目標(30年度)

実務レベルでの更なる政策調整・協力を進めるため、次官級・局長級協議を積極的に実施する。必要に応じて、投資環境の整備・改善を要請する等、経済関係の強化の後押しに努める。

- 1 ドイツ 次官協議等を実施し、政府ハイレベルの対話の事前調整を行うとともに、英国の EU 離脱等を受けて不透 明感を増す国際社会の諸課題に一致して取り組むべく政策調整を行う。
- 2 ウクライナ 実務レベルでの協議を継続し、幅広い分野で二国間関係を発展させるとともに、国際社会の諸課題に一致 して取り組むべく政策調整を行う。
- 3 V4諸国(チェコ,スロバキア,ハンガリー,ポーランド)

「V4+日本」政策対話やV4各国との実務レベルの協議を継続し、EU及び欧州でプレゼンスを高めつつ あるV4の動向のフォローや、V4諸国との関係を強化するとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組 むべく政策調整を行う。

- 4 GUAM (ジョージア,ウクライナ,アゼルバイジャン,モルドバ) GUAM 諸国間のネットワークを強化すべく、実務家レベルの交流等を通して、「GUAM+日本」の枠組みでの 対話を継続し、関係深化に向けた政策調整を行う。
- 5 西バルカン諸国(アルバニア, コソボ, セルビア, ボスニア・ヘルツェゴビナ, マケドニア旧ユーゴスラ ビア共和国, モンテネグロ)

欧州ひいては国際社会の平和と安定にとり重要な西バルカン地域については、同地域における経済社会改 革の支援を目的とした「西バルカン協力イニシアティブ」の枠組みの下、各国との実務レベルでの対話を強 化し、日本の政策や問題意識をインプットし、支持を得るとともに、国際社会の諸課題に一致して取り組む べく政策調整を行う。具体的には、①西バルカン担当大使による政策協議・対話の実施、②新規経済協力案 件発掘に向けた JICA 調査員の派遣、③防災、中小企業振興等に関する地域協力のためのセミナー実施等に よる知見の共有を同イニシアティブの軸とし、事業の具体化に向け各国との調整を行う。

6 その他(スイス,オーストリア,リヒテンシュタイン,クロアチア,スロベニア,ルーマニア,ブルガリ ア、ギリシャ、キプロス、ベラルーシ、モルドバ)

基本的価値を共有する中・東欧諸国との安定的な二国間関係の構築・強化に向け、実務レベルでの対話を 促進する。特に、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対 話については、優先的に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

事務レベルで緊密に政策調整・協力を行うことで、二国間関係の強化及び国際社会の共通の諸課題への協調 した対応が可能となることから、次官級・局長級協議の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であ るため。

測定指標3-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標(一年度)

シンポジウム等を通じて、経済分野を含む民間の人的・知的交流を一層促進し、幅広い分野において二国間 関係を強化するとともに、国際社会の諸課題等に対する知見の共有を図る機会の増強に努める。

年度目標(30年度)

次のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を促進する。

- 1 日独フォーラム
- 2 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 3 「V4+日本」セミナー

その他,中・東欧諸国において開催されるシンポジウムやフォーラムに関して,現地日本企業の参加を促 したり,必要に応じて有識者等の派遣を行う。また,民間有識者等の招へいや本邦におけるセミナーの開催 を通じて,民間の人的・知的交流の促進のみならず,経済分野を始め様々な分野での関係強化に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

民間の人的交流を促進することは、幅広い分野における協力や、二国間関係の強化につながり、また、知的 交流を通じて知見の共有を図ることは、国際社会の諸課題に対して協調して取り組むことに寄与することから、 シンポジウム等の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

民間の人的・知的交流の促進のためには、民間有識者等が多く参加するシンポジウムやフォーラムで自由闊 達な意見交換を行うことが効果的であるため。

測定指標3-4 中・東欧諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)					
往訪については、総理・外務	年度目標値	中期目標値 一年度			
省政務レベル以上、来訪につい	29 年度				
ては、国家元首・政府の長・外相等	往来数の他,往来の成果,国際情勢,他の 主要国との比較等を踏まえた,各国との二 国間協力関係の強化等の観点から適切な水 準。	_			
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 中・東欧諸国との要人往来の測定は、中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用であるため。 国際社会の諸課題に対する日本の政策や問題意識を伝え、支持を得るとともに、連携強化につなげる機会とす るため。					

達成手段

	達成手段の概要等(注)	関連 する	単位:百万円				行政
達成手段名			予算額計			当初	事業
			(執行額)			予算額	レビ
(開始年度)		測定					그ㅡ
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①中・東欧諸	1 中・東欧諸国との対話の継続・推進	3–1	26	28	25	25	028
国との二国	要人往来や国際会議等の機会を捉え	3–4	(21)	(24)	(22)		
間関係の強	て,政府間の対話を実施する。						
化	これにより、政治・経済を始めとする						
	二国間関係の維持・強化及び共通の課題						
	に関する協力の継続・促進に寄与する。						
	2 共通の諸課題に関する協議・政策調	3–1					
		3–2					
	二国間の協力案件や懸案、国際社会に						
	おける共通の諸課題について、政策調						
	整・協力を進める。						
	これにより、共通の課題に関する協力						
	の継続・促進に寄与する。						
	3 人的・知的交流、民間交流の維持・	3–3					
	促進						
	民間の人的・知的交流の維持・促進に						
	より、各国との関係の維持・強化に寄与						
	する。						
		L				· _ · _ ·	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願い たい。

個別分野4 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

- 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- 2 北方領土問題を解決して平和条約を締結するための交渉を推進する。そのための環境整備として、四島交 流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、28年5月の日露首脳会談で具体化に 一致した8項目の協力プラン等の互恵的な協力を着実に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力 の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流,部隊間交流,外交・防衛当局間での協議の実施に向け,必要な支援及び調 整を行う。治安当局間による交流の実施に向け,必要な支援及び調整を行う。
- 6 各種招へい事業,交流事業等を実施する。特に30年度は「ロシアにおける日本年」,「日本におけるロシ ア年」を開催し,年度を通じて民間主催行事も含め200件以上の様々な交流行事の実現を図る。

測定指標4-1 政治対話の深化 *

中期目標(一年度)

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施,議会・議員間交流等を通じ,隣国同士である日本とロシアが, アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

年度目標(30年度)

- 1 領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対 話を維持する。北朝鮮、シリア、ウクライナ等国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役 割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、28年12月の首脳間の合意の実現を進展させる。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

政治対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中,政治対話を通じ,隣国同士である日本とロシア が、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築 し、経済分野等あらゆる分野の連携を促進させることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の 安定と繁栄にも貢献する。

測定指標4-2 平和条約交涉 *

中期目標(一年度)

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

年度目標(30年度)

1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。

北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を精力的に行う。29年度に実施した航空機を利用した 元島民による特別墓参,追加的な出入域ポイントの設置,アクセスが制限された区域への墓参の継続実施を 働きかける。

2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

28 年 12 月のプーチン大統領訪日の際の日露首脳会談では、平和条約問題を解決するとの両首脳の真摯な決 意が表明されるとともに、北方四島において、双方の法的立場を害さない形で、共同経済活動を行うための協 議を開始することが合意された。また、元島民の北方四島へのより自由な往来に向けた手続の改善で一致した。 現在、こうした首脳間の合意に基づき、ロシア側との交渉を続けているところであり、その実現に係る実績を 測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。 北方四島における共同経済活動の実現や元島民のより自由な往来に向けた取組を積み重ねていくことは、平 和条約締結にとってプラスになるものであり、中期目標の達成に資する。

測定指標4-3 貿易経済分野における協力 *

中期目標(一年度)

年度目標(30 年度)

- 1 貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合等の実施を通じ、8項目の「協力プラン」の具体化を更に進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー,医療,農業,都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて, 日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等上記目標の達成 により、貿易経済分野において連携を深めていくことは、幅広い分野で日露関係を発展させていくことに繋が る。

測定指標4-4 国際社会における協力

中期目標(一年度)

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

年度目標(30年度)

- 1 北朝鮮、シリア、テロとの闘い、ウクライナ等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に 関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、国際社会の主要な問題についての国際社会での協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

上記目標のとおりロシアと国際舞台での協力を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致する。

測定指標4-5 防衛・治安分野における関係の発展

中期目標(一年度)

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

年度目標(30年度)

1 安全保障分野

- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2)安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための,必要な調整,支援等を行う。
- 2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

防衛・治安分野における協議・対話等に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。 アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、隣国であるロシアと共同訓練及び相互訪問等を 成功裏に実施しつつ、信頼関係を構築することは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と 繁栄にも貢献し得る。

測定指標4-6 文化・国民間交流の進展 *

中期目標(一年度)

各種スキームによる招へい,文化交流事業,日露青年交流事業,草の根交流事業等の実施を通じ,相互理解 を促進する。

年度目標(30年度)

- 1 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根 交流事業の実施を通じて、さらなる人的交流・文化交流の活性化を図る。
- 2 「ロシアにおける日本年」, 「日本におけるロシア年」を開催し, 30 年度, 民間主催行事も含め 200 件以 上の様々な交流行事の実現を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

文化交流や人的交流に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要。

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業の実施等上記目標の達成 は、両国の相互理解を促進し、関係の強化に資する。また、28 年 12 月の日露首脳会談における合意事項であ る 30 年の「ロシアにおける日本年」、「日本におけるロシア年」を開催することは、日露の文化交流を発展さ せるために重要。

達成手段

				単位日	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	法ポチの一個世界(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	測定					
(則理加束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①「北方領土	北方領土返還要求に関する国民世論の啓	4–1	36	36	37	37	032
復帰期成同	発と結集を図る観点から設立された公益法	4–2	(36)	(36)	(37)		
盟」補助金	人である(公社)北方領土復帰期成同盟に対						
(昭和 40 年	し補助金を支出する。						
度)	これにより、北方領土問題解決のための						
	環境整備の一環として、政府のロシアとの						
	平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起						
	及び統一,さらに国際世論の喚起を図るこ						
	とは、北方領土問題を解決して平和条約を						
	締結するとの目標の達成に寄与する。						
②ロシアと	ロシアとの間でアジア太平洋地域におけ	4–1	196	207	207	199	031
の平和条約	るパートナーとしてふさわしい関係を構築	4–2	(196)	(289)	(220)		
締結交渉促	するため、あらゆる分野における日露間の	4–3					
進を含む二	協力を進展させると同時に、日露間の最大	4–4					
国間関係の	の懸案である北方領土問題について北方四	4–5					
強化	島の帰属の問題を解決し平和条約を締結す	4–6					
(*)	ることを目指した取組を実施する。						
	こうした取組は、北方領土問題を解決し						
	て平和条約を締結し、もって日露関係を正						
	常化させ、日露の二国間関係を強化すると						
	の目標の達成に寄与する。						
③在ロシア	日本センターを通じ、ロシア人企業経営	4–2	451	442	550	568	029
日本センタ	者等を対象とする各種研修事業を実施する	4–3	(452)	(452)	(533)		

一事業を含	ことにより、露側経済人に対日関係増進の	4–4					
む日露経済	有益性と重要性を認識させるのに加え、親						
関係の強化	日的実務家を育成し、あわせて、日露両国						
(15 年度)	の企業、地方自治体、経済団体等に対する						
	支援を行う。						
	こうした取組により、日露企業間の信頼感						
	を高め、日露間の貿易投資活動の拡大及び						
	深化を図ることで日本企業に裨益せしめる						
	とともに、平和条約締結交渉のための環境						
	整備に資する。						
④北方四島	四島在住ロシア人を対象として、北海道	4–2	285	275	259	279	030
住民との交	本島及び本邦各地に招へいすること、四島		(259)	(251)	(267)		
流	在住ロシア人を対象に、①患者受入れ(四島						
(4年度)	から受入要請のあった四島在住ロシア人患						
	者のうち、受入可能な患者を北海道の医療						
	機関で受け入れ、必要な検査、治療及び投						
	薬等を実施), ②医師・看護師等研修(四島						
	在住の医師や看護師等(医療技術者含む)に						
	対し、北海道本島における医療機関におい						
	て,総合的な研修を実施),③医療支援促進						
	事業(我が国の医療専門家(医師, 医療コン						
	サルタント等)を北方四島に派遣し, 現地医						
	療事情を調査させ四島住民の医療ニーズを						
	より正確に把握するとともに、可能な範囲						
	で現地での医療指導を実施すること、また、						
	四島からの患者、医師・看護師等を受け入						
	れる北海道における医療機関の受入れ体制						
	を調査させ、より効率的な支援事業の実施						
	を図り、更には、将来の遠隔医療等を視野						
	に入れた緊急医療支援のスキーム構築に関						
	する提言を含む報告書を作成させる)を実						
	施する。						
	こうした取組は、平和条約締結交渉のため						
	の環境整備に資する。						
⑤ロシアに	28年5月の日露首脳会談(於ソチ)での		_	110	46	1, 236	033
おける日本	合意に基づき, 30年にロシアにおいて大規			(0)	(35)		
紹介事業	模かつ総合的な日本紹介事業を実施するた						
(28 年度)	めの事前の調査及び広報を委託企業を通じ						
	実施する。						
	こうした取組は、文化・国民間交流の進展						
	のための環境整備に資する。						
	の日樗については 「関連する測定指標」欄で・	- 1 - 4 -		-=±* ~ +	7 +++		

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野5 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する

測定指標5-1 各国との対話・交流等の進展 *

中期目標(一年度)

要人往来,政務協議及び招へいを実施し,各国との間で,政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化 を図る。

年度目標(30年度)

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間,議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 中央アジア・コーカサス各国との一層の関係強化を図る。特に中央アジア諸国との間では、安倍内閣総理 大臣の中央アジア訪問の際の成果のフォローアップを進める。
- 6 投資協定に関し、現在交渉中の国との間で早期妥結を目指す。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益で あるため。

中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続等上記目標の達成は、中央アジア・コーカサス諸国 との関係を着実に強化する上で重要である。

- 「中央アジア+日本」対話 行動計画(平成18年6月)
- ・安倍総理大臣の中央アジア政策スピーチ(平成27年10月)
- ・「中央アジア+日本」対話 第6回外相会合共同声明(平成29年5月)

測定指標5-2 「中央アジア+日本」対話の進展 *

中期目標(一年度)

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を 深化させつつ、そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。

年度目標(30年度)

現在進行中の運輸・物流案件を他省庁と協力しながら着実に進めつつ,次回外相会合のテーマとなった観光 分野での協力案件の具体化・実施に向け,以下を実施する。

- 1 「中央アジア+日本」第7回外相会合。
- 2 「中央アジア+日本」第7回外相会合の実施に向けた高級実務者会合(SOM)。
- 3 知的対話(東京対話)。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

「中央アジア+日本」対話に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 高級実務者会合(SOM) や知的対話(東京対話)の実施による中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日 本と諸国の協力のあり方に関する方向性の確認は、日本と中央アジアの協力を安定的に進展させる上で重要で ある。

・「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合共同声明(平成29年5月)

測定指標5-3 中央アジア・コーカサス諸国との間でのハイレベル協議数(政務レベル以上)						
	年度目標値	中期目標値				
	30 年度	一年度				
	30					
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
27年の安倍内閣総理大臣訪問を契機とし	、て大きく高まった中央アジア・コー	-カサス地域とのハイレベル交流				
の流れを維持する上で、政務レベル以上の協議を今後も着実に継続していくことが重要であるため、高いレベ						
ルの数字として、29年度と同程度の実績を今後も維持することを目指す。						

参考指標:中央アジア・コーカサス諸国]との貿易額(単位 : 億円)
(出典:財務省貿易統計)	

達成手段

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)		測定	~ ~ +		~	~~ 	그— ᆂᄴ
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業 番号
 ①中央アジ 	1 二国間関係の強化(資源外交・日本企	5–1	17	16	15	14	留与 034
ア・コーカサ		5-3	(17)	(12)	(10)		001
ス諸国との			(17)	(12)			
関係強化	うとともに、政府との協議や働きかけを						
(18 年度)	通じて、中央アジア・コーカサス地域と						
	我が国の関係を官民横断的に拡大する。						
	これにより、地政学的重要性を有し、						
	また、エネルギー資源の豊富な中央アジ						
	ア諸国、エネルギー輸送回廊として重要						
	なコーカサス諸国と我が国の二国間関係						
	の強化に寄与する。						
	2 各国との対話の継続・促進,経済協	5–1					
	カ等を通じた各国の民主化・市場経済化 支援	5–2					
	地政学的重要性を有し、また、エネル						
	ギー資源の豊富な中央アジア諸国、エネ						
	ルギー輸送回廊として重要なコーカサス						
	諸国各外交当局者との協議を行うととも						
	に、中央アジア・コーカサス諸国の持続						
	的発展のため、各国との協議や経済協力						
	を実施する。また、エネルギー資源の豊						
	富な中央アジア・コーカサス諸国におい						
	ても、近年代替エネルギーへの転換意欲						
	が高く、日本の技術への関心が増加して						
	おり、代替エネルギー技術を提供可能な						
	日本企業の同諸国への進出を支援する。						
	こうした取組により、民主化・市場経						
	済化を支援することは、施策目標の達成						
	に寄与するとともに、更なる二国間関係						
	の強化につながる。	L					

3 「中央アジア+日本」対話の枠組みに おける地域協力の促進 16年8月に立ち上げた「中央アジア+日 本」対話の枠組みで高級実務者会合、東京 対話を開催するとともに、中央アジアに 関係の深い第三国と中央アジアに関する 協議を実施する。 こうした取組により、中央アジア諸国 の安定と繁栄に協力することは、施策目 標の達成に寄与する。 4 人的、知的交流の促進	-1	
中央アジア・コーカサス諸国の有識者 を我が国に招聘し,我が国有識者と忌憚 のない意見交換を行うとともに,中央ア ジア諸国の将来を担う若手外交官や青年 を招へいする。 これにより,中央アジア・コーカサス 諸国との人的,知的交流を促進させるこ とは,施策目標の達成に寄与する。	-2	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策 I-5 中東地域外交

施策名(※)	中東地域外交
	暴力的過激主義の脅威や難民問題等、多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和、安定
	及び経済的発展に要人往来や人道支援の拡充等を通じて貢献し、かつ中東・北アフリカ地域にお
	ける我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。
	1 シリア及びイラクの安定,難民問題,中東和平問題,アフガニスタンの復興を始めとした地
施策目標	域の諸課題への対応及び暴力的過激主義を生み出さない寛容な社会の構築に積極的に貢献す
	る。
	2 中長期的な観点から、中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、
	産油・産ガス国(特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国)を始めとする中東・北アフリカ諸国
	との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。
	エネルギー供給の多くを中東・北アフリカ地域に頼る我が国にとって、同地域の平和と安定は
	極めて重要。シリア・イラク情勢、シリア及び周辺国等における難民問題、 ISIL 等暴力的過激
	主義、中東和平問題、アフガニスタンの復興、イエメンやリビアの不安定等、多くの課題を抱え
	る同地域の安定化に向けて、非軍事分野での支援を通じ積極的に貢献することは、国際社会の責
目標設定の考	任ある一員としての青務である。
え方・根拠	また、若年人口の増加や高い経済成長率を背景に市場としての潜在力が高まっており、物流の
	要衝でもある中東・北アフリカ地域との間で、中長期的な観点から、経済関係に限らない多層的
	な関係を構築・強化することが一層必要となっている。
	·第196回国会外交演説(平成30年1月22日)
	・第196回国会衆議院外務委員会における河野大臣挨拶(平成30年3月2日)
政策体系上の	
位置付け	地域別外交 担当部局名 中東アフリカ局 欧米町 平成 31 年 8 月
該当欄に記入	

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け、米国を始め関係者への政治的な働きかけ、対パレス チナ支援及び信頼醸成のための取組を推進する。
- 2 イラク及びアフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 3 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働き かけを行う。
- 4 暴力的過激主義の脅威や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。
- 5 シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。

測定指標1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果 *

中期目標(一年度)

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ,対パレスチ ナ支援及び信頼醸成措置を実施する。

年度目標(30年度)

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組,要人往来等によるイスラエル・ パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ,パレスチナの経済的自立のための支援として,以下の取組を実施 する。

1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。

- 2 パレスチナの経済的自立のための支援 将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための 東アジア協力促進会合(CEAPAD)第三回閣僚会合の開催や、「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ 支援を行う。
- 3 当事者間の信頼醸成のための支援 信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠|

第196回国会における外交演説にも表れているとおり、中東政策は日本外交の重点分野の一つと位置づけられており、これらの取組達成度を検証することは重要である。

測定指標1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展 *

中期目標(一年度)

1 イラク

イラクの国民融和、民生安定に資する取組を推進する。

2 アフガニスタン

東京会合(24年), ロンドン会合(26年)に続くプロセスとして28年10月に開催されたブリュッセル会 合において表明された29年から4年間にわたる日本の対アフガニスタン支援方針に沿って,支援を適切かつ 効果的に実施する。

年度目標(30 年度)

1 イラク

- (1) 国内避難民に対する人道・安定化支援、円借款を通じたインフラ復興を通じて、イラクの国造りを支援 する。
- (2)我が方要人とイラク側要人との会談の際に、イラクの一体性や国民融和の重要性を訴えていく。

2 アフガニスタン

(1)現地の治安情勢に留意し、大使館員及び在留邦人の安全に最大限配慮しつつ、28年10月の「アフガニス タンに関するブリュッセル会合」で表明した対アフガニスタン支援方針に沿って、アフガニスタンの自立と安 定に向けた支援を実施していけるよう努める。この一環として、30年に予定されている下院・郡議会評議会 選挙が適正に行われるよう、アフガニスタン政府に働きかけを行う。

(2) また、「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」に基づき、アフガニスタンと国際社会の相互の コミットメントが実施されるよう、関連ドナーと共に調整に努める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

1 イラク

ISIL に対する軍事的勝利が宣言され、今後、イラクの復興、安定化のために暴力的過激主義対策やイラク 国内の融和を進めて行くことが課題であり、イラクの安定は避難民やテロ対策の観点から中東地域、及び日 本を含め世界にとって重要であるため。

2 アフガニスタン

東京会合及びロンドン会合の成果を基盤にアフガニスタンの自立と安定のため、国際社会とともにアフガニスタンを支援することは重要である。一方で、昨今、現地の治安情勢は不安定であり、この点を踏まえ、 大使館員及び在留邦人の安全を第一に支援を進めることが必要であるため。

測定指標1-3 イランの核合意を受けた二国間関係の強化,及びイランと地域・国際社会との信頼構 築の後押し *

中期目標(一年度)

イランの核合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際 社会との信頼構築を支援する。

年度目標(30年度)

1 国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて核合意の着実な 履行に協力する。

- 2 「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
- 3 ODA の活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
- 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談 や国際会議の場を利用して働きかける。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

イランが核合意履行を継続することが、国際不拡散体制強化及び地域の安定のために重要であると同時に二 国間関係拡大のための基礎である。二国間関係の各案件については、「日・イラン協力協議会」の各作業部会 を積極的に活用することで、着実に進めていくことが可能となる。また、ODAの積極的な活用により、日本企業 の対イラン進出の基盤を整備することができる。その上で、日本として中東の平和と繁栄のためにより積極的 に役割を果たす観点からも重要であるため。

測定指標1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援 *

中期目標(一年度)

中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

年度目標(30年度)

- 1 ISIL 掃討に伴う戦闘員帰還による中東・北アフリカ各国の治安情勢の悪化を予防するための支援を行う。
- 2 中東・北アフリカ諸国に対して ODA を通じた開発支援を行う。
- 3 シリア情勢の安定化に向け、人道支援を継続する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

中東・北アフリカ諸国は治安情勢が不安定な国が多く、それに伴い難民も多数発生している。中東地域は、 日本にとって最大の原油供給元であり、同地域の安定は日本の繁栄にとり不可欠な要素である。様々な取組を 活用し、同地域の自助努力を後押しし、安定化に向けた支援を継続していくことが重要であるため。

測定指標1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数						
(我が国及び相手国とも「政務」レベル	年度目標値	中期目標値				
以上(我が国政府代表は含まず))	30 年度	一年度				
	往来数の他,往来の成果,国際情勢,他の主要国との比較等を踏ま えた,関係各国との協力関係の強 化等の観点から適切な水準	_				
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標	に年度)の設定の根拠					
山市政策が日本外交の重占分野の一つと	・位置づけられたこと また「平和と	察学の回廊」 構想のグレードア				

中東政策が日本外交の重点分野の一つと位置つけられたこと、また「平和と繁栄の回廊」構想のクレードアップを掲げたことから、本目標をさらに推進し、実現できなかった会合の実施に向けて調整していく必要があるため。

測定指標1-6 対パレスチナ支援指標:パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との 会議数(回廊,東アジア協力,ハイレベル会合等)

年度目標値	中期目標値
30 年度	一年度
5	_

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

パレスチナ支援に関係する主要な会合として、①CEAPAD、②「平和と繁栄の回廊」構想4者閣僚級会合、③ AHLC があり、これらを着実に実施し、その成果をパレスチナ支援に活かしていくことが重要であるため。①、 ③については閣僚級会合、高級実務者レベル会合があるため、各1回ずつの開催を目指す。

参考指標:対パレスチナ支援指標:年度毎対パレスチナ支援総額(単位:万ドル)

達成手段

-								
					単位:	百万円		行政
	達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
	连成于段石 (開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	(開始牛皮) (関連施策)	建成十段の概要等(注)	測定					ュー
	(房理旭束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
								番号
	①中東和平	1 「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合	1-1	34	34	31	35	035
	に向けた働	等の開催	1–5	(35)	(34)	(31)		
	きかけ	「平和と繁栄の回廊」構想は、18年7月	1–6					
	(*)	に中東諸国を訪問した小泉総理大臣が提						
		唱したもの。29年に河野大臣が表明した						
		同構想グレードアップを実施すべく, ODA						
		も活用しつつ、日本に加え、イスラエル、						
		パレスチナ、ヨルダン間の地域協力を通						
		じて推進する。						
		これを中心として、将来のイスラエ						
		ル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた						
		我が国独自の施策を推進していく。						
		2 CEAPAD閣僚級会合等の開催	1–1					
		日本が25年に提唱した、東アジア諸国	1–5					
		の知見をパレスチナの経済開発、国造り	1–6					
		に活かすための取組。これにより新たな						
		支援分野の調整も含め、アジア諸国と連						
		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		•	•	•	•	•

	携しつつ会合を開催し、対パレスチナ支援の強化に向けた推進力とする。 3 中東和平推進のための信頼醸成措置 関連 米国を中心とする国際社会による中東 和平実現への努力を後押しするため、今 年度はICT分野での協力を見据え、イスラ エル・パレスチナ双方のICT関係者を我が 国に招へいして意見交換を行い、両者間 の相互の信頼関係を醸成する。これまで の信頼醸成会議の経験を踏まえ、双方の 平和的な共存に向けたイスラエル・パレ スチナの対話・協力を進める場を提供す ることにより、我が国の政治的働きかけ を強化する。 4 対パレスチナ支援推進関連 対パレスチナ支援推進関連 対パレスチナ支援調整委員会(AHLC) 等に出席して多数の関係者と意見交換・ 政策調整を行うほか、ICT ビジネス促進の ためパレスチナの ICT 関連企業・団体と の協力体制も模索。 これにより、国際社会全体にとって長 年の懸案である中東和平の実現に寄与す る。	1–1 1–5 1–6					
<ul> <li>②アフガニ</li> <li>スタン復興</li> <li>支援会合</li> <li>(15 年度)</li> </ul>	アフガニスタンの安定化に資する国際 会議を日本で開催する。 これにより、アフガニスタンの持続的 発展を支援し、再びテロの温床としない	1–2	10 (7)	14 (2)	13 (0)	10	036
	ことは、我が国を含む国際社会全体の安 全と繁栄を確保するとともに、アフガニ スタンの復興に寄与する。						
<ul> <li>③中東地域</li> <li>情勢担当参</li> <li>与</li> <li>(30年度)</li> </ul>	豊富な中東地域における人脈や知識を 外交政策立案に活かすとともに,出張や 国際会議に関与させ,人脈を活かして情 報収集に貢献せしめる。	1–2 1–4	_	_	_	3. 5	新 30- 010

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

#### 個別分野2 中東諸国との関係の強化

#### 施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム文化圏との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定,投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組み を活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側との更なる経済関係の強化を図る。

測定指標2-1 中東・北アフリカ諸国との交流・対話の深化 >

中期目標(一年度)

我が国と中東・北アフリカ諸国との交流・対話を深化させる。

年度目標(30年度)

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
- 3 湾岸地域の信頼醸成・協力促進及び過激思想への対応等をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

中東外交においては、不安定な情勢への対処や経済的な結びつきの更なる促進のみならず、我が国の立場への理解や国際場裡での支援を得るためにも、文化交流や人的交流の拡大が重要である。

中東・北アフリカ諸国との交流・対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 各種会合の開催や人的交流の拡大により、中東地域との相互理解を深化させていくことが重要である。 これまで、指標名では「中東・イスラム諸国との交流・対話の深化」としていたが、イスラム諸国といった 場合、東南アジアから南部アフリカまでを含む概念となるため30年度から指標名を標記のとおり変更し、施策 対象地域を地政学的な近接性、類似性に基づいて明確にした。

測定指標2-2 自由貿易協定,投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進,投資・エネルギー分野における経済関係強化 *

中期目標(一年度)

中東諸国との経済関係を強化すべく、日トルコ EPA、日トルコ社会保障協定、日ヨルダン投資協定等、各種 経済条約の早期締結に向け交渉を促進する。

年度目標(30年度)

日トルコ EPA, 日トルコ社会保障協定の早期締結に向け, 交渉を加速化させる。

ヨルダン、モロッコ、アルジェリア、チュニジア、UAE、バーレーン及びカタールとの投資協定の早期締結に 向け調整及び交渉を促進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日トルコ EPA, 日トルコ社会保障協定については, 日トルコ経済関係の活発化のために重要であり, 現在交渉が大詰めであるため。

UAE との投資協定は既に大筋合意に達しており、バーレーン、カタール、ヨルダン、モロッコ、アルジェリアとの投資協定については、いずれとの交渉も数年以内の署名が視野に入っていることから、これら各国との 交渉に優先的に取り組み、日 GCC・FTA 等の案件に繋げることが重要であるため。

## 測定指標2-3 中東地域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

目標(一年度)

1 湾岸諸国(GCC 諸国)

エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。

2 イラク

イラクとの経済関係の強化を図る。

## 年度目標(30年度)

1 湾岸諸国(GCC諸国)

日本企業の持つ高い技術力を通じて、湾岸諸国の経済発展に貢献するべく、日本企業の進出及び新規プロジェクトの受注等を後押しする。

2 イラク

イラク復興に日本企業の持つ高い技術力を通じて貢献することを可能とすべく、イラク政府に対して、ビジネス・投資環境の改善、治安の安定及び日本企業の安全確保等を働きかける。

## 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

1 湾岸諸国はエネルギー分野に限らない産業の多角化を目指しており、日本企業進出及び新規プロジェクト の受注等は、日 GCC 関係を深化させる上で有益であるため。

2 アバーディー・イラク首相により ISIL に対する軍事的勝利が宣言され、今後、イラクの復興、安定化のため、日本企業の持つ技術力を活用していくことは有益であるため。

測定指標2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(イスラエル・パレスチナ合同青年招へい、イ スラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)

年度目標値	中期目標値
30 年度	一年度
5	_

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国と中東諸国の関係強化のため、経済的フォーラム等を通じた経済関係の深化や、青年招へい事業等を 通じた国民レベルの交流など、様々なプログラムを活用し、多様な側面からのアプローチの実績を測ることが、 施策の進捗を把握する上で有益であるため。

イスラム文化は、中東・北アフリカのみならず、アジア・アフリカでも盛んであり、地域を越えたイスラム 世界との対話を進めることは、重層的な関係構築の観点から有益であるため。

過去5年間の実績に照らし、これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。

なお, 例示していた事業のうち, 実態との整合性を考慮し, 「中東和平青年招へい」に代えて「イスラエル・ パレスチナ合同青年招へい」に変更した。

測定指標2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数						
(我が国及び相手国とも政務レベル以	年度目標値	中期目標値				
上(我が国政府代表は含まず))	30 年度	一年度				
	他の主要国との比較等を踏まえた、中	_				
	東諸国との関係強化等の観点から適					
	切な水準					
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることで客観的な評価を行うことが重要であり施策の進捗						
を把握する上でも有益であるため。						

過去2年間の実績に照らし、これに準じた数の要人往来を実施することを目安とする。

測定指標2-6 経済条約の締結	牧	
	年度目標値	中期目標値
	30 年度	一年度
	3	—
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		

中東各国と日本との経済関係をより強固なものにするため、更なる経済条約の締結を目指す。具体的には、 現在交渉中の経済条約のうち3件以上の早期締結と新規経済条約の交渉開始を目指す。

## 達成手段

<u>连队于权</u>				× / /	<u> </u>		1
					百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	建成十段の恢安寺(注)	測定					고—
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①中東地域	1 中東諸国における経済外交推進	2-2	35	39	40	43	037
	中東地域各国との間で経済外交を進め	2-6	(24)	(32)	(46)	10	007
諸国との関		20	(24)	(02)	(40)		
係強化	るとともに、日・トルコ EPA 等種々の経						
(*)	済条約の締結に向けた取組を継続する。						
	これにより、我が国と同地域の経済関係						
	の強化、ひいては同地域の安定のための						
	支援にも寄与する。						
	2 イスラム世界との新時代パートナー	2–1					
	シップ構築セミナー(未来対話)	2–3					
	「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL),	2–4					
	イラン核問題を巡る動向、ホーシー派に						
	よるイエメン国内紛争の激化、サウジの						
	サルマン体制の確立と内政及び外交面で						
	の変化湾岸地域の安全保障の状況は新た						
	な段階に差し掛かっているなか、セミナ						
	ーを開催しこれらの諸国との意見交換を						
	行う。						
	これにより、我が国としても、これら						
	の変化が湾岸諸国の安定性を含めどのよ						
	うな影響をもたらすかについて的確な分						
	析を行う上で、湾岸諸国自身の地域安全						
	保障に関する認識を包括的に把握してい						
	く。						
	3 GCC諸国との経済連携関連	2–2					
	石油及び天然ガスの産出国である GCC	2–3					
	諸国資源国と積極的に経済条約の交渉・	2–6					
	締結を進める。						
	これにより、資源国との関係を重視す						
	る政策の実施に貢献する。						
	4 アラブ諸国との対話強化	2–1					
	29年9月にエジプトのカイロにて第一	2-4					
	回日アラブ政治対話を開催し、河野外務	2–5					
	大臣が出席した。同会合では、中東に対						
	する日本の基本的立場を説明した。また、						
	アラブ連盟に加盟している各国と更なる						
	関係強化について意見交換を行った。						
	今後は、同会合のフォローアップを図						
	るため、アラブ諸国との要人往来数を増						
	加させ、対話をより一層増やす。						
	これにより、関連指標の目標を達成す						
	<b>`ك</b> ە		I				

		• •					
②日・トルコ	同大学の早期の開学を目指し、大学設	2-1	12	11	9	7	038
科学技術大		2–4	(7)	(2)	(2)		
学設立関連	事会において、大学設置に向けての協議	2–5					
経費	組織運営及び学術的コンテンツの検討を						
(30年度)	行う。						
	これにより,将来的に国際色豊かな教						
	職員及び学生、多くの高機能を備えた設						
	備等から構成される科学技術を中心とし						
	た高い教育水準レベルを提供しうるグロ						
	ーバルスタンダードな大学をトルコ国内						
	に設置するとともに、将来トルコ国内に						
	おいて活躍する専門家の輩出を目指す。						
③中東・北ア	中東地域から、将来活躍が期待される	2-1	10	12	10	9	039
フリカ地域	人材を本邦へ招へいする。	2–4	(7)	(10)	(7)		
における親	これにより、日本文化や外交政策につ	2–5					
日派·知日派	いて理解の促進を図るとともに、被招へ						
発掘のため	い者の中から親日派・知日派を発掘する						
の交流事業	ことで、帰国後の日本文化の発信強化を						
(30年度)	促し、我が国の外交基盤を拡充する。						
④中東・北ア	情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国	2-1	_	_	_	_	_
フリカ諸国	の状況を、素早く的確に把握する。30 年	2–4					
の状況の的	度は、引き続き中東・北アフリカ諸国の	2–5					
確な把握	状況をフォローする。						
(*)	これにより、様々な事案に適切に対応						
	し、必要とされる支援及び我が方の適切						
	な政策立案につなげることができる上						
	地域の平和と安定に向けて貢献してい						
				/-=¬====の+	- 7	- - -	ᄽᅋᅏᄪ

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

# 施策 I-6 アフリカ地域外交

施策名(※)	アフリカ地域外3	Σ						
施策目標	及びアフリカとの 1 アフリカの成	二国間・多国間 長・開発に関す	地域外交を通じた国際 での協力関係の強化を る TICAD プロセス等を 我が国の対アフリカ政	推進する。このため 推進する。				
目標設定の考 え方・根拠	アフリカは、豊富な天然資源と増大する人口を背景に、高い潜在力を有し、国際社会からの関 心を集めている。また、アフリカ54 か国との友好関係は、経済的側面だけでなく、国際社会にお ける日本への支持という政治的側面からも非常に重要である。一方、同地域は、政治的混乱、テ ロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題も抱えている。これら不安定要因 の克服に当たり、日本が貢献することは、アフリカのみならず、地域及び世界全体の安定の観点 からも重要である。 5年に日本が立ち上げたアフリカ開発会議(TICAD)は、既に25年に及ぶ歴史を有し、日本の 対アフリカ外交の重要な柱であり、首脳会合、閣僚会合等を通じて、アフリカ開発に着実な成果 を収め、貢献してきた。 31年に横浜で開催するTICAD7に向けて、今後も日本の対アフリカ政策に関する我が国及びア フリカ諸国の国民の関心及び理解を深めることで、外交基盤の強化及び国際社会での一層の信頼							
政策体系上の 位置付け	地域別外交	担当部局名	アフリカ部	政策評価実施予 定時期	平成31年8月			
(※)本施策は,	個別分野を設定して	ており、「施策の	概要」,「測定指標」及	び「達成手段」につい	いては、関連個別分野の			
該当欄に記る	1 +-							

該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

## 施策の概要

- TICADV「横浜宣言」及び「横浜行動計画 2013-2017」並びに、TICADVI「ナイロビ宣言」及び「ナイロビ実施計画」を引き続き実施する。また、30年のTICAD 閣僚級準備会合及び31年のTICAD7に向けて準備を進める。
- 2 G7, G20 及びアジア諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。
- 3 アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

## 測定指標1-1 TICAD プロセスの推進 *

中期目標(一年度)

TICAD プロセスを通じ、アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに、アフリカ各国との協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

年度目標(30年度)

- 1 TICAD 閣僚級準備会合等の開催を通じ、共催者と協力しつつ、31年に日本で開催予定の TICAD 7 に向け、 テーマ検討・支援策検討・開催準備等を戦略的に進める。
- 2 TICADVIで表明した「アフリカの未来への投資」(28年-30年(暦年)で官民総額300億ドル)を関係機 関と協力し、確実に実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

TICAD において日本が表明した取組は、日本のアフリカ各国及び国際社会に対する「公約」であり、表明した取組の履行状況を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。

TICAD Vの成果文書である「横浜宣言」及び「横浜行動計画 2013-2017」並びに TICAD VIの成果文書である「ナ イロビ実施計画」を含め、我が国の取組を確実に履行するとともに、その履行状況について閣僚級を始めとす る様々なレベルでフォローアップを行うことは、アフリカ開発の効果的な推進につながる。また、アフリカ諸 国との関係を強化し、国際社会での我が国のリーダーシップを強化するために、我が国のアフリカにおけるプ レゼンスを向上させることを目指し、31 年に日本で開催予定の TICAD 7 の準備に当たって、他のドナー国との 差異化を図ることが必要である。

## 測定指標1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進 *

中期目標(一年度)

新興国を含む他の援助国との政策協議を積極的に行い、また、G7関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

年度目標(30年度)

- 1 G7及びG20の関連会合では、サミットやその他のフォーラムにも積極的に参加し、国際社会のアフリカ 開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの 取組の連携を図る。
- 2 仏,英,米,印,韓等アジア諸国等との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより,各国と協力 してアフリカ開発を効果的に推進する。

## 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

関連諸国との連携は、アフリカについて議論する国際的なフォーラムへの参加、関連諸国との政策協議の実施等によって推進される。これらの実績は、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組を密に連携させることで、効果的なアフリカ開発を推進する観点から重要である。

中期目標(一年度)

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカの開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを 強化する。

年度目標(30年度)

TICAD 7 に向け、TICAD プロセスを通じた支援を引き続き実施するとともに、アフリカにおける以下を始めと する緊急支援ニーズを把握するとともに、これらニーズに迅速に対応し、人道的危機の軽減や不安定要因の削 減に貢献する。

1 感染症の流行、自然災害の発生時等に起因する緊急の支援ニーズ

2 アフリカの平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

TICAD プロセスを通じた継続的な支援に加え、感染症の流行や自然災害、政情不安等の突発的事象に起因す る緊急の支援ニーズに応えることは、アフリカにおける人道的危機の軽減や不安定要因を削減するために有効 である。また、アフリカ諸国の要請に応じた支援を行うことにより、二国間関係の発展に寄与し、我が国のア フリカにおけるプレゼンスの向上につながる。これらの実績の蓄積がアフリカにおける平和と安定の基盤とな り、我が国に対する国際社会の信頼強化に寄与するため、上記実績を測ることは施策の進捗状況を把握する上 で有益である。

参考指標:対アフリカ民間投資残高	(5か年平均値,単位:億ドル))
(出典:ジェトロ(日本貿易振興機構) 日本の直接投資(残高))	

#### 達成手段

~								
					単位:	百万円		行政
	*キャナイロック		関連		予算額計		当初	事業
	達成手段名	法ポチの御田佐(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	(開始年度) (問)東佐笠)	達成手段の概要等(注)	測定					<u>л</u> —
	(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
								番号
	①TICAD プロ	TICADVの「横浜行動計画2013-2017」	1–1	64	311	32	33	040
	セス	及びTICADVIの「ナイロビ実施計画」を我		(45)	(186)	(28)		
	(19 年度)	が国の支援策も含めて着実に実施する。						
		「TICADフォローアップ・メカニズム」に						
		よる進捗状況のモニタリングを活用す						
		る。						
		アフリカ諸国,ドナー諸国,国際機関,						
		市民社会等から参加を得て、TICAD閣僚会						
		合をモザンビークで開催。多くのアフリ						
		カ諸国閣僚の参加を実現し、会議を通し						
		て日・アフリカ関係発展に寄与した。						
		上記取組によりTICADV並びにVIの成						
		果を着実に具現化し、アフリカ開発を後						
		押しする。						

②アフリカ	(本個別分野に関連する取組)	1–2	28	27	25	23	041
諸国との関	G7プロセスを始めとする多国間枠組		(17)	(21)	(22)		
係強化費	みへの参加、他の援助国との政策協議を						
(11 年度)	実施する。						
※この達成	上記取組は、国際社会での我が国のリ						
手段は、本施	ーダーシップの強化及びアフリカ開発の						
策個別分野	効果的な推進に寄与する。						
2にも関連							
する。							
③その時々	紛争や自然災害等の課題を抱えるアフ	1–3	—	—	—	—	—
のアフリカ	リカの状況を的確に把握し,感染症の流						
の状況の的	行、自然災害及び大統領選挙の実施等の						
確な把握	緊急の支援のニーズ並びに平和と安定等						
	に向けた支援のニーズを把握する。						
	上記取組を通じ、適時・適切な支援に						
	つなげ、アフリカが抱える脆弱性の克服						
	に貢献する。						

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野2 アフリカとの対話·交流及び我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解 の促進

#### 施策の概要

- 1 招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関 係を促進する。
- 2 TICAD 関連会合を始めとする多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ 訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ 訪問を積極的に実施する。
- 3 30年に日本で開催される TICAD 閣僚会合に向け、メディア等を通じた広報活動を展開し、日本の対アフリカ政策の理解の促進を図る。

測定指標2-1 アフリカとの対話・交流の推進 *

中期目標(一年度)

アフリカとの対話・交流を、幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を 高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。

年度目標(30年度)

1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。

- (1) アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現 する。
- (2)多国間会合や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により、各国 要人との会談を実現する。
- 2 貿易投資促進官民合同ミッションや日アフリカ官民経済フォーラムの実施等を通じ、民間企業によるアフ リカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。
- 3 産業人材育成の観点から、ABE イニシアティブ等を通じ、アフリカ諸国からの日本国内への若者の受入れ を実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

アフリカとの要人レベルでの対話・交流の実績を測定することは、アフリカとの協力関係促進のための取組 の実績を把握する上で有益である。また、民間レベルでの経済的な関係深化、個人レベルでの交流を通じた知 日派・親日派の育成は、我が国の歴史や文化、社会についてアフリカ側の理解を深め、我が国に対する信頼を 高めるとともに、ひいてはアフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる上で不可欠である。

## 測定指標2-2 我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解の促進

中期目標(一年度)

- 活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国 及びアフリカ諸国の国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげ る。

年度目標(30年度)

- 1 TICAD 閣僚会合や日アフリカ官民経済フォーラムの開催及びこれらの機会を捉えた広報活動などを通じ て、我が国国民のアフリカや我が国の対アフリカ政策への理解及び関心を増進させることを目指す。また、 アフリカとの要人往来に関してインターネット上での広報、パンフレットや TICAD 進捗報告を含む各種広報 資料の配布を通じ、我が国の対アフリカ政策の理解促進を図る。
- 2 外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい、及び我が国要人のアフリカ訪問、アフリカにおける TICAD 関連会合の開催、経済協力案件の実施等の機会を捉え広報活動を実施し、アフリカ各国の政府関係 者を含むアフリカ開発関係者に対し、我が国の対アフリカ政策についての理解を促進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国の対アフリカ政策に関する日本国民及び国際社会の理解と信頼は、対アフリカ外交を推進する上で不可欠な重要な基盤である。

世論調査等にかんがみると、現在の日本国内におけるアフリカへの関心は高いとは言えないため、国内外への広報活動を通じ、アフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカと我が国の対アフリカ外交への 関心を高めることが必要である。我が国の対アフリカ外交のインターネット上での広報や、広報資料の積極的 な配布・発信は、国内におけるアフリカへの関心度合いを高めるための重要な取組であり、その実績を測るこ とは、国内の理解深化に向けた進捗を把握する上で有益である。

また、外国メディアを活用した我が国の対アフリカ政策に関する広報活動の実施は、アフリカ諸国の我が国 政策に対する理解を深め、我が国の対アフリカ政策を一層円滑に実施する上で重要である。同時に、国際社会 での我が国の開発協力政策への評価を高めることで、国際社会における我が国の発言力強化に資するため、こ の実績を測ることは有益である。

**参考指標: 内閣府世論調査 (アフリカに親しみを感じる人の割合)** (出典:内閣府)

## 達成手段

	達成手段名 (開始年度) 達成手段の概要等(注)			単位	百万円		行政
法武王印夕		関連		予算額計		当初	事業
		する		(執行額)		予算額	レビ
		測定					<b>ユ</b> —
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①アフリカ	(本個別分野に関連する取組)	2-1	28	27	25	23	041
諸国との関	首脳級を始めとする各種人的往来を実施	2–2	(17)	(21)	(22)		(再掲)
係強化費	するとともに、アフリカ関連の TICAD 関連						
(11 年度)	会合や経済関連フォーラムを開催する。						
※この達成	これらの取組により,日・アフリカ間の人						
手段は本施	的ネットワークを拡充し,同時に,アフリカ						
策個別分野	側の対日理解を促進するとともに,我が国						
1にも関連	民間や国民のアフリカに対する関心を増進						
する。	する。						
2我が国政	我が国政治レベルや民間企業関係者等の	2–1	_		_	_	—
治レベルや	アフリカ訪問を積極的に実施する。また,外						
民間企業関	務省政務レベルを団長とした官民合同ミッ						
係者等のア	ションをアフリカ諸国に派遣し, 我が国民						
フリカ訪問	間企業関係者とアフリカ各国政府関係者の						
の積極的な	交流を行う。						
実施	こうした取組を通じて、日・アフリカ間の						
(*)	相互理解促進・関係強化を行うとともに、日						
	本側、アフリカ側の双方において日・アフリ						
	カ関係の重要性についての理解を深める。						
	2の日煙についてけ 「関連する測空指揮」 摺っ		::::::::::::::::::::::::::::::::::::	ヨーヨキの	セットを		十幺四

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願 いたい。

# 基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

施策名(※)	国際の平和と安定に対する取組
	我が国の平和,安全及び繁栄を確保する(①)とともに,国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与(②)するため,以下を達成する。
施策目標	<ul> <li>際的な努力に積極的に寄与(2)するため、以下を達成する。</li> <li>1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立 案及び発信する。(1)、2)</li> <li>2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自 由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する(1)、2)。二 国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極を巡る課題への対応における国際社会でのプ レゼンスを確保する(2)。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサ イバー外交を推進する。(1)、2)</li> <li>3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社 会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤 を整備・強化する。(2)</li> <li>4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために 国際的な連携・協力を強化する。(2)</li> <li>5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇 宙協力を推進する。(1)、2)</li> <li>6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と 国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。(1)、2)</li> <li>7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。(2)</li> <li>8 女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。(2)</li> </ul>
	9 大量破壊兵器,ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ,我が国及び 国際社会全体の平和と安全を確保する。(①,②)
	10 IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化す るとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。(2)
	11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間 及び多国間関係の増進に活用する。(①, ②)
目標設定の考 え方・根拠	我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協 調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積 極的に寄与していくことが不可欠である。
政策体系上の 位置付け	分野別外交 担当部局名 総合外交政策局 政策評価実施 平成 32 年 8 月
(X)本施策は	個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の 該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

## 施策の概要

- 1 補助金事業,研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

# 測定指標1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 *

中期目標(一年度)

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から、29年度とほぼ同規模の補助金事業を実施する。また、同補助金事業を通じ、政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ、調査報告書や政策提言の提供を受けることで、有益な情報を随時収集する。
- 2 28年度及び29年度に実施した有識者研究会の成果を土台として、報告書を取りまとめる。また、同報告書を活用し、同研究会メンバーと協力し、在京の外国政府関係者及び有識者との意見交換の場を設ける等、 戦略的に発信を行う。同時に、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を 立ち上げ、30年度内に報告書を取りまとめる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、中長期的かつ総合的な外交政策を企 画立案する機能を強化するには、外部有識者やシンクタンクとの連携も強化することが必要であり、その実績 を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

国際世論の形成に民間のシンクタンクの役割がますます重要となっている昨今,政府が国内シンクタンクと 連携し,オールジャパンでの外交力強化を目指すためには、29年度とほぼ同規模かつ29年度の成果を土台と した国内シンクタンクの育成強化に取り組み,対外発信機能や政策提言能力を強化することが重要である。

この他,日本を取り巻く安全保障環境が大変厳しくなる中,日本を始めとする様々な国々が,既存の国際秩 序を維持するため,また,自由貿易や安全保障,地球環境の維持といった視点から従来以上に大きな役割を果 たさなければならない。こうした中,国際情勢の変化を客観的に認識・分析し,中長期的な観点から外交政策 を策定していくことが重要である。そのため,日本外交や国際情勢等を専門とする多様な有識者と連携し,多 様な見地を活用した議論を行い,その分析・検討結果を外交政策の策定プロセスに反映させていくことが極め て重要である。

## 測定指標1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標(一年度)

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に 立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
- (1)効果的な図表や写真の活用,特集・コラムの掲載,一般的で的確な表現を用いることを通じてより分か りやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。そのために,業者選定の際,デザインカも審査の対象 とする。
- (2) 英語全訳版を作成・公表する。
- (3)利用者の利便性を向上させるため、索引、略語集の掲載及びホームページを通じた発信を強化する。ホ ームページを通じた発信は、具体的には①ホームページ上でのリンク掲載、②可能な部分については、デー タの二次利用が簡易となる CVS 形式での掲載及び③スマートフォンの閲覧が容易になるよう、レスポンシ ブ・ウェブ形式で掲載する。
- (4) 有識者から外交青書に関する意見等を入手し、より質が高く、読者の目線に立ったものとする。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に 推進するために重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

中期目標である中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化を達成することは、国際社会において我が国の 外交・安全保障政策に関する理解を促進し、もって我が国の安全と繁栄の確保につなげるため、適切である。 年度目標について、外務大臣の演説では、中長期的な視点に立ち、我が国の外交政策に対する理解を増進す べく、戦略的に対外発信することが重要である。また、外交青書については、国民にも親しみやすく分かりや すい内容とし、日本語版からあまり間を置かずに英語全訳版を作成・公表することが、外交政策の対外発信上 重要である。

## 参考指標1:調査研究委託,補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の 件数

(出典:外務省)

## **参考指標2:民間研究者との研究会の開催回数** (出典:外務省)

## **参考指標3:外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数/採択企画数)** (出典:外務省)

参考指標4:米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究 所の数

(出典:米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタン ク調査 2016~2018」)

参考指標5:外交青書の発行部数及びインターネッ	トによるアクセス数
(出典:外務省)	

#### 達成手段

						//
			単位日	白万円	-	行政
			予算額計		当初	事業
、またチャックをなって、	する		(執行額)		予算額	レビ
達成十段の概要寺(注)	測定					그—
	指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
						番号
1 補助金事業及び研究会の実施等を通	1–1	32	40	35	37	042
じた外部有識者及びシンクタンクとの		(26)	(28)	(34)		
連携強化						
中長期的かつ総合的な外交政策の政策						
構想能力強化のため、知見の蓄積・共有						
を目的として、委託調査や研究会等を実						
施する。						
これら取組による、外部有識者・研究						
機関との連携強化を通じて、中長期的な						
外交政策の立案に寄与する。						
	じた外部有識者及びシンクタンクとの 連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策 構想能力強化のため、知見の蓄積・共有 を目的として、委託調査や研究会等を実 施する。 これら取組による、外部有識者・研究 機関との連携強化を通じて、中長期的な	<ul> <li>達成手段の概要等(注)</li> <li>測定 指標</li> <li>1 補助金事業及び研究会の実施等を通</li> <li>1-1</li> <li>じた外部有識者及びシンクタンクとの 連携強化</li> <li>中長期的かつ総合的な外交政策の政策</li> <li>構想能力強化のため、知見の蓄積・共有 を目的として、委託調査や研究会等を実施する。</li> <li>これら取組による、外部有識者・研究</li> <li>機関との連携強化を通じて、中長期的な</li> </ul>	達成手段の概要等(注)       ずる 測定 指標         1 補助金事業及び研究会の実施等を通       1-1         1 補助金事業及び研究会の実施等を通       1-1         1 補助金事業及び研究会の実施等を通       1-1         1 使用の       32         じた外部有識者及びシンクタンクとの       1-1         連携強化       1-1         中長期的かつ総合的な外交政策の政策       14         権想能力強化のため、知見の蓄積・共有       14         を目的として、委託調査や研究会等を実施する。       14         これら取組による、外部有識者・研究       14         機関との連携強化を通じて、中長期的な       14	達成手段の概要等(注)   遅成手段の概要等(注)   遅成手段の概要等(注)   指標   27 年度   28 年度   28 年度   1 補助金事業及び研究会の実施等を通   1 1 補助金事業及び研究会の実施等を通   1 1 補助金事業及び研究会の実施等を通   1 1 相助金事業及び研究会の実施等を通   1 1 1 32   40   (26)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (29)   (28)   (29)   (21)   1 1 32   40    (26)   (27)   (26)   (28)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (28)   (26)   (28)   (28)   (28)   (29)   (29)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (20)   (2	達成手段の概要等(注)       する 測定 指標       する 測定       (執行額)         1 補助金事業及び研究会の実施等を通       27 年度       28 年度       29 年度         1 補助金事業及び研究会の実施等を通       1-1       32       40       35         じた外部有識者及びシンクタンクとの 連携強化       14       32       (28)       (34)         連携強化       中長期的かつ総合的な外交政策の政策       14       14       14       14         空目的として、委託調査や研究会等を実施する。       14       14       14       14       14         定日的として、委託調査や研究会等を実施する。       14       14       14       14       14         成都       14       14       14       14       14       14         成都       14       14       14       14       14       14         中長期的かつ総合的な外交政策の政策       14       14       14       14       14       14       14       14         を目的として、委託調査や研究会等を実施する。       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14       14 <td>達成手段の概要等(注)関連 する 測定 指標予算額当初 予算額1 補助金事業及び研究会の実施等を通 じた外部有識者及びシンクタンクとの 連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策 構想能力強化のため、知見の蓄積・共有 を目的として、委託調査や研究会等を実 施する。 これら取組による、外部有識者・研究 機関との連携強化を通じて、中長期的な1-132403537ビス (26)(28)(34)(34)(34)3537</td>	達成手段の概要等(注)関連 する 測定 指標予算額当初 予算額1 補助金事業及び研究会の実施等を通 じた外部有識者及びシンクタンクとの 連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策 構想能力強化のため、知見の蓄積・共有 を目的として、委託調査や研究会等を実 施する。 これら取組による、外部有識者・研究 機関との連携強化を通じて、中長期的な1-132403537ビス (26)(28)(34)(34)(34)3537

	2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 の外務大臣等による外交演説や政策スピーチの実施、分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。 これらの取組により、中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。	1–2					
<ol> <li>②外交・安全</li> <li>保障調査研</li> <li>究事業費補</li> <li>助金</li> <li>(25 年度)</li> </ol>	外交・安全保障に関する我が国の調査 研究機関の活動を支援し、国内の外交・ 安全保障シンクタンクの情報収集・分 析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集 した全員参加型の外交を促進し、もって 我が国の国益の更なる増進を図る。	1–1 1–2	732 (682)	681 (662)	539 (519)	524	043
<ul> <li>③国際共同</li> <li>研究支援事</li> <li>業費補助金</li> <li>(28 年度)</li> </ul>	日本の民間研究機関による世界各国の 研究者との歴史に関する共同研究及びそ の成果の発信・共有を支援する。 こうした取組を通じて、外交力を支え る国内の知的基盤と海外の諸機関とのネ ットワークを強化して、国際社会の相互 理解の深化を図る。 また、民間研究機関による領土・主権・ 歴史に関する研究活動を支援する。こう した取組を通じて、日本の領土・主権問 題や東シナ海情勢を巡る一方的な主張や 行動に適切に対応し、認識の差が外交上 の問題となる歴史に関して、知見や経験 に基づく議論を展開し、国際社会におけ る相互理解の深化及び国際社会の中長期 的な安定を図る。	1–1 1–2		35 (32)	544 (537)	547	044

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

## 施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため, ASEAN 地域フォーラム(ARF)及びミュンヘン 安全保障会議等の国際会議, また, 二国間対話の実施や民間レベル(トラック2)の枠組みへの参加など, 安 全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 我が国が北極問題の主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めるために、北極における課 題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由, 公正かつ安全なサイバー空間を創出し, ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく, サイバー空間における法の支配の推進, 信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。

#### 測定指標2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 *

中期目標(一年度)

28年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命・財産を守る。

年度目標(30年度)

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の 促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ),アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP),北東アジア協力対話(NEACD)等の安全保障や防衛分野のトラック1.5及びトラック2の国際会議に参加し、我が国の考え方を積極的に発信していく。
- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、 協力を一層強化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ARF を始めとする国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を 測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、ARF 閣僚会合を始めとする国際会議等への参加を通じて、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化するとともに、二国間の安保対話や安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。

## 測定指標2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標(一年度)

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づ く自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

#### 年度目標(30年度)

- ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支 配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
   (1)我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保 安能力向上支援等を継続的に実施する。
- (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係 国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。

- (1)アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化,関係 国、機関トの連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する
- 国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
- (2) 我が国の立場が国際社会における議論に反映されるために、ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合)を始め とする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施する。

## 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国は、四方を海に囲まれ、広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む 国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由 で開かれた海洋秩序を維持・強化することによる海上交通の安全確保は、我が国の安定と繁栄にとって極めて 重要である。国家安全保障戦略においても、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処等の必要な措置 をとり、海上交通の安全を確保することが、我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチの一つとし てあげられている。とりわけ、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シ ンガポール海峡やスールー海・セレベス海などが存在するアジア海域における海上交通の安全が確保されてい るかどうかを測定指標とすることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

海賊・海上武装強盗は、我が国のみならず国際社会の平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会全体 が対処することが不可欠であるため、我が国自衛隊による海賊対処活動への支援、諸外国との協力体制の構築、 迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国の海上法執行能力向上支援及び関連国際会合や関係国との意見交換等 を引き続き実施することが重要である。

## 測定指標2-3 北極を巡る国際秩序形成への参画

## 中期目標(一年度)

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発を巡る経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極を巡る課題への対応において、我が国が 主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極を巡る国際秩序形成への関与 を拡大する。

年度目標(30 年度)

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会(AC)を始めと する国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学 技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を 含む関係各国へ積極的に発信し、北極を巡る課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つである という国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形で の国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

「我が国の北極政策」(平成27年10月16日 総合海洋政策本部決定)においても記載されているとおり, 我が国は、北極に潜在する可能性と、環境変化への脆弱性が適切に認識され、持続的な発展が確保されるよう, 我が国の強みである科学技術を基盤として、国際社会において、先見性を持って積極的に主導力を発揮するこ とが求められる。この観点から、ACを始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との 対話を通じた北極を巡る国際秩序形成への参画に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益で ある。

環境変化に伴い, 航路の開通, 資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている一方, 先住民を始めと する北極圏の人々の生活への影響や, 北極環境の保全と持続的な発展の重要性, 潜在的な安全保障環境の変化 が生じる可能性も指摘されている。海洋国家である我が国としては, 国際公共財である海の一部である北極海 を巡る課題に適切かつ積極的に関与していくことが重要である。

測定指標2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

## 中期目標(一年度)

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等

の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

年度目標(30年度)

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における 議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、様々な国際会議の場に おいて、日本のサイバーに係る取組を発信していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

サイバー空間が拡大を続けて世界中の様々な主体に利用される中、国際社会の平和と安定のため、自由や民 主主義といった普遍的価値に則った国際的なルールや規範作りがサイバー空間にも求められる。我が国として こうした国際的なルールや規範の形成に取り組んできたが、今後もそれらのルールや規範が国際的に確立・実 践されるよう、積極的に寄与していく必要がある。

また、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を回避・防止する観点から、信頼醸成を図ることは必要 である。29年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合は、平和で安全で公正かつ協力的な サイバー環境を発展させ、紛争や危機の防止に寄与することとされており、本会合の実績を測ることは、信頼 醸成措置の進捗を把握する上で有用である。

さらに、サイバー外交を推進するにあたっては各国との協力関係を拡大・深化させ、密接な連携をとること が重要である。同時に、多国間の国際会議の場でも、サイバーがテーマに取り上げられることが増えており、 こうした機会を捉えて日本のサイバー外交に係る取組を発信していくことも有益である。

# | 測定指標2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率(注)

(注)外務省及び防衛省主管の会期間会合	年度目標値	中期目標値
(ISM) や, 会期支援グループ会合 (ISG),	30 年度	一年度
高級事務レベル会合 (SOM), 閣僚会合など,		
我が国にとって有益でかつ効果的に立場を	100%	_
発信できる会合(年10回程度)の出席率。		

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ARF を通じた各国との信頼醸成の促進や協力関係の深化という目標を実現するに当たって、ARF 関連会合への 出席率という指標を用いることは、施策の進捗を定量的に把握する上で、一定の意義があるため。

ARFにおける日本のプレゼンスを維持することが重要である一方、特定の分野に特化し、かつ専門性の高い ワークショップ等について、我が国の参加が必ずしも効果的な地域の信頼醸成に寄与するものではないと考え られるものも増加しつつある。このため、外務省及び防衛省主管の会期間会合(ISM)や、会期支援グループ会 合(ISG)、高級事務レベル会合(SOM)、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信でき る会合にもれなく全て出席することを目指す。これまでの出席状況及び我が国にとっての重要性等を踏まえて、 上記目標を設定した。

#### 達成手段

			単位:百万円				
達成手段名	法代工机力			予算額計		当初	事業
(開始年度)		する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	建成于1207城安守(注)	測定					그—
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①安全保障	ASEAN 地域フォーラム(ARF)の枠組みで	2-1	22	17	18	19	045
政策全般に	優先的に議論が行われている4つの分野	2–5	(16)	(19)	(23)		
係る外交政	(テロ対策及び国境を越える犯罪対策,災						
策立案	害救援,不拡散及び軍縮,海上安全保障)						

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
(*)	等における協力を推進するため, ARF 下位						
	機関会合に積極的に参加する。また、安						
	全保障に関する民間レベルの対話の枠組						
	みを積極的に活用する。さらに、各国と						
	の信頼醸成及び協力を推進するため、二						
	国間対話を実施する。						
	各国の政治・経済体制及び安全保障観						
	の多様性が特徴であるアジア太平洋地域						
	においては、米国の存在と関与を前提と						
	しつつ、これらの取組により種々の二国						
	間・多国間の対話の枠組みを重層的に活						
	用していくことで地域の平和と安定の確						
	保に寄与していく。						
②ARF トラッ	ARFのトラック1.5及び2に関連し、ア	2-1	5	4	4	5	047
ク 1.5 及び		21	(4)	(4)	(2)	Ŭ	047
2関連経費	活動に関わる日本国際問題研究所への調		(4)	(4)	(2)		
(27 年度)	査委託, CSCAP 総会への参加旅費, CSCAP						
	運営委員会及びARF 専門家・賢人会合(EEP						
	会合)等に出席し、地域・国際社会の安全						
	保障環境の安定に向けた我が国の考え方						
	の説明や安全保障分野での取組の紹介を						
	行う。						
	上記取組は、我が国政策に対する支持						
	獲得に向けた関係国の政府関係者や有識						
	者に対する我が国の考え方の説明や安全						
	保障分野での取組に対する理解の促進に						
	寄与する。						
③我が国安	我が国安全保障政策の理解促進に向	2–1	6	13	10	7	046
③我が国安 全保障政策	我が国安全保障政策の理解促進に向	2–1	6 (9)	13 (11)	10 (4)	7	046
	我が国安全保障政策の理解促進に向	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進	我が国安全保障政策の理解促進に向け、各国のシンクタンク等と連携してシンポジウムやセミナーを開催し、外務省	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向け、各国のシンクタンク等と連携してシンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進	我が国安全保障政策の理解促進に向け,各国のシンクタンク等と連携してシンポジウムやセミナーを開催し,外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ,各国の政府関係者,有識者,メディア関係者	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向け、各国のシンクタンク等と連携してシンポジウムやセミナーを開催し、外務省幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国の政府関係者、有識者、メディア関係者等の理解を促進していく事業を展開する。	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け,各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し,外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ,各国 の政府関係者,有識者,メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年,国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ,国家安全保障会議 の設置,国家安全保障戦略及び新たな防	2-1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け,各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し,外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ,各国 の政府関係者,有識者,メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年,国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ,国家安全保障会議 の設置,国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定,「平和安全法制」の制定	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、	2-1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会	2-1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ	2–1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄	2-1				7	046
全保障政策 の理解促進 経費 (27 年度)	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄 与する。					7	046
全保障政策 の理解促進 経費	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄 与する。	2-1				7	
全保障政策 の理解促進 経費 (27 年度)	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄 与する。					7	- 046
全保障政策 の理解促進 経費 (27年度) ④ 海賊対策	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄 与する。 法の支配に基づく自由で開かれた海洋 秩序を維持・強化し、海上交通の安全を					7	046
全 保 理 費 (27 年 度) (27 年 度) (27 年 度) (27 年 度) (27 年 度) (27 年 度) (27 年 度) (27 年 度) (27 年 度) (27 年 度)	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄 与する。 法の支配に基づく自由で開かれた海洋 秩序を維持・強化し、海上交通の安全を 確保するために、ソマリア沖・アデン湾					7	-
全の経 (27年度)	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄 与する。 法の支配に基づく自由で開かれた海洋 秩序を維持・強化し、海上交通の安全を 確保するために、ソマリア沖・アデン湾 海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗					7	- 046
全の経 (27年度)	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄 与する。 法の支配に基づく自由で開かれた海洋 秩序を維持・強化し、海上交通の安全を 確保するために、ソマリア沖・アデン湾 海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗 問題に対する取組を行う。					7	-
全の 程 理 費 (27年度)	我が国安全保障政策の理解促進に向 け、各国のシンクタンク等と連携してシ ンポジウムやセミナーを開催し、外務省 幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国 の政府関係者、有識者、メディア関係者 等の理解を促進していく事業を展開す る。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積 極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議 の設置、国家安全保障戦略及び新たな防 衛大綱の策定、「平和安全法制」の制定 といった具体的な取組を進めており、こ うした政策について、関係国に対し透明 性を持って丁寧に説明し、十分な理解を 得ることが極めて重要である。そのため、 本取組は、世界各地で開催される国際会 議とは別に、我が国の安全保障政策につ いて適切かつ効果的に発信するものであ り、我が国安全保障政策の理解促進に寄 与する。 法の支配に基づく自由で開かれた海洋 秩序を維持・強化し、海上交通の安全を 確保するために、ソマリア沖・アデン湾 海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗					7	-

	る海賊対処行動の継続に必要な支援を始 めとする多層的な支援及び関連国際会合						
	のとりる多層的な又後及び周連国际会合への出席や関係国との意見交換等を実施						
	する。						
	アジア海域における海賊等事案問題に						
	対処するために、ReCAAP・ISC への人的・						
	財政的貢献の継続、関連国際会合への出						
	席や関係国との意見交換等を実施すると						
	ともに研修やセミナーの開催を通じ、関 係国の海上法執行能力の構築を支援す						
	床回の海エム執行能力の構業を文援9 る。						
⑤我が国の	 地球環境,経済環境,安全保障の環境	2–3		_	2	6	049
北極政策に	変化に伴い、近年国際社会の関心が高ま				(10)		
関する発信	っている北極問題に関し、我が国が主要						
及び理解促	プレイヤーの一つであるという認識を高						
進経費	めることを通じて、北極における課題へ						
(29 年度)	の対応等に関する議論が行われている国際						
	際会合への参加及び関係国との対話を積 極的に行う。						
	であっていて、 これらの取組を通じ、北極圏諸国を含						
	む関係国との具体的な協力案件を通じた						
	北極に関する協力関係の強化及び観測・						
	研究を始めとする我が国の北極に係る取						
	組や強みを北極圏国を含む関係各国への						
	積極的な発信に寄与する。						
⑥サイバー		2–4	3	3	3	3	048
政策専門員	一攻撃等の情勢把握及び分析資料等の作		(1.4)	(3)	(3)		
(26 年度)	成, ②国連等国際機関やNGO 等が公表す るサイバー関連文書の分析資料等の作						
	成、③サイバー関連技術情報の収集及び						
	分析資料等の作成。④官民連携に関する						
	情報収集や企画、⑤国際会議及び二国						
	間・多国間協議への参加、各国の専門家						
	との意見交換及び記録作成、⑥インター						
	ネットガバナンスに関する情報収集や今						
	後のあり方の検討に従事せしめる。						
	近年、いわゆるサイバー攻撃の高度						
	化・多様化等に伴い, サイバー安全保障 に対する国内外の関心がより一層高くな						
	これりの国内外の国心かより一層高くなっており、こうした取組は、サイバー空						
	間に関する国際的な規範のあり方や安全						
	保障に関する政策の着実な推進に寄与す						
	a.						
(注) 久读成千印(	の月標については、「関連する測定指標」欄で	~= I +		にもまのも	まても物/な	エーター	全吻际

## 個別分野 3 国際平和協力の拡充,体制の整備

#### 施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

測定指標3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標(一年度)

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

年度目標(30年度)

- 1 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS) 司令部への要員派遣を通じ, 南スーダンの安定と国づくりへの貢献 を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく,新規要員派遣,物資協力等の検討を不断に行っていく。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

冷戦終結後,世界各地で紛争が多発し,平和維持・構築への取組の必要性は格段に増大した。国連PKO等の要員数も増大し,その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため,国連PKO等への人的貢献等を強化することは必要不可欠であり,この実績を測ることは,施策の進捗を把握する上で有益である。

また,南スーダンの安定と国づくりへの貢献の継続・拡充,国連の統括の下に行われる平和維持活動への新規派 遣,物資協力,航空輸送等の検討および実現という目標の達成は,我が国の国際平和協力を拡充する上で重要であ る。

- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について(平成27年9月19日 閣議決定)
- ・第2回PK0サミットにおける安倍総理大臣スピーチ(平成27年9月28日)
- ・第71回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成28年9月21日)
- ・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)
- ·第193 回国会施政方針演説(平成29年1月20日)
- ・第72回国連総会における国連PKO改革に関する安保理ハイレベル公開討論(平成29年9月20日)

#### 測定指標3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標(一年度)

国際社会の平和と安定に向けて、国連等による平和維持活動への取組・議論に積極的な貢献を行う。

年度目標(30年度)

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国 連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 国連アフリカ早期展開支援プロジェクト(ARDEC)への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力(パートナーシップの拡大)を国連と協力しつつ追求する。さらに、医療分野やインド太平洋諸国における PKO 分野の能力構築支援への協力を目指す。国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつも、国連によるプロジェクト管理を適切に監督することにも尽力する。
- 3 国連 PKO 通信学校プロジェクトにつき、国連 PKO の通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため、企画・実施に引き続き協力する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連 PKO 等の任務が多様化し、より効果的かつ効率的な活動の実現が求められている現状を背景に、今後の PKO の在り方や、日本として果たすべき役割等を、国際社会の取組・議論の中で提起し、積極的に貢献することは重要 であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

また、国連PKO等に対する協力の在り方についての検討、具体的にはRDEC(アフリカ)、RDEC(アジア)、RDEC(医療)、国連PKO通信学校・訓練センタープロジェクト等の三角パートナーシップ・プロジェクトへの協力とい

った目標の達成は、我が国の国際平和協力の具体的な推進・拡充を測る上で重要である。

・第2回 PKO サミットにおける安倍総理大臣スピーチ(平成27年9月28日)

・第72回国連総会における国連PKO改革に関する安保理ハイレベル公開討論(平成29年9月20日)

#### 測定指標3-3 平和構築分野における人材育成

中期目標(一年度)

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

年度目標(30年度)

27-29年度の3か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえつつ、以下を 実施する。

1 より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若 手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。

2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それにあたり、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を強化し、修了生への情報提供を行うほか、各種コース内容等の見直しに活用する。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連PK0,国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しており,平和維持・構築の現場で活躍できる文民専 門家の長期的かつ安定的な育成が必要であり,このため,27年度から開始した「平和構築・開発におけるグロー バル人材育成事業」の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

上記目標の達成は、国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成に資するもの であり、我が国の国際平和協力をより一層拡充していく上で重要である。

・第69回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成26年9月25日)

・国連 PKO に関するハイレベル会合(第1回 PKO サミット)における安倍総理大臣スピーチ(平成 26 年9月 26 日)

- ·第189回国会外交演説(平成27年2月12日)
- ・「アジアの平和構築と国民和解,民主化に関するハイレベル・セミナー」における岸田外務大臣の演説(平成27 年6月20日)
- ・第2回PK0サミットにおける安倍総理大臣スピーチ(平成27年9月28日)

測定指標3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

(出典:内閣府実施	年度目標値	中期目標値					
「外交に関する世論調査」)	30 年度	一年度					
	82%	_					

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

施策を進めるにあたり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

今後の PKO 派遣に係る政策の実現を可能とする国民からの回答の望ましいラインかつ過去の実績を上回る 82% を目標値として設定した。

測定指標3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPK0及びグローバル人材育成 に関する国際会議やセミナー等出席回数

年度目標値	中期目標値
30年度	一年度
20	-

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の 開催回数及び出席回数を用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。 30年度も国連平和活動の見直しに関するフォローアップのための国際会議等の開催が予定されており、我が国のPK0政策策定に資するものとして出席すべき会議の優先順位を付けながら、会議の場での貢献を維持することを

# 達成手段

達成手段名 (開始年度) (開連施策)         達成手段の概要等(注)         開速 (執行額)         当初 予算額計 (執行額)         当初 予算額 (執行額)         事業 上           ①国際平和協力 の拡充         国際社会の平和と安定に向けて、国連 化などを始めとする日本の国際平和協力 を推進・拡充するととし、国際社会の 取組・議論に清極的な貢献 を指述するごを始めとする日本の国際平和協力 法に基づく要員派遣、物資協力の推進 国際社会の取組・議論への積極的な貢献 を包含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標1及び2にプラスに働 き、また.測定指標5にあら「セミナー等 の開催回数及び国際平和協力調査員を含 む職員の PK0 に関する国際会議やセミナ 一等出席回数し増加する。その結果とし て、測定指標4にある「世論調査における 国際平和協力分野の人材の裾野を広げ 者におけるグロ ーバル人材育成         3-3         133         131         129         129         050           ②平和構築・開 案         国際平和協力分野の人材の裾野を広げ 考におけるグロ うため、平和構築の現場で活躍できる人 イ初の発掘・育成・キャリア構築支援を行 う。 本事案の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支提し、結果として施策 目標3の達成につなげる。         3-3         133         131         129         129         050					単位日	百万円		行政
(開始年度) (開連施策)達成手段の概要等(注)9 5 剤定 剤定 指標(報行組)予算組 ア ア 27 年度28 年度 29 年度29 年度 30 年度30 年度 事業 番号(1国際平和協力 の拡充 (17 年度)国際社会の平和と安定に向けて、国連 化などを始めとする日本の国際平和協力 を推進・拡充するとともに、国際社会の 取組・議論への精趣的互献た行う。 国際社会の取組・議論への精趣的互献た行う。 国際社会の取組・議論への精趣的互献を行う。 国際社会の取組・議論への精趣的互動散力 表に基づく要員派遣・物資協力の推進。 国際社会の取組・議論への精趣的互動散力 を定含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標を116ある「セミナー等 の開催回数及び国際平和協力調査員を含 もまた、測定指標を116ある「セミナー等 の開催回数及び国際平和協力制査員を含 も素定、測定指標を116ある「セミナー等 の開催回数」も増加する。その結果とし て、測定指標本11.ある「地論」をわせます。 一等出席回数」も増加する。その結果とし て、測定指標本11.ある「地論」のたけに るため、平和構築の現場で活躍できる人 材の発掘・育成・キャリア構築支援を行 う。 本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増しておける。 名の 年業 (27 年度)国際平和協力分野へ対離 大切の構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の完着を側面支援し、結果として施策3-3133131129129050	、キャン・ロク		関連		予算額計		当初	事業
(関連施策)     調定 指標 27 年度     28 年度     29 年度     30 年度     30 年度     1 事業 番号       ①国際平和協力 の拡充     国際社会の平和と安定に向けて、国連 29 年度     30 年度     30 年度     30 年度     1 30 年度<			する		(執行額)		予算額	レビ
1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     1     0     5       0拡充 (17年度)     国際社会の平和と安定に向けて、国連 (16 % の要員派遣や能力構築支援の強 (17年度)     3-1     25     21     18     13     051       0拡充 (17年度)     化などを始めとする日本の国際平和協力 を推進・拡充するとともに、国際社会の 取組・議論に積極的な貢献を行う。 国際平和協力の拡充は、国際平和協力 法に基づく要員派遣・物資協力の推進。 国際社会の取組・議論への積極的な貢献 を包含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標 1 及び2(ごづラスに働 き、また、測定指標 5 にある「セミナー等 の開催回数及び国際平和協力調査員を含 む職員の PK0 に関する国際会議やセミナ 一等出席回数は増加する。その結果とし て、測定指標本にある「世論調査における 国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯 定的な回答の割合しも増えるものと考え。 られる。     3-3     133     131     129     129     050       (2)平和構築・開 発における行成 マバル人材育成 事業 (27年度)     国際平和協力分野の人材の裾野を広げ るため、平和構築の現場で活躍できる人 イが免撮・音成・キャリア構築支援を行 う。 本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ るうとする人材の増具につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策     3-3     133     131     129     129     050		達成手段の概要寺(注)	測定					<u>л</u> —
1         回際社会の平和と安定に向けて、国連         3-1         25         21         18         13         051           の拡充         PK0 等への要員派遣や能力構築支援の強         3-2         (16)         (9)         (11)         14         051           (17 年度)         た准進・拡充するとともに、国際社会の         3-4         3-4         3-4         5         11         051           (17 年度)         た推進・拡充するとともに、国際社会の         3-5         3-5         3-6         3-5         3-6         14         14         14         14         14         14         15         051           (17 年度)         た推進・拡充するととしこ、国際社会の         3-5         3-5         3-5         3-5         14         14         14         14         15           (17 年度)         原際平和協力の拡充は、国際社会の         国際平和協力の拡充は、「国際社会の取組・議論への積極的な貢献と行う。         3-5         14         14         14         14         15         15         15         15         15         15         15         15         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         16         17         129         129         129	(関連施束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
の拡充 (17 年度)         PK0 等への要員派遣や能力構築支援の強 化などを始めとする日本の国際平和協力 を推進・拡充するとともに、国際社会の 取組・議論に積極的な貢献を行う。 国際平和協力の拡充は、「国際平和協力 法に基づく要員派遣・物資協力の推進」         3-4         3-4         3-4           第4         該論に積極的な貢献を行う。         国際社会の 取組・議論への積極的な貢献」 法に基づく要員派遣・物資協力の推進」         3-5         3-5         3-6           国際社会の取組・議論への積極的な貢献」 を包含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標1及び2にプラスに働 き、また、測定指標5にある「セミナー等 の開催回数及び国際平和協力調査員を含 む職員の PK0 に関する国際会議やセミナ 一等出席回数15増加する。その結果とし て、測定指標4にある「世論調査における 国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯 定的な回答の割合」も増えるものと考え られる。         3-3         133         129         129         050           ②平和構築・開 差におけるグロ ーバル人材育成 事業 (27 年度)         国際平和協力分野の人材の裾野を広げ う。 本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策         3-3         133         129         129         050								番号
<ul> <li>(17年度)</li> <li>化などを始めとする日本の国際平和協力 を推進・拡充するとともに、国際社会の 取組・議論に積極的な貢献を行う。</li> <li>国際平和協力の拡充は、国際平和協力 法に基づく要員派遣・物資協力の推進。</li> <li>国際社会の取組・議論への積極的な貢献 を包含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標1及び2にプラスに働 き、また、測定指標5にある「セミナー等 の開催回数及び国際平和協力調査員を含 む職員の PK0 に関する国際会議やセミナ 一等出席回数1も増加する。その結果とし て、測定指標4にある「世論調査における 国連平和維持活動 (PK0)等への参加に肯 定的な回答の割合」も増えるものと考え られる。</li> <li>②平和構築・開</li> <li>国際平和協力分野の人材の裾野を広げ 多におけるグロ ーバル人材育成 事業 (27年度)</li> <li>本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策</li> <li>3-4 3-5</li> <li>3-5</li> <li>3-6</li> <li>133</li> <li>129</li> <li>129</li> <li>050</li> </ul>	①国際平和協力	国際社会の平和と安定に向けて、国連		25	21	18	13	051
<ul> <li>             を推進・拡充するとともに、国際社会の             取組・議論に積極的な貢献を行う。             国際平和協力の拡充は、「国際平和協力             法に基づく要員派遣・物資協力の推進。             国際社会の取組・議論への積極的な貢献             を包含するものであり、当該達成手段の             実施は、測定指標1及び2[にプラスに働             き、また、測定指標5[にある「セミナー等             の開催回数及び国際平和協力調査員を含             む職員の PK0 に関する国際会議やセミナ             一等出席回数1も増加する。その結果とし             て、測定指標4にある「世論調査における             国運平和協力が野の人材の裾野を広げ             えもる。とものと考え             られる。              <li>             20平和構築・開             国際平和協力分野の人材の裾野を広げ             えもる。と考え             られる。             </li> <li>             20平和構築・可規場で活躍できる人             がの発掘・育成・キャリア構築支援を行             う。             本事業の実施を通じて国内の平和構築             分野にかかる関心を高め、同分野に携わ             ろうとする人材の増員につなげる。3か             年にわたって継続的にキャリア構築支援             を実施することで、同分野へ就職した人             材の定着を側面支援し、結果として施策              <li>             3-3             133</li></li></li></ul>	の拡充	PKO 等への要員派遣や能力構築支援の強	3–2	(16)	(9)	(11)		
<ul> <li>取組・議論に積極的な貢献を行う。</li> <li>国際平和協力の拡充は、「国際平和協力 法に基づく要員派遣・物資協力の推進、</li> <li>国際社会の取組・議論への積極的な貢献」</li> <li>を包含するものであり、当該達成手段の</li> <li>実施は、測定指標1及び2にプラスに働</li> <li>き、また、測定指標5にある「セミナー等</li> <li>の閉催回数及び国際平和協力調査員を含</li> <li>む職員の PK0 に関する国際会議やセミナー等</li> <li>今等出席回数し増加する。その結果として、測定指標4にある「世論調査における</li> <li>国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。</li> <li>②平和構築・開</li> <li>国際平和協力分野の人材の裾野を広げ</li> <li>3-3</li> <li>131</li> <li>129</li> <li>129</li> <li>050</li> <li>ダビネが日の気に、キャリア構築支援を行う。</li> <li>(115)</li> <li>(131)</li> <li>(126)</li> <li>本事業の実施を通じて国内の平和構築</li> <li>分野にかかる関心を高め、同分野に携わるうとする人材の増員につなげる。3か年にわたって継続的にキャリア構築支援を実施することで、同分野へ就職した人材の定着を側面支援し、結果として施策</li> </ul>	(17 年度)	化などを始めとする日本の国際平和協力	3–4					
国際平和協力の拡充は、「国際平和協力 法に基づく要員派遣・物資協力の推進、 国際社会の取組・議論への積極的な貢献」 を包含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標1及び2にプラスに働 き、また、測定指標5にある「セミナー等 の開催回数及び国際平和協力調査員を含 む職員の PK0 に関する国際会議やセミナ 一等出席回数1も増加する。その結果とし て、測定指標4にある「世論調査における 国連平和維持活動 (PK0)等への参加に肯 定的な回答の割合」も増えるものと考え られる。       3-3       131       129       129       050         ②平和構築・開 発におけるグロ ーバル人材育成 事業 (27 年度)       国際平和協力分野の人材の裾野を広げ るため、平和構築の現場で活躍できる人 村の発掘・育成・キャリア構築支援を行 う。 な事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策       3-3       133       129       129       050		を推進・拡充するとともに、国際社会の	3–5					
<ul> <li>法に基づく要員派遣・物資協力の推進、 国際社会の取組・議論への積極的な貢献」 を包含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標1及び2にプラスに働き、また、測定指標5にある「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPK0に関する国際会議やセミナー等の開催回数及び国際平和協力調査目を含む職員のPK0に関する国際会議やセミナー等出席回数1も増加する。その結果として、測定指標4にある「世論調査における国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。</li> <li>②平和構築・開 国際平和協力分野の人材の裾野を広げまいたのと考えられる。</li> <li>③-3 133 131 129 129 050</li> <li>②におけるグロるため、平和構築の現場で活躍できる人ーバル人材育成材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。</li> <li>なため、平和構築の現場で活躍できる人ーバル人材育成本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わるうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援を定くうさい。</li> </ul>		取組・議論に積極的な貢献を行う。						
国際社会の取組・議論への積極的な貢献」 を包含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標1及び2にプラスに働 き、また、測定指標5にある「セミナー等 の開催回数及び国際平和協力調査員を含 む職員のPK0に関する国際会議やセミナー等 ー等出席回数」も増加する。その結果とし て、測定指標4にある「世論調査における 国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯 定的な回答の割合」も増えるものと考え られる。       133       131       129       129       050         ②平和構築・開       国際平和協力分野の人材の裾野を広げ 多ため、平和構築の現場で活躍できる人 イバル人材育成 事業 (27 年度)       3-3       133       131       129       129       050         ②におけるグロ ーバル人材育成 事業 (27 年度)       本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策       3-3       133       131       129       129       050		国際平和協力の拡充は、「国際平和協力						
<ul> <li>を包含するものであり、当該達成手段の 実施は、測定指標1及び2にプラスに働き、また、測定指標5にある「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PK0 に関する国際会議やセミナー等した。 可等出席回数しも増加する。その結果として、測定指標4にある「世論調査における国連平和維持活動 (PK0)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。</li> <li>(2平和構築・開 国際平和協力分野の人材の裾野を広げる。3-3 133 131 129 129 050</li> <li>第本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援を行う。</li> <li>本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人材の定着を側面支援し、結果として施策</li> </ul>		法に基づく要員派遣・物資協力の推進						
実施は、測定指標 1 及び2にプラスに働き、また、測定指標5にある「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PK0 に関する国際会議やセミナー等比席回数」も増加する。その結果として、測定指標4にある「世論調査における国連平和維持活動 (PK0) 等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。       133       131       129       129       050         (2平和構築・開発におけるの一 、バル人材育成事業       国際平和協力分野の人材の裾野を広げう。       3-3       133       131       129       129       050         (27年度)       本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策       3-3       133       131       129       129       050		国際社会の取組・議論への積極的な貢献」						
<ul> <li>き、また、測定指標5にある「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPK0に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標4にある「世論調査における国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。</li> <li>②平和構築・開 国際平和協力分野の人材の裾野を広げることで、同分野に携わうう。</li> <li>③-3 133 131 129 129 050</li> <li>③-3 133 131 (129 129 050</li> <li>④-バル人材育成 市気・キャリア構築支援を行う。</li> <li>③-3 133 131 (126)</li> <li>③-3 133 131 (129 129 050</li> <li>④-バル人材育成 市気・キャリア構築支援を行う。</li> <li>④-バル人材育成 市気・キャリア構築支援を行う。</li> <li>④-バル人材育成 市気・キャリア構築支援を行う。</li> <li>④-ボーンのる関心を高め、同分野に携わるうとする人材の増員につなげる。3か年にわたって継続的にキャリア構築支援を実施することで、同分野へ就職した人材の定着を側面支援し、結果として施策</li> </ul>		を包含するものであり、当該達成手段の						
の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PK0 に関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標4にある「世論調査における国連平和維持活動 (PK0) 等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。       3-3       131       129       129       050         ②平和構築・開       国際平和協力分野の人材の裾野を広げろいる。       3-3       131       129       129       050         ②におけるグロ       るため、平和構築の現場で活躍できる人       (115)       (115)       (131)       (126)       129       050         第       う。       本事業の実施を通じて国内の平和構築       3-3       133       131       129       129       050         (27 年度)       本事業の実施を通じて国内の平和構築       新野にかかる関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。3か年にわたって継続的にキャリア構築支援を実施することで、同分野へ就職した人材の定着を側面支援し、結果として施策       14       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       1		実施は、測定指標1及び2にプラスに働						
<ul> <li>         む職員の PK0 に関する国際会議やセミナ 等出席回数」も増加する。その結果とし て、測定指標4にある「世論調査における 国連平和維持活動 (PK0) 等への参加に肯 定的な回答の割合」も増えるものと考え られる。         </li> <li>         ②平和構築・開         国際平和協力分野の人材の裾野を広げ ろため、平和構築の現場で活躍できる人 「ごをしため、平和構築の現場で活躍できる人 がの発掘・育成・キャリア構築支援を行 う。         </li> <li>         (115) (131) (126)         </li> <li>         (126) (131) (126)         </li> <li>         (127) 年度) 本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策     </li> </ul>		き、また、測定指標5にある「セミナー等						
-等出席回数Jも増加する。その結果として、測定指標41にある「世論調査における国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合Jも増えるものと考えられる。       131       129       129       050         ②平和構築・開       国際平和協力分野の人材の裾野を広げる一つくいし人材育成構築の現場で活躍できる人で、同分野にかかる関心を高め、同分野に携わるうとする人材の増員につなげる。3か年にわたって継続的にキャリア構築支援を完整することで、同分野へ就職した人材の定着を側面支援し、結果として施策       3-3       133       131       129       129       050		の開催回数及び国際平和協力調査員を含						
<ul> <li>て、測定指標4にある「世論調査における 国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。</li> <li>②平和構築・開 国際平和協力分野の人材の裾野を広げ 3-3 133 131 129 129 050</li> <li>発におけるグロ るため、平和構築の現場で活躍できる人 ーバル人材育成 材の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。</li> <li>(115) (131) (126)</li> <li>本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策</li> </ul>		む職員の PKO に関する国際会議やセミナ						
国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。       3-3       131       129       129       050         ②平和構築・開       国際平和協力分野の人材の裾野を広げる		一等出席回数」も増加する。その結果とし						
定的な回答の割合」も増えるものと考え られる。       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       2       0       5       3       3       133       131       129       129       0       50       3       3       3       131       129       129       0       50       3       3       131       115       (115)       (115)       (115)       (115)       (115)       131       129       0       50       3       3       3       3       3       131       129       0       50       3       3       3       131       (115)       (115)       (115)       (115)       (115)       131       129       0       50       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3       3		て, 測定指標4にある「世論調査における						
られる。       131       129       129       050         ②平和構築・開       国際平和協力分野の人材の裾野を広げ       3-3       133       131       129       129       050         発におけるグロ       るため、平和構築の現場で活躍できる人       (115)       (131)       (126)       129       050         一バル人材育成       材の発掘・育成・キャリア構築支援を行       う。       (115)       (131)       (126)       14       14       14       14       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15       15		国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯						
<ul> <li>②平和構築・開</li> <li>国際平和協力分野の人材の裾野を広げ</li> <li>3-3</li> <li>133</li> <li>131</li> <li>129</li> <li>129</li> <li>050</li> <li>今におけるグロ っため、平和構築の現場で活躍できる人 材の発掘・育成・キャリア構築支援を行 う。         <ul> <li>(115)</li> <li>(131)</li> <li>(126)</li> <li>(127)</li> <li>(127)</li> <li>(128)</li> <li>(129)</li> <li>(129)</li> <li>(120)</li> <li>(121)</li> <li>(121)</li> <li>(121)</li> <li>(121)</li> <li>(122)</li> <li>(123)</li> <li>(124)</li> <li>(125)</li> <li>(126)</li> <li>(126)</li> <li>(127)</li> <li>(127)</li> <li>(128)</li> <li>(129)</li> <li>(120)</li> <li>(121)</li> <li>(121)</li></ul></li></ul>		定的な回答の割合」も増えるものと考え						
<ul> <li>発におけるグロ ーバル人材育成 事業</li> <li>(126)</li> <li>第二</li> <li>(27 年度)</li> <li>本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策</li> </ul>		られる。						
<ul> <li>ーバル人材育成</li> <li>村の発掘・育成・キャリア構築支援を行う。</li> <li>(27 年度)</li> <li>本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わろうとする人材の増員につなげる。3か年にわたって継続的にキャリア構築支援を実施することで、同分野へ就職した人材の定着を側面支援し、結果として施策</li> </ul>	②平和構築·開	国際平和協力分野の人材の裾野を広げ	3–3	133	131	129	129	050
事業       う。         (27 年度)       本事業の実施を通じて国内の平和構築         分野にかかる関心を高め、同分野に携わ       ろうとする人材の増員につなげる。3か         ろうとする人材の増員につなげる。3か       年にわたって継続的にキャリア構築支援         を実施することで、同分野へ就職した人         材の定着を側面支援し、結果として施策	発におけるグロ	るため、平和構築の現場で活躍できる人		(115)	(131)	(126)		
<ul> <li>(27 年度)</li> <li>本事業の実施を通じて国内の平和構築 分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策</li> </ul>	ーバル人材育成	材の発掘・育成・キャリア構築支援を行						
分野にかかる関心を高め、同分野に携わ ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策	事業	う。						
ろうとする人材の増員につなげる。3か 年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策	(27 年度)	本事業の実施を通じて国内の平和構築						
年にわたって継続的にキャリア構築支援 を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策		分野にかかる関心を高め、同分野に携わ						
を実施することで、同分野へ就職した人 材の定着を側面支援し、結果として施策		ろうとする人材の増員につなげる。3か						
材の定着を側面支援し、結果として施策		年にわたって継続的にキャリア構築支援						
		を実施することで、同分野へ就職した人						
目標3の達成につなげる。		材の定着を側面支援し、結果として施策						
		目標3の達成につなげる。						

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

## 施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイ ラク全土の ISIL からの解放宣言がなされた(29年12月)が、ISIL の影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters, FTFs)の母国への帰還(return)や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、 アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的に繋がりが深い同地域の安 定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を 維持し、二国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった国連等の多国間枠組みも 活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪対策においても、引き 続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心 とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の 実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

# 測定指標4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(一年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

年度目標(30年度)

- 1 G7, 国連, グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し, テロ対処能力向上 のみならず, テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信するとともに, アジア におけるテロの脅威に対する国際社会の認識を醸成する。また, 関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し, 政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間のテロ対策対話を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に 実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

テロの脅威が国際的に拡散する中、これに対抗するためには、各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分で あり、国際社会が緊密に連携することが必要である。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、 我が国にとって、テロ、暴力的過激主義に対処するための国際的な連携・協力を強化は喫緊の課題である。 我が国は31年にラグビー・ワールドカップ、32年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も控え ており、29年3月にセキュリティ幹事会で決定された基本戦略においても、国際社会と連携し、テロ、その他の 国際組織犯罪等の未然防止への取組の推進が指示されている。

# 測定指標4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標(一年度)

国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会, G7及びG20 腐敗対策関連会合, 金融活動作業部会(FATF) 関連 会合, サイバー犯罪条約関連会議等に参加し, 犯罪防止刑事司法, 麻薬対策, 腐敗対策, マネーロンダリング対 策, サイバー犯罪対策に関する議論を深め, 取組を強化し, 決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化す る。
- 2 32年に我が国で開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称コングレス)に向けた準備を進める。特に、5月に開催する第27会期国連犯罪防止刑事司法委員会においてコングレスの開催地や日程等を決定する決議案を提出する。
- 3 国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

国際的な連携の強化、人身取引被害者への支援、国際的な薬物対策への支援等の取組は、国際組織犯罪対策における国際協力を進展させる重要な取組である。

# 測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標(一年度)

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 国連薬物犯罪事務所(UNODC)等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて,各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに,薬物密輸や人身取引,サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また,これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に関しては、29 年のG7タオルミーナ・サミットにおいても、テロ及び暴力的過激主義との闘いに関する声明において、同行動 計画の完全な実施に引き続きコミットする旨明記されたところ、このフォローアップとして、途上国に対するテ ロ対策支援に引き続き取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

アジア地域においてもテロ及び暴力的過激主義の脅威が深刻化する中,我が国にとって,政治的及び経済的につ ながりが深い同地域の安定は極めて重要であるため。

参考指標:国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績(国際機関は除く)					
① 国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショ					
ップ(アジア地域)(単位 : 参加国数)					
②「穏健主義育成のための文明間対話」事業					
(注:フィリピンにおけるイスラム学校教師招へい事					
業)(単位:参加人数)					

達成手段

				単位日	百万円		行政
法武士的女			連手算額計			当初	事業
達成手段名	法ポチリの振声ないう	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	測定					<u> </u>
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①国際的なテロ	国連のテロ対策関連委員会やG7専門	4–1	—	_	_	_	_
対策協力の強化	家会合、各種多国間枠組みへの参画及び						
(13年度)	二国間・地域レベルでの協議を実施する。						
	これにより、各国の保有する情報・経						
	験の共有を図り、国際的な連携によるテ						
	ロ対策の強化に寄与する。						
②国際組織犯罪	麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委	4–2	_	_	_	_	_
対策における国	員会を始めとする国際会議への参加、マ						
際協力の進展	ネーロンダリングの防止・対策に資する						
(16年度)	情報交換枠組み設定への参画、人身取引						
	に関する政府協議調査団の派遣や国際機						
	関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害						

					-	-	
	者保護事業等を実施する。						
	これにより、国際組織犯罪対策におけ						
	る国際協力の進展を図る。						
③国際テロ・組	東南アジア諸国を対象とし、テロ・組	4–1	4	6	5	5	052
織犯罪関連条約	織犯罪対策に関するワークショップを実	4–2	(5)	(7)	(6)		
に関するワーク	施する。	4–3					
ショップ開催経	こうした取組により、対象国の能力向						
費	上支援及び我が国関係者との関係強化を						
(15年度)	図る。						
④テロ対策専門	邦人が犠牲となった殺害テロ事件、ま	4–1	4	3	3	2	053
員経費	た,欧米地域に広がるテロ事件,外国人		(0)	(3)	(2)		
(27 年度)	テロ戦闘員問題等を受け、国際テロ対策						
	の強化を進める中で、二国間・多国間枠						
	組みにおけるテロ関連情報交換,途上国						
	等のテロ対処能力支援のための他国との						
	調整の機会が増加している。こうした事						
	情を背景に、テロの脅威の分散化・多様						
	化に対応すべく、国際テロ対策協力・支						
	援の検討に、テロ対策の分野ごとの専門						
	的な調査・分析、企画・立案を提供する。						
	本取組は、我が国のテロ対策関連の施						
	策立案及び実施の促進に寄与する。						
5穏健主義育成	G7伊勢志摩サミットで発表されたG	4–3	—		13	11	054
のための文明間	7テロ・暴力的過激主義対策行動計画に				(10)		
対話事業	おける「穏健主義の拡大」を実現する方						
(29年度)	策の一つとして、イスラム指導者等を我						
	が国に招へいする。						
	具体的には、被招へい者が日本型の社						
	会発展モデルについて理解深めることに						
	より、我が国として、各国の穏健主義育						
	成対策の促進に寄与する。						
	煙についてけ 「眼睛する測空指揮」 擱衣子			コキャクトフ			77777

個別分野 5 宇宙に関する取組の強化

#### 施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議 論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協 力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

#### 測定指標5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標(一年度)

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を 果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

年度目標(30年度)

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)等における国際 的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢 献する。具体的には、6月の COPUOS 本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し、法の支配の確立に 役立てる。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。特に、国連総会第一委員会等を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、共通認識を醸成することで、ルール作りのプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル(MILAMOS: Manual on International Law Applicable to Military Uses of Outer Space)策定プロジェクトの本格化に伴い、同マニュアル策定プロセスへの関与を深める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

各国の社会・経済・研究活動が、平和目的の宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている中で、近年、 宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミによる環境悪化が進行しているため、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため に、宇宙利用に関する国際的なルール作りとそれを通じた宇宙協力が必要であるところ、その実績を測ることは、 施策の進捗を把握する上で有益であるため。

28 年4月に新たな宇宙基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、同計画及び工程表により即した形で改めて施 策を整理しており、一年に一回の改訂を予定している。

- ・宇宙基本計画(平成28年4月1日 閣議決定)
  - 4. (2) ④
  - i)宇宙空間における法の支配の実現・強化
- ·宇宙基本計画 工程表 (平成 29 年度改訂)
- 施策45番「宇宙空間における法の支配の実現・強化」

#### 測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標(一年度)

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

年度目標(30年度)

- 1 米,豪,EU,仏等,既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い,協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化,重層的な協力関係の構築に結び付けていく。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、インド等、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との 間で、宇宙政策等に関する政府間や宇宙機関間との対話を促進していく。
- 3 衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)等への参加を通じ,他GNSS運用国との協力を深める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 宇宙空間の安定的な利用を確保するためには、宇宙空間の利用が民生・安全保障など多様な分野に関係するとと もに、その利用に着手する国が増加していること、また、事業の実施には多額の予算が必要であることから、他国との協力が不可欠であり、二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係を拡大・深化することが重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
28 年4月に新たな宇宙基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、同計画及び工程表により即した形で改めて施策を整理しており、一年に一回の改訂を予定している。
・宇宙基本計画(28 年4月1日 閣議決定)
4.(2)④
ii)国際宇宙協力の強化
「日米間における安全保障・民生の両分野における宇宙協力を推進するとともに、米国、EU、豪州等との間の宇宙に関する政府間対話を定期的に実施する。」

・宇宙基本計画 工程表(平成29年度改訂) 施策46番「諸外国との重層的な協力関係の構築」

測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数						
年度目標値     中期目標値						
	30 年度	一年度				
	9	_				
測定指標の選定理由及び目標(水準・	・目標年度)の設定の根拠					
選定理由は測定指標5-1と同じ。	国際的なルール作りに向けた取組を	推進する観点から,29 年度実績値以上				

を目標値とした。

測定指標5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数						
	年度目標値	中期目標値				
	30年度	一年度				
	10					
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
選定理由は測定指標5-2と同じ。宇宙先進国である米、豪、EU、仏等との対話を継続し、他の宇宙主要国との						
宇宙対話の可能性を追求する観点から,29 年度実績値以上を目標値とした。						

#### 達成手段

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始中度)	建成于较07版安守(注)	測定					그—
(原建旭束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①宇宙に関する	1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確	5-1	—	-	6	19	055
取組の強化	保するため、国際連合宇宙空間平和利	5–3			(8)		
(29 年度)	用委員会(COPUOS)や宇宙活動に関する						
	国際的なルール作りの場等に我が国と						
	して積極的に参加し、法の支配の実						
	現・強化に役立てる。						
	本事業を通じて、今後国際的に重要						
	視されるルール作り及び宇宙環境保全						
	に関する取組に貢献し、今後の宇宙ガ						
	バナンス構築に我が国が積極的に貢献						
	する。						

	2 米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との対話を強化する。 宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野について、更なる協力の推進に寄与する。	5–2 5–4					
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	--	--	--	--	--

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現

#### 施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革(平和への取組,開発及びマネジメント改革)を推進しており,この議論に 積極的に参画するとともに,安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下,安保理改革の議論を推進す る。安保理改革を達成するまでの間,できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために,安保理非常任理事国選 挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内外で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関にお ける日本人職員の一層の増強を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

#### 測定指標6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

#### 中期目標(一年度)

国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働きかけを行うとともに、国連改革(日本の常任理事国入りを含む安 保理改革等)の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成される までは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している 34 年安保理非常任理 事国選挙において当選を目指す。

#### 年度目標(30年度)

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果た す組織となるよう、我が国として以下を達成する。
- (1) グテーレス事務総長の優先課題である国連のマネジメント改革が加盟国の追加的な財政負担を求めることな く実現するよう働きかけを行う。
- (2) 2019-2021 年国連分担率交渉においては「支払い能力」の原則に基づき,経済力に見合った応分の負担を反 映した算定方式に基づく分担率を追求する。
- (3)国連第5委員会での2018-2019 年度 PKO 予算審議と2018-2019 年度二か年通常予算の執行において,合理化・ 効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。
- (4) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
- (1) NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために,各種国際会議や 各国との首脳・外相会談及び安保理改革担当参与派遣の機会をとらえ,安保理改革等についての我が国の立場に 対する加盟国の理解を促進し,支持を拡大する。
- (2) 30 年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働きかけを積極的に 行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
- 3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及び安保理非常 任理事国選挙担当参与派遣の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連加盟国が設立当初の 51 か国から 193 か国と4倍近く増えたにも関わらず,現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は、21 世紀の国際社会の現実を反映していないと言える。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、より正統性を備え、効果的で代表性の高い安保理・国連を実現するために重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。30 年度中に安保理改革につき何らかの具体的進展を得ることを目指しており、このため、安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する国内外の理解促進、支持の拡大等の取組が重要である。

また、厳しい財政事情の中、国連通常予算とPKO予算の1割近くを負担する国連の主要財政貢献国である我が国にとって、国連の行財政改革への取組の実績を測ることは、我が国が拠出した予算の適切かつ効果的活用を確保するために重要である。これら予算の抑制により我が国の財政負担を抑えつつも、国連を通じた国際貢献と国際社会における我が国のプレゼンスを継続・強化していく。

なお、施策の概要を踏まえ、指標名を変更した。

# 測定指標6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

# 中期目標(一年度)

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対 する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

# 年度目標(30年度)

31年にはG20やTICAD7等の大型行事が控えていることも踏まえつつ、国連の活動や日本の国連政策に対する 国民の理解と支持を一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始め国際機関勤務を希望する方々、また、国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会 等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。

# 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解と支持を増進させることは、国連の場において、日本が存在 感を示すに当たり、基礎となる原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握 する上で有益である。

そのためには、広報活動や、有識者等との連携等の取組が重要かつ有益である。

# 測定指標6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

中期目標(37 年度)

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする。

年度目標(30年度)

国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施し、国連を始めとする国際機関で勤務する日本人職員を増強する。

- 1 37年までに、国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を達成する観点から、毎年、20名 強の純増を達成すべく、優秀な日本人 JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関(特に、我が国 の外交上、重要な国際機関)に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するに相応しい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施を含め、ガイダンスの積極的 な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関 への働きかけを強化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際機関で勤務する日本人職員数を増加させることは、国際機関、特に我が国外交上特に重要な国際機関に対す る人的貢献を通じた国際協力を進め、また、国際社会における日本のプレゼンスを強化するに当たり極めて重要な 事項であり、そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

他のG7諸国は、いずれの国も国連関係機関における自国の職員数が1,000人を超えていることから、37年までに1,000人を目指すこととし、平成27年行政事業レビュー「公開プロセス」を踏まえ、国連関係機関職員となる 道として最も効率的であるJPO派遣の拡大、中堅職員の派遣、海外でのガイダンスの実施を含む潜在的な候補者の 発掘、CVの書き方や面接試験の指導の実施等を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要である。

参考指標1: JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率	
(出典:外務省)	
(注)3年度前に派遣手続きをとった者の採用率	

# 参考指標2:国連関係機関で勤務する日本人職員数(12月現在)

(出典:外務省)

# 達成手段

连风于校		-					· · · · · ·
				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	定次了7次07吨安守(/工/	測定					-ב
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①国連政策	国連における行財政改革については、ジュ	6–1	101	46	46	49	056
(*)	ネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場	6–2	(74)	(40)	(32)		
	を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、国						
	連二か年通常予算の効率的な執行と増加抑						
	制を図る。						
	また、日本の国連を通じた取組に対する、						
	国内外における理解の促進及び更なる支持						
	を目指し、有識者等との意見交換の実施や積						
	極的な広報活動を通じ、国連の活動及び日本						
	の国連政策を発信する。						
	我が国の常任理事国入りを含む安保理改						
	革の実現を目指し、政府間交渉や様々な国際						
	会議、首脳・外相会談、国連協議、安保理改						
	革担当参与派遣の機会をとらえ、効率的に各						
	国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を						
	高めるとともに、安保理改革及びその他の国						
	連改革の進展を図る。						
	安保理の意思決定に参画するため、安保理						
	改革が達成されるまでは、できる限り安保理						
	非常任理事国として席を占める必要がある						
	ところ、我が国が立候補している34年安保理						
	非常任理事国選挙において当選できるよう						
	二国間の首脳・外相会談及び安保理非常任理						
	事国選挙担当参与派遣等の機会を捉え、支持						
	要請を行い、同選挙に対する我が国支持を拡						
	大する。						
	上記の取組は、国連を始めとする国際機関						
	において日本の国際社会における地位を向						
	上させるとともに、日本の国益と国際社会共						
	通の利益の実現に資する望ましい国連の実						
	現に貢献していく。						
2国際機関	外部有識者を面接官とした JPO 選考試験や	6–3	11	34	34	31	057
邦人職員増	候補者の指導・育成を実施する等により、よ		(11)	(30)	(29)		
強	り効果的な試験実施を確保するとともに				(_0)		
(昭和 49 年							
度	の各種広報活動を通じ、JPO 選考試験受験者						
	数の増加や国連等国際機関の日本人職員数						
	の増加を図る。						
	こうした取組は、国連を始めとする国際機						
	関における我が国の地位向上に貢献する。						
	周における我が国の地区内工に負献する。   日暦については 「関連する測定指煙」欄で示						

# 個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

# 施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への 拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施する ため、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
   3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難 民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、NGO等との連携を進める。

# 測定指標7-1 国際社会の人権の保護促進

#### 中期目標(一年度)

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や 信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある 一員として、主要人権条約を着実に履行する。

年度目標(30年度)

1 国際社会

- (1)国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて,各種人権状況決議の調整・採択 や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ,国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。
- (2)特に、国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択に引き続きイニシアティブを取る。具体的には、内容に我が国の考えを反映するとともに、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合には、可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。その他、我が国が主提案国及び共同提案国となっている決議等についても、多数の国の支持を得て、採択されることを目指す。
- (3)国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。
- (4) 民主主義共同体における議論への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主化の促進に貢献する。
- 2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当 事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場に おける協力を図る。

- 3 主要人権条約・人道法の履行等,我が国の取組の説明・発信
- (1) 政府報告の提出、審査対応や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2)関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題 の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、検討等を行う。
- (3) 人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会におけ る適切な説明・発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連を始めとする国際社会の重大な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は国際社会の一員としての当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものである。我が国の人権外交は、国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とした活動が重要であるところ、各種国際人権フォーラムでの貢献及び二国間の対話の実施に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で適切であるため。

また,人権の保護・促進を重視する,国際社会の一員としての責務を果たす観点から,政府報告審査等を通じた 主要人権条約の着実な履行に努め,また,未締結の選択議定書等について引き続き必要な検討を進める必要がある。 さらに,このような取組を含め,我が国の人権分野における取組につき,国際社会の理解を促進することも重要 である。

# 測定指標7-2 人道分野での取組(難民等への支援)

#### 中期目標(一年度)

国内の難民への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

年度目標(30年度)

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また,第三国定住の受入れにあたり,定住先の地方展開の あり方も含め,適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR, IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を 営めるような施策を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

近年の国際社会による難民問題への関心の高まりを受け,難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要不可欠であるため。

我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際 社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。 また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても定住先の地方展開も含めた第三国定住による難民 受入れの在り方を不断に見直し、改善を図るとともに、適切に受入れを実施していく必要がある。

#### 測定指標7-3 人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況

当/ブフノと「L」 ブ゙Q/1し千刀歳十ノヽイTE1/\ノノレ/への衣vノ]オ	
年度目標値	中期目標値
30 年度	一年度
29 年度同様, 無投票採択を目指し つつ, 本決議が投票に付される場合 は, 26 年度(注: 27, 28 年度は無投 票採択)より多くの賛成票を確保す る。	多くの国の賛成を得て採択され ることを確保する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国は、EUと共同で例年人権理事会に北朝鮮の人権状況に関する決議案を提出している。右決議は、安倍政 権の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進していく上で重要な手段の一つであり、国際社会における我が国 の人権分野の活動の中でも重要な位置を占めており、その採択の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有 益であるため。

我が国が提出している決議が無投票ないし多くの国の賛成を得て採択されることは、我が国の人権分野での貢献 姿勢が広く国際社会に受け入れられること、また国際社会における人権意識及び北朝鮮における人権状況に対する 国際的な注意と理解が高まっていることと同義であるため。

#### 達成手段

   達成手段名    (開始年度)   達成手段の概要等(注)			単位:百万円				行政
		関連	予算額計		当初	事業	
	する	(執行額)			予算額	レビ	
(関連施策)	定)成于fx074x安守()王/	測定 指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	ュー 事業
							番号

①人権・民主	1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第	7–1	12	10	21	13	060
主義の保		7–1 7–3	(8)	(10)	(8. 3)	15	000
主 義 の 保   護・促進のた		1-3	(0)	(10)	(0, 3)		
めの国際協	積極的参加(含:人権理事会理事国への立候						
力の推進	補や各人権条約体委員会への積極的な日本						
(11 年度)	人候補擁立)や関係機関への拠出、人権対話						
	等を通じた人権・民主主義の保護						
	国連の各種人権フォーラム(国連総会第3						
	委員会、人権理事会等)における議論に積極						
	的に参加していくほか、二国間の人権対話等						
	を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働						
	きかけを進める。国連事務局の人権担当部門						
	である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の						
	活動を始め、国連等による社会的弱者の権利						
	の保護・促進を目的とした各種取組の活動を						
	支援し、関係機関と密接な連携を行う。主要						
	人権条約により設置されている各種委員会						
	での日本人委員の活躍を実現する。						
	特に人権状況に深刻な問題がある国につ						
	いては、国連の人権フォーラム等において国						
	際社会と協調しつつ、改善を求めるととも						
	に、二国間外交においても、積極的に各国の						
	人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。						
	2 主要人権条約・人道法の履行	7–1					
	政府報告審査を含む主要人権条約の履行	/ 1					
	のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告						
	審査への参加や条約委員会の最終見解に基						
	番目、の参加や未約安員会の最終売用に塗   づくフォローアップ等を着実に実施する。ま						
	ク、フォロークラフ等を眉美に美施する。ま   た、個人通報制度の受入れの是非について必						
	要な検討を行う。人道法の履行強化に関する						
	国際社会の取組に積極的に参加するととも						
	に、国内での人道法の普及に努める。						
	保護・促進や我が国の役割・信頼性の向上等						
	に寄与する。						
②難民等救		7–2	551	526	497	481	058
援業務委託			(515)	(493)	(497)		
事業	での保護や我が国に定住を希望する難民認						
(昭和 54 年	定者(条約難民)の日本定住の促進等の支援						
度)	等を継続する。						
	難民認定申請者や条約難民に対して、それ						
	ぞれ保護費の支給や各種支援事業を行うこ						
	とは、申請者等の生活を支援することを通						
	じ,我が国の社会的安定に寄与する。						
③第三国定	第三国定住で受け入れた難民が我が国社	7–2	87	88	93	101	059
住による難	会に定着し、安定した生活を営むための定住		(87)	(88)	(91)		
民の受入れ	支援として、定住支援施設において社会生活						
(22 年度)	適応訓練等をきめ細やかに実施する。国際貢						
	献及び人道支援の観点から第三国定住によ						
	る難民の受入れを行うことは、国際的な難民						
	問題の解決に寄与する。						
(汁) 友 法 武 千 印 /	の目標については、「関連する測定指標」欄で示	1 +_泪		コポのセス	山田/午年	口博士会吗	フ店石に、

個別分野 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

#### 施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

#### 測定指標8-1 女性の権利の保護・促進 *

中期目標(一年度)

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに、我が国が「女性が輝く社会」 を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国 際的なプレゼンス維持・向上を図る。

年度目標(30年度)

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW!2018 の開催等を通じて我が国の 国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築 する。
- 2 我が国の女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、また、WINDS 大使なども活用し つつ、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るため、我が方在外公 館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、31年のG20及びW20の我が国開催を見据えて、G20 及びG7の議論・対話に積極的に参加する。また、国際機関や我が方在外公館が関与する女性分野に関するセ ミナー、シンポジウム等において、女性分野における我が国の取組について理解を深めるべく、サイドイベン トの開催や我が国代表の派遣を行う。
- 3 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連女性機関(UN Women))や紛争下の性的 暴力担当国連事務総長特別代表事務所への拠出等を通じ,女性の社会進出とエンパワーメント,平和と安全保 障,女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ,我が国のジェンダー分野にお ける国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
- 4 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、 モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書を策定する。また、行動計画見直しのための枠組みやスケ ジュールを含めた意見交換を市民社会とも行い、同行動計画の初めての改訂版を策定する。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進の達成状況を把握するためには、我が国が実施している様々 な取組を通じて得られる具体的な女性の権利の保護・促進状況を測定することが適当である。

女性の権利の保護・促進に向けた国際協力を推進していくためには、我が国が従来実施してきている国際的な 連携・協力の推進と更なる強化に加え、我が国の取組を積極的に内外に発信することで、これまで協力がなされ ていなかった分野における協力の開始や既存の協力分野における更なる連携の進展が望めることから、本件中期 目標及び30年度目標の内容・水準は適切である。特に、国際女性会議WAW!の開催、そのフォローアップイベン トの海外での開催は、新たな人脈構築、協力関係の発展につながるものであり、有益である。なお、30年度目標 2は、29年度目標の1を3に統合したもの。

測定指標8-2 国連女性機関(UN Women)に対するコア拠出額の順位								
(出典:国連女性機関(UN Women)ホームページ) 年度目標値 中期目標値								
30 年度 32 年度 32 年度								
	8位以内	_						
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の語	設定の根拠							
女性に対するエンパワーメントや性暴力の防止なる	どといった問題の重要性は年々	高まっており,我が国は女性						
の権利の保護・促進に向けた動きをリードすべく、								
	国の本件分野における国際的なプレゼンスを更に高めることが重要である。その観点から、国連女性機関(UN							
Women)に対するコア拠出額の順位を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。								
27~29 年度において「国連女性機関 (UN Women)	に対するコア拠出額の順位」の	D中期目標であった「10 位以						

達成手段

<b>连</b> 风于段							··
					百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	建成于较00城安守(注)	測定					ᅩㅡ
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①女性・平	専門家で構成される評価委員会が、モニ	8-1	3	1	1	0.9	061
和・安全保障			(0.1)	(0.4)	(0.5)		
に関する行				. ,			
動計画関連	このような取組は、女性・平和・安全保						
経費	障に関する行動計画の履行を促進させるも						
(27 年度)	のであり、女性の権利の保護・促進に寄与						
	する。						
②国連人権		8–1			6	6	064
条約体対日	委員を訪日招聘する。	01			(4)	Ŭ	001
理解促進プ					(1)		
ログラム関							
連経費	る理解を増進するとともに、同分野におけ						
(29年度)	る国際的重要課題に関し日本での理解を促						
(29 平反)	る国际的重要課題に関し日本での理解を促進する。						
③女性関連	<u>ょりる。</u> 30年度(日時未定)も国内において、国	8-1	85	95	92	86	062
0		0-1	(75)	(74)	92 (86)	00	002
国際シンポ			(75)	(74)	(00)		
ジウム開催	催する。女性活躍推進に関連する諸課題に						
経費	ついて経験・知見の共有を行う。						
(27 年度)	これにより、当該分野の課題解決につな						
	がる議論を活性化させ、取組の推進につな						
	げていく。こうした取組は、日本からのジ						
	エンダー分野に関する国際的な意識向上・						
	啓発の推進に寄与する。						0.00
④在外公館	我が国の女性・ジェンダー関連施策や女	8–1	24	9	8	5. 5	063
における女			(7)	(3. 7)	(4. 9)		
性関連セミ	各地域においてアピールし、国内外におけ						
ナー開催経							
費	勢を示すため、主要各国に所在する我が国						
(27 年度)	在外公館主催にて女性関連セミナーを実施						
	すると共に、在外公館が協力するセミナー						
	等の活動に本邦より講師等を派遣する。						
	上記取組は、女性・ジェンダー問題に関						
	する我が国の積極的な外交政策推進に寄与						
	する。						
	2日毎については、「即本七て別ウ比毎、調え			= - + 0 - 1			

#### 個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

#### 施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全 保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器(MMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化 等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の国際貿易を規制する初めての国際約束である武器貿易条約の効果的な履行と締約国数の増加を 通じた普遍化に取り組む。また、国連軍備登録制度、国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置と武器貿易条約 における報告義務の相乗効果を促進するため、これらの定期的報告制度の幅広い履行の促進に取り組む。対人 地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約については、普遍化の促進に取り組むとともに、条約の効果的な 運用に関する議論に積極的に参加することで、これら条約の枠組みを通じた通常兵器の軍縮を実現する。特定 通常兵器使用禁止制限条約の枠組みにおいては、新たな兵器への対応についても積極的に議論に参加し、作業 文書の提出等、具体的・建設的な貢献を行っていく。「事実上の大量破壊兵器」である小型武器の不正取引や 拡散防止について、国連総会第一委員会への関連決議提出を通じ、同課題に対する国際社会のモメンタムの更 なる向上に取り組む。

# 測定指標9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

#### 中期目標(一年度)

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 2020 年核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議の第2回準備委員会において, NPT 体制の維持・強化及び 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的 な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問 題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出している核兵器廃絶決議を通じて、 核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡し役として、国際社会が一致して取り組むことので きる「共通の基盤」を提供する。
- 4 CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、日本とオーストラリアが主 導する CTBT フレンズ外相会合の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に、国連でのハイレベル専門家準備会合に出席し、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ(IPNDV)等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣す るとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

核兵器のない世界の実現に向けて、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTを基礎として、核兵器国と 非核兵器国双方の協力を得ながら現実的かつ実践的な核軍縮措置を積み重ねていくことが重要との立場から、国 際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の実績を目標とすることは施策の進捗を把握する上で 有益であるため。

#### 測定指標9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標(一年度)

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

#### 年度目標(30年度)

1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。

- (1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行い、また、アジア を中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援(会合の開催等)する。また、イラン の核合意(イランの核問題に関する最終合意(包括的共同作業計画(JCPOA)))履行及び北朝鮮の核問題への 対応のため、以下を実施する。
- ア イランの核合意履行支援のため、IAEA との協力の下、29 年度にイラン向け保障措置トレーニングを行った のに引き続き、イラン向けのトレーニング・セミナー等を実施する。
- イ 北朝鮮の核問題については、IAEA が関係国間での政治的合意がなされた後の北朝鮮における査察活動再開 を見据え、準備体制を強化していることを踏まえ、IAEA に対する資金面・人材面での協力を行う方向で準備 を進める。
- (2) 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ(NSG)においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡 事務局としての役割を継続し、円滑な運営に協力する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
- (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の 締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
- (2) IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、IAEA 保障措置シンポジウム(4年に一度開催)や、 アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)等、保障措置関連の国際・地域会議に我が国として参加し、成功 裡の開催に貢献する。
- (3) IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、我が国として、IAEA の保障措置体制の強化に貢献すべく、保障措置局における日本人職員増強を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
- (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
- (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議(ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション 等我が国からのインプットを行う。
- (1) 拡散に対する安全保障構想(PSI)のハイレベル政治会合及びオペレーション専門家(OEG)会合
- (2) 我が国主催 PSI 訓練「Pacific Shield 18」

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組は、国際の平和と安定に寄与し、また我が国の安全と繁栄の確保のために必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

北朝鮮による核・ミサイル開発は、日本を含む国際社会全体にとって新たな段階の脅威であり、またイランに ついては核合意の着実な履行が重要である等、大量破壊兵器拡散問題への対応は、我が国の安全保障の確保の観 点のみならず、国際社会の平和と安全の観点からも必要不可欠である。また、新たな核兵器保有国出現を阻止す るため、IAEA保障措置及び核兵器を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要 であり、不拡散体制強化のためにもアジアを始めとする国際社会との連携が必要不可欠である。

# 測定指標9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組

中期目標(一年度)

生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

年度目標(30年度)

1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。

(1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。

- (2) BWC の締約国会合,専門家会合及びG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し,関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また,条約の実施強化に向けて,我が国の提案を作業文書として提出し,BWCの実施強化に貢献する。
- (3)国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
- (4) BWC に関係する省庁との連携強化をしつつ、年2回関係省庁や有識者との関係者会合を開催する。
- (5)国連軍縮局が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国のキャパビル支援し、BWC の実施強化に貢献する。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
- (1)米露のストックパイル化学兵器や申告された化学兵器の廃棄は着実に進んでいるが、シリア等において化 学兵器の使用事案が度々発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定 のための国際的メカニズムの設置の提案や、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、化学兵器禁止機関 (OPCW)締約国会議、執行理事会(定期的に年3回、及び必要に応じて随時開催)、条約実施のための各種協議な どの定例会合及び5年に1回開催される第4回運用検討会議(11月)において積極的に議論に参加する。 (2)北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に関する各国の理解を深め、北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する各国の理解
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の育威に関する百国の生産を保め、北朝鮮の5000加盟の重要日に関する百国の生産 の拡大にも取り組み、非締約国・地域(北朝鮮、イスラエル及びエジプト)の加入に関する働きかけを継続し、 条約の普遍化に努める。
- (3) OPCW 締約国会議,執行理事会,条約実施のための各種協議などの定例会合及び第4回運用検討会議へ積極的に参加し,我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。特に,第4回運用検討会議は5年に1回開催され,今後の方向性を定める節目の会議であることを踏まえ,CWCの各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく,積極的に準備会合等での議論に参加し,OPCWの化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。
- (4)専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強 化を目指す。
- (5) OPCW による査察(対遺棄化学兵器(ACW),対国内産業等)を適切かつ効率的に受入れ,我が国のCWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散に係る取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する 上で有益であるため。

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素であるとともに、 各締約国が条約国内実施を強化することも不拡散のために必要不可欠である。また、我が国が CWC 履行に対する 一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。

#### 測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標(一年度)

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 武器貿易条約(ATT)については、我が国は29年8月から第4回締約国会議議長を務めているところ、締約国の拡大に向けた各種働きかけ、条約の実効的な履行について、引き続き建設的かつ積極的に議論に参画する。 特に、国連加盟国(193か国)の半数を超える97か国の締結に向けた働きかけを実施する。
- 2 対人地雷禁止条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及びNGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを継続する。締約国会議においては、国際 社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう、条約の履行及び運用に関する議論に積極的に参加する。 また、会議の場を通じて、我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し、 地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関 及びNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。関連会議においては、将 来のクラスター弾の廃絶を目指して、締約国だけでなく、未締結国を含む国際社会が受入れ可能な目標を提示 すべく、建設的なインプットを行う。また、会議の場を通じて、世界第2位のドナー国である我が国の国際協

カについて発信する。

- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(COW)の枠組みでは、我が国が既に締結している附属議定書に定められた特定通常兵器の使用の禁止・制限や報告義務の適切な履行に加えて、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する政府専門家会合において、LAWS に関連しうるロボット技術や人工知能(AI)は、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で利用され、今後も急速な発展が見込まれていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないよう指摘しつつ、建設的に議論に参画する。
- 5 小型武器については、我が国は長らく主導的役割を果たしており、毎年、南アフリカ、コロンビアと共に小 型武器決議案を提出している。30年の国連第一委員会及び国連総会においても、実質的な内容をもつ決議とな るよう、採択までの作業プロセスに積極的かつ建設的に関与する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

通常兵器の軍縮を実現するためには、既存の条約の普遍化促進が不可欠であり、未締結国に対する働きかけを 積極的に実施し、かつ、条約の枠組みの強化、効率的な実施に関する議論にも、事前の準備、非公式協議等も含 め、積極的に参加することが重要である。特に、武器貿易条約については、本年締約国会議議長を務めていると ころ、条約の普遍化及び条約の実効的な履行に向けた取組を主導し、我が国が重視する武器貿易条約の体制強化 に貢献する。

小型武器に関しては、我が国は国連総会への小型武器決議の提出、国連小型武器行動計画の関連会議における 主要な役割等を通じて、国際社会の取組を主導してきており、今後も建設的かつ積極的に関与することが重要で ある。

#### 達成手段

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開連施策)	建成于段07城安守(注)	測定					그ㅡ
(則建旭泉)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①包括的核	連続波形データや放射性核種関連情報等	9–1	170	186	179	174	065
実験禁止条	を解析・評価する監視システムの暫定運用試		(163)	(183)	(176)		
約(CTBT)国	験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、						
内運用体制	運用時を想定して運用試験結果の評価を行						
整備	うと共に、技術的解析手法の開発・向上を行						
(16年度)	う。また,CTBTO 準備委員会暫定技術事務局						
	や関係国の関係機関と意見・情報交換を行						
	い,協力関係を構築・維持する。						
	こうした取組は、条約の検証制度の効果的						
	な運用に資する。						
②軍備管	1 国際連合等への協力費	9–1	42	75	78	62	066
理・軍縮・不	国連軍縮会議への参加により我が国の軍		(40)	(70)	(61)		
拡散への取	縮への取組のアピールや人脈構築を行うと						
組	ともに、一般市民に対して開かれた形で軍						
(*)	縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。						
	こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交						
	に対する市民社会の理解の深化に貢献する。						
	2 軍縮教育普及	9–1					
	毎年8月に開催される広島及び長崎の平						
	和記(祈)念式典及び関連行事に職員が出席						
	し、外務大臣等を補佐すると共に、被爆者へ						
	の説明等の活動を通じ、政府・国民が一体と						
	なって「核兵器のない世界」に向けて取り組						
	んでいく。また、国際会議等が開催される際、						
1		'	I	I	I	I	I I

非核特使やユース非核特使等を派遣するこ	
とやユース非核特使フォーラムを開催する	
ことで、唯一の戦争被爆国として、核使用の	
惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝	
を高いく。	
こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教	
育の普及に貢献する。	
3 軍縮・不拡散調査研究等経費	9–1
研究委員を選定し、研究会を実施すること	
で、軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施	
措置内容に係る調査・検討を行うほか、国連	
軍縮フェローシッププログラムの一環とし	
て、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加	
者に被爆の実相を伝えるとともに我が国の	
軍縮政策についてブリーフ等を実施する。	
こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に	
資する。	
4 国連総会	9–1
国連総会第1委員会に積極的に参加し、我	
が国決議を採択する。	
こうした取組は、国際的な軍縮への気運を	
高める。	
5 地域不拡散強化協力	9–2
大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組と	
して、イランの核合意履行支援のためのトレ	
ーニング・セミナーを実施し、イランの核合	
意の着実な履行を支援する。また、ありうべ	
き北朝鮮における IAEA の査察活動再開に向	
けた IAEA の体制強化に対し、資金面・人材	
面での協力を行う。	
また国際不拡散体制の強化・発展のため、	
ASEAN 諸国, 中国, 韓国等の局長級で, 不拡	
散体制の強化に関する諸問題について議論	
を行うアジア不拡散協議(ASTOP)や, アジア	
諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を	
高め、その輸出管理制度を強化することを目	
的としたアジア輸出管理セミナーを開催す	
る。そのほか、アジア太平洋地域における不	
拡散に関する会議への出席やアジア諸国へ	
の専門家派遣を実施する。	
さらに、追加議定書締結促進セミナーの開	
催, IAEA 保障措置シンポジウムやアジア太平	
洋保障措置ネットワーク等への参加・貢献	
等, IAEA や関係国との協力を通じ追加議定書	
の締結を促進することにより、IAEA保障措置	
体制の強化を図る。	
こうした取組は、アジア太平洋地域におけ	
る不拡散の推進に寄与する。	
る不拡散の推進に寄与する。 6 原子力・不拡散関連技術分析	9–2
る不拡散の推進に寄与する。 6 原子力・不拡散関連技術分析 北朝鮮の核問題等の不拡散の問題に適切	9–2
る不拡散の推進に寄与する。 6 原子力・不拡散関連技術分析 北朝鮮の核問題等の不拡散の問題に適切 に対応するにあたっては、原子力分野の技術	9-2
る不拡散の推進に寄与する。 6 原子力・不拡散関連技術分析 北朝鮮の核問題等の不拡散の問題に適切 に対応するにあたっては、原子カ分野の技術 的・専門的知見に基づく情報分析が不可欠で	9-2
る不拡散の推進に寄与する。 6 原子力・不拡散関連技術分析 北朝鮮の核問題等の不拡散の問題に適切 に対応するにあたっては、原子力分野の技術	9–2

			_	-	
ĺ	のあるものであることが極めて重要である。				
	こうした分析を行うためには、原子力分野に				
	おける高度の技術的・専門的知見が必要であ				
	るため、国内外の研究機関等と緊密な関係を				
	有する大学院レベル以上の外部有識者を不				
	拡散情報分析員として採用し、こうした業務				
	を担当させる。				
	こうした取組は、核不拡散への適切な対応				
	に貢献する。				
	7 拡散に対する安全保障構想(PSI)	9–2			
	PSI 訓練やオペレーション専門家会合				
	(OEG)への出席及び主催を通じ、アジア地域				
	における数少ないOEG 参加国として、引き続				
	きPSIに積極的に関与し中心的な役割を果				
	たすとともにアジア諸国へのアウトリーチ				
	を行い,積極的な貢献を果たす。				
	これにより,特にアジアにおける核不拡散				
	の推進に寄与する。				
	8 ワッセナー・アレンジメント(WA)及び原	9–2			
	子力供給国グループ(NSG)				
	WAは、通常兵器及び関連汎用品、技術の輸				
	出管理を通じ、地域及び国際社会の安全に寄				
	与していくことを目的とする国際輸出管理				
	レジームである。我が国は, WA 情報システム				
	(WA Informaition System(WAIS))の利用を通				
	じ, WA における情報収集及び情報提供を行い				
	つつ、その活動に積極的に参加している。				
	NSG は、核兵器開発に使用され得る原子力				
	関連資機材等の輸出管理を通じ核兵器の拡				
	散を防止していくことを目的とする国際輸				
	出管理レジームである。我が国は, NSG 情報				
	共有システム(NSG Information Sharing				
	System(NISS))の利用を通じ, NSG における情				
	報収集及び情報提供を行いつつ、その活動に				
	積極的に参加している。				
	こうした取組は、国際的な核不拡散体制の				
	強化に資する。				
	9	9–3			
	(1) 生物兵器禁止条約(BWC)				
	生物兵器禁止条約の締約国会合、専門				
	家会合及び各種関連の国際会合等に積極				
	的に参画するとともに、国内実施措置の				
	強化のため、条約の関連分野における国				
	内外関係者を対象に啓蒙・啓発を行い				
	セミナー等への専門家の派遣を行う。				
	こうした取組はBWCの実施強化に資す				
	る。				
	(2)化 <del>学兵器</del> 禁止条約(CWC)				
	化学兵器禁止機関(OPCW) 締約国会議				
	執行理事会(年3回開催)、条約実施のた				
	めの各種協議及び第4回運用検討会議				
	(5年に1回開催)に積極的に参画し昨				
	今発生している条約違反への対応策を				
	提案するととともに、中国遺棄化学兵器				

	(ACW)処理事業等への査察受入において						
	OPCW に協力する。						
	こうした取組はCWCの実施強化に資す						
	る。						
③通常兵器	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府	9–4	—	_	_	_	—
の軍備管理	専門家会合等における国際的議論に建設的						
(*)	かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを						
	高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献						
	する外交活動を展開する。						
	武器貿易条約(ATT),対人地雷禁止条約及						
	びクラスター弾に関する条約の普遍化の働						
	きかけ等を積極的に行う。						
	これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍						
	縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与す						
	る。						
④核軍縮の	安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方を	9–1	_	_	_	37	新
実質的な進	めぐって国際社会の立場の違いが顕在化し						30-
展ための賢	ている中で、様々なアプローチを有する国々						011
人会議	の信頼関係を再構築し、現実的かつ実践的な						
(30年度)	核軍縮の進展に資する提言を得るべく核軍						
	縮の実質的な進展のための賢人会議を開催						
	する。						
	こうした取組は国際的な核軍縮に向けた						
	機運を高めることに資する。						
⑤武器貿易	武器貿易条約第4回締約国会議議長国と	9–4	—	-	_	16	新
条約第4回	して、締約国数が低いレベルに止まっている						30-
締約国会議	アジア大洋州地域の非締約国に対する条約						012
開催経費	締結に向けた機運を創り出すため、本邦で締						
(30年度)	約国会議を開催する。						
	同会議への日本国内の政治、産業各界の関						
	与を実現し、日本国内での同条約の認知度を						
	高め、もって我が国による同条約の更なる貢						
	献に向けた国内基盤の強化を図る。						
					-		

#### 個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

#### 施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進,原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

測定指標10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標(一年度)

- 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加,国際協力等を通じ,より安全でセキュリティの確保された 原子力の平和目的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

年度目標(30年度)

- 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加,国際協力等を通じ,より安全でセキュリティの確保された 原子力の平和的利用を促進する。
- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野 における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、32 年に向け、日 IAEA 間の核テロ対策協力を具体化していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

原子力の平和的利用の推進に際し、国際協力を通じて原子力安全(Safety)、核セキュリティ(Security)を確保 していくことは極めて重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である ため。

IAEA との協力等を通じ、我が国の核セキュリティ強化に努め、他国に模範を示すことは、原子力の平和的利用 を着実に推進する上で重要である。また、東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け具 体的な核テロ対策に万全を期することが重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握す る上で有益であるため。

#### 測定指標10-2 福島第一原発事故後の対応

中期目標(一年度)

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

年度目標(30年度)

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について, SNS 等多様な情報発信ツール を活用して積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

事故の経験を活かした国際的な原子力安全強化のため、福島第一原発事故後の対応の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して SNS 等多様な 情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行い、国際社会の正確な理解の形成を図っていくことは極めて重 要。また、廃炉・汚染水対策は世界にも前例のない困難な事業であり、世界の叡智を結集し、国際社会に開かれ た形で進めていくことが必要である。

・「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(第4回改訂)(平成29年9月 26日 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議決定)

・2015 年 NPT 運用検討会議一般討論演説(平成 27 年 4 月 28 日) 「福島第一原発事故を踏まえ、国際的な原子力安全の強化に貢献していく考えです。」 ・「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(平成25年9月3日 原子力災害 対策本部決定)

# 測定指標10-3 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施

#### 中期目標(一年度)

IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み、原子力の平和的利用の促進及び国際的な原子力安全の向上を図る。また、これらの連携強化を通じて、国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

年度目標(30年度)

- 1 技術協力基金(TCF), 平和的利用イニシアティブ(PUI) 拠出金を通じた IAEA の原子力の平和的利用分野にお ける活動強化
- 2 「原子力科学技術に関する研究,開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みなどを通じた,原子力 分野に知見・技術を有する日本の人材,企業及び機関による IAEA との連携拡大
- 3 IAEAの原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援

# 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際社会における原子力の平和的利用の促進及び原子力安全の向上のための国際協力の推進に積極的に貢献することは重要であり、このための取組実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

IAEA 加盟国の増加に伴い、開発途上国における原子力の平和的利用を通じた開発ニーズが増大しており、TCF 及びPUIの拠出による IAEA の活動支援は、IAEA がこれらニーズに対応するために不可欠である。

日本は、原子カ分野において、優れた知見・技術を有する人材、企業及び機関を多く有しており、原子カ科学 技術の促進を目的とした RCA (アジア・大洋州地域のおける技術協力協定)等の枠組みを活用しつつ、国内の人 材・組織と IAEA との連携を強化することで、IAEA の活動のより効果的・効率的な実施に貢献できるとともに、 国際社会における日本のプレゼンス強化、また、国内人材・組織の国際展開に資する。

また、IAEAによる原子力の平和的利用促進に係る活動は、途上国における幅広い分野の開発支援を通じて、日本が重視する SDGs の達成にも貢献しており、IAEAによるこの活動を支援することは、SDGs 達成に係る国際社会の取組を促進し、この取組における日本のプレゼンス強化に繋がる。

# 測定指標10-4 二国間協定の交渉・協議

中期目標(一年度)

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

年度目標(30年度)

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼 と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国 の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり、これらの 平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間協定の交渉・協議の状況を測ることは、施策 の進捗を把握する上で有益であるため。

二国間原子力協定の適切な交渉・協議の推進は、原子力の平和的利用を進める上で重要である。

法	成手段	
歨	八十段	

			関連		単位:	百万円		行政
達成	<b>i</b> 手段名		+7		予算額計		当初	事業
(開	始年度)	達成手段の概要等(注)	9 つ 測定		(執行額)		予算額	レビ
(関注	連施策)		) 消症 指標	27 年度	28 年度	29 年度	30年度	ュー 事業

							番号
<ol> <li>①原子力の 平和的利用 のための国 際協力の推 進 (17 年度)</li> </ol>	1 原子力協定の交渉開始を決定した国	10–3 10–4	9 (10)	13 (8)	14 (10)	14	067
<ol> <li>②IAEA, G7</li> <li>等を通じて</li> <li>の原子力安</li> <li>全関連条約</li> <li>や安全基準</li> <li>等の強化</li> <li>(22年度)</li> </ol>	的な参加及び国際協力を推進するととも に、福島第一原発事故及び廃炉等の取組 を通じて得られた経験と教訓を国際社会	10–1 10–2	_	_	_	_	_
供及び事故 収束に関す る専門知識 等の各国と の協力調整 (22年度)	策の進捗状況や我が国の取組について, 国際社会に積極的な情報発信を行うとと もに,事故後対応に関して,国際社会と の協力を推進する。 こうした取組により,国際的な原子力 安全の向上に貢献する。	10–2				_	-
<ul> <li>④核セキュ リティ強化 のための国 際的取組へ の貢献 (22 年度)</li> </ul>	や日米核セキュリティ作業グループの活 動等,国際的な核セキュリティの強化に 向けた取組を積極的に行う。 こうした取組により,原子力安全及び 核セキュリティの向上に貢献する。	10-1		_	_	_	_

#### 個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

#### 施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を 推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破 壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施する とともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

測定指標11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標(一年度)

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保 に貢献する。

年度目標(30年度)

1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。

2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、EPA(経済連携協定)等を含むあらゆる協力枠 組を活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。

3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・ 機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク(STDN)の一層の活用を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達 成のためには、先進国のみならず新興国も含む諸外国との協力が重要である。二国間政府間会合は、専門性の 高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会におけ る科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益で ある。

30年度目標は、これまでの実績等を踏まえ、また、第5期科学技術基本計画(28年1月閣議決定)第7章(3) 「科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開」において、「国は、我が国が取り組む経済・社会的課題に対 して、大学、公的研究機関、企業等から創出された成果を世界に発信するとともに、これらの分野においてリ ーダーシップを発揮すべく、国際機関や国際会合の場を活用する。また、二国間、多国間等の国際協力を戦略 的に推進する」こととしていることを踏まえて設定した。

政府間合同委員会に関しては、相手国の事情等含めて予断できない要素があるも、過去の開催実績等にかん がみ8か国とした。

#### 測定指標11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標(一年度)

国際熱核融合実験炉(ITER(イーター))計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動)への参加を通じ、多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。

#### 年度目標(30年度)

多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け、イ ーター計画とブローダー・アプローチいずれも、限られた予算での効率的なプロジェクトの実施に取り組む。

- 1 イーター計画については、今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ、同計画参加国として実験炉の建設計画(19年に協定発効。37年12月に運転開始、47年12月に核融合運転開始を目指すもの。)に沿った建設に着実に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUとの協力の下、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギ 一の研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

多国間の国際科学技術協力においては、日本だけでは実施できない大規模な研究開発が可能となるため、核 融合エネルギー分野での主要な取組であるイーター計画等における協力の実績を測ることは、施策の進捗を把 握する上で有益である。

また,イーター計画及びブローダー・アプローチは多国間の平和目的の科学技術協力であるが,プロジェクトを実際に軌道に乗せさせていく時期に入っており,限られた予算で所期の目的を着実に達成していくことが 重要。

·第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日 閣議決定)

# 測定指標11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標(一年度)

国際科学技術センター(ISTC)への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊 兵器の拡散防止に向けた取組を推進する。

年度目標(30年度)

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させること に資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ISTCの運営効率化の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益。

効率化の2つの大きな指標は事務局の人員規模・構成と事務局運営経費の予算であるので、その合理化度合いと、合理化された運営体制の下で有望なプロジェクトへの支援が継続的に実現していることが重要。

# 測定指標11-4 科学的知見の外交への活用促進

中期目標(一年度)

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の 確保に貢献する。

年度目標(30年度)

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ,産学官の関係主体との連携を通じ, 各種知見や取組を結びつけ,助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ,外交上の成果に結び つけていく。特に、今後予定される主要外交機会(大阪G20,TICAD7及びSDGs 首脳級レビュー)に向けて、 世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みを活かしていく取組を進める。
- 2 科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより、我が国のソフトパ ワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

科学技術は、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素 であり、様々な外交課題に対応する上で、科学技術の専門的知見を活用することは有益である。そのための基 盤強化のため任命した科学技術顧問の活動の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 科学技術外交推進会議の下での作業部会による「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性に ついて」報告書(平成29年8月7日)において、外務大臣科学技術顧問は、今後とも、(1)各種外交政策へ の科学的知見に基づく助言・提言、(2)国内外のネットワークの強化・人材育成、(3)積極的な対外発信 の柱に沿って、科学技術外交の取組を継続的に推進していくべきであると総括している。 ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月 閣議決定)

参考指標 : ISTC 事務局の職員数	
(出典:ISTC 理事会文書)	
注: ISTC 事務局の職員数(アスタナ本部+4支部事務所)	

# 達成手段

<b>堇风于段</b>							
			単位:百万円				行政
法代工机权		関連		予算額計		当初	事業
達成手段名		する		(執行額)		予算額	レビ
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	測定					<b>ユ</b> —
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①科学技術	科学技術協力協定に加え EPA 等のあら	11-1	—	—	_	—	_
に関する二	ゆる協力枠組みを活用して政府間合同委						
国間政府間	員会を開催し、相互の科学技術政策や、例						
対話の推進	えば,環境エネルギー,ライフサイエンス,						
(*)	ナノテクノロジー,地球環境科学等の様々						
	な分野での協力について意見交換を行う。						
	これにより両国の科学技術政策等に関						
	する共通認識が醸成されるとともに、二国						
	間の個別の協力分野についての更なる協						
	カの推進を政府間で確認することが可能						
	となり、科学技術協力を通じた二国間関係						
	の緊密化によって国際社会の平和と安定						
	確保に貢献する。						
②イーター	イーター計画を通じ、一つの国だけでは	11-2	_	_	_	-	_
計画等の推	実施できないような大規模な研究開発に						
進	ついて、多国間の国際科学技術協力を進め						
(*)	る。						
	関連の理事会等において、議論に積極的						
	に参加することにより,多国間の平和目的						
	の科学技術協力を進めるとともに、参加各						
	国・極間の信頼醸成に繋げ、国際社会の平						
	和と安定に寄与する。						
③科学技術	27 年9月に任命された外務省参与(外	11–4	_	9	23	24	068
顧問関係経	務大臣科学技術顧問)は、外務大臣の活動			(9)	(20)		
費	を科学技術面でサポートし、特に、グロー						
(28 年度)	バル課題の解決に向けた科学技術の活用						
	策や0DA 卒業国、新興国等に対する科学技						
	術協力の方途に関する助言等を行うこと						
	を任務としている。外務省参与からこれら						
	助言を得つつ、各国の科学技術顧問や科学						
	技術分野の関係者との連携を図りながら、						
	また、外務省参与の参加も得て国内外で科						
	学技術関連シンポジウムを開催すること						
	等を通じて科学技術外交を推進する。						
	外務省参与の活動を通じ、外交政策の企						
	画立案における科学的知見の活用が促進						
	され、効果的な科学技術外交の推進が可能						
	となる。						
注) 久法式千印(	の目標については、「関連する測定指標」欄で	でテレナ	。测宁性博	に記載のな	ちんち まんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	F┏日堙ち	<u> </u>

# 施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

平成 30 年度事前分析表

施策名(※)	国際経済に関す	る取組					
	日本経済の成長	長を促進する、力	強い経済外交を推進す	するため、以下に取	り組む。		
	アジア太平洋地域,	東アジア地域、欧州					
	などとの経済運	読を推進する。					
施策目標	2 インフラ輸出	や日本産品の輸	出促進を含む日本企業	業の海外展開支援を引	<b>歯化する。</b>		
	3 日本と世界の	資源安全保障の	強化に取り組む。				
	4 国際経済秩序	の形成に積極的	に参画する。				
	5 我が国各地の	)地域経済の活性	化のため、国際博覧会	会の国内への誘致を認	実現する。		
	25年6月に閣議	議決定された「日	本再興戦略」におい	て、戦略的な通商関	系の構築と経済連携の		
	推進を柱とする国	國際展開戦略が目	標に掲げられたことを	を踏まえ、これを経済	斉外交の側面から実施		
	していくことが重	要である。					
	29年6月に策定	とされた 「未来投	·資戦略2017」におい	ても、上記目標に基金	づき、経済連携交渉に		
目標設定の考	ついて, TPP の速	やかな発効及び参	別国・地域の拡大に応	向けて取り組むととも	もに、日 EU・EPA, RCEP,		
	日中韓 FTA などの	D経済連携交渉を	, 戦略的かつスピー	ド感を持って推進し ⁻	ていくことが掲げられ		
え方・根拠	ており、これを着	実に実施してい	くことが重要である。				
	また、「未来投	資戦略 2017」に	おいて、2025 年国際	<b>尊覧会を誘致するこ</b> 。	とにより、海外の成長		
	市場を取り込む起爆剤とするため、政府は自治体や経済界ととともにオールジャパンの体制で、 国内外の支持獲得に向けて必要な措置を講じることが掲げられており、これを着実に実施してい						
	くことが重要であ	る。					
政策体系上の	乙醇则因素	中平动百名	奴汶已	政策評価実施予	平成 32 年 8 月		
位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局	定時期	十成 32 年 8 月		
()) + 佐生(+	個別公暇を記会し	イヤリ「佐佐の		ひびいまポチのリーク			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の 該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

#### 個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

#### 施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並 行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

#### 測定指標1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標(一年度)

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。

世界貿易機関(WTO)紛争処理,EPA紛争処理,投資仲裁について,国際経済紛争処理についての専門的知見 を蓄積しつつ,政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより,個別紛争や 制度の運用に積極的に関与し,国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

年度目標(30年度)

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け,第11回WTO閣僚会議(MC11)の結果を踏まえ,WTOでの電子商取引, 零細・中小企業(MSMEs),投資円滑化等の議論を進めていくべく,WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する 電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定(EGA)及 びサービス貿易に関する新たな協定(TiSA)についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討(TPR)制度(注1)や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会(CRTA)(注2)での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件,第三国案件の処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。
  - (注1)貿易政策検討制度:加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し、理解を深める観点から、WTO 協定に基づき、加盟国の貿易政策等について審査する制度。
  - (注2)地域貿易協定審査: WTO の地域貿易協定委員会(CRTA)において行われる地域貿易協定がWTO 協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際貿易ルール強化のための貢献やWTO紛争解決制度等の活用についての実績は、多角的貿易体制の維持、 強化に向けた我が国の取組の進捗を測る上で有益であるため。

1及び2については、我が国は、これまで GATT/WTO の多角的貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現して きたことから、引き続きこの体制を維持・強化すべく、物品やサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を 実現し、WTO が適切に機能しているか監視することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また 途上国の開発促進にも必要である。

3については、国際経済紛争処理体制強化(知見の蓄積、司令塔としての機能の確立等)を行い、適切に経済紛争を処理することが、多角的貿易体制の法的安定性・法の支配を進め、ひいては我が国の経済利益を確保するために必要である。

#### 測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標(一年度)

アジア太平洋地域,東アジア地域,欧州などとの経済連携を,戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して,守るべきものは守り,国益にかなう経済連携を進める。

年度目標(30年度)

- 1 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、11 か国による早期発効を目指して各国と緊密に連携 するとともに、まずは日本が率先して「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」 (TPP11協定)の国内手続きを完了する。TPPから離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップ レベルを含め引き続き働きかけていく。また、TPPの新規加盟については、まずはTPP11協定を早期に発効 させた上で、関心国との協議を行っていく。
- 2 日EU・EPA について、早期署名・発効を目指し、翻訳確認や署名・発効に向けた段取り等EU 側との調整を

進めつつ、法制局審査や国会承認に向けた手続等必要な作業を進める。

- 3 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については、29年11月のRCEP 首脳会議においてRCEP 交渉の妥結 に向けて30年に一層努力するよう首脳の指示が出されたこと、及び、30年3月の中間閣僚会合で市場アク セス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目 指す ASEAN を支持する旨を我が国が表明したことを踏まえて、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結 も視野に入れて交渉を加速化させる。
- 4 その他, 日中韓 FTA などの多国間の経済連携, 日コロンビア EPA や日トルコ EPA など, 小規模経済を含む 二国間の経済連携を戦略的かつスピード感をもって推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

新興国を中心に世界の市場は急速に拡大している中,経済連携を推進することにより,世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり,現在交渉中の経済連携協定交渉の進展は,施策の進捗を把握する上で有益であるため。また,保護主義や反グローバリズムの潮流の中,日本が経済連携を推進することも重要な意味を持つ。

日本が TPP11 及び日 EU・EPA の早期発効に向けて取り組むとともに, RCEP, 日中韓 FTA 等の経済連携交渉に 同時並行で取り組むことは, 各経済連携が相互に刺激し合い, 活性化することにより, 世界全体の貿易・投資 ルール作りの前進に貢献していくために重要である。また, 発効済 EPA の実効的運用・強化を図ることも重要 である。

測定指標1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階					
	年度目標値	中期目標値			
	30 年度	一年度			
①共同研究が終了した数	①: <b>0</b>				
②交渉会合開催数	<b>②</b> : 25				
③交渉が妥結した数	3:1				
④署名した数	<b>④</b> : 1	_			
5発効した数	<b>(5)</b> : 1				
⑥委員会等開催回数	<b>(6)</b> : 35				

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

一般的に、EPA/FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至る までの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA/FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。

我が国は、13年のシンガポールとの EPA 交渉の開始以来、1年に1本程度のペースで、現在までに16本の EPA を締結・署名している。政府として経済連携に関する取組を強化しているところであるが、現在交渉中の EPA は、いわゆるメガ FTA といわれる多国間の交渉や、我が国と同程度の経済規模をもつ先進国との交渉が主 流となっており、複雑な利害調整を要し、困難な交渉が想定される相手国・地域が多くなっていること、また、 新規に EPA 交渉を立ち上げた場合でも交渉に一定の時間を要することから、EPA の交渉妥結・署名・発効につ いては、交渉の進捗状況や見通しを踏まえた目標設定とした。

参考指標:我が国の輸出入額(単位:千億円)	
①輸出額,②輸入額	
(財務省貿易統計 HP より引用)	

-								
			関連		単位日	百万円		行政
	達成手段名		関連する		予算額計		当初	事業
(開始在産) 達成毛段の概要等(注)	りる測定		(執行額)		予算額	レビ		
	(関連施策)		指標	07 年 由	28 年度	29 年度	30年度	<b>ユ</b> —
			1日1示	27 年度	20 牛皮	23 牛皮	30 平皮	事業

							番号
①多角的自	各種交渉・会合に向けた準備・検討作	1–1	37	56	72	61	070
由貿易体制	業,紛争処理体制の強化(本省及び在外),		(33)	(53)	(72)		
の維持・強化	法律専門家への助言要請,翻訳等を実施						
(昭和7年	する。						
度)	各種交渉・会合に向けて綿密な準備・						
	検討作業を行うことで、国際貿易ルール						
	の強化にむけた議論に積極的に貢献する						
	ことができる。また、紛争処理体制を強						
	化することによって、WTO ルールの実効的						
	な運用を図る。						
②経済連携	EPA 締結に向けた交渉会合の開催,発効	1–2	227	273	246	237	069
協定	済 EPA の実施・運用等を目的とした合同	1–3	(240)	(247)	(164)		
(15 年度)	委員会、各種小委員会等の開催等を行う。						
	交渉会合の開催を通じて、包括的かつ						
	高いレベルの経済連携協定を締結し、ま						
	た、合同委員会及び各種小委員会等の開						
	催を通じ、発効済 EPA の実施及び運用を						
	改善し、二国間・地域間の経済連携を積						
	極的に推進する。						

#### 個別分野2 日本企業の海外展開支援

#### 施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省,在外公館,関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り,ビジネス環境の改善,現地情報の提供や在外公館施設の活用,インフラ輸出促進,農林水産品輸出促進等の支援を行う。また,各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで,我が国製品(特に農林水産品)の輸出を正常化し,日本企業の海外展開を支援する。

- 2 対外・対内投資の戦略的な支援 投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出 された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。
- 対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニ ーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取 り組む。
- 3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進,知的財産に関する二国間対話,在外公館における知的財産 担当官の対応力強化等,海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

#### 測定指標2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標(一年度)

日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。

年度目標(30年度)

- 1 32年に在外公館の日本企業支援件数10万件/年の目標を達成するため、30年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。また、外務省だけでなく、経産省、JETRO、JICA等の個々の取組を「見える化」するための努力を行う。
- 2 政府は32年インフラ受注約30兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍内閣総理大臣などに よるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外赴任 者向けの研修を更に積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジ ェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有しインフラプロジェクト受注に向けて有効活用する。
- 3 政府による、31年の農林水産物・食品の1兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、30年度も、各国の輸入 規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官(食産業担当)の活用や、農林水産省を始めとする 他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門 家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業企業に現地の法令、法制度について情報提 供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国の EU 離脱に伴い生じる不確実性に日系企業が対応するのを支援するべく,現地におけるセミナーの実施等適切な施策を講じる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日本企業の支援体制整備や、具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラ輸出促進、我が国産品の輸入規制撤廃、農林水産物・食品 の輸出促進などを強化することは、我が国の経済成長を後押しする上で重要である。

英国のEU離脱は31年3月末,離脱後の移行期間の終了は32年12月末(終了時期については英EU間で交渉中)となるところ,少なくとも移行期間終了までは、EU及び英国で活動する日系企業は、英国のEU離脱に伴

い生じる不確実性にさらされることとなるため、現地日系企業への情報提供を行い、経済活動のための環境整備に寄与することは重要である。

・「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日 閣議決定)

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等
 3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化
 「2020 年の農林水産物・食品輸出額1兆円目標を前倒しで達成する」
 Ⅳ 海外の成長市場の取り込み
 「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額2010 年比2倍を目指す。」
 「2020 年に約30 兆円(2010 年:約10 兆円)のインフラシステムの受注を実現する。」

測定指標2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標(32 年度)

28 年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を踏まえ、投 資関連協定について、32 年までに、100 の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、 海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に 貢献する。

年度目標(30年度)

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、新たに6か国との間で新規に 交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19件の協定(アンゴラ、アルジェリア、カ タール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ、タンザニア、アルゼンチン、コートジボワール、バーレー ン、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア 及びタジキスタン)については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した 対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制(注)を推進する。

(注)2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた5つの 約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本 制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会に は、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関(JETRO)の職員が 同席し、相談対応を支援することとされている。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

投資協定等の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、投資セミナーの 開催を含む投資誘致に係る様々な取組は、施策を推進する上で有益であるため。

投資協定は、海外におけるビジネス環境整備、日本への投資の呼び込みのため重要であり、年度目標に記載 したように戦略的に進める必要がある。日本の対内直接投資残高は、対 GDP 比で5%に満たず、近年徐々に増 加傾向のあるものの、30%前後で推移している OECD 諸国の平均値と比較すると依然として低い水準にあるた め、かかる現状を打開すべく、投資誘致や投資環境の整備が極めて重要であるため。

対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済 の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であるため。引き続き、32年 までに外国企業の対日直接投資残高35兆円に増加させるとの目標達成に貢献すべく、外交リソースを最大限活 用して、対日直接投資促進に資する取組を進めていく。

・「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」(平成 28 年 5 月 11 日) 3 今後の 指針 投資関連協定数の拡大

「我が国として,投資関連協定の締結促進に集中的に取り組み,2020年までに,投資関連協定について, 100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。」

測定指標2-3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

中期目標(一年度)

1 国際社会における知的財産権保護の促進を図る。

- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

年度目標(30年度)

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産権保護 の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産権の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

海外における知的財産権保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益で あるため。

近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには、世界知的所有権機関(WIPO)及びWTO・TRIPS 理事会における国際的なルール作りの場への積極的な参画、二国間及び多数国間の経済連携協定、二国間対話を通じた相手国政府への働きかけを通じて効果的に知的財産権保護を図っていくことが重要である。また、日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館における知的財産担当官の対応力強化についても継続して取り組んでいくことが重要である。

·知的財產推進計画 2017(平成 29 年 5 月 16 日閣議決定)

Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツカの強化

1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化

参考指標1:在外公館における日本企業支援実績件数	

参考指標2:知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数				

# 参考指標3:対外直接投資総額(百万ドル)

(JETRO ホームページ「日本の国・地域別対外直接投資(国	
際収支ベース、ネット、フロー)」より引用)	

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始年度)	建成于投の城安寺(注)	測定					그—
(原理加束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号

<ul> <li>①海外の日本企業支援</li> <li>(*)</li> </ul>	本省・関係省庁と在外公館・関係出先機 関等での情報共有及び意思疎通を一層強化 するとともに、個別企業からの相談への対 応のワン・ストップ化・効率化を図る。グ ッド・プラクティスや、在外公館に寄せら れる相談等の事例・データを蓄積し、今後 の企業支援業務に資するよう、関連情報を 整備する。 インフラプロジェクト専門官・インフラ アドバイザーを活用し、海外における日本 企業のインフラ受注を促進する。海外のイ ンフラ案件等の情報を収集し、他省庁との 情報共有を図る。 各国の輸入規制・風評被害への対策を強 化する。日本企業支援担当官(食産業担当) や、農林水産省を始めとする他省庁との連 携により、日本の農林水産物・食品の輸出 促進を図る。 法曹有資格者等の外部専門家を活用し、 日本企業に対し、現地の法令、法制度につ いて情報提供やアドバイスを行う。 上記の手段によって、インフラ輸出や日 本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展 開支援を強化し、日本経済の成長に寄与す る。	2-1	56 (37)	106 (87)	66 (62)	64	072
②知的財産 権侵害対策 (18 年度)	知的財産権保護に関する国際会議への出 席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・ 分析の実施、及び知財担当官会議の開催を 行うことによって、海外に拠点を持つ日本 企業を支援する。 これにより日本企業が展開先の国におい て知的財産権を侵害されることが減り、ま たは侵害時に知的財産担当官の支援によっ て有効な対策を採ることができるため、日 本企業の円滑な海外展開を支援することに つながる。	2–3	11 (10)	14 (10)	14 (10)	14	073
③対日直接 投資サミッ ト開催経費 (28 年度)	対日直接投資促進のために、外国企業に よる投資案件の発掘・誘致活動を推進する。 外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企 業のニーズを踏まえ、更なる投資に向けた 課題を探っていく。 これにより国内投資環境を整備・改善し ていく。	2–2	_	9.8 (6.5)	0 (0)	3. 4	082
<ul> <li>④日 EU・EPA</li> <li>及び英国の</li> <li>EU 離脱に対する対応(日本企業支援)</li> <li>(28年度)</li> </ul>	英国のEU離脱にかかる日本企業への悪影 響を最小限にするため、外部専門家の知見 も活用しつつ、在外公館によるきめ細やか な支援を行う体制を整備するとともに、日 系企業が多数集積する地域の在外公館にお いてタイムリーな情報提供・相談等を開催 する。 これにより日系企業のEU域内(英国を含 む)における経済活動のための環境整備に 寄与し、さらには、日本企業(日系企業を 含む)の海外展開を後押しすることにもつ	2-1	_	100 (98)	4. 3 (3. 2)	1.5	075

	ながる。						
⑤対外投資 の戦略的な	投資協定等の各種経済条約の締結を推進 するとともに、合同委員会等を通じた相手	2–2	_	_	_	_	_
支援	国のビジネス環境の改善、在外公館施設を						
(20 年度)	活用した現地情報の入手や人脈形成への協 力等の支援を実施する。						
	投資協定を通じ、日本企業にとっての海 外におけるビジネス環境の一層の整備と、						
	個別企業への活動支援により、日本企業の						
	海外展開を促進することで, 日本経済の成 長を後押しすることに寄与する。						

個別分野3 経済安全保障の強化

#### 施策の概要

エネルギー,鉱物資源,食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するために は、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的 な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資 源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

測定指標3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標(一年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地 域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を 図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

年度目標(30年度)

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・ 実施に活用する。
- (1) 国際エネルギー機関(IEA) については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・ 合同訓練事業、市場分析、非加盟国との協力事業を支援する。
- (2) 国際エネルギー・フォーラム(IEF)は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、30 年4月にニューデリー (インド)において開催される閣僚級会合において、積極的に議論に参加し、我が国の関心事項やエネルギー外交の取組について積極的に発信する。
- (3) エネルギー憲章条約(ECT)については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。
- (4) 国際再生可能エネルギー機関(IRENA) については、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。
- (5) G7, G20, APEC 等における議論や各種協力についても, 我が国が重視する点が反映されるよう積極的 に議論に貢献する。特にG20 については, 31 年に我が国が議長国を務めるところ, 関係省庁と連携しつつト ロイカメンバー(注)として積極的に貢献する。

(注)「G20作業を運営する体制」をトロイカ体制といい、現議長国、前議長国及び次期議長国による協力体制が組まれる。

- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度に関しては、28年度から開始した特定地域を対象とした担当官会議を引き続き30年度も実施する。ここでの成果を、30年度中に日本国内にて開催予定の在外公館戦略会議に共有し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。地域担当官会議と在外公館戦略会議の双方に関して、議論内容のうち公表可能な点については引き続き積極的に対外的な発信を行う。
- 3 河野外務大臣が30年1月のIRENA第8回総会における政策スピーチで「再生可能エネルギー外交」の推進に取り組むことを表明したことを踏まえ、国内外への積極的な情報発信等を通じた我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、28年4月に安倍内閣総理大臣が立ち上げた、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出して世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保、世界全体としての資源安全保障の強化のため、国際機関や多 国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の 進捗を測る上で有益であるため。

資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、継続して多国間の協力枠組みにおける議論に積極的かつ主導的

に参加・貢献していくことが重要である。

#### 測定指標3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標(一年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

#### 年度目標(30年度)

1 国連食糧農業機関(FA0), 国際穀物理事会(IGC), 国際コーヒー機関(ICO)等の関係する国際機関や, G7, G20, APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより, 各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに, 食料・農業に関する最新 の国際情勢等について情報収集を行い, 我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に国連食糧農業機関(FA0)については、我が国が世界第2位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・ FA0 関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、30 年度中に開催予定の第3回日・FA0 年次戦略協議 等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FA0 に働きかけを行うとともに、日本人職員の増 強等を中心に取り組む。

またG20 については、31 年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバーとして積極的に貢献する。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収 集・分析を強化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連専門機関である国連食糧農業機関(FAO)や、世界の食糧需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている国際穀物理事会(IGC)等への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主体的に関与し、 貢献することが重要である。

#### 測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標(一年度)

我が国国益に即した漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。また、 将来的な商業捕鯨の再開を目指し、国際捕鯨委員会(IWC)における海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大 を目指す。

年度目標(30年度)

- 1 各地域漁業管理機関における議論を引き続き主導する。地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、 我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択 されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我 が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。
- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、IWC 加盟国の理解を求める。また、IWC 以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行い、IWC における鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と、資源 管理のための協力を継続するとともに、国際的な管理体制の構築を目指し、協議を実施するとともに、この ような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。
- 4 海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、 違法漁業防止寄港国措置協定を29年度に締結したところ、同協定の未締結国に締結を働きかけるなど、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会(NPFC)では サンマについて漁獲上限の設定案が議論されているところ、これらに積極的に関与し、我が国の意見が反映 された効果的な措置の採択を目指す。北極海の公海部分における無規制な漁業を防止する協定の早期の署

名・締結を目指す。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合を 始めとした,様々な国際会議等の場における国際的協力への貢献の実績を測ることが,施策の進捗を把握する 上で有益であるため。

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として,海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが重要である。

# 測定指標3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への 出席件数

年度目標値	中期目標値
30 年度	一年度
50	_

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際機関や多国間の枠組み等を通じた資源産出国との対話の促進及び消費国間の連携の強化,並びに我が国の省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の普及のためには、関係国との人脈構築,我が国立場の反映,国際的議論の情報収集等とともに、所管するこれらの枠組みの国際会議や協議への出席実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

これまでの実績及び今後の外交日程から、30年度に必要となる資源・エネルギー分野における主要な国際会議等への出席件数を検討したところ、50件を目標とすることとした。

#### 測定指標3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

(注)30 年度から,IWC 等の捕鯨に関する会	年度目標値	中期目標値
議・協議への出席件数も含む	30 年度	一年度
	24	—

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関等の年次会合 を始め、様々な国際会議等への参加実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用にとって大きな影響力を持ち、また、我が国の権益にも関わる重 要な漁業関連の国際会議等が、おおむね目標値程度の件数見込まれるため。

建成了	1 72							
					単位:	百万円		行政
`±-	七千八万		関連		予算額計		当初	事業
	成手段名  始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	炉牛皮)  連施策)	連成十段の概要寺(注)	測定					<u>л</u> —
()关)	) 理心束/		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
								番号
1	資源問題	在外公館を通じたエネルギー・資源外	3–1	4	5	4	4	077
$\sim 0$	の対応	交の戦略的基盤を維持・強化するため、	3–4	(3. 2)	(6.3)	(4. 9)		
(2	1年度)	我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供						
		給確保に関係する国の中から15か国程度						
		の在外公館の専門官や、外務省内の地域						
		局課及び関係省庁機関等で当該業務に従						
		事する者を招集し、エネルギー・鉱物資						
		源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた						
		我が国の戦略及び具体的な対応のあるべ						
		き方向性につき意見交換を行う。また、						

	それに先立って、特に資源外交戦略上重 要な特定地域を選定し、地域戦略会議を 開催し、その成果も踏まえることとする。 これらの取組により、我が国への資 源・エネルギーの安定供給の確保に寄与 する。						
②や取じ及陰障化していた。 「「「」」の、 「「」」の、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」	の維持・強化、途上国支援等を進める。	3-2					_
③ 海源の保 に う 源 の 行 時 用 の の に め の 国 確 保 の の 可 に う 源 の 続 可 の 続 可 の 続 可 の に う に う 派 の 気 一 行 に う に う の の の の 可 に う の の の の の の の の の の の の の の の の の の	が国の基本的立場に対する理解と支持獲	3–3 3–5	_	_	_	_	_
<ul> <li>④鯨類の持</li> <li>続可能な利</li> <li>用に関する</li> <li>セミナー開</li> <li>催</li> <li>(16 年度)</li> </ul>	ャンペーンが強まる中, IWCにおいて我が 国と同じく鯨類資源の持続可能な利用を 支持する国々を我が国に招へいし, 我が 国の立場を説明の上, これに対する理解 や支持を求めるとともに, 参加国との間 での意見交換及び情報交換を通じ, 緊密 な連携を確実なものとする。 上記を通じ, IWCにおける海洋生物資源 の持続可能な利用支持国の拡大を目指 す。	3-3 3-5	4 (3)	3 (2)	3 (2)	3	078
⑤アジア・エ ネルギー安 全保障セミ ナー (13 年度)	アジアにおけるエネルギー安全保障と 投資をテーマとし、各国政府、国際機関、 関連企業等の専門家を招へいし、エネル ギーをめぐる国際情勢が急速に変化する 中でのアジアのエネルギー安全保障の在 り方や、今後のエネルギー安全保障の在 り方や、今後のエネルギー投資の方向性 を議論するようなセミナーを開催し、エ ネルギー安全保障に係る課題についての 内外の理解促進を図るとともに、我が国 の外交的取組について積極的に発信す る。 これにより我が国を含む国際的なエネ ルギー安全保障の強化に寄与する。	3-1	8 (6. 2)	8 (12)	6. 3 (3. 7)	6.3	080

			-				
⑥シー・シェ		3–3	9	10	6	6	079
パード対策	ド(SS)が所有する船舶の旗国や寄港国		(6)	(1)	(0)		
に係る委託							
調査	止すべく、法律事務所を通じて関係国に						
(26 年度)	おける適応可能な国内法を調査するとと						
	もに、過去の判例等に基づいて我が国の						
	対応策を検討する。						
	上記を通じ、将来的な商業捕鯨の再開						
	のために必要な鯨類科学調査が円滑に行						
	われるようにする。						
⑦在京外交	安倍内閣総理大臣が立ち上げた「福島	3–1	_	0	1	2.1	084
団等による	新エネ社会構想」を受けて、在京外交団			(0.3)	(0.3)		
国内エネル				(0. 0)	(01.0)		
1111-172	に加えて、国内の新エネ・省エネ先進施						
設視察	設への視察を実施し、我が国の新エネ・						
(29 年度)	省エネ技術を対外発信すると共に、他国						
(20 –12)	でのこれらの技術の活用を促進する。						
	これにより、ビジネスチャンスの拡大						
	につなげる機会とし、また我が国を含む						
	国際的なエネルギー安全保障の強化に寄						
	国际的なエネルイー女王保障の強心に寄与する。						
		0.0			0.4	2.0	005
⑧捕鯨問題		3-3 2 5	_	_	3.4	3. 8	085
に関する理		3–5			(1.3)		
解促進のた	うち、我が国の政策に理解を示してくれ						
めの事業	ることが期待できる国に対して職員を派						
(29 年度)	遣して政府レベルでの働きかけを強化						
	し、同時に民間レベルでのセミナーを開						
	催する。						
	上記を通じ、我が国の基本的立場に対						
	する国際世論の理解を促進する。						
⑨ IUU 漁業	アジア太平洋地域におけるIUU漁業対	3–3	-	2	1.7	1.4	083
対策に関す		3–5		(0)	(0. 2)		
る協議	(現地漁業の状況、IUU漁業情報等)やエ						
(28 年度)	ンフォースメント(寄港国措置, VMSシス						
	テム等)に知見を有する我が国専門家を						
	関係国や国際会議に派遣する。						
	これによりアジア太平洋地域における						
	IUU漁業対策に寄与する。						
①日・FA0 年	日・FAO年次戦略協議,FAOの取組に関す	3–2	—	_	_	2.6	新
次戦略協議	る日本国内向けの広報事業、FAO幹部の我				(0.9)		30-
及び日・FAO	が国地方訪問等の実施を通じ、日・FAO間						013
関係強化に							-
要する経費	する理解を一層促進させる。						
(30年度)	これにより、世界の食料安全保障の確						
(JZ)	保・強化を図るとともに、我が国への食						
	料安全供給の確保・促進に寄与する。						
			1				

#### 個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等

#### 施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場 として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要 な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力に積極的に参画、 貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECD の諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする OECD 非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APEC の首脳会議,閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内への誘致は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が 国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025 年国際博 覧会の大阪誘致の実現に向け取り組んでいく。

#### 測定指標4-1 G7・G20 サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標(29 年度)

G7及びG20サミットに日本の考え方を反映させた形で成功裏に実施し、日本の施策に対する理解の深まり を通じた信頼関係醸成を図る。

年度目標(30年度)

- 1 G7シャルルボワ・サミット(G7外相会合を含む)の成功裏の実施に貢献し,G7メンバー国との信頼 関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて,成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 G20 ブエノスアイレス・サミット(G20 外相会合を含む)においては、成長戦略の策定等の日本の施策に 対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を 行う。
- 3 日本が31年のG20サミットの議長国となることを踏まえ、30年の議長国であるアルゼンチンを含む他の 参加国との緊密な連携を通じ、議長国として世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信する ために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。さらに、日本のおもてなしの精神、 開催地となる大阪ならではの魅力を世界に向けて発信する機会となるよう努める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

G7及びG20 サミット (G7外相会合を含む)等の成功裏の実施,及びサミットの成果文書における我が国の考え方の反映に向け,積極的な提案や行動・発言を行っていくことが重要である。

測定指標の目標を追求することによって、G7という基本的価値観を共有する主要先進国の首脳から、日本の施策及び立場がどの程度理解されているかを測ることができ、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また,G20 サミットはメンバーの多様性ゆえにG7に比べて合意形成が容易でない面があるものの,「国際 経済協調の第一のフォーラム」である同サミットにおいて,日本が世界経済の成長への貢献を表明することは, 日本の施策に対する理解の深まりを測るのに有益であるため。

#### 測定指標4-2 OECD における我が国の貢献

中期目標(一年度)

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

年度目標(30年度)

- 1 30 年度 0ECD 閣僚理事会(「多国間主義」について議論)において、質の高いインフラの国際スタンダー ド化に向けた作業の推進や、公平な競争条件の確保(多角的貿易体制の維持・強化、過剰生産能力問題等) 等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。
- 2 OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しするため、引き続き、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。SEARP 前共同議長、また、30年3月の SEARP

閣僚会合で立ち上げたビューロー(共同議長の補佐役)のメンバーとして,新議長国(韓国及びタイ)をサポートし,SEARPの更なる活性化を促進する。また,SEARPやタイ国別プログラム等の支援を通じ,東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて,東南アジアが加入する OECD 法的文書(legal instruments)の件数を 29 年末の 50 から 55 以上に増加させる。

3 0ECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し、全職員数に占める日本人職員(専門職以上) の割合について、直近過去5年間の最高の水準(4.62%)を超える水準まで増加させる。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

望ましい国際経済社会の形成を実現する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」である 0ECD の場において、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること、また、東南アジアに対して、0ECD のアウトリーチ 活動を推し進め、0ECD の策定する質の高い基準を同地域に適用することは、国際経済の公平な競争条件を確保 するとともに、日本経済にとって有利な国際経済環境を創出する観点から重要であり、これらの実績を測るこ とは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、こうした目的を達成するためには、0ECD における日 本のプレゼンス向上が必要であり、日本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため。

#### 測定指標4-3 APECにおける諸活動への貢献

中期目標(一年度)

ボゴール目標(32(2020)年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する)を節目に目標年後の APEC の在り方も見据えつつ,我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

年度目標(30年度)

- 1 引き続き我が国の関心事項(質の高いインフラ等)や我が国にとって好ましいコミットメント(保護主義 への対抗等)や提言を APEC 首脳会議, 閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、30年度はAPECの首脳に対しアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の将来的な実現に向けた進捗状況を報告することが予定されており、高いレベルで包括的なFTAAPを追求すべく、デジタル貿易や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての言及を報告に反映させる。
- 3 APEC 議長であるパプアニューギニア (PNG) のイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」 (資源部門における成長の活用)等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力(成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー, 官民対話等のプロジェクト)及び人的交流を促進する。具体的には、我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低 10 件以上, APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を最低1万2千件以上とする。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

- 1 連結性強化に向けた質の高いインフラ投資の取組は 30 年度も引き続き我が国外交政策の優先事項の一つ であり、また、反グローバル化の動きも見られる中で、自由貿易を推進させる我が国の立場をマルチの国際 枠組みの成果文書において反映させることを目標とすることで、国益に資する国際ルールの形成に努めるた め。
- 2 デジタル貿易などの次世代貿易投資課題をも対象とする高いレベルで包括的な FTAP の将来的な実現は、 産業界を中心に、我が国にとって極めて重要な課題である。30 年度は作業の進捗状況を首脳に報告すること となっており、こうした我が国の関心事項を報告書において盛り込むことを目標とすることで、国益に資す る地域経済統合ルールの形成に努める。また、本目標の設定は中期目標とも整合する。
- 3 毎年の APEC 議長のイニシアティブに貢献し続けることが, 我が国の外交プレゼンスの継続的発揮のために 不可欠であるため。
- 4 30 年度も引き続き、域内の経済技術協力に積極的に貢献すべく、開催する日本プロジェクトの実施件数、 APEC ビジネストラベルカードの発行枚数という具体的な数値目標を設定することが適切であるため。

測定指標4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標(一年度)

2025 年国際博覧会の大阪誘致を目指し、30年11月の開催地決定選挙に向け、国際博覧会条約(BIE条約)

加盟国170か国のうち、過半数の支持を取り付けるべく、働きかけに取り組む。

#### 年度目標(30年度)

2025 年国際博覧会の大阪誘致を目指し,30 年 11 月の開催地決定選挙に向け,国際博覧会条約 (BIE 条約) 加盟国 170 か国のうち,過半数の支持を取り付けるべく,国際会議や二国間会議等の機会,更に招へいスキー ム等を利用し、あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際博覧会の国内への誘致は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる他、地域経済の活性化も期待できることから、2025 年国際博覧会の大阪誘致の実現に向け取り組むことは重要。

選挙においては、最初の投票でいずれかの国が3分の2以上の多数を得た場合は、当該国に開催地が決定し、 最初の投票で3分の2以上の多数を確保する国がなかった場合は、最低得票の候補地を落として、残りの候補 地について投票を繰り返され、最後に残った2か国で投票を行う場合は、単純多数決で勝敗が決まることにな るため、過半数の支持の取付けを目指して各国に働きかけを行うことが極めて重要。

# 参考指標: APEC における域内貿易依存度

(出典:IMF, Direction of Trade Statistics)	

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始牛皮) (関連施策)	建成于段の恢安寺(注)	測定					고ㅡ
(則建旭來)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①G7・G20	1 G7サミットは、国際社会の直面す	4–1	—	—	_	_	_
における我	る重要課題を、基本的価値観を共有す						
が国の積極	る主要先進国の首脳間で議論し、有効						
的な貢献	な政策面での協力を行っていく場とし						
(G 7 : 昭和	て, G20サミットは, 経済問題を中心						
50年度(当時	に新興国を含む政策面での協力の場と						
G6), G	して、重要な役割を果たしている。						
20;20年度)	2 両サミットの議論及び両サミットを						
	通じた政策協調に積極的に参加し・貢						
	献し、同時に、地球規模課題の解決に						
	向けた取組を強化することは、我が国						
	にとって好ましい国際経済秩序を作る						
	ことに寄与する。						
②0ECD にお	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、	4–2	_	_	_	—	_
ける、日本企	世界経済の発展といった活動目的の達成						
業が公平な	に寄与するために議論に積極的に参加						
競争条件で	し、また、議論をリードすることにより、						
世界で事業	国際経済秩序形成に参画する。						
展開できる	我が国にとって望ましい国際経済秩序						
ようなルー	を形成していく上で、国際社会の喫緊の						
ル整備及び	課題である世界経済の持続的成長の実現						
経済・社会情	や地球規模課題の解決が重要であるが、						
勢に関する	このためには国際社会の一致した協力が						
分析・提言へ	求められる。こうした中で、 G7/G8・						
の積極的参	G20や0ECDにおける議論に我が国の立場						
画(含む 0ECD	を主張し、反映させることで我が国にと						

による一層 積極的な非	って望ましい国際経済秩序を形成する。						
加盟国協力							
活動の支							
援・推進)  (昭和 39 年							
度							
③東南アジ		4–2	—	8	6	0	081
ア地域への				(5.6)	(6. 4)		
アウトリー							
チ強化   (28 年度)	ていく上で重要であり,そのためには引 き続き「東南アジア地域プログラム」を						
(20 -+/2)	推進していくとともに、特に東南アジア						
	を始めとする非加盟国へのOECDスタンダ						
	ードの普及を図ることが求められる。こ						
	うした中で、東南アジアからのオピニオ						
	ンリーダー等との協議・意見交換の場の						
	設定や「東南アジア地域プログラム」の 取組に関するセミナーの開催などを通し						
	取組に関9 るセミノーの開催などを通し て、我が国の考え方を反映させ、国際経						
	済・社会分野でのルール策定・整備に貢						
	献する。						
④APEC を通		4–3	34	51	55	48	087
じた経済関			(35)	(51)	(51)		
係の発展 (15 年度)	ビジネス関係者の移動の円滑化を促進						
(15 年度)	し, ひいては, 貿易, 投資の更なる活 性化を図る。						
	2 APECの公式オブザーバーである太平						
	洋経済協力会議(PECC)の日本委員会						
	関連業務を通じて、アジア太平洋地域						
	の貿易・投資をはじめとした諸課題に						
	関し研究等を実施するPECCの活動に貢						
	献し、もって域内協力の推進に貢献す る。						
5国際経済			6	5	6	5	086
情勢調査・分			(5)	(4)	(4.3)	_	
析	活用することにより、主要な経済指標						
(*)	の迅速な入手及び加工を行う。						
	2 マクロ経済等を専門とする研究者を						
	「経済調査員」として委嘱し,上記1 のデータベース等を活用した経済指標						
	に係る資料の作成等にあたらせる。						
	これらを通じ、正確かつ専門的な経						
	済データの分析を行い、施策の推進に						
	活用する。						
⑥政府調達		_	0.7	0.7	0.6	0. 6	071
に関する説  明会	きに関する運用方針」に基づき, 会計年度 の可能な限り早い時期において, 外務省		(0. 5)	(0.6)	(0.5)		
· 明云 ( * )	の可能な限り早い時期において、外務省 主催にて、今年度我が国政府が予定する						
	と見込まれる一定額以上の調達予定案件						
	につき、内外の共有者を対象としたセミ						
	ナーを開催する。						
	これにより、WTO政府調達協定に基づく						
	調達手続の透明化に寄与する。						

⑦金融・世界		4–1	_	—	—	444	新
経済に関す							30-
る首脳会議							015
等開催準備	を補佐するシェルパ間で事前に調整を行						
経費	うための準備会合(シェルパ会合)を始						
(30年度)	めとする関連会合を開催する。						
	また, 31年のG20サミット開催へ向け						
	て,会議場設営,空港,移動手段,宿舎,						
	警備、プレス等、多岐にわたる項目にお						
	いて必要となる企画立案、調達等実施す						
	るほか、我が方政府関係者をはじめ、各						
	国政府代表団、プレス等多数のサミット						
	関係者が来訪する同サミットにおいて、						
	円滑な会議運営を行うために必要な体制						
	等を強化する。						
⑧2025 年万	各国への影響力を持つ万博誘致特使の	4–4	_	—	124	795	076
博誘致活動	海外派遣や,在外公館におけるセミナー				(68)		
推進経費	やレセプションの実施等を通じて、政官						
(29 年度)	民一体となって誘致活動を継続、強化し、						
	国際博覧会の誘致を実現する。						
	これにより、日本の魅力の世界への発						
	信、観光客の増大による地域経済の活性						
	化に寄与する。						
90ECD 多国	0ECD多国籍企業行動指針連絡窓口	4–2	_	—	_	0. 5	新
籍企業行動	(NCP) では多国籍企業の行動に関して						30-
指針連絡窓							014
口 (NCP) 体	た場合に当事者間の問題解決を支援する						
制強化経費	ため、手続きにおいて必要となる、翻訳・						
(30 年度)	通訳業務を外部に委託することで問題解						
	決支援手続の円滑化を図る。また、セミ						
	ナーを開催し企業の0ECD多国籍企業行動						
	指針に関する理解を深めることで指針に						
	沿った行動を促進する。						
	以上によって、我が国NCP体制を強化						
	し、積極的にOECDの活動に参加すること						
	によって、国際経済・社会分野でのルー						
	ル策定・整備に貢献する。						
				. == + b = 1			()

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

施策名(※)	国際法の形成・	発展に向けた取得	詛		
	新たな国際ルー	-ル作りに積極的	に貢献するため、以て	下を推進する。	
	1 国際法規の形	が成に際し、我が	国の主張を反映させる	る。国際法に関する知	司見を外交実務におけ
	る国際法解釈及	び法的な助言の	ために活用する。		
	2 我が国を取り	巻く安全保障環	境がより一層厳しさを	き増している中,我が	が国の安全及びアジア
	太平洋地域の平	和と安定を実現	しつつ、国際社会の平	和と安定及び繁栄の	の確保にこれまで以上
施策目標	に積極的に寄与	するために、引	き続き諸外国や国際機	観との間で政治分野	野及び安全保障分野に
			・強化するとともに、	国際社会における	「法の支配」を推進す
	ることが必要で				
					国民・日系企業の海外
	における利益を	保護・促進する	こと及び国民生活に景	響を与える様々な維	経済及び社会分野での
	国際ルール作り	へ参画する。			
	国家間の関係を	安定・深化させ	るとともに、紛争の平	和的解決を図るため	かには、 国際社会にお
目標設定の考	ける「法の支配」の	0確立に貢献する	ことが重要である。		
え方・根拠	<ul> <li>第196 回国会施</li> </ul>	函方針演説(平成	<b>戈30 年1月22日</b> )		
	・第196 回国会外	▶交演説(平成30	)年1月22日)		
政策体系上の	分野別外交	担当部局名	国際法局	政策評価実施予	平成 32 年 8 月
位置付け		프크마이ク		定時期	
				フィベレキーナイ ロッシー ー	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の 該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

#### 個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

#### 施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規の形成 及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

# 測定指標1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が 国の貢献 *

中期目標(一年度)

国内外における法の支配を推進する。

年度目標(30年度)

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の 平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により、「法の 支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程締約国会議,国連総会第6委員会,アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO),ハーグ国際私法会議(HCCH),私法統一国際協会(UNIDROIT),国連国際商取引法委員会(UNCITRAL) 等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会(ILC)への人的 貢献を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約(UNCLOS) 締約国会議(SPLOS),国際海底機構(ISA)総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、 我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙及びUNIDROIT理事選挙の我が国指名候補の当選を実現する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際法に関する各種会合への参加及び主催を通じた国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献度合いを測 ることは、国際法規の形成に際して我が国の主張をどの程度反映させ、外交実務に活用しているかを把握する 上で有益であるため。

#### 測定指標1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *

中期目標(一年度)

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

年度目標(30年度)

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法実務能力の向 上に貢献する。
  - 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見 を共有する。
  - ・二国間国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見 蓄積を進める。
  - ・海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的 な蓄積を図る。

2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際法についての知見の蓄積・検討状況を測ることは、適切な形で国際法規の形成、発展、外交実務を行えているかを測る上で有益であるため。

・第196 回国会施政方針演説(平成30年1月22日)

#### 測定指標1-3 国際法の普及活動の推進 *

中期目標(一年度)

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

#### 年度目標(30年度)

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日弁連や国内外の国際法学者及び国際法実務者とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 アジアカップ及び Jessup Cup 等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際法の普及活動の推進状況を測ることは、国際法規の形成・発展、その外交実務への活用に関し、それを 担う人材の確保やそれに対する世論の理解の進捗を見極める上で有益であるため。

- ・第196回国会施政方針演説(平成30年1月22日)
- ・第196回国会外交演説(平成30年1月22日)

				単位:百	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)		測定					그— 
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
		1 1	0	10	14	20	番号 089
<ol> <li>①国際法に</li> <li>係る調査</li> </ol>	1 ILC等,国際法に関連する各種会合に出 席し、我が国の見解や立場をインプット	1–1	9 (8)	13 (11, 1)	14 (12, 3)	20	089
1余つ詞宜 (13 年度)	席し、我が国の見解や立場をインノット するとともに、国際法各種フォーラムに		(0)	(11.1)	(12.3)		
(15 牛皮)	することもに、国际法各種シオーノムに対し人的貢献を果たす。						
	スレス的貢献を来たす。 これらの活動を通じて新たな国際法規						
	の形成及び発展に積極的に貢献すること						
	で、国内外における法の支配の促進に貢						
	で、国内からのうる人の文化の位置に負						
	2 国際法の諸問題に関わる調査・研究を	1–2					
	専門家に委嘱し、その知見を得る。各国	1 2					
	で国際法を所掌している局長レベルのカ						
	ウンターパートと近年の国際法をめぐる						
	主要動向について率直な意見交換・協議						
	を行い、我が国が直面する様々な問題や						
	懸案事項の解決に法的観点から貢献す						
	る。 						
	これらを通じ、研究者や主要国の国際						
	法局長との連携を強化することは、我が						
	国の国際法戦略の企画・立案・実施に有						
	益であるのみならず、国際社会における						
	法の支配の強化や国際紛争の平和的解決						
	促進に寄与する。						

	<ul> <li>3 大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じて、我が国の国際法に係る国民の理解を促進するとともに、国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか、国民や外国に対し広く情報を共有し、外交への信頼を獲得する。</li> <li>これらの手段を通じて、国際法の専門家を人材育成し体制を強化することが可能となる。</li> <li>4 投資協定に関する先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、投資協定研究者に委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。</li> <li>これにより、蓄積された知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用し、また、経済分野での国際ルール作りに寄与する。</li> <li>5 昨今の海洋に関する国際情勢において「海における法の支配」の重要性が認識される中、海洋はに精通する国内の学</li> </ul>	1–2					
	される中、海洋法に精通する国内外の学 者等を招へいし、国際シンポジウムを開 催する。 これにより、「法の支配」の発展に積 極的に貢献する我が国の姿勢を示し、我 が国にとって望ましい国際環境を醸成す ることに寄与する。 国際法関係判例・文献及び条約データ提	1-2	6	6	6	7	088
<del>等事務事業</del> (16 年度)	供システムを整備し、当該システム上の情報を常に最新のものにアップデートする。 これにより、国際法に関する外交課題に 適時適切な助言が可能となるほか、条約締 結交渉等を円滑かつ確実に実施する体制を 整えると同時に、国民や諸外国に対し国際 法に関する適切な情報を広く共有すること が可能となる。		(6)	(5)	(5)		
③領土保全 対策関連事 業 (25 年度)	<ul> <li>領土・海洋を始めとする問題及び領土保</li> <li>全政策に関し、想定される国際法上の論点</li> <li>についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への参加等を通じて、体系的な知恵を得る。</li> <li>こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することは、領土保全に関する我が国の法的立場を維持・強化することに寄与する。</li> </ul>	1–1 1–2	48 (46. 1)	39 (33)	33 (39)	30	090
<ul> <li>④アジア・ア</li> <li>フリカ法律</li> <li>諮問委員会</li> <li>(AALCO)総</li> <li>会開催経費</li> <li>(30年度)</li> </ul>	アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO) は国際法に関するアジア・アフリカ地域唯 ーの政府間機関であり,毎年開催される総 会は各加盟国の国際法実務者が一同に会 し、国際法に関する議論を行う貴重な機会 となっている。 我が国は1956年の設立以来の原加盟国と して,AALCOの活動を支援してきており,30	1-1	_			95	新 30- 016

年のAALCO総会を我が国で開催することを	r			
通じて、アジア・アフリカ地域における				
の支配を一層促進する。				

個別分野2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

#### 施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

測定指標2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標(一年度)

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

年度目標(30年度)

1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結に 向けた交渉、円滑な運用等を推進する。

2 ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国の外交・安全保障に関する枠組みの整備を一層推進することは、厳しさを増す安全保障環境の中で我 が国自身の安全保障に万全を期す上で必要であるため。

ACSA,防衛装備品・技術移転協定,情報保護協定等の締結,円滑な運用等を通じ各国との安全保障分野での協力を推進すること,北方領土問題で日露双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化することなどは,我が国の外交・安全保障政策を実現する上で,重要であるため。

# 測定指標2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標(一年度)

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

年度目標(30年度)

- 1 メキシコ等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる(署名及び締結のための国内手続(国 会承認の求め)等)。
- 2 中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 EU との間で、日 EU 戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた作業を推進する(署名及び締結のための 国内手続(国会承認の求め)等)。
- 4 国際社会における諸課題(国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等)に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

政治分野における諸課題(テロ対策,刑事・司法,軍縮,原子力の平和的利用,国際的な銃器対策やサイバ 一犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等)に関する法的枠組みの整備を推進・強化することは、国民生活 の安定や発展にとり重要であるため。

日 EU 戦略的パートナーシップ協定,原子力協定,犯罪人引渡条約や受刑者移送条約等の交渉等を進めることは,諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの形成及び発展を推進する上で 重要であるため。

	達成手段名	達成手段の概要等(注)	関連 する 測定	単位:百万円				行政
				予算額計			当初	事業
	(開始年度)			(執行額)			予算額	レビ
	(関連施策)		) 消症 指標	27 年度	28 年度	29年度	30 年度	그ㅡ
			打印示	21 平反	20 平反	29 牛皮	30 平皮	事業

							番号
①外交·安全	ACSAや防衛装備品・技術移転協定等の締	2–1	—	_	_	—	—
保障分野に	結、円滑な運用等を推進する。また、北方領						
関する法的	土問題解決に向け、ロシアとの交渉を推進す						
枠組みの整	る。						
備	こうした取組を通じ、諸外国との安全保障						
(*)	面での協力を深化させるとともに、我が国の						
	外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を						
	推進・強化する。						
②政治分野	原子力協定等の締結による原子カ分野で	2–2	—	_	_	—	—
における諸	の協力に必要な法的枠組みの整備や犯罪人						
課題に関す	引渡条約、受刑者移送条約等の締結による刑						
る法的枠組	事分野での協力に必要な法的枠組みの整備						
みの整備	を進める。また、戦略的パートナーシップ協						
(*)	定等の締結により、我が国と諸外国・国際機						
	関との関係全体を規律する法的枠組みを整						
	備する。さらに、国際社会における諸課題に						
	係る国際的なルール作りに適切に参画する。						
	こうした取組を通じ、我が国と諸外国・国						
	際機関との間で政治分野における諸課題に						
	関する法的枠組みの整備を推進・強化する。						

個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

#### 施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び 社会分野での国際的ルール作りへの参画

# 測定指標3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 *

中期目標(一年度)

経済連携(FTA/EPA)について新規案件の検討,既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

# 年度目標(30年度)

- 1 WTO:多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
- ・第11回 WTO 閣僚会議(MC11)の結果を踏まえ,WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組 を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定(EGA)等についても早期 の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 FTA/EPA につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
  - ・大きな戦略的意義を有する TPP11 協定につき、早期発効に向けた機運を高めるべく、我が国は同協定の締 結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
  - ・日EU・EPAの早期署名・発効に向けて、内閣法制局審査や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
  - ・東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日中 韓FTA,日・トルコ EPA,日・コロンビア EPA につき交渉を進展させる。日・ASEAN 包括的経済連携(ALCEP) 協定につき投資・サービス分野等に係る改正議定書の調整を進める。
  - ・発効済みのEPAにつき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進について、その進捗を測ることは、経済分野における新 たな国際的なルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。また、目標に掲げた各種国際約束の締 結は、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進を通じ、我が国の経済成長の機会を拡大するととも に、他国の市場における我が国の企業並びにその産品及びサービスの参入機会を増大させる上で、重要である ため。

# 測定指標3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を 与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *

中期目標(一年度)

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

年度目標(30年度)

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地 球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日本国民及び日系企業の国内外における利益の保護・促進のために、日本企業が海外に進出し、海外投資を 呼び込み、資源の安定供給等を図る手段としての投資協定、租税条約、社会保障協定の実績を測ることは、施 策の進捗を把握する上で有益であるため。また、環境のように国民生活に影響を与える分野での国際的なルー ル作りにおいて、我が国の利益や関心を国際的なルールに十分反映させつつ地球規模の課題の解決に向けて積 極的に取り組むことは、国際的なルールの作成を積極的に推進するとともに、日本国民及び日系企業の利益に とって重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 上記の目標の達成は、日本国民及び日系企業の利益を増進する上で重要である。例えば、環境分野において は、第196回国会における安倍内閣総理大臣の施政方針演説及び河野外務大臣の外交演説において、パリ協定に ついての言及がなされるとともに、同外務大臣の外交演説においては、パリ協定のルール作りへの貢献や協定 の着実な実施を始め、気候変動の影響にしっかりと立ち向かう旨が言及されている。

# 達成手段

<u> </u>		I	-				
					百万円	r	行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する 測定 指標	(執行額)			予算額	レビ
(関連施策)			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	ュー 事業
①多角的貿 易体制の強 化と自由貿 易・経済連携 の推進 ( * )	体制の強化に向けて引き続き法的な観点 から貢献するとともに、WTO の紛争解決 手続において、日本の主張・立証を行う に際して法的な検討及び精査並びに知見 の提供を行う。また、経済連携協定の交 渉、締結及び実施における法的な事項の 検討及び精査並びに国内外への見解の提 示を行う。包括的なFTA/EPA の締結のた めの作業は、交渉分野が多岐にわたるこ とから、協定の案文は必然的に膨大な分 量となる。今後、既存の交渉の加速や交 渉妥結及びその後の締結が想定されるこ とを踏まえ、これに対応し得る体制強化 のための人的資源の拡充を行う。 これらの取組を通じて、自由貿易体制 を強化・推進するとともに、国民の利益	3-1					番号 —
<ol> <li>② 日本国 民・日系企業 の海外にお ける利益の 保護・促進 (*)</li> </ol>		3–1 3–2			_		_
<ul> <li>③国民生</li> <li>3国民</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>6</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>7</li></ul>	グローバル化の進展とともに、環境、 漁業、海事、文化、科学技術等の社会分 野において、国民生活に直結するような 国際的なルール作りを推進するととも に、その適切な実施を確保する。これら 国際約束に係る交渉、締結及び実施のい ずれの段階においても、法的な観点から の検討及び精査並びに知見を提供する。 これにより、国民の利益の増進に寄与 する。	3-2		_			_

# 施策 II-4 的確な情報収集及び分析,並びに 情報及び分析の政策決定ラインへの提供

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供					
施策目標	情報収集能力の強化,情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用 等による情報分析の能力の強化,政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提 供を行うことにより,外交施策の立案・実施に寄与する。					
施策の概要	<ol> <li>在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任 国の内外に定期的に出張する。</li> <li>先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。</li> <li>公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</li> <li>情報分析機能の推進(有識者知見の活用,関係者とのネットワーク拡大) 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省 内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し 進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図 っていく。</li> <li>職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外 公館の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</li> <li>政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</li> </ol>					
目標設定の考 え方・根拠	・第196 回国会外交演説(平成30 年1 月 22 日)					
政策体系上の 位置付け	分野別外交         担当部局名         国際情報統括官組 織         政策評価実施予 定時期         平成 32 年 8 月					

測定指標1 情報収集能力の強化 *

中期目標(一年度)

的確な情報収集を実施する。

年度目標(30年度)

- 以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。
- ・政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政府間・省内政策部門と調整の上、具体的な重点事項を 設定して情報関心を明確にするとともに、会議の開催等を通じ、本省・在外公館間のコミュニケーションの 強化を図る。
- ・従来は収集できていなかった分野を含め、必要な公開情報を収集する。
- ・先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
- ・研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するため、年度ごとに行った情報収集の実績を測ることは、施策の進捗 を把握する上で有益であり、次年度に向けた PDCA サイクルの観点から重要。

そのため、上記のような様々な手段を通じ、情報収集能力のより一層の強化を進めることが必要である。

# 測定指標2 情報分析の質の向上 *

中期目標(一年度)

質の高い情報分析を実施する。

年度目標(30年度)

以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。

- ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進し、分析能力向上を図る。
- ・外国政府機関や専門家との意見交換を一層拡充し、分析プロダクツの充実を図る。
- ・新たな先端技術の導入に努め、先端技術を活用し、専門的な知見が必要な分野での分析能力を向上させる。
- ・情報分析に関する研修・会議等を活用し、より政策部門の情報関心に即した分析を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するために、収集した情報について質の高い情報分析を行うことが有効 であり、年度ごとに情報分析の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であり、次年度に向けた PDCA サイクルの観点から重要。

そのため、情報分析の質を、ここに列挙されるような手段を通じ、継続して向上させることが必要である。

# 測定指標3 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 *

中期目標(一年度)

適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。

年度目標(30年度)

以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

- ・在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化することを含め、政府内・省内政策 部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に 則し、機動的に動く。
- ・政策部門に対する時宜を得た情報・分析の提供をシステミックに行い、インテリジェンス・サイクルを円滑 に回していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

適切な外交政策の立案・実施に貢献するために、収集あるいは分析を行った情報を、政策決定ラインに適時・ 適切に提供することが有効であり、その提供の実績を質的に測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であ るため。

<u>连队于段</u>				単位 ·	百万円		行政
		関連		- 平位 · 予算額計	1111	当初	事業
達成手段名		する		(執行額)		予算額	チネレビ
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	測定		、只TIII//		」开取	- -
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30年度	事業
			2/ 1/2		20 1/2	00172	番号
①情報収	1 在外公館における情報収集・分析機	1–1	500	578	634	598	—
集・分析	能強化	1-2	(486)	(568)	(615)		
(16 年度)	① 在外公館の担当官が、任国の内外						
	に定期的に出張する。						
	2 ①を通じ、新たな情報源の開拓等						
	を行い、情報収集・分析能力の強化 に寄与する。						
		1 1					
	2 先端技術による情報収集 ① 先端技術を活用して情報の収集・	1–1 1–2					
	分析を行う。	1-2					
	2 ① ①を通じ, 情報収集・分析の質を						
	高める。						
	3 公開情報収集	1–1					
	① 多様な国際情勢に迅速・的確に対						
	応するため、公開情報の中の基礎的						
	な情報を入手する。						
	② ①を通じ、情報収集能力の強化に						
	寄与する。						
	4 情報分析機能の推進(有識者知見の	1–2					
	活用、関係者とのネットワーク拡大)						
	① 省内のみならず省外の専門家の知						
	見を積極活用していくなどして、多						
	角的な観点から分析を推し進め、ま						
	た、外国政府機関や専門家とのネッ						
	トワーク拡大を通じた情報分析機能 の強化を図っていく。						
	② ①を通じ、国際情勢を的確に見極						
	めていくため、様々な要因・観点か						
	ら考慮することにより、情報分析能						
	カの更なる強化に寄与する。						
	5 職員のための研修及び情報収集・分	1–1					
	析会議	1–2					
	① 我が国の関心地域に関する対外情						
	報分析機能を一層強化するため、分						
	析要員の研修及び本省と在外公館の						
	担当者の間の情報共有・意見交換の						
	ため会議等を実施する。						
	② 参加者が情報収集のためのノウハ						
	ウを入手するとともに、知見を高め						
	ることによって、情報収集・分析能						
	カの強化に寄与する。	l					

6 政策決定ラインへの適時の情報及び	1–3			
情報分析の提供				
① 省内政策部門との意見交換等によ				
り政策部門が必要とする情報を把握				
するとともに、政策部門に対する時				
宜を得た報告の機会を確保・拡充す				
る。				
2 ①を通じ、政策決定ラインへの適				
時の情報及び情報分析を提供するこ				
とにより、外交施策の立案・実施に				
寄与する。				

# 基本目標Ⅲ 広報,文化交流及び報道対策

# 施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT 広報・ 文化交流・報道対策

平成 30 年度事前分析表

(外務省30-Ⅲ-1)

施策名(※)	国内広報·海外広報·IT 広報·文化交流·報道対策
施策目標	<ul> <li>諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での 理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一 的に推進する。</li> <li>1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼 を増進する。</li> <li>2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。</li> <li>3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。</li> <li>4 文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。</li> <li>5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の 整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。</li> <li>6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。</li> <li>7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。</li> </ul>
目標設定の考 え方・根拠	外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる有識者や一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。 ・第196回国会外交演説(平成30年1月22日)
政策体系上の 位置付け	広報,文化交流 及び報道対策 担当部局名 大臣官房(外務報道 政策評価実施予 官・広報文化組織) 定時期 平成 32 年 8 月
<ul><li>(※)本施策は、</li><li>該当欄に記入</li></ul>	個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野0 、した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

# 個別分野1 国内広報の実施

#### 施策の概要

外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内 容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミン グ良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

# 測定指標1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 *

中期目標(一年度)

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進する。

年度目標(30年度)

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、 我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

- ・我が国の外交政策を大臣等政務三役が直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」、「車座ふる さとトーク」等の実施。
- ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会,セミナー,プレゼンテーション・コンテンスト(年 1回),小中高生の外務省訪問事業等の実施。
- ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた,我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を 捉えた情報発信。
- ・様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』 の発行(年6回)。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国民の理解と信頼を得るため、各種発信手段を用いて外務省の諸活動や外交政策の具体的内容等について的 確な情報発信を行った実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進するため、引き続き外務大臣自ら我が国の外 交政策を直接国民に説明する「外務大臣と語る」をはじめ、各種講演会、セミナー、プレゼンテーション・コ ンテスト、小中高生の外務省訪問事業を実施するとともに、パンフレットやインターネットを通じた外交政策 や外務省に関する情報発信、及び外交専門誌『外交』の発行を継続して行うことが重要である。

# **参考指標1:「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果**①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率 ②「今後も継続実施すべき」との回答比率

参考指標2:広聴活動(メール、電	話,FAX,	, 書簡等で寄せられた国民の意見の件数)

			単位:	百万円		行政	
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	建成于段の概安寺(注)	測定					그ㅡ
(則建旭東)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号

(1)国内広報	1 講演会・シンポジウム等の開催	1–1	74	72	72	72	091
	「外務大臣と語る」や「車座ふるさとト		(67)	(70)	(75)	12	001
	一ク」、「国際情勢講演会」を始め、「国際		(07)	(10)	(10)		
	問題プレゼンテーション・コンテスト						
	「外交講座」及び「高校講座」、「小中高生の						
	外務省訪問」等、外務大臣や外務省員が直						
	接国民に対し、我が国の外交政策や外務						
	省の取組について紹介する機会を確保す						
	ることにより、我が国の外交政策及び外						
	称省の活動に対する国民の理解の促進を						
	防省の活動に対する国民の理解の促進を						
		1 1					
	2 パンフレットの作成・配布,ホーム	1-1					
	ページコンテンツの作成及び外交専門誌						
	「外交」の発行						
	重要外交課題等に関するパンフレット						
	の作成・配布、外務省ホームページョン						
	テンツとして「キッズ外務省」等で国際情						
	勢や様々な分野の外交政策を分かりやす						
	く説明する記事を掲載することにより、						
	我が国の外交政策や外務省の取組につい						
	て国民に幅広く情報発信を行う。更に、						
	我が国を取り巻く国際情勢や主要外交課						
	題等を取り上げた外交専門誌『外交』を						
	発行(年6回)することにより、我が国の						
	外交政策に対する理解の促進を図る。						
				1-======の+	7 古 40 //		소까죠

#### 個別分野2 海外広報の実施

#### 施策の概要

海外広報事業として、(1)我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、(2)我が国の一般 事情についての理解促進、親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するととも に、(3)海外における広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の開設及び認知度向上に努める。

#### 測定指標2-1 海外広報の推進 *

中期目標(一年度)

海外における対日理解増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

年度目標(30年度)

1 政策広報の実施

(1)我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、
 浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

具体的には、各種事業の実施を通じて実現した我が国に関連する情報の第三者による発信700件以上の達成を目指す。また、上記第三者発信中の①セミナー・イベント等における発信数300件以上、②招へい事業を通じて実現した発信(各種メディアを通じた発信等)400件以上となることを目指す。

- (2)各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等,戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。 2 一般広報の実施
- (1) 海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が8割以上 となるよう努める。
- (2) 印刷物資料, 視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 280 万回以上を目指す。
- (3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。
- 3 他国による積極的な広報活動の強化を踏まえ、海外における他国の対外発信をフォローしつつ、上記1及 び2による我が国の発信を、一層効果的なものとするよう努める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

政策・一般広報の実施の実績を測ることは、海外における対日理解の増進等に向けた施策の進捗を把握する 上で有益であるため。また、政策・一般広報の実施につき、単に実施件数のみでなく、対象者による評価等を 加味して事業の有効性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるとの考えから測定指標を設定し ている。

・第196回国会外交演説(平成30年1月22日)

「日本の政策や取組,多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに,親日派・知日派の育成を協力に推進 していきたいと考えます。

世界の中で日本の影響力を増進していくためには、国際機関で活躍する日本人や海外に展開する日本企業、 あるいは多様な魅力を持つ日本文化等、日本の全ての力を集結していくことがますます重要になっています。 さらに、世界各地の日系人社会との連携も重要です。」

#### 測定指標2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 *

中期目標(一年度)

日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通し、これまで日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹き つけ、親日層の裾野を拡大する。

年度目標(30年度)

1 ジャパン・ハウス ロンドンの開館及びジャパン・ハウス ロサンゼルス(注:一部先行開館済み)の全 館開館を実現し、ジャパン・ハウス3拠点に共通するブランド・イメージを確立しつつ現地におけるジャパ ン・ハウスの浸透を図り、事業を遂行する。

2 各ジャパン・ハウスにおける KPI (重要業績評価指標) 達成 (年間来館者数として, ロンドンにおいては

12.7万人, ロサンゼルスにおいては8万人, サンパウロについては13.6万人, またメディア掲載数として, ロンドンにおいて54回, ロサンゼルスにおいて70回, サンパウロにおいては100回を目標とする)を念頭 に, 現地事務局主導による企画展示, 東京事務局主導による国内公募作品展の巡回展, セミナー・シンポジ ウム等を通じた政策広報をバランス良く実施する。

3 現地におけるジャパン・ハウスの認知度を上げ、発信を強化するため、SNS 等も活用しつつ広報を行う。

4 ジャパン・ハウスが地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用されるよう、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を強化すべく広報を行う。

# 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

オールジャパンで我が国の「正しい姿」や多様な魅力を発信する広報文化外交の拠点となるジャパン・ハウスの開設に向けた準備及び開館後の実績を測ることは、海外における対日理解増進等に向けた施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ジャパン・ハウス事業立ち上げ時期(27~30年度)の最終年度であり、3拠点全館開館を実現し、事業を軌 道に乗せていくことが達成すべき重要な目標であり、また、ジャパン・ハウスのイベント事業対象者の評価等 の定性的評価を加味して事業の有効性、効率性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であるため。

参考指標:	BBCの国際世論調査における肯定的評価が占め	める日本の順位

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	建成于较07%安守(江)	測定					ュー
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①海外広報	1 世論形成や政策決定に影響力のある	2–1	749	772	726	702	092
(*)	有識者層に対する政策情報の効果的発信		(660)	(722)	(695)		
	我が国の外交政策について、我が国の						
	立場や主張に関する海外における理解を						
	深める目的で、我が国の有識者を派遣し						
	ての講演,政策広報資料の作成,インタ						
	ーネットを利用した外交政策や国内事情						
	に関する情報発信等を実施する。						
	また、在外公館が開催する各種事業と						
	連携し、有識者・専門家等の協力を得て、						
	外交政策や国内事情に関する情報発信						
	や,講演会,展示会等を実施する。						
	これらの事業により、主に各国有識者						
	層に対する我が国外交政策への理解の促						
	進に寄与する。						
	2 多方面にわたる日本の魅力, 強み,	2–1					
	日本人の価値観の積極的発信						
	諸外国国民に対し日本の魅力,強み,						
	日本人の価値観を積極的に発信すること						
	を目的として、各種関連広報資料の作成						
	インターネットを利用した日本事情に関						
	する情報発信等を実施する。						
	これらの事業により,諸外国国民の日						
	本の魅力、強み、日本人の価値観の理解						
	の促進に寄与する。	L	J				

					1		
	3 教育広報	2-1					
	現地の小中学校を訪問して、日本事情						
	を紹介するほか、教員に対して日本の政						
	治、経済、社会事情を正しく理解しても						
	らうためにワークショップ等を実施す						
	る。						
	教育広報を通じて、若年層の対日理解						
	や対日親近感の醸成を図る。						
	4 経済協力プレスツアー	2–1					
		2-1					
	現地のプレスに我が国の経済協力サイ						
	トを視察する機会を提供し、我が国のODA						
	の成果等につき理解を深めさせつつ、現						
	地メディアにキャリーさせる。						
	報道を通じて、現地の政府関係者及び						
	一般国民から我が国の経済協力に対する						
	一層の認識と評価を得ることを目的とす						
	る。						
	5 日本ブランド発信事業(25年度開始)	2-1					
	市民社会の中から発信力のある民間企						
	業,NGO,地方自治体関係者等を公募の上						
	海外に派遣し、それぞれの特性を活かし						
	た講演・セミナー・プロモーション活動						
	等を実施する。						
	これらの事業を通じて、日本ブランド						
	を復活・強化し、諸外国国民に対し日本						
	の魅力への関心・共感、日本文化への理						
	解を促進することに寄与する。						
	6 広報文化活動の実施評価調査(25年	2-1					
	度開始)						
	諸外国における我が国の広報文化活動						
	の立案・実施に役立つ評価モデルの策定						
	と、PDCAサイクルの普及・定着を通じ、						
	戦略的な広報文化活動を実現するための						
	「戦略がな仏報文化冶動を実現するための」						
	これら調査結果を、今後我が国が在外						
	公館にて実施する広報文化活動の立案・						
	実施に活用し、より効果的な事業実施に						
	寄与する。						
②内外発信	我が国において、諸外国の有識者、報	2-1	394	318	292	279	093
のための多	道関係者等に対し、関連する研究者等と		(296)	(266)	(247)		
層的ネット	の意見交換、関連施設訪問等を通じて、						
ワーク構築	我が国を取り巻く領土保全に関する理解						
(26年度)	を深め、帰国後は、在外公館の支援を得						
	てメディアを通じた対外発信や各国政策						
	担当者への働きかけを行ってもらうとと						
	もに、日本側関係者等の間でプラットフ						
	して、ロ本側関係有等の間でフラットフ						
	国際世論形成に影響力のある人物のネ						
	ットワークを構築することを通じて、領						
	土保全をめぐる厳しい状況に対応するた						
	めの我が国の発信力強化に寄与する。						
<ol> <li>③主要国に</li> </ol>	対外発信の拠点となる主要国に所在す	2-1	820	775	910	939	094
おける日本	る在外公館において、調査研究機関を通		(816)	(758)	(895)		
や他の国々	じ、主要な他国の動向を調査・分析し、						
			ı l			t	·

			n				
の影響力調							
査・分析とそ							
れに基づく	実施する。						
効果的な発	これらの調査結果に基づき,各国にお						
信	いてどのような形で日本をプロモートし						
(27 年度)	ていくかについて分析を行うと共に、効						
	果的な発信を行うことに寄与する。						
④「ジャパ	世界主要都市において、各機関の拠点	2-2	1, 610	4, 199	4, 544	2, 988	099
ン・ハウス」	施設を集約するとともに、オールジャパ		(1, 542)	(4, 176)	(4, 470)		
創設·運営関	ンで我が国の「正しい姿」や多様な魅力を						
連経費	発信する拠点施設「ジャパン・ハウス」を						
(27 年度)	設置・運営する。						
	これにより、対日理解の増進、親日感						
	の醸成及び我が国の政策への理解を促進						
	する。						
⑤在外公館		2-1	47	31	30	28	097
したる海外		Z=1	(40)	(25)	(27)	20	097
│□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			(40)	(20)	(27)		
支援	系・親日団体が主催する日本関連行事の						
(27 年度)	きめ細かな支援を行う。						
	これらの事業により、現地の民間機						
	関・団体を通じた対日理解増進に寄与す						
	a.		001	005	0.05		005
⑥在外公館		2–1	291	295	265	290	095
及び本省に			(281)	(281)	(249)		
おける外部							
専門家の活	コンサルタント契約, ②在外公館の現地						
用	在住の広報分野の業務補助員を配置、③						
(27 年度)	対外広報を実施する上で考慮すべき諸情						
	勢、諸情報の調査分析を本邦の外部専門						
	家に委託、④本省の業務拡大に対応する						
	ため、関係課室に派遣職員を配置する。						
	これにより親日感の醸成のための基盤						
	整備に寄与する。						
⑦在外公館	主要国に所在する在外公館において、	2–1	37	30	10	15	098
人的交流等	招へい、派遣等人的交流に関する業務(派		(31)	(23)	(9)		
支援事業	遣プログラムの企画、派遣者の現地での						
(27 年度)	アテンド、招へい候補者及び招へいプロ						
	グラム案の提言、招へい実施後のフォロ						
	ーアップ等)を, 幅広い人脈を有し現地に						
	精通する対日友好団体やシンクタンク等						
	に一部委託し、更に効果的に事業を実施						
	する。						
	これにより、現地の知日層・親日層の						
	ネットワーク化による基盤整備に寄与す						
1		1	1				
	る。						

# 個別分野3 IT 広報の実施

## 施策の概要

IT 広報手段の強化・多様化, IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化, 時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ, 我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

# 測定指標3-1 IT 広報手段の強化,多様化

中期目標(一年度)

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報手段を強化、多様化する。

年度目標(30年度)

- 1 本省においては、情報発信手段が多様化する中、すでに運用しているフェイスブック・ツイッター等に加 えて、若年層に人気の写真共有アプリ「インスタグラム」を活用し、若年層へのリーチ拡大を目指す。
- 2 在外公館においては、引き続きソーシャルメディア発信を行う在外公館の数を29年度(155公館)より増 やすとともに、特に重点国・地域においては、専門家の助言・提言を踏まえて改善を行い、フォロワー数な どを29年度(3,086,116人)より増加させる。
- 3 外務省ホームページですでに掲載されている一部ページ群をリニューアルし、閲覧者がより見やすく分かりやすい構成とする特設ページの設置に取り組む。
- 4 現在,外務省ホームページ掲載と外務省公式ソーシャルメディアアカウントとの間に自動連携システムを 構築しているところ,そのスピードアップを図るとともに,自動連携で投稿文を掲載できるようにし,ホー ムページとソーシャルメディアの連携を強化していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

ソーシャルメディアが情報発信・ユーザー交流との強力なツールとなっている世界的な流れを踏まえ、外務 省全体(本省・在外公館)として、ソーシャルメディアを効果的に活用し情報発信をしていくことが重要であ り、その活用状況を測ることは外務省として情報発信力を把握する上で有益である。開設するアカウントを精 査するとともに、運用を開始したアカウントについては、フォロワー数の増加を目標に運用を行う。

測定指標3-2 IT 広報システムの強化

中期目標(一年度)

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報システムを強化する。

年度目標(30年度)

- 1 引き続き、現行外務省ホームページの安全かつ安定的な稼働を実現する。
- 2 II 広報業務における業務システムの効率化・合理化、運用保守・障害対応等を適切な形で実施することを 目的とした、次期システム構築のための業者の調達を実施し、次期システムの構築作業を開始する。
- 3 31年度の改元(年号の変更)に備え、システムへの影響がないように準備を実施する。
- 4 外務省ホームページのウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を引き続き行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

31 年度に運用を終了する現行システムについて、年々激化し巧妙化するサイバー攻撃の現状を踏まえ、HP 掲載情報の改ざんや閲覧停止等を未然に防ぐなど、引き続き、安全かつ安定的な稼働を行う必要がある。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバー攻撃の脅威の高まりを見据え、IT 広報 業務の効率化・合理化に取り組み、運用保守・障害対応、コンテンツ・マネジメント・システムによるサイト 管理業務の効率化や災害に対する業務継続、情報セキュリティ対策等を施した次期システムの調達・構築を行 い、32年3月の運用開始を目指す必要がある。

天皇陛下の退位日にあたる退位特例法の施行日を「平成31年4月30日」とする政令(「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令について」(政令第302号))の閣議決定に伴い,31年5月1日の改元にシステムを対応させる必要がある。

# 測定指標3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

中期目標(一年度)

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、コンテンツの充実及び時宜をとらえた迅速な情報 発信に取り組む。

年度目標(30 年度)

1 外交政策上の重要課題に関する発信として、日本の政策に対する正しい理解獲得や日本の国際社会への貢 献をアピールしうる動画を外務省ホームページ及びソーシャルメディアに掲載し、政策広報に関する発信を 強化する。

我が国が抱える領土に係る諸懸案に関する正しい理解を広め、歴史的事実と国際法に基づく解決促進を図るため、26年4月に外務省ホームページに開設した「日本の領土をめぐる情勢」ページの更なる充実を図る。

- 2 外務省ホームページにおいては、迅速な情報発信に取り組むとともに、特に、重要な外交政策や外交活動については、日本語・英語両言語でトップページを使ったタイムリーな情報発信を行うよう努める。加えて、 外務省ソーシャルメディアにおいても、その特性を生かして、特に外務大臣の外国訪問等に関して、引き続きタイムリーな発信を行う態勢を整え、国内外のユーザーに広く情報を伝達させる。
- 3 東京オリンピック・パラリンピックの開催を32年に控えていることを踏まえ、ホームページ及びソーシャルメディアを通して、訪日観光促進のため地方の魅力を海外に発信する取組を行う。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国の外交活動や外交政策への関心を高め、理解を深めるため、外務省ホームページのコンテンツの充実 と同時に、我が国の外交活動等に関する情報の国内外へのタイムリーな発信状況を測ることは、施策の進捗を 把握する上で有益である。

最近の我が国の領土・領海を取り巻く情勢等を踏まえ,領土をめぐる諸懸案解決のため,特に対外発信を強 化する必要がある。諸外国においては,我が国が抱える領土に係る諸懸案に関する正しい理解が十分に広まっ ているとは言い難い状況にある。歴史的事実と国際法に基づく正しい理解を海外に発信し,諸懸案の解決促進 を図るため,「日本の領土をめぐる情勢」ページの更なる充実が求められている。

また,我が国政府は28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で,32年の訪日外国人 旅行者数の目標値を4,000万人に設定しており,外務省としても日本の魅力発信が求められている。第196回 国会外交演説においても,地方の魅力を発信し,訪日観光を促進することが強調されている。

# 測定指標3-4 外務省ホームページ等(注1)へのアクセス件数(ページビュー数)の合計及び外務省 公式ツイッター・フェイスブック(注2)の閲覧回数の合計 *

①外務省ホームページ等(注1:外務省ホ	年度目標値	中期目標値
<ul> <li>ームページ(日本語・英語, 在外公館ホ</li> <li>ームページ, Web Japan))</li> </ul>	30 年度	一年度
②外務省公式ツイッター・フェイスブック (注2:外務省公式ツイッター(日・英), フェイスブック(日・英))	<ol> <li>1 2.8億件</li> <li>2 1.6億回</li> </ol>	_

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」(達成すべき目標)の測定のため、ホームページの利用状況を知るための分析指標の一つであるアクセス件数(ページビュー数)を一つの定量的な測定指標として選定した。これに加え、ソーシャルメディアの比重が増していることを踏まえ、29年度からソーシャルメディアの閲覧回数を定量的な測定指標とした。

指標の水準については、①は、29 年度の年間閲覧数実績値(2.6 億件)を上回る 2.8 億件とする。②については、29 年度の実績値(1.5 億回)を上回る 1.6 億回とする。

達成手段名		関連		単位日	百万円		行政
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		予算額計		当初	事業
(開始牛皮) (関連施策)	建成于我の做安守(注)	測定		(執行額)		予算額	レビ
(則建旭束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	그ㅡ

							事業 番号
①IT を利用	30年度においては、32年の東京オリン	3–1	501	431	390	438	100
した広報基	ピック・パラリンピック競技大会に向け、	3–2	(453)	(420)	(382)		
盤整備	情報セキュリティに対する脅威への対応	3–3					
(19 年度)	を強化するとともに、本省及び在外公館	3–4					
	が連携して,ウェブサイト及びソーシャ						
	ルメディアを活用して、タイムリーに重						
	要な情報を発信すること等により, IT 広						
	報の充実を図る。						
	また、日本の「正しい姿」や多様な魅						
	力を、戦略的に対外発信するため、コン						
	サルタントによる助言を受け、ウェブサ						
	イト及びソーシャルメディアの連携,各						
	アカウントからの効果的な発信等を検討						
	する。						
	これらにより、 インターネットを通じ、						
	我が国の外交政策に対する国の内外の理						
	解を促進するとの施策目標の達成に寄与						
	する。						

個別分野4 国際文化交流の促進

#### 施策の概要

各国国民の対日理解を促進し,親日感の醸成を図るため,(1)文化事業の実施,日本語の普及,海外日本研究の促進,(2)大型文化事業の実施(周年事業)(3)人物交流事業の実施を行う。

測定指標4-1 文化事業の実施,日本語の普及,海外日本研究の促進 *

中期目標(一年度)

文化事業等の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

国際交流基金を通じて「文化のWA プロジェクト」(注)を32年度までに着実に実施することで、2020年東京 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、日本とアジア諸国との双方向の文化交流を強化・促進する。 また、28年5月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム2018」につ いて、事務局である国際交流基金を通じ、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類

等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮しつつ,事業を着実に実施する。 (注)25年12月、日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍内閣総理大臣から発表した、32年までの7年 間を目処とする新しいアジア文化交流政策「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト〜知り合うアジア〜」。

年度目標(30年度)

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施,日本語の普及,海外日本研究の促進を行い,各国国民 の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

1 在外公館文化事業

特に以下の事業を優先して実施する。

- ・スポーツ関連事業
- ・日本語関連事業
- ・若年層を対象とした親日層開拓事業
- ・日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
- ・地方の魅力発信事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業
- 2 国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した、外交政策に基づき、特に以下の事業を優先して実施する。

- ・「文化の WA」 プロジェクト
- (1) "日本語パートナーズ"派遣事業(注)の実施

30年度においても、引き続き、地方自治体等との連携及び広報の強化による本件事業への応募者拡大に 努め、"日本語パートナーズ"長期派遣については340名程度の新規派遣を行うとともに、50名程度の短 期派遣、260名程度の大学連携派遣により、計650名程度の新規派遣を行う。

(注) 25 年 12 月,東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において安倍内閣総理大臣が発表した新し いアジア文化交流政策「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト〜知り合うアジア〜」の中核事業として, 32 年度から,ASEAN 諸国等における日本語教育支援を目的として実施している事業。32 年までの7 年間 で 3,000 人以上のシニア・学生等の人材を,現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして 派遣するもので,日本語パートナーは,現地の高校などで,現地教師のアシスタントとして授業運営に 携わり,日本語教育を支援するとともに,派遣先校の生徒や地域住民への日本文化の紹介を通じた交流 活動を行う。

(2) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

各国文化紹介, 情報提供事業及び市民交流事業については、30年度において, 「ふれあいの場」の運営や, 防災・多文化共生といった各国共通のテーマを通じた交流を行うなど, 下記「文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて計200件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業については、30年度に おいて、アジア各国からの文化人招へい、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェロー シップ供与事業を行うなど、上記「各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業」と合わせて計200 件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業については、30年度 において、上記目標の達成に向けて、32年を見据えて取り組む大規模協働事業を実施・支援するとともに、 地方と連携した事業の推進によりアジア各国との交流のプラットフォーム強化を進め、計200件以上の事 業を実施・支援する。

「ジャポニスム 2018」

30年にパリを中心に開催が予定されている「ジャポニスム2018」に向け、着実に準備を行う。具体的に は、事務局運営及び日仏の関係府省庁・関係機関・関係者と連携・調整しつつ、展覧会・舞台公演・映像・ 生活文化他様々な分野における諸事業を実施し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への つながりを意識しつつ、広報を通じて「ジャポニスム2018」について広く周知するとともに、機運の醸成 に努める。

・放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア,大洋州,中南米,中 東,東欧,アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し,対日理解,日本理解の増進を図る。計54 か国以上,延べ500番組以上の放送達成を目標とする。また,将来的に日本のコンテンツが自立的に海外 展開するための先行マーケティングを意識して,国内コンテンツホルダー(注)に事業実施で得られた情 報の還元を行う。

(注)提供するテレビ番組等の著作権を保持・所有する個人及び法人等。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

文化事業を実施するにあたり,限られた予算や人的資源を効率的に活用していく必要があるため,優先すべき事業を明確にした上で,これらの事業の実施状況について測ることは,施策の進捗を把握する上で有益であるため。

第196回国会外交演説(平成30年1月22日)

・文化芸術推進基本計画(平成30年3月6日 閣議決定)
 第3 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
 ・新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日 閣議決定)

第3章3. (2)⑦観光・スポーツ・文化芸術

・経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日 閣議決定)

第2章1. (1) ⑤外国人材の受入れ

- 第2章2. (5)①文化芸術立国
- 第2章2. (6) ②戦略的な輸出・観光促進
- 第2章5. (1) ①外交
- ·未来投資戦略2017(平成29年6月9日 閣議決定)
- 第2Ⅳ(2) ii) ②クールジャパンの推進
- 第2IV(2)ii)⑤海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

#### 測定指標4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施

中期目標(一年度)

大型文化事業を効果的かつ効率的に実施することにより,各国国民の対日理解を促進し,親日感の醸成を図る。

年度目標(30年度)

スウェーデン,スペイン,ミクロネシア,エクアドル,中国及びインドネシアにおける大型文化事業の実施 を通じ,日本の多様な魅力を発信し,対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

#### |測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠||

外交上の真に節目となる機会をとらえて周年事業を実施する対象国を選定し,対日理解の促進,親日感の醸 成及び相互の信頼関係の構築に効果が高いと考えられる大規模な文化事業を実施した上で,これらの実績を測 ることは,施策の進捗を把握する上で有益であるため。

外交上の大きな節目を迎える国との間で大型文化事業(周年事業)を実施することは、事業実施の波及効果 も高いことから、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るために重要。 測定指標4-3 人物交流事業の実施 *

中期目標(一年度)

人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、特にスポーツ分野での人的交流の活性化及び、日本人の国際スポーツ界でのプレゼンス向上を図る。

年度目標(30年度)

1 留学生交流

外国人留学生在籍者数が28万人に,また,帰国留学生会の会員総数が82,000人に増加することを目標に, 各種留学広報活動,帰国留学生会支援に努める。

2 招へい事業

招へい実施後の実施主管課による事後調査における被招へい者の目的の達成度合いについて、有効回答数のうち、「達成度が特に高い」と回答する「◎」の割合を90%とする。(注) ◎:達成度が特に高い、〇:相当の達成度あり、Δ:達成度が低い、×:達成度なし

3 JET プログラム

28 年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた 取組を実施し、非英語圏国の増加やスポーツ交流員(SEA)の増加を目指す。

4 スポーツ交流

(1) スポーツ選手・指導者等の派遣,招へい,器材輸送支援,レセプションを通じてスポーツ外交を推進し, 親日派・知日派を育成するとともに,2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた Sport for Tomorrow (SFT)の一層の促進を図る。特に従来からのオリンピック種目,2020年の新種目に選ばれた種目, 日本の伝統競技(武道等),障がい者種目などをバランス良く実施することで,より2020年東京大会の機運 醸成につなげる。

(2)派遣及び招へい事業実施後のフォローアップにて事業の達成度を確認する。また、外交日程との関連づけや実施報告のHP掲載等の広報努力により、効果が認められるプログラムを実施する。

(3)31年度に予定されている国際サッカー連盟(FIFA)等の幹部選挙における日本人当選に向け、引き続き 国際競技団体(IVP)やスポーツ庁、日本オリンピック委員会(JOC)とも連携した側面支援を実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

各種人的交流事業の実施に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

- 1 留学生交流 外国人留学生在籍者数及び帰国留学生会の会員総数は、政策の効果を客観的に測定するにあたり、適当な 数値であるため。
- 2 招へい事業 招へい案件ごとに目的は異なるが、達成率を測定することで事業全体の有効性を確保できるため。
- 3 JET プログラム 日本における外国語教育の充実及び青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を促進させることは、
  - 我が国と諸外国との相互理解の増進に必要であるため。
- 4 スポーツ交流事業

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会が近づく中,国内競技団体及び在外公館からのスポーツ交流に関する要望が年々増加しており,相手国政府等ハイレベルから要望が表明されることもあるため,外交日程等や周年事業も考慮した,より効果の高い案件を形成していく必要がある。

また,翌31年にはラグビーワールドカップ2019の日本開催も控え,日本で行われる大型スポーツ行事への注目度も高いことから、一人でも多くの日本人が国際競技連盟等においてプレゼンスを高められるよう、日本人候補者が国際競技連盟の幹部ポストに立候補する際には、積極的な支援をしていく必要がある。

測定指標4-4 在外公館文化事業についての事業語	平価	
①在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の事業	年度目標値	中期目標値

の割合 (注)A:効果が特に大,B:相当の効果あり,C:効果が	30 年度	一年度
少ない, D:効果がなく今回限りとする ②対日理解度 A及びB評価のアンケート実施総件数に対する割合	<ol> <li>①A及びB評価の総数が総事業 件数の95%以上</li> </ol>	
(注)A:関心や理解が深まった,B:関心や理解が少し 深まった,C:関心や理解はあまり深まらなかった,D: 関心や理解が無くなった,E:変化はなかった	②A及びB評価の総数がアンケ ート実施総件数の80%以上	-
③初参加率 初参加者の割合	③初参加率の平均が30%以上	
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定	の根拠	
在外公館文化事業は、各国国民の対日理解の促進及び		
│標をもって測ることは、施策の進捗を把握する上で有益 │推進本部行政事業レビューチームによる提言(平成28年		

<u> 達成于段</u>							
				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	建成于段07城安守(注)	測定					<u>л</u> —
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①海外にお	(本個別分野に関連する取組)	4–1	611	478	425	495	102
ける文化事	・在外公館文化事業	4–4	(461)	(416)	(389)		
業等	在外公館の管轄地域における対日理解						
(*)	の促進や親日層の形成を目的として、外交						
※この達成	活動の一環として主催(共催)する総合的						
手段は、本施	な日本文化紹介事業を実施する。						
策個別分野	これらの取組により,各国国民の対日理						
5にも関連	解を促進し、親日感の醸成を図るとの中期						
する	目標の達成に寄与する。						
	・大型文化事業	4–2					
	我が国との外交関係開設等、二国間関係						
	の発展の機運が高まる周年の機運を捉え						
	て、政府として、相対的に規模の大きい文						
	化事業を実施する。						
	これらの取組により,周年対象国民に対						
	する対日理解や親日感を効果的に醸成す						
	ることに寄与する。						
2独立行政	外務省が所管する(独)国際交流基金を	4–1	15, 954	17, 013	15, 084	12, 562	101
法人国際交	通じて、我が国に対する諸外国の理解を深	4–2	(15, 954)	(17, 013)	(15, 084)		
流基金運営	め、国際相互理解を増進し、及び文化その	4–4					
費交付金	他の分野において世界に貢献する事業を						
(15 年度)	実施する。						
	これにより、良好な国際環境の整備並び						
	に我が国の調和ある対外関係の維持及び						
	発展に寄与する。						
③アジア文	新しいアジア文化交流政策「文化のWAプ	4–1	—	_	_	_	_
化交流強化	ロジェクト」を担う中核事業として、東京						
事業	オリンピック・パラリンピックが開催され						
(25 年度)	る32年に向けて、日本とアジア諸国との絆						
	を強化する目的で、国際交流基金に設置さ						
	れたアジアセンターを通じて、日本語パー						
L							I

r			1				
	トナーズの派遣を主体とする日本語教育						
	支援事業及び双方向の芸術文化交流事業						
	を実施する。						
	これらの取組により、特に日本とASEAN						
	との相互理解の促進に寄与する。	1.0	000	000	015	014	100
④戦略的実	外国の政・経・官・学等の各界において	4–3	302	232	215	214	103
務者招へい	一定の指導的立場についている者または		(249)	(212)	(202)		
(17 年度)	将来活躍が期待される実務レベルの招へ						
	い制度。我が国の文化・社会等様々な分野						
	についての理解を深め、また人脈を築くこ						
	とにより、我が国外交政策推進の円滑化に 資するとともに、中長期的な親日家・知日						
	夏9ることもに、中長期的な税口家・知口 家層の育成・底上げに寄与する。						
⑤語学指導	在外公館を通じて外国語指導助手、国際	4–3	126	126	126	132	104
等を行う外	277公開を通じて77回記指導の子, 国际 交流員及びスポーツ国際交流員の募集・選	4-5	(122)	(125)	(120)	152	104
国青年招致	考及び事前研修を実施するとともに、元		(122)	(120)	(120)		
画育年指数 事業(JET プ	JET 参加者の会の活動支援を通じたフォ						
ログラム)	ローアップを行うことにより対日理解促						
(昭和 62 年	進や草の根交流の推進に寄与する。						
度							
6留学生交	優秀な国費留学生の発掘のために、在外	4–3	87	85	79	73	105
流事業	公館にて広報・選考・留学相談対応等を実		(82)	(82)	(73)		
(13年度)	施するほか、帰国留学生への支援活動とし						
	て,元留学生の会への支援等を実施するこ						
	とにより我が国との架け橋となる知日						
	家・親日家の育成を目指す。						
⑦閣僚級招	政治決定や世論形成に大きな影響力の	4–3	61	59	54	46	106
へい	ある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダ		(35)	(44)	(54)		
(23年度)	ーを招待し、我が国要人・有識者との懇談、						
	主要都市・施設の視察・取材等を通じて対						
	日理解を促進する。						
⑧草の根平	第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕	4–3	57	55	51	27	107
和交流招へ	虜となった元軍人(元POW)や民間人抑留者		(63)	(49)	(44)		
い	等、豪州、米国及びオランダの関係者を招						
(23 年度)	へいし、我が国の真摯な姿勢を示し、対日						
	理解の促進及び両国の相互理解を深め、草						
	の根レベルでの和解・信頼醸成を実現す						
		4–3	20	06	00	20	108
⑨日系人ネ ットワーク	米国・カナダの各分野で活躍する在米日 系人・在加日系人リーダー等をグループ招	4–ა	20 (20)	26 (22)	22 (20)	20	IUŎ
ットワーク 強化招へい	ネス・在加日ネスリーター寺をクルーフ招 へいする。これにより日系人としてのアイ		(20)	(22)	(20)		
(23 年度)	デンティティ増進、両国関係への関心の向						
、20 〒1支/	上、日系人同士のネットワーク構築等を促						
	進する。						
⑩スポーツ	2020 年東京オリンピック・パラリンピ	4–3	90	105	86	72	109
外交推進事	ック競技大会を見据えた日本政府の国際		(59)	(99)	(60)		
業	貢献策「Sport for Tomorrow」の着実な実施						
(27 年度)	を図ること及び親日家の醸成を目的とし、						
	スポーツ関係者の派遣・招へい事業、器材						
	輸送支援,国外におけるセミナーの開催等						
	を行う。						
シンタンキャナイロン	の月標については 「関連する測定指標」欄で				- 7 ++n / A		

#### 個別分野5 文化の分野における国際協力の実施

#### 施策の概要

文化,スポーツ,教育,知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって, 人類共通の貴重な遺産の保護,新たな文化の発展への貢献,各国の持続的開発への寄与を図るとともに,親日 感を醸成するため,(1)ユネスコや国連大学を通じた協力,(2)文化無償資金協力を実施する。

#### 測定指標5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標(一年度)

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発 掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の 推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

「世界の記憶」事業が、加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に合うもの となるよう、引き続き、制度改善に取り組んでいく。

年度目標(30年度)

- 1 (1) ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の 国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が 活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、持続可能な開発目標(SDGs)の 4(教育)の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会 において、有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。
  - (2)上記分野における日本の知見をより一層活かすべく、アズレー新事務局長との協力関係を強化すると ともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。
- 2 ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、29年10月の執行委員会で全会一致で 採択された決議の内容をもとに、同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣 旨と目的に沿うものとなり、また、事業の透明性が確保されるよう、責任ある加盟国として引き続き積極的 に取り組んでいく。
- 3 ユネスコに設置されていた3つの日本信託基金(文化遺産保存日本信託基金,無形文化遺産保護日本信託基金,人的資源開発日本信託基金)が30年度予算から国連教育科学文化機関拠出金に統合されることを踏まえ、 既存の日本信託基金の事業で行われてきた途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や保護の推進、人材 育成事業の実施に貢献することに加え、情報コミュニケーションや自然科学といったより幅広い分野でユネ スコの掲げる理念の実現に貢献する。
- 4 国連大学については、年1回の我が国政府とのハイレベル協議を通じて緊密な意思疎通を図るとともに、 持続可能な開発等地球規模課題の分野における国際会議やシンポジウム等の行事・事業での協力により政策 発信を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

文化,教育,知的貢献の分野において,我が国が国際的に果たすべき役割として,上記の課題での協力を進めることが適当であり,その実績を測ることは,施策の進捗を把握する上で有益であるため。

ユネスコの各種会議に積極的に関与し我が国のプレゼンスを維持すること、人類共通の遺産の保護や途上国 の人材育成に貢献すること、国連大学との協力を通じ地球規模課題等に関する政策発信を行うことを通じて、 日本としての国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要で ある。

#### 測定指標5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

中期目標(一年度)

被供与国の文化・高等教育振興,文化遺産保全に資することにより,日本の顔が見える援助を通じて対日理 解・親日感の醸成に寄与する。

#### 年度目標(30年度)

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資す

る案件を実施する。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、引き続きスポーツ案件を積極的に実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

文化無償資金協力に係る実績を測ることは、対日理解・親日感の醸成を図ることを主たる目的とする施策の進捗を把握する上で有益であるため。

開発途上国の文化・高等教育振興,文化遺産保全支援等に貢献することを通じ,国際的な責務を果たすこと は、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。また、2020年東京オリンピック・ パラリンピックを見据え、その準備期間となる30年度は、スポーツ案件の実績に着目することが重要である。 ・経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日 閣議決定) 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2.成長戦力の加速等(5)新たな有望成長市場の創出・拡大②スポーツ立国

5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保(1)外交・安全保障

				単位日	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)		測定 指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	ュー 事業 番号
①ユネスコ	ユネスコについては、人類共通の貴重	5–1		_	_	_	—
や国連大学	な遺産の保護,各国の持続的開発に寄与						
を通じた協	するため、ユネスコの各種会議への参加						
カ	や国連教育科学文化機関拠出金による各						
(*)	種事業の実施を通じ、文化、教育、知的						
	交流の振興のための国際協力や国際貢献						
	を行う。29年11月に就任したアズレー新						
	事務局長との協力関係を強化するととも						
	に、日本人職員の積極的な幹部職員への						
	送り込みを通じてユネスコの体制強化に						
	寄与する。						
	国連大学については、我が国政府との						
	協議により緊密な意思疎通を図るととも						
	に、地球規模課題等の分野における行						
	事・事業での協力を行う。						
	これらにより、我が国のプレゼンス向						
	上及び親日感の醸成を図る。						
<ol> <li>②海外にお</li> </ol>	(本個別分野に関連する取組)	5–2	611	478	425	495	102
ける文化事	文化無償資金協力は、開発途上国の文		(461)	(416)	(389)		(再掲)
業等	化・高等教育振興、文化遺産保全支援を						
(*)	目的として創設された無償資金協力スキ						
※この達成							
手段は、本施	化・高等教育、遺産保全などを目的とし						
策個別分野	て実施する開発プロジェクト(機材調達,						
4にも関連	施設整備など)のために必要な資金を供						
する	給する「一般文化無償資金協力」と、現地						
	で活動中のNGOや地方自治体等草の根レ						
	ベルの小規模なプロジェクトを対象とす						
	る「草の根文化無償資金協力」からなる。						
	文化無償資金協力被供与国の文化・高						
	等教育振興、文化遺産保全に資すること						
	により、日本の顔が見える援助を通じて						

対日理解・親日感情醸成に寄与する。 30年度も引き続き2020年東京オリンピ			
ック・パラリンピック競技大会を見据え、			
スポーツ案件を積極的に実施する。			

# 個別分野6国内報道機関対策の実施

#### 施策の概要

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的 内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミ ング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

### 測定指標6-1 国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標(一年度)

国内報道機関を通じ、我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する。

年度目標(30年度)

1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報 道関係者に対する記者会見、ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。

2 有識者や地方メディアに対し、定期的に情報を提供する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、国内報道機関等に対する会見や報道発表の発出等 を通じて、政策の具体的内容や外務省の役割等について的確な情報発信を行うとともに、これら取組の実績を 測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

これまでにも、国内報道機関を通じた情報発信に努めてきており、継続して適時・適切な情報発信を行うこ とで我が国の外交政策等につき国民の理解と信頼を増進することが重要である。

測定指標6-2	外務大臣,	外務副大臣,	外務報道官による記者会見実施回数	
			年度目標値	中期目標値
			30年度	一年度
			150 回	_

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

政務レベルや外務報道官による記者会見の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 記者会見実施回数は、外交、国会、政務日程や緊急事態発生状況によって左右されることから、年度毎の実 施回数の多寡を単純に比較することは必ずしも適当ではないが、29 年度の会見実施率が年度目標の 159%であ ったことを勘案すれば、30 年度の目標値を 150 回とすることは適当な水準であると考えられる。

測定指標6-3 外務省報道発表の発出件数							
	年度目標値	中期目標値					
	30 年度	一年度					
	1, 300 回	_					
測定指標の選定理由及び目標(水準・目	標年度)の設定の根拠						

文書による情報発信(ホームページに掲載)を実施し、国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を 行う取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

文書による情報発信(外務省報道発表)発出件数は、外交行事や緊急事態発生によって左右されるため、単純に発出件数の多寡を比較することは必ずしも適当ではないが、30年度に見込まれる外交日程や近年の実績等に照らし、1,300回はおおむね適当な水準であると考えられる。

測定指標6-4 外務大臣記者会見の執	通件数 (通信社,新聞,及びテレビ)	<b>)</b> (注)
(注)当該会見に言及している報道の件	年度目標値	中期目標値
数。	30年度	一年度
	2, 500 件	—

# 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

報道件数は、情勢や緊急事態発生によって左右されるため、回数の多寡を単純比較することは適当ではないが、28 年度及び 29 年度の実績にかんがみ(28 年度:1,763 件, 29 年度:2,456 件),30 年度の目標値として 2,500 件を設定する。

# 達成手段

				単位:	百万円		行政
法代工机力		関連		予算額計		当初	事業
達成手段名	、まポチのの摂西な(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	測定					그ㅡ
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①国内報道	報道機関対策の実施により、地方を含	6–1	368	355	344	333	110
対応	む様々な国民層に対して、的確で、タイ	6–2	(359)	(349)	(339)		
(昭和 31 年	ミング良く、かつ分かりやすい情報発信	6–3					
度)	を行うため、外務大臣、外務副大臣、外	6–4					
	務報道官による記者会見の実施、「外務大						
	臣談話」,「外務報道官談話」,「外務省報						
	道発表」の発出、テレビ、新聞によるイン						
	タビューを実施する。						
	また、適切かつ効果的な情報発信のた						
	め、国際情勢、外務省関連事項について						
	の国内報道機関による報道ぶり・論調の						
	モニター・分析、官房長官会見のフォロ						
	一に努める。						
	これらの実施により、国内報道機関に						
	よる報道を通じた国民の我が国外交政策						
	に対する理解と信頼の増進に寄与する。						

# 個別分野7 外国報道機関対策の実施

#### 施策の概要

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅

- 速、正確かつ効果的に対外発信する。
- 1 日本関連報道に関する情報収集・分析
- 2 外国報道機関に対する情報発信・取材協力
- 3 報道関係者招へい

#### 測定指標7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標(一年度)

外国報道機関の外交関連・日本関連報道に関する情報収集・分析を行い,我が国外交政策の形成に役立てる と共に,外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信を強化する。

年度目標(30年度)

以下により、外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ 頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約の作成及び配信(月~金,毎日)

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

外国メディアに対し、我が国の外交政策等に関する情報を迅速かつ正確に発信するためには、外国メディアの日本関連報道について情報収集・分析する必要があり、上記の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握 する上で有益であるため。

外国メディアの国際情勢に関する報道を収集・分析することは、我が国の外交政策立案において有益である ため。

継続して外国メディアの報道を適切に把握し、分析した結果を迅速かつ頻繁に省内,総理大臣官邸等に提供 することが重要である。

測定指標7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力 *

中期目標(一年度)

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増 進する。

年度目標(30年度)

以下の手段を通じ,外部専門家の知見も活用しながら,我が国の政策・立場について,迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等
- 4 外国メディア向け英文資料の発信
- 5 日本関連報道への対応(反論投稿・申し入れ)
- 6 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力
- 7 海外及び国内における外国メディアとの接触

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

上記は、我が国の政策・立場に関する重要な対外発信の手段であり、その実績を測ることは、施策の進捗を 把握する上で有益であるため。

継続して効果的な対外発信を行うことにより海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国政策への 理解を増進することが重要である。

#### 測定指標7-3 外国記者招へいの戦略的実施

中期目標(一年度)

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増 進する。

# 年度目標(30年度)

発信力の高いメディアや記者を選定し、より充実した日程の作成等、より効果的な計画に基づいて外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、福島県いわき市で開催予定の第8回太平洋・島サミット等の主要国際会議等に関する取材機会を提供することで、正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進する。

## 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

外交上の諸課題に取り組んでいく上で、我が国に関する正しい理解に基づくバランスのとれた日本関連報道 を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠であり、そのために、取材協力や記 者招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速かつ正確に、我が国の外交政策等に関する情報を発信することが 重要であるところ、その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

継続して効果的な外国記者招へいを行い、外国報道機関による報道を通じて、海外における対日理解・対日 親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進することが重要である。

# 参考指標: 日本関連報道件数(単位:万件)

(記事データベースに基づくもの)

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	建成了200%成变导(注)	測定					그ㅡ
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
-							番号
①外国報道	1 外交関連・日本関連外国報道の収集	7–1	242	208	198	176	112
機関対策	海外主要紙の外交関連・日本関連報道		(152)	(187)	(168)		
(昭和46年	の分析を迅速にとりまとめ、政府内で共						
度)	有する。						
	外国報道機関の外交関連・日本関連報						
	道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対						
	外発信の企画・立案に資する。						
	2 外国報道機関に対する情報発信	7–2					
	外国メディアによる総理大臣、外務大						
	臣等へのインタビュー、外務大臣等によ						
	る寄稿、外国メディアに対する記者会						
	見・ブリーフィング、英文プレスリリー						
	スの発出,電子メールでの情報提供,外						
	国メディアからの照会への回答等。また、						
	事実誤認・偏見等に基づく報道に対して						
	は、在外公館等を通じて迅速に抗議の申						
	入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。						
	我が国の主要外交課題に関する政策や						
	立場等に関する情報を外国報道機関に的						
	確かつ迅速に発信することで、対日理解						
	の促進を図り、ひいては我が国外交の推						
	進に資する国際世論環境を醸成する。	L					

1	3 報道関係者招へい	7–3	[			j	
	外国記者を日本に招へいし取材をする	-					
	機会を提供する。						
	被招へい者の執筆による対日関連報道						
	がなされることで、対日理解の促進を図						
	り,ひいては我が国外交の推進に資する						
	国際世論環境を醸成する。						
②啓発宣伝	1 我が国を訪れる外国報道関係者や,	7–2	241	256	242	167	111
事業等委託	我が国に駐在する外国報道機関特派員に	7–3	(241)	(256)	(242)		
費(各国報道	対し、取材活動支援や資料提供等の便宜						
関係者啓発	を供与する業務を(公財) フォーリン・プ						
宣伝事業等	レスセンター (FPC) に委託して実施する。						
委託)	具体的には、外国報道関係者を対象とし						
(昭和51年	た会見・ブリーフィングの実施,国内取						
度)	材のためのプレスツアーの実施、いわゆ						
	るプレスコードのため政府が直接実施で						
	きない一部先進国メディアの有力記者の						
	招へい、ウェブサイト等を通じた情報提						
	供や取材支援等を実施している。						
	これにより外国報道関係者の我が国の						
	政策・立場に対する理解の増進に寄与す						
	る。						
	2 FPC の機能強化を通じた日本情報発	7–2					
	FPC のウェブサイトに国内メディア論						
	調を紹介するコーナーを設け、多言語で						
	外国メディアに向けて発信する。						
	これにより英語圏以外の外国メディア						
	に対しても我が国国内の論評に関するタ						
	イムリーな情報発信を行い、バランスの						
	取れた報道を促すことに寄与する。			/_= <b>-</b> =7±₽ ∧ ±	- 7 _L #0 /4		

# 基本目標Ⅳ 領事政策

# 施策IV-1 領事業務の充実

施策名(※)	領事業務の充実					
	在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化の					
	ため、以下を推進する。					
	1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、日本国					
	旅券に対する国際的信頼性を維持し、国民の円滑な海外渡航の確保のために、旅券行政サービ					
	スや旅券のセキュリティの向上を図りつつ,国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給を行   					
	2 海外安全ホームページの拡充,国内外での安全対策セミナーの実施等を通じた広報及び啓発    により,在外邦人の安全対策を強化する。また,海外安全官民協力会議を通じ,官民の情報交					
	換や協力体制を強化し、在外邦人の援護体制を強化する。					
施策目標	「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の活用及び「中堅・中小企業向け海外安全対					
	「「「生」「「小…未満」」「タエバスホット・シーン」の沿血及び「「生」「「小…未同」」「海バタエバ」 策マニュアル」の効果的な発信による波及を通して、中堅・中小企業との連携強化を更に図る。					
	3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応					
	える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日					
	外国人に係る問題の解決に向けた取組を積極的に進める。					
	4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の適切な実施のため、ハーグ					
	条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子					
	間の面会交流を促進するとともに、広く一般に条約を知ってもらえるよう、積極的に広報を行					
	う。 					
	世界で活躍する在外邦人の生命・身体を保護し、利益を増進すること、戦略的な国内外の人的					
	交流を促進していくことは、外務省の最も重要な任務の1つである。外務省の中でも最も国民の					
	生活に身近な領事業務は国民の視点に立った対応が特に求められるところ, 領事サービスの向上,					
	国民の安心安全及び人物交流推進を中心に,各目標を設定する。   ・「経済財政運営と改革の基本方針 2017 ~人材への投資を通じた生産性向上~」(平成 29 年6					
	「経済財政運営と成年の基本方針2017~入村への投貨を通じた生産性向工~」(十成29年6月9日 閣議決定)					
	第2章5.(1)外交・安全保障(1)外交					
	第2章3.(1) 外交 安主保障 ① 外交 第2章2.(6) 海外の成長市場との連携強化 ② 戦略的な輸出・観光促進 ・第196 回国会外交演説(平成30年1月22日) ・女性活躍加速のための重点方針2017(平成29年6月6日 すべての女性が輝く社会づくり本					
	部決定)					
目標設定の考						
え方・根拠						
	3.3(9)旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化					
	・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組(平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テ					
	ロ対策推進本部決定)					
	2 海外における邦人の安全確保					
	・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組(平成28年7					
	月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)					
	・明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン					
	・観光ビジョン実現プログラム2017-世界が訪れたくなる日本を目指して-(観光ビジョンの実)					
みちけるとの	現に向けたアクション・プログラム 2017)(平成 29 年 5 月 観光立国推進閣僚会議)					
政策体系上の   位置付け	領事政策 担当部局名 領事局 政策評価実施予 平成 31 年 8 月					

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の 該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野1 領事サービスの充実

#### 施策の概要

- 1 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進 するとともに、領事窓口サービスの向上・改善に関する取組を進める。
- 2 領事担当官の能力向上 国民に対し、質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるととも に、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。
- 3 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管理及び申請手続の利便性の向上

日本国旅券の国際的信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICAO) の定める国際標準に準拠した旅券の円滑かつ確実な発給等、旅券事務の適正な執行を確保する。また、高度 な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備等、旅券セキュリティ強化への取組を進めるなど、旅券秩序の維 持に努めるとともに、デジタル技術の活用による申請方法等の多様化に向けた検討等を行うことにより、国 民の利便性向上を図る。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の適切な実施 ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の 面会交流に関する支援を行う。また、支援拡大の検討を行うとともに、子の連れ去りを未然に防止するため の積極的な広報を行う。

#### 測定指標1-1利用者の評価等サービスの向上・

中期目標(34 年度)

在外公館の領事サービスの維持・向上。

在外邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

年度目標(30年度)

在外公館の領事サービスの維持・向上。

入館時(セキュリティーチェック)・窓口・電話の3つの対応に対するアンケート調査結果において、引き 続き、「丁寧な対応」の回答割合が80%になることを目指しつつ、少なくとも現状を下回る結果(「普通」、 「丁寧でない」)につながらないよう、窓口対応職員に対し、サービス利用者の話に耳を傾け、利用者の事情 やニーズをよく把握し、相手の理解度に合わせて適切な説明や対応に努めるよう継続指導するとともに、対応 上の問題点や改善点を在外公館内で共有し、解決に向け努力することにより、良質なサービスの提供を目指す。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

28年において、窓口対応については「丁寧な対応」の回答割合が 80%で目標を達成していたが、29年にお いては、入館時(セキュリティーチェック)・窓口・電話の3つの項目全てにおいて 80%に達することができ なかった。特に、「丁寧でない」との回答割合が高く、在外邦人の満足度が著しく低い在外公館に対しては、 個別に指導を行うとともに、利用者に何が不満と思われているのか自己分析と改善を積極的に求め、併せて、 入館時(セキュリティーチェック)・窓口・電話対応に対する利用者の満足度の増進に努めるべく、職員の意 識改革、必要に応じ各公館への個別指導等を行い、サービスの改善・向上に取り組むとともに、在外邦人の多 様なニーズの把握に努め、どの公館でも同等で良質なサービスの提供が行われることを目標に、30年度におい ても入館時(セキュリティーチェック)・窓口・電話対応の3つの項目全てに対し「丁寧な対応」との回答割 合が 80%となることを評価指標とした。「丁寧な対応」の回答割合が 80%に達していれば、多くの在外邦人よ りおおむね満足している評価が得られているものと考えられる。

#### 測定指標1-2 領事研修の実施 *

中期目標(一年度) 領事研修の成果は、在外公館が提供する領事サービスに対する在外邦人による評価に表れるとの認識に基づき、在外邦人との接点となる領事担当官が在外邦人の多様なニーズを把握し、それに応えていく上で必要となる領事事務各分野の能力とともに、コミュニケーション能力向上のため、本省で適切な研修計画を立案し実施する。これにより、在外邦人を取り巻く環境を理解した上で領事業務を適切に遂行できる領事担当官の育成を 強化する。

#### 年度目標(30年度)

領事サービスは、領事担当官が提供する内容(領事事務)を十分理解した上で在外邦人に提供するサービス であることを改めて認識し、そのために領事担当官に求められる多岐にわたる領事事務各分野での理解度を研 修を通じて深められるよう、29年度に実施できなかった「領事中間研修」の実施を含め、領事関係研修の充実 を図る。

そのためには、研修(講義)内容が在外公館のニーズに合致したものであるかにつき研修受講者アンケート を通じ確認するとともに、在外公館が提供する領事サービスに対して在外邦人から適切な評価を得られている かを確認するため、例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を活用する。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

海外における邦人の生命・財産その他の利益の保護・増進等に係る領事業務に従事する職員の能力向上を図 ることは、結果的に領事サービスを利用する邦人の在外公館への評価となって反映されるため、研修受講者の アンケートについては、講義内容が在外邦人のニーズに見合った内容となっているかを確認するとともに、在 外邦人向けに例年実施している「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」において、領事担当官 による対応(説明)ぶりに対する忌憚ない意見を徴することは、研修の成果が実際に現れているかを把握する 上で有益であると考えられる。

研修の成果は、在外公館、とりわけ、研修参加者が提供する領事サービスがいかに利用者たる国民に受け止められるかによるため、国民からの評価を真摯に受け止め、領事担当官及び利用者たる国民からの評価を参考にしつつ、研修内容の更なる充実に取り組んでいくことが重要である。

#### 測定指標1-3 日本人学校・補習授業校への援助 *

中期目標(一年度)

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安心・安全な環境で受けることができるようにする。

年度目標(30年度)

1 補習授業校への支援拡充

厳しい予算事情の中,新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす補習授業校に対し,予算の範囲内で 政府援助を行い,政府援助対象校の更なる拡充を図る。

2 安全対策強化

(1)経営基盤の脆弱な補習授業校が積極的に安全対策に取り組めるように、引き続き警備員雇用費や警備機 器維持管理費へより手厚い政府援助を行い、安全対策の強化を図る。

(2) 28 年度末から 29 年度にかけて実施した民間危機管理専門家による在外教育施設の安全評価の結果を踏まえ,通常配備の警備員の拡充への支援,危機管理マニュアルの整備,緊急避難訓練実施への助言など,安全強化に向けた取組を継続する。

(3) テロを想定したパニックルームの整備・飛散防止フィルム貼付などの在外教育施設の強化整備費については, 30 年度も引き続き一部の学校に対し支援を行う。

(4)建設後,一定の期間を経過し老朽化の目立つ日本人学校施設に対し,地震による施設の損傷等の危険を 回避するため,緊急性等が認められる大規模耐震整備費への支援を実行する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

在外教育施設への政府援助が外務省の子女教育業務の根幹であり,その中でも安全対策はスピード感を持ち ながらも静かに対応する必要がある。

海外の義務教育相当年齢の児童・生徒が、安く、安心・安全な環境で教育を受けることができるように、政府援助として、①校舎借料、②現地採用講師謝金、③安全対策費の援助を実施している。安全対策については、 民間会社による安全評価の結果を反映した、警備員の拡充配備、テロ仕様の施設強化、さらには、老朽化によ る施設崩壊の危険がある日本人学校施設への耐震対策費支援を取り進める必要がある。 中期目標(一年度)

憲法で定められている国民の海外渡航の自由の権利を保障するため、国民の利便性・行政サービスの向上と 事務の効率化・行政コストの削減を図りつつ、国際標準を満たす日本国旅券を安定的に国民に発給する。また、 円滑な海外渡航を行うためには、旅券の不正取得、不正使用及び偽変造を防止し、日本国旅券の国際的な信頼 性を確保することが重要であるため、高度な偽変造対策を施した次期旅券や旅券セキュリティを更に強化した 次世代旅券を導入する。

年度目標(30年度)

- 1 国民の利便性・行政サービスの向上を図るため、国内におけるダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の本格運用の開始に加え、別途、デジタル技術を活用した旅券発給申請方法等の多様化に向けて、申請者のニーズを踏まえた手続の在り方について検討を行う。また、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要であるとの認識の下、31 年度を目途に、旅券発給申請者が旧姓の記載を希望し、戸籍謄(抄)本で当該旧姓が確認できる場合には、旅券に旧姓を記載することが可能となるよう、引き続き、必要な検討を行う。
- 2 行政コスト削減の可能性を検討するため、引き続き、戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況 を踏まえつつ、旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用について、関係省庁と協議し、検討を行う。
- 3 国内において一般旅券に関する事務を行っている都道府県及び再委託市町村の職員に対する研修等を引き 続き実施することにより、国民に対し、公平・公正な旅券行政サービスが提供され、円滑かつ適正な旅券発 給が確保されるように努める。
- 4 日本国旅券の不正取得・不正使用を防止するため、旅券不正取得防止期間の実施による審査の強化に努める。
- 5 高度な偽変造対策を施した次期旅券の発行準備、次世代旅券の開発準備を開始する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日本国旅券の発行状況、旅券行政サービスの質の向上のための都道府県等の職員に対する研修等の実施状況や、旅券の不正使用防止に係る取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また,政府の重要な方針等に基づき,旅券申請手続等の在り方について検討を行い,国民の利便性・行政サ ービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図ることは,領事サービスの向上のための重要な要素であ る。

- ・「経済財政運営と改革の基本方針 2017 ~人材への投資を通じた生産性向上~」(平成 29 年6月9日 閣 議決定)
- ・女性活躍加速のための重点方針2017(平成29年6月6日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
- ・IT 新戦略の策定に向けた基本方針(平成 29 年 12 月 22 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・ 官民データ活用推進戦略会議決定)
- ・デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定)

#### 測定指標1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標(一年度)

海外に居住する日本国民が、憲法第15条により保障されている選挙権を行使する機会を確保する。

年度目標(30年度)

在外選挙制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため、以下を実施する。

- 1 31年夏に予定されている参議院議員通常選挙に向け、重層的な手段を講じて周知・啓発に努める。
- 2 出国時申請を含む在外選挙制度の周知・啓発, 関連事務の適正かつ迅速な処理など, 海外に居住する日本 国民が, 憲法で保障されている選挙権行使の機会を確保していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

海外における邦人の権利の確保のため、選挙権の行使の機会を確保するための取組を実施することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

制度見直しによる出国時申請は、申請者の利便性向上に資するところ、選挙権行使の機会を確保するための 周知・啓発及び関連事務の適性かつ迅速な処理を引き続き進める必要がある。 測定指標1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標(一年度)

条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援内容の検討を行う。また、子の連れ去りを未然に防止するための積極的な広報を行う。

年度目標(30年度)

- 1 条約上の中央当局の任務を適切に実施するとともに、これまでの実績を踏まえた支援の拡大等の制度的改善を検討する。
- 2 子の連れ去り等を未然に防止するための積極的かつ効果的な広報を行う。
- 3 特に、アジア地域を中心に条約の普及促進に努める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日本について本条約が発効し5年目となることから、これまで積み上がってきた実績を踏まえた実施状況の 検討を行うことにより、必要に応じ、支援内容の拡充等の措置をとり、条約上の中央当局の任務を適切に実施 することが重要である。

また,条約を周知することにより,未然に子の連れ去りを予防することが,子の利益を重要視する条約の目 的に照らして重要性が高いため,引き続き,広く一般に周知するための積極的な広報を行う。

さらに、我が国と関係が深いアジア諸国を中心に、ハーグ条約への加入を働きかけ、支援することで、同条約のアジアにおける普及促進を図る。

#### 測定指標1-7 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展

年間業務処理時間削減(17年度比)	年度目標値	中期目標値
	30 年度	一瘕
	10, 740 時間	_
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標	票年度)設定の根拠	
領事業務の業務・システム最適化計画 標として公表している時間数であるため		? 年度までに達成することを目

参考指標:国外における一般旅券の	不正使用把握件数	(括弧内は関連した旅券の冊数)	(暦年)
(出典:旅券統計)			

#### 達成手段

達成手段名		関連		単位:百 予算額計	百万円	当初	行政 事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	定成于12071成安守(江)	測定					<u>л</u> —
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①領事サー	利用者のアンケート調査結果や領事	1-1	296	274	272	270	116
ビスの充実	窓口案内員の活動報告等を現場にフィ		(271)	(263)	(253)		
(昭和 43 年	ードバックすることにより、在留邦人を						
度)	始めとした利用者が、領事窓口の在り方						
	についてどのような意見を持っている						
	かを理解するとともに自己改善に努め						
	る。						
	また、領事に求められる役割が拡大・						
	増大する中で、多岐にわたる領事事務分						
	野の理解度を深め、必要な能力向上が図						

	られるよう研修を計画・実施する。						
	これらの取組により、より良い領事サ						
<u> </u>	ービスの提供を図っていく。	1.0	0.007	0.005	4 007	0 447	114
②海外子女	日本人学校・補習授業校の運営主体た	1–3	2, 897	3, 285	4, 297	3, 447	114
教育体制の	る学校運営理事会に対し、在外教育施設		(2, 858)	(3, 226)	(4, 009)		
強化	の運営・維持に必要な財政上の援助を実						
(昭和34年	施する。						
度)	特に、安全対策については、危機管理						
	専門家による安全評価を参考に人的・物						
	的安全対策の強化を継続的に推し進め						
	る。						
	これらの取組により、海外子女が日本						
	と同程度の教育を可能な限り負担の少						
	ない形でかつ安心・安全な環境で受ける						
	ことができるようにする。						
③旅券関連	旅券の申請・受付・審査・作成・交付・	1–4	7, 286	7, 147	8, 411	7, 811	113
業務	記録・管理等の多岐にわたる業務の実施		(6, 665)	(7, 484)	(8, 526)		
(*)	のために必要な経費。						
	これにより、円滑な旅券の発給や不正						
	取得の防止を行う。						
④旅券行政	行政法を専門とする学者等の参加を	1–4	1	0.6	0. 3	0. 3	119
問題研究会	得て,旅券行政問題関係の研究会を開催		(0. 1)	(0. 1)	(0.3)		
(27 年度)	する。						
	これにより,旅券の発給等をめぐって						
	国民と行政府との間に生じた旅券行政						
	上の様々な問題や課題等について専門						
	家の助言を得つつ議論を行い,研究会に						
	おいて蓄積した知見を将来の旅券法改						
	正に活用する。						
⑤在外選挙	在外選挙人の選挙権行使の機会が確	1–5	108	355	237	102	117
関連事務に	保されるよう制度の周知・広報に努め		(107)	(345)	(188)		
必要な経費	る。						
(12年度)	これにより、在外選挙の円滑な実施の						
	ための体制整備に寄与する。						
⑥ハーグ条	条約及び同条約実施法に基づき、国境	1–6	171	157	152	146	118
約の実施	を越えた子の不法な連れ去り等の問題		(113)	(110)	(105)		
(24 年度)	の解決・予防及び国境を越えた親子間の						
	面会交流に関する支援を行う。また、積						
	極的に広報を行い、条約を周知する。						
	これにより,条約の適切な実施に寄与						
	する。						
⑦領事シス	領事事業の業務システム最適化計画	1–7	2, 837	2, 904	3, 149	3, 127	115
テム	に基づいた領事関連情報システムを統		(2, 830)	(2, 822)	(3, 020)		
(23年度)	合する。						
	これにより,旅券システム, 査証シス						
	テム等に係る運用経費の削減環境を整						
	備する。						
	。 段の日標についてけ 「関連する測定指標						

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願 いたい。

#### 個別分野2 在外邦人の安全確保に向けた取組

#### 施策の概要

1 在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するとともに、各自が危機管理意識を持ち行動するべく、意 識改革を効果的に推進する。また、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応、 中堅・中小企業との連携を一層強化する。

2 在外邦人の援護体制の強化 国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、 ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

#### 測定指標2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標(一年度)

海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また、在外公館邦人援護体制を強化する。

#### 年度目標(30年度)

- 1 海外で緊急事態が発生した際にメールや SMS 等を活用し,邦人への安全情報の提供や安否確認をより迅速 に実施できるよう,体制やシステムの強化を図る。また,近年新設された公館を中心に,閉館時緊急電話対 応業務委嘱の新規導入を図るなど,24時間対応体制を強化・継続する。
- 2 今後も海外安全ホームページを不断に見直し、「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・ 強化のため、引き続き、システム改修・掲載内容の改善を図る。
- 3 海外安全対策啓発については、在外邦人の安全対策強化を目的とし、引き続き、海外安全ホームページや 外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を図り、民間から の協力を得つつ「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」も活用し、各種広報に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、危険が多様化・複雑化する中で、海外における邦人の安全確保の ために、緊急電話対応業務導入公館の拡大状況とともに、情報発信基盤の強化に向けた取組の実績を測ること は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、緊急事態発 生時の対応能力の向上及び最新の各種安全情報の効果的な発信を行っていくことが必要である。

#### 測定指標2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応 *

中期目標(一年度)

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

年度目標(30年度)

- 1 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種の適正配備を実施する。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生の蓋然性が高い国・地域に対し、邦人の年間渡航者数も考慮した上で、効率的な配備に努める。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に, 在留邦人・邦人渡航者に対して, 迅速な 情報提供及び安否確認ができる SMS システムを随時改修し, 安定した運用が可能となるよう努める。
- 4 引き続き,海外緊急展開チーム(ERT)指名者の一部等を国内外で実施される防衛省・自衛隊による在外邦 人等輸送・保護措置訓練等へ参加させるなど,海外での緊急事態発生時における対応能力向上に向けた体制 を強化する。
- 5 官民合同実地訓練については、欧米・アジアへのテロの拡散等海外における邦人を取り巻く環境が厳しさ を増す中、緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
- 6 テロ・誘拐事件体制強化については、テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から、緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国のテロ・誘拐情勢に関する情報を得て、各国情勢の把握に一層努めるとともに、緊急事態への対応力を強化する。

7 新型インフルエンザ及び国際的に脅威となる感染症の予防のための注意喚起や感染時の対応への取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

大規模緊急事態に備え,様々な情報発信手段を活用した在外邦人に対する情報提供と安否確認を含めた迅速 な対応を可能とする体制の構築に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

在外邦人の安全対策及び在外邦人支援・援護体制の強化のため、必要な無線機の適正配備、邦人短期渡航者 用緊急備蓄品の効率的な配備、IT等を活用したより効果的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入が 必要である。

官民連携強化の観点から、テロ・誘拐対策実地訓練を官民合同で実施していく必要性がますます高まっている。テロ・誘拐事件への対応について、外部の専門家から助言や情報を得ることは、最新の各国情勢を多角的に把握し、有事の際に適切に対処する上で必要である。

#### 測定指標2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携 *

中期目標(一年度)

海外安全情報の収集・発信を強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き、中東・アフリカ等、危険度が高まった国や地 域における情報提供者の積極的な発掘を進めるほか、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安 全確保に資する情報を収集する。
- 2 引き続き「海外安全官民協力会議」、「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」、「安全対策連絡協議会」など、官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに、官民間の危機管理意識等の共有を図る。また、中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク等を通じて「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を展開し、安全対策に対する意識を喚起する。
- 3 国際ニュースモニタリングサービスについては、24 時間 365 日体制でモニタリングし、邦人に関わり得る 事件を迅速に把握し、また、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対 応に努める。
- 4 国内安全対策セミナーについては、その内容を不断に見直すとともに、引き続き、地方自治体、経済団体、 関係省庁等と連携して、継続的に実施することにより、海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的 に向上させ、安全対策の強化を図る。

在外安全対策セミナーについては、これまで実施してきた地域にとらわれず、開催国を広げることで、在 留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図る。

5 政府は32(2020)年までに邦人留学生数を27(2015)年から倍増することを閣議決定しているところ,安 全対策講演会の開催等により,留学生及び教育機関の安全意識の向上を図る。

また、短期渡航者の安全対策強化のために添乗員に対する安全対策セミナーを継続する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

現地情報の収集とともに、国内及び在外公館において、官民の双方向による海外安全に係る情報共有や安全 対策に関する意見交換・訓練等を行うことが、安全対策の強化のために、ますます必要となってきており、こ れらの実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、現地安全情報の収集に加え、民間側の危機管理意識を高めるとともに、官側においてもその成果を更なる情報収集や安全対策の立案に活用することが重要である。

また,中堅・中小企業との連携を更に強化するためには,28年に立ち上げた「中堅・中小企業海外安全対策 ネットワーク」の効果的な活用を定着させることが肝要であるとともに、同ネットワークを通じて「ゴルゴ13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を始めとする海外安全対策に必要な情報を全国の中堅・中小 企業が容易に入手し、活用できるよう図っていくことも重要である。

在外安全対策セミナーについては、実施国・地域以外についても企業関係者等から開催希望の声が寄せられているほか、在外公館からも照会が相次いでいることから、更なる国・地域での開催を実施することで、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策強化を図ることが求められている。

## 参考指標:困窮邦人等の援護数(単位:人)(暦年)

(出典:海外邦人援護統計)

### 達成手段

<u> </u>				畄位	百万円		行政
		関連		予算額計		当初	事業
達成手段名		する		(執行額)		予算額	<del>ず</del> 未 レビ
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	測定				了开识	レ ユー
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
		1日1不	21 牛皮	20 牛皮	29 平反	50 平皮	番号
①在外邦人	在外公館における24時間の緊急電話対	2-1	158	172	145	137	田夕 120
の安全・危機	応体制を更に拡充し、海外における緊急	2-3	(146)	(162)	(130)	107	120
管理に関す		20	(140)	(102)	(100)		
る体制整備							
等	制・システムを強化する。また、海外安						
(8年度)	全ホームページを不断に見直し、システ						
(U+)y/	ム改修・掲載内容を改善する。さらに、						
	上記ホームページ、「たびレジ」、海外安						
	全アプリ、海外安全対策に係る資料の広						
	報、利用促進に取り組む。						
	これらの取組により、海外安全情報を						
	適時適切に提供し、在外公館邦人援護体						
	制を強化する。						
②在外邦人		2-2	141	181	181	171	121
保護のため			(146)	(134)	(143)		
の緊急事態	率的に配備する。		. ,				
対応	また、緊急時に在留邦人への情報発信						
(5年度)	及び安否確認を迅速に行うためのショー						
	トメッセージサービス(SMS)の安定運用						
	に向けた改修を行う。						
	さらに, 海外緊急展開チーム (ERT) 等						
	を国内外で実施される防衛省・自衛隊に						
	よる在外邦人等輸送・保護措置訓練に参						
	加させ、官民合同実地訓練を実施する。						
	海外の拘束・行方不明事案について知見						
	を有する危機管理会社から更に情報収集						
	し、専門的知識を蓄積する。						
	新型インフルエンザ及び国際的に脅威						
	となる感染症の予防のための注意喚起や						
	感染時の対応への取組を進める。						
	これらの取組により、大規模緊急事態						
	における迅速な対応のための体制を整						
	備・強化する。						
③在外邦人	外務省や在外公館による邦人の安全に	2–1	239	247	249	224	122
の安全対策	係る情報収集を補完するため、主要海外	2–3	(237)	(235)	(244)		
に関する情							
報収集と官							
民連携	か、治安関係の専門家等に対して、在外						
(12 年度)	公館から離れた遠隔地等の安全情報収集						
	を委嘱する。						
	これらの安全情報や海外安全対策に関						
	するパンフレット・資料などを、国内外						

		-					-
	で開催する各種セミナーや協議会など官						
	民協力の枠組みを通じて提供する。						
	国内外における安全対策セミナーを引						
	き続き実施し、内容の改善を図るととも						
	に、関連団体と連携し、より多くの渡航						
	者の安全意識の向上を図る。						
	これらの取組により,海外安全情報の						
	収集・発信の強化、危機管理意識の向上、						
	海外安全に係る官民協力強化を進める。						
④緊急事態	邦人が被害者となるテロ・誘拐事件等	2–2	—	—	—	—	—
対応研修	を含め緊急事態が発生した場合等に、本						
(27 年度)	省・在外職員の現地派遣及び事態への対						
	応を迅速かつ適切に行うための研修を実						
	施する。						
	これにより、大規模緊急事態における						
	迅速な対応のための体制等を整備・強化						
	する。						
⑤領事業務	海外において日本企業関係者等がテ	2–3	—	150	27	1	124
啓発に係る	ロ・誘拐や一般犯罪等の被害に遭うこと			(150)	(27)		
経費(広報資	を防ぐための安全対策マニュアルや啓発						
料の作成・配	資料を作成し、国内外で広く配布・活用						
付事業)	する。						
(28 年度)	これにより、一人一人の安全対策意識						
	と対応能力の向上、安全対策面での日本						
	企業の海外展開支援及び海外安全に係る						
	官民協力強化を進める。						
⑥在外公館	新型インフルエンザ対策として在外公	2–2	_	_	_	648	新
における抗	館に備蓄する在外邦人向け抗インフルエ						30-
インフルエ	ンザウイルス薬を更新する。						017
ンザウィル	これにより、大規模緊急事態における						
ス薬備蓄	迅速な対応のための体制等を整備・強化						
(30年度)	する。						

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野3 外国人問題への取組

#### 施策の概要

1 ビザの審査・発給

出入国管理上問題ないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方,我が国の治安維持のため, 厳格にビザ審査を行う。また,ビザ審査を効率的に行うため,査証(ビザ)事務支援システムの充実化を図 る。

- 2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組 観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ 緩和に取り組む。
- 3 在日外国人に係る問題解決への取組
- (1) 在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため、国際ワークショップを開催する。
- (2)多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また、在日外国人 問題について、必要に応じて二国間協議の場で取り上げ、出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。
   (3)災害時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、災害対応のネットワーク構築 を図る。

#### 測定指標3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和 *

中期目標(一年度)

人的交流の促進、観光立国の推進及び出入国管理等の厳格化に係る要請に対応する。

年度目標(30年度)

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

- 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置及び査証事務支援システムの充実化を図るほか、次世代査証発給・渡航認証管理システムの開発を確実に進めていく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

東京オリンピック・パラリンピックが開催される 32 年までに年間訪日外国人旅行者数 4,000 万人という目標 に向けて、治安維持のため、ビザ発給要件緩和の実績と効果及びビザ審査体制の強化の促進について測ること は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また,明日の日本を支える観光ビジョン及び観光ビジョン実現プログラムに基づき,ビザ発給要件の緩和及 びビザ審査の厳格化に努めることが重要である。

#### 測定指標3-2 在日外国人問題への取組 *

中期目標(一年度)

在日外国人に係る問題の解決を促進する。

年度目標(30年度)

- 1 在日外国人に係る諸問題の認識及び解決の一助のため、国際ワークショップを開催する。
- 2 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。また、在日外国人問 題について、必要に応じて二国間協議の場で取り上げ、出身国の関係当局と情報共有・連携強化を図る。
- 3 災害時の外国人への対応について在京外交団向け防災セミナーを開催し、災害対応のネットワーク構築を 図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

少子高齢化,人口減少が進む国内社会にあって,我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため,幅 広い外国人人材の積極的な受入れを図りつつ,在留外国人が日本社会の一員として地域で活躍,貢献できるよう社会統合を図っていくことが必要であることから,在日外国人に係る問題の解決の一助に向けた取組を測る ことは,施策の進捗を把握する上で有益であるため。

また、災害時における外国人への対応に関し、在京外交団及び関係各府省・自治体等との連携強化を進める

ことは、外国人の安全・安心確保の観点から必要である。 外国人の社会統合や外国人との共生に係る啓発と議論を目的とした国際ワークショップを始め、災害時の取 組など、在日外国人に係る問題への対応を強化していくことが重要である。

参考指標1:訪日外国人数 (単位:万人)	(暦年)
(出典:政府観光局(JNTO)統計)	

#### 参考指標2:外国人不法残留者数(1月1日時点の数)

(出典:法務省統計)

### 参考指標3:来日外国人の犯罪の総検挙件数(暦年)

(出典:警察庁統計)

#### 達成手段

<u> </u>							
				単位日	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始牛皮) (関連施策)	建成于段07城安守(注)	測定					<b>ユ</b> —
(則建加東)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①査証関連	1 適正なビザ審査の実施,査証業務を	3–1	796	1, 148	1, 134	1, 025	125
業務	遂行する上で必要な体制の維持管理		(1, 395)	(823)	(1, 111)		
(13年度)	等を通じ、迅速かつ厳格な査証審査を						
	実施する。						
	適正なビザ審査を実施することを						
	通じて,出入国管理上も問題ないと思						
	われる外国人の入国を円滑にすると						
	同時に我が国の利益を害するおそれ						
	のある外国人の入国阻止に寄与する。						
	2 査証事務支援システムの充実化、新	3–1					
	設公館等ビザ作成機未設置公館への						
	機器の配備、次世代査証の在り方につ						
	いての検討等を実施する。						
	査証事務支援システムを活用し、ビ						
	ザ審査の効率化を図り、出入国管理上						
	問題ないと思われる外国人の入国を						
	円滑にすると同時に我が国の利益を						
	害するおそれのある外国人の入国阻						
	止に寄与する。						
	3 外国人観光客誘致のためのビザ緩	3–1					
	和措置、観光立国推進及び人的交流促						
	進の観点から各国の事情等を踏まえ						
	て、ビザ緩和措置を検討・実施してい						
	く。						
②在日外国	諸外国の経験等を照会しつつ、外国人	3-2	4	5	6	4	126
人社会統合	の受入れと社会統合や外国人支援の在		(3)	(3)	(3)		
外交政策経	り方に係る諸問題を緩和・解決するため						
費	の意識啓発及び施策策定に資する国際						
(21年度)	ワークショップ等の開催や成果物を作						
	成する。						
	少子高齢化、人口減少が進む国内社会						
L						i	L

繁栄を 人材の	って,我が国が持続的な経済成長と 在保していくため,幅広い外国人 )積極的な受入れを図りつつ,在日 、が社会の一員として生活できる			
ような	社会統合政策の策定に資する。			

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願 いたい。

# 基本目標 V 外交実施体制の整備・強化

施策 V-1 外交実施体制の整備・強化

施策名	外交実施体制の整備・強化
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制
旭宋日悰	を整備・強化する。
	1 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実
	施体制を整備・強化する。
	2 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化
	することにより,在外公館及び館員等の安全を確保し,外交実施体制の整備・強化を図る。
施策の概要	3 情報防護に関する省内横断的な政策立案・実施を行うため体制強化を図り、具体的対策の拡
	充・拡大を行い、省内の全体的な情報防護能力の強化を図るとともに、各種取組についても、
	現状の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じ、効果的・効率的に実施する。
	4 オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方自治体等と
	の連携を強化し積極的に支援する。
目標設定の考	・第 196 回国会外交演説(平成 30 年 1 月 22 日)
え方・根拠	総合的な外交力及び戦略的対外発信の強化
政策体系上の	外交実施体制の 担当部局名 大臣官房 政策評価実施予 平成 31 年 8 月
位置付け	整備・強化

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

#### 測定指標1 外務省の人員,機構の更なる整備 *

#### 中期目標(一年度)

外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。

適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うとともに、外交活動の質の強化を進めるべく、在外公館 及び本省の人員増強に取り組む。

年度目標(30年度)

定員の大幅増員を実現するとともに、適切かつ持続可能なペースで在外公館の新設を行うことを含めた機構 改編を実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

外務省の業務がますます増大・細密化している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益 であるため。

機構・定員要求は、予算の概算要求の一部として行われ、具体的な増減に関しては、査定当局との協議を経 て決定するため、目標数値を出すことは困難であるが、そのような制約の中でも以下の基本方針等を踏まえつ つ、できる限り増強を図る。

・「外交力の強化を求める決議」(平成29年5月25日 自由民主党外交再生戦略会議)

・「国難を突破する外交実施体制の拡充・強化を求める決議」(平成 29 年 11 月 24 日 自由民主党外交再生戦 略会議)

#### 測定指標2 在外公館の警備体制の強化 *

中期目標(一年度)

在外公館及び館員等に対する事件の防止及び事件発生時の被害の極小化を図る。

年度目標(30年度)

- 1 テロ等の脅威が高い国に所在する在外公館はもとより、各国における治安情勢に応じ、全ての在外公館の 人的・物的警備体制の維持・強化を引き続き図っていく。
- 2 職員対象の研修においてより実践的な講義を実施し、その知見を在外公館警備のみならず、在外邦人の安 全対策にも活用できるものとする。
- 3 在外公館においてその時々の脅威に応じた実践的な警備訓練を実施していく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の砦である在外公館等の警備体制の強化は、在外公館及び 館員等の安全確保、及び外交実施体制の整備・強化において不可欠であり、その実績を測ることは施策の進捗 を把握する上で有益であるため。ただし、施策の性格上、目標年度の設定になじまず、最新の治安情勢等に応 じて継続して警備対策を講じていく。

#### 測定指標3 外交を支える情報防護体制の強化 *

中期目標(一年度)

情報漏えい防止のための取組を推進する。

年度目標(30年度)

- 1 政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項に基づき、秘密の管理状況を定期的に検査し、 管理の徹底を図る。
- 2 省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、本省執務室及び在外公館における秘密保全対 策強化の具体的対策の拡大・充実を行う。
- 3 秘密保全の管理責任体制及び職員の役割・責任につきより一層の周知を図ることで、重要な情報や職員等 を確実に保護する。
- 4 各種情報防護対策を実施する上での基礎的資料の改訂や、効果的・効率的な情報防護対策のための調査・ 検討、情報保全体制の点検計画の策定、実施等に取り組む。

5 対象者の特性(職域・職務等)や最新の課題に応じたきめの細かい研修内容を検討・実施し、個別具体的 な注意喚起等を実施することで、秘密保全の意識を啓発する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」において、情報の徹底した管理が求められて おり、そのため基本方針で目標とされている、情報防護体制整備に準じて設定した。

・カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(平成19年8月9日 カウンターインテリジェン ス推進会議決定)

・「政府における情報保全に関する検討委員会」会合における議論

#### 測定指標4 地方連携の推進 *

中期目標(一年度)

オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

年度目標(30年度)

- 1 国際的取組を進める地方自治体等との連携を強化するため、以下の施策を引き続き効果的に実施する。
- (1)地方自治体と共催で駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を2件、また、「地方視察ツアー」を複数回実施し、地方の多様な魅力発信と地域の活性化に取り組む地方自治体を支援することにより、総合的な日本の魅力発信につなげる。
- (2) 在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が実施する PR 事業を複数回共催することにより、その取組を支援する。
- 2 東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方 創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を輸入規制を課している国・地域 で2件実施し、風評払拭のための土壌づくりとして、日本の多様な魅力発信を引き続き効果的に実施する。
- 3 国内において,駐日外交団等を対象に,地方創生支援のため飯倉公館を活用し,外務大臣及び自治体首長 との共催レセプションを4回程度開催し,日本の多様な魅力の発信,海外展開のための人脈形成,地域の活 性化を促進する場として効果的に活用する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

地方自治体等を,外交を推進していく上での重要なパートナーと位置づけ,オールジャパンでの総合的外交 カの強化を目指す上で,地方自治体等との連携を強化することが必要であるため,この実績を測ることは,施 策の進捗を図る上で有益である。

国内及び海外で地方自治体が実施する事業への支援等は、我が国の外交実施体制を強化する上での優先順位や地方自治体の要請等を踏まえたものとした。

・「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」(平成26年12月27日 閣議決定)

<u> </u>								
						行政		
	法武士印度		関連		予算額計		当初	事業
	達成手段名 (開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
	(関連施策)	建成于较07城安守(注)	測定					그ㅡ
	(医理加束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
								番号
	①外務省の	外務省が直面する新規業務に対応する	1	*	*	*	*	*
	人員,機構の	ための人的資源の確保や機構を整備す						
	更なる整備	る。						
	(*)	これらの取組により、国民の安全・安						
		心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交						
		実施体制を整備・強化する。						

#### 達成手段

②在外公館 警備体制の 強化 ( * )		2	*	*	*	*	*
③外交を支 える情報防 護体制の強 化 ( * )	省内の横断的な政策立案・実施を行う ための体制強化を図り、具体的対策を拡	3	*	*	*	*	*
<ul> <li>④地方連携 の推進 ( * )</li> </ul>	<ol> <li>駐日外交団等に対して日本の地方の 魅力を発信する事業、海外で日本の地 方自治体が地場産業や地域経済の発展 を図るための支援策として在外公館施 設を活用した事業自治体と共催すること により、外務省のもつ施設、人脈、発 信力等の外交上のツールを活用し、自 治体の国際的取組を支援し、多様かつ 重層的な外交を展開することが可能と なる。</li> <li>東日本大震災後の風評被害の影響を 受けている複数の自治体(被災地)等と 連携し、規制を課している国・地域等 で、地方の物産品の安全性や輸出促進、 観光等の実情、魅力を総合的に発信す る事業を実施する。輸入規制を課され ている都県を含む地方自治体に参加し てもらい、地方の多様な魅力を発信す ることにより風評払拭の土壌づくりと ともに、輸入規制の撤廃・緩和という 外交目標をの達成を目指す。</li> <li>国内において、駐日外交団等を対象 に、地方創生支援を目的とした外務大 臣及び自治体首長との共催レセプショ ンを開催し地方の魅力を発信する。こ の事業を地方自治体と共催することに より、外務省の持つ施設、人脈、発進 力等の外交上のツールを活用し、自治 体の国際的取組を支援し、多様かつ重 層的な外交を展開することが可能とな る。</li> <li>上記の取組は、オールジャパンでの 総合的外交力を強化し、ひいては我が 国の外交実施体制の強化に資する。</li> </ol>	4	*	*	*	*	*
	外務省全体の予算に関わっており、特定の項	i ጥ	。 の個々の	幸成毛段に	ついての	予告(ナ計 ト	・キカア

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願 いたい。 施策 V-2 外交情報通信基盤の整備・拡充

# 平成 30 年度事前分析表

(外務省30-V-2)

施策名	外交情報通信基盤の整備・拡充							
施策目標	外交通信の安定運用のため、一層のセキュリティ強化を図る。							
施策の概要	体制整備・シス	体制整備・システムの強化を行い、サイバーセキュリティ強化を図る。						
目標設定の考 え方・根拠	外務省電子政府構築計画及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 28 年度版)」に基づき目標を設定している。							
政策体系上の 位置付け	外交実施体制の 整備・強化	担当部局名	大臣官房	政策評価実施予 定時期	平成31年8月			

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 サイバーセキュリティ強化 *

中期目標(一年度)

技術面及び人的側面の両面において情報セキュリティ対策の強化を推進する。

年度目標(30年度)

- 1 幹部を含む全職員向けに、情報セキュリティ対策の自己点検、最新の脅威情報に基づく注意喚起、各種研修機会の提供、標的型メール攻撃訓練等の教育啓発施策に引き続き取り組む。さらに、各課室の情報セキュリティ責任者向けに特化した教育機会を創設することにより、同責任者を通じた職員への指導・監督機能を強化する。
- 2 30年度においても、現状の監視ルール定義が新たな脅威の出現や攻撃手法の変化等により常に適切な状態 とは限らないとの認識の下、不断の見直しを実施するとともに、多層的な防御策を講じていく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

日々業務のために情報システムを利用する職員が情報セキュリティ上の危険性を正しく認識し、情報セキュ リティインシデント(注)又はその懸念を認知した際に、迅速かつ適切に行動を起こすことは極めて重要であ り、省員に対する教育啓発施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

また,サイバー攻撃が年々高度化・巧妙化する中で,攻撃事例からその手法を分析し,監視ルールに反映させていくこと及び多層的な対策による監視ポイントの増加等により,早期検知による被害の軽減が可能となる とともに,事案の調査が容易となることから,施策の進捗を把握する上で有益である。

(注)参考: JIS Q 27000:2014(情報セキュリティに関わる用語を集めた日本工業規格)(抄) ・情報セキュリティインシデント

望まない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象,又は予期しない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象であって,事業運営を危うくする確率及び情報セキュリティを脅かす確率が高いもの。

#### 達成手段

				単位:	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	   達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	建成于汉07城安守(注)	測定					그
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①サイバー	各課室の情報セキュリティ責任者によ	1	Ж	Ж	*	*	*
セキュリテ	る一般職員への指導・監督機能を強化す						
ィ強化	るための教育機会を創設する。						
	継続的な情報セキュリティ関連情報の						
	収集と監視ルールへの反映及び多層的な						
	防御策を実施する。						
	これにより、外交情報通信基盤のセキ						
	ュリティ強化に貢献する。						

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願 いたい。

# 基本目標VI 経済協力

# 施策Ⅵ-1 経済協力

⁻ ると  透明
いっ :いっ :表し
推進, 基協 で 会対 め,
で解じ、的議題会議ジャンプロションの法にが、主を

(注1)本施策における「【AP 改革項目関連: 文教・科学技術, 外交, 安全保障・防衛等】」は「経済財政再生計画工 程表 2017 改訂版」(平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)に挙げられた取組に関連するものであることを示し ている。

(注2)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

【AP 改革項目関連: 文教·科学技術, 外交, 安全保障·防衛等】

中期目標(一年度)

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

年度目標(30年度)

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途上国にお ける貧困問題の根本的解決に繋がる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

- 1 「質の高いインフラ」,日本先端技術のさらなる展開
- (1) 我が国の技術・知見を活かした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなりうるような施設・機材の供与を推進する。
- (2) また,「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。具体的には①ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性,②雇用創出,能力構築,③社会・環境考慮,④被援助国の財政健全性を含む経済開発 戦略との整合性,⑤民間部門を含む効果的資金動員に加え,開放性や透明性を確保した形での質の高いインフ ラの整備の重要性について国際社会で認識を共有する。
- (3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた2度目標達成に向け、日本が高い技術力を有する再生 可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高 いインフラの展開を推進する。
- (4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に,途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民 連携案件を推進する。
- 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ(上下水道,廃棄物処理等)や我が国の中小企業等の優れた 製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで,開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに,これを 通じ,我が国地方の活性化を図る。また,開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し,これを 通じ,被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育(高専型教育を含む)を始めとする日本の強み(「日本ブランド」)を開発途上国に普及 させるとともに,これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出,ひいて は各国における「質の高い成長」を促進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人一人の権利が保障され、人々が安心して経済社 会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる 基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で 安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

- ・開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)
- ·平成 30 年度開発協力重点方針(平成 30 年 4 月 公表)

#### 測定指標2 普遍的価値の共有,平和で安全な社会の実現 * 【AP 改革項目関連:文教・科学技術,外交,安全保障・防衛等】

中期目標(一年度)

自由, 民主主義, 基本的人権の尊重, 法の支配といった普遍的価値の共有や, 平和で安定した安全な社会の 実現のための支援を行う。

#### 年度目標(30年度)

1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化

(1)自由,民主主義,法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成は,より安定 的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。そのために,司法制度や法制 度整備支援,法執行能力強化支援,公務員の能力強化支援等を行う。

(2) 海洋における法の支配を徹底し, 航行の自由及び海上安全を確保することは, 海洋国家である我が国のみ

ならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のために も、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化す る。

- 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策
- (1)難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、 紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みを活かした「人づくり」,難民受け入れ国(地域)支援など、 社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
- (2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州のムスリム避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。
- 3 テロ対策・治安能力構築支援,暴力的過激主義対策
- (1)国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本 人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強 化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促 す。

(2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処す るため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人一人の権利が保障され、人々が安心して経済社 会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。日本はそうした発展の前提となる 基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で 安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

- ·開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)
- ·平成 30 年度開発協力重点方針(平成 30 年 4 月 公表)

測定指標3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 * 【AP 改革項目関連:文教・科学技術,外交,安全保障・防衛等】

中期目標(一年度)

国際社会全体として持続可能かつ強靭な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

年度目標(30年度)

我が国の持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(28年12月)や「SDGsアクションプラン2018」を踏まえた国際協力を更に推進する。

1 SDGs 達成に向けた協力

- (1) 開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国の SDGs 達成に向けた取組に協力する。
- (2)人材育成奨学計画(JDS)や JICA による長期研修の枠組みを活用し,将来の開発政策を指導する親日派・ 知日派人材の育成を支援することで, SDGs の推進に必要となる人材を育成する。その際,「JICA 開発大学院連 携」も通じ,我が国大学との連携を抜本的に強化し,我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解 促進プログラムを導入する。
- 2 保健(感染症対策,ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進) 「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」,「TICADナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」(29年12月)」 を踏まえ,各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度 整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。
- 3 食料(農業分野への支援,食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)) アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、緊急食糧支 援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。
- 4 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進) 「女性の活躍推進のための開発戦略」(28年5月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM分 野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。
- 5 教育(「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現) 「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、初等教育における地域コミュニティの関与など、我が国が有

する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

- 6 防災・津波対策(「仙台防災協力イニシアティブ」の推進,「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発) 「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ,我が国が有する知見・教訓・技術を活用し,ハード・ソフトの 双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに,「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援 する。
- 7 水・衛生(「持続可能な開発のための水の10年(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応)

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、30年3月から開始された 「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年(2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成 に協力する。

8 気候変動・地球環境問題(パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力) 我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和策への支 援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、環境管理(リサイクル、廃棄物処理等)への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。日本は、持続可能な開発目標(SDGs)等の国際開発目標とそれ をめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた 積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続的か つ強靱な社会を構築することを目指す。

その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。

- ·開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)
- ·平成 30 年度開発協力重点方針(平成 30 年 4 月 公表)

#### 測定指標4 連携の強化 *

#### 【AP 改革項目関連: 文教·科学技術, 外交, 安全保障·防衛等】

中期目標(一年度)

ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果た せるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

#### 年度目標(30年度)

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要 なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用すると ともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極 的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業は必要な見直しを行 った上で、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、2025年までに1,000人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援, 日系人・社会との絆

ー人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発 途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。また、 中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係 強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせる

よう、様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。 このための施策の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 ・開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)

·平成 30 年度開発協力重点方針(平成 30 年 4 月 公表)

#### 測定指標5 国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標(一年度)

開発協力への国民の理解と支持を得る。

年度目標(30年度)

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、日本の協力が「顔の見える援助」、「目に見える援助」となるよう、以下のとおり、引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し、積極的に行う。

(1) スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行う等,より多くの出前講 座を開催し,若い世代の理解を促進するよう努める。

(2)より多くの若者に開発協力への理解を促進するよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作、媒体力 の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報を引き続き発信していく。

(3)メディアの多様な変化を捉え、時代に即したツールを活用し、より効果的な広報を追求する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国民の理解と支持は、持続的な開発協力に不可欠であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

ODA 講座の実施等上記目標の達成は、開発協力への国民の理解と支持を得る上で重要である。

その上で、若者を取り巻く情報環境の変化等も考慮し、より関心を高めることのできるツールの活用を重視 した目標を設定した。

·開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)

#### 測定指標6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標(一年度)

28 年 8 月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の 実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組を JICA と協力して着実に実施する。

年度目標(30年度)

開発協力の推進は、事業関係者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の ①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・ 訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施に加え、最新の国際情勢、現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていく。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国際協力事業関係者の安全確保は、我が国国際協力事業を推進するための前提であるため。このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

·開発協力大綱(平成27年2月 閣議決定)

・国際協力事業安全対策会議「最終報告」(平成28年8月 公表)

測定指標7 主要個別事業の事後評価結果(注)								
評価がA:非常に高い, B:高い, C:	年度目標値	中期目標値						
一部課題がある、D:低い)のうち、A~	30 年度	一年度						
Bの評価が占める割合	80%	—						
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握す								

る上で一定の意義を有する。

年度目標値は、過去3年間の実績値を踏まえて設定した。

### 達成手段

				単位:百	万円		行政
		関連		 予算額計	1/21 3	当初	事業
達成手段名		する		(執行額)		予算額	テネレビ
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	測定				J' <del>71</del> 00	ユー
(関連施策)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
		1017	27 千反	20 千反	23 千反	30 千反	番号
①無償資金	開発協力の推進を通じ、国際社会の平	1	166, 317	175, 866	192, 038	160, 471	127
協力	和と安定及び繁栄の確保により一層積極	2	(166, 288)	(172, 998)	(191, 524)	100, 171	/
(昭和 43 年	的に貢献する。	3	(100, 200)	(172,000)	(101, 021)		
度)	開発協力大綱に定める基本方針を踏ま						
【AP 改革項							
目関連:文							
教・科学技	い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的						
術、外交、安	価値の共有及び平和で安全な社会の実						
全保障・防衛	現地球規模課題への取組を通じた持続						
等】	可能で強靭な国際社会の構築という重点						
(独)国際	課題に取り組む。	1	154, 036	155, 450	154, 316	149, 764	128
協力機構運	こうした協力を通じ、我が国の平和と	2	(154, 036)	(155, 450)	(154, 316)	1-5,70-	120
営費交付金	安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性	3	(104, 000)	(100, 400)	(104, 010)		
(技術協力)	及び透明性が高く見通しがつきやすい国	0					
(15 年度)	際環境の実現、普遍的価値に基づく国際						
(N ¹ 平)(AP 改革項							
日関連:文	貢献する。						
教・科学技							
新·科子校 術,外交,安							
全保障・防衛							
(二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二)							
③有償資金		1					
協力		2					
(*)		3					
④(独)国際	公共施設の防災・減災の観点から、(独)	5	288	159	167	709	129
協力機構施	国際協力機構の国内施設について、老朽		(250)	(139)	(159)	703	123
設整備費補	他の著しい施設の改修を行うほか、地域		(200)	(100)	(100)		
回 空 佣 頁 桶 助 金	の防災拠点としての機能の向上を図る。						
<u>助</u> 並 (24 年度)	の防火拠点としての機能の向上を因る。						
⑤無償資金	経済開発援助等の案件形成、実施ため	1	967	976	964	974	130
協力事務費	の交渉、協議、調査等の実施、在外公館	2	(889)	(904)	904 (891)	314	100
	の父ぶ、励識、調査等の実施、任外公開における無償資金協力案件交換公文署	2	(003)	(304)	(091)		
( * )	るのる無してもので、そのでは、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」で、「ない」、」、「ない」、「ない」、「ない」、「ない」、	3 4					
	力案件の実施体制強化等に取り組む。	4					
	これにより、開発協力の円滑な実施に						
	これにより、開発協力の円滑な美心に 資する。						
⑥開発協力	_ 貝 9 る。 _ 国民一般を対象として、開発協力広報	5	203	131	135	137	131
		5				13/	131
の理解促進	✓情報公開を行うため、主に以下の施策 た実施する		(141)	(126)	(130)		
(*)							
	1 開発協力広報テレビ番組の制作・						

[	++						
	2 パンフレット作成,						
	3 日章旗ステッカー作成,						
	4 「ODA 出前講座」						
	開発協力に関する①幅広い国民階層へ						
	の情報提供及び知識普及、②国民参加の						
	推進,並びに③開発教育の推進を行うこ						
	とにより、開発協力を一層効果的に実施						
	するために不可欠な国民の理解と支持を						
	得ることに寄与する。						
⑦経済協力	日本の開発協力方針等を対象に第三者	1	153	95	121	136	132
評価調査	評価を実施し、評価結果を通じて得られ	2	(133)	(86)	(109)		
(昭和 56 年	た提言・教訓をフィードバックする。	3					
度)	これにより、開発協力の管理・改善へ	4					
	の支援、開発協力事業立案への反映、国	5					
	民に対する説明責任を果たす。また開発						
	協力評価に関するワークショップの開催						
	や被援助国側による日本の開発協力方針						
	の評価を通じ、開発協力の透明性確保						
	被援助国側の評価能力の向上等を図る。						
⑧開発援助	開発援助政策の企画・立案に加え、実	1	43	17	9	9	133
人材育成・振	際の援助プログラムの実施及び、計画・	2	(26)	(13)	(8)		
興	立案から終了後における評価までの一連	3					
(*)	の過程を知悉した質の高い開発援助人材						
	の育成を行う。						
	これにより我が国の開発協力の効果的						
	かつ効率的に実施に寄与する。						
⑨NGO 活動	NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談	4	142	101	98	94	134
環境整備	員, NGO 海外スタディ・プログラム, NGO		(122)	(96)	(94)		
(11 年度)	研究会、NGO インターン・プログラム)		(/	(/	(		
	を実施する。						
	これにより、欧米 NGO に比し脆弱とさ						
	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能						
	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上 (キャパシテ						
	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の						
	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお						
	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本						
① 珇 ±h ODA	れる日本のNGOの組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り、もって日本の NGOの国際競争力を高め、国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGOとの連携を一層強化する。	1	123	00			135
①現地 ODA タスクフォ	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は,在外	1 2	123	99	98	98	135
タスクフォ	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は、在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な	2	123 (110)	99 (88)	98 (8)	98	135
タスクフォ ース業務	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は、在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し、	2 3				98	135
タスクフォ	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は、在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し、 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協	2				98	135
タスクフォ ース業務	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は、在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し、 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画、被援助国政府と現	2 3				98	135
タスクフォ ース業務	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は、在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し、 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画、被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施、候補案件	2 3				98	135
タスクフォ ース業務	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は、在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し、 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画,被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施,候補案件 の形成と選定のための精査,現地援助コ	2 3				98	135
タスクフォ ース業務	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は,在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し, 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画,被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施,候補案件 の形成と選定のための精査,現地援助コ ミュニティ(他ドナー,国際機関,NGO等)	2 3				98	135
タスクフォ ース業務	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は,在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し, 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画,被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施,候補案件 の形成と選定のための精査,現地援助コ ミュニティ(他ドナー,国際機関,NGO 等) との連携,我が国開発協力のレビュー等	2 3				98	135
タスクフォ ース業務	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は、在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し, 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画,被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施,候補案件 の形成と選定のための精査,現地援助コ ミュニティ(他ドナー,国際機関,NGO 等) との連携,我が国開発協力のレビュ一等 を実施する。	2 3				98	135
タスクフォ ース業務	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は,在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し, 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画,被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施,候補案件 の形成と選定のための精査,現地援助コ ミュニティ(他ドナー,国際機関,NGO等) との連携,我が国開発協力のレビュー等 を実施する。 こうした取組により,質の高い開発協	2 3				98	135
タスクフォ ース業務 (18 年度)	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は,在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し, 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画,被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施,候補案件 の形成と選定のための精査,現地援助コ ミュニティ(他ドナー,国際機関,NGO 等) との連携,我が国開発協力のレビュー等 を実施する。 こうした取組により,質の高い開発協 力の実施を目指す。	2 3 4	(110)	(88)	(8)		
タスクフォ ース業務 (18 年度) ①政府開発	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は,在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し, 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画,被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施,候補案件 の形成と選定のための精査,現地援助コ ミュニティ(他ドナー,国際機関,NGO 等) との連携,我が国開発協力のレビュ一等 を実施する。 こうした取組により,質の高い開発協 力の実施を目指す。	2 3 4	(110)	(88)	(8)	98	135
タスクフォ ース業務 (18 年度) ①政府開発 援助政策の	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は、在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し、 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画、被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施、候補案件 の形成と選定のための精査、現地援助コ ミュニティ(他ドナー、国際機関, NGO 等) との連携、我が国開発協力のレビュー等 を実施する。 こうした取組により、質の高い開発協 カの実施を目指す。	2 3 4 1 2	(110)	(88)	(8)		
タスクフォ ース業務 (18 年度) ①政府開発	れる日本の NGO の組織体制・事業実施能 カの強化や専門性の向上(キャパシテ ィ・ビルディング)を図り,もって日本の NGO の国際競争力を高め,国際協力にお ける政府の重要なパートナーである日本 のNGO との連携を一層強化する。 現地 ODA タスクフォース業務は,在外 公館及び JICA の現地事務所等を主要な タスクフォースメンバーとして構成し, 開発ニーズ等の調査・分析・国別開発協 力方針策定への参画,被援助国政府と現 地ベースでの政策協議の実施,候補案件 の形成と選定のための精査,現地援助コ ミュニティ(他ドナー,国際機関,NGO 等) との連携,我が国開発協力のレビュ一等 を実施する。 こうした取組により,質の高い開発協 力の実施を目指す。	2 3 4	(110)	(88)	(8)		

<ul> <li>務費 (1*)</li> <li>な開発協力関係者が対等な立場で議論を 行う場を設ける。 また、中小企業は全国に所在している ことから、全国各地で開催される説明会 において、中小企業は付け信成するのA を活用した海外展開支援事業の概要説明 資料を記示・説明し、本件事業の理解促 進を図る。</li> <li>ごうした取組により、政府開発援助の 効率的・効果的な実施と全面立家に資す るとともに、国民各層の開発協力への参 加と理解・支持を促進し、より良い開発 協力の実施を全図る。</li> <li>(① 民間長数 1 民間同時等の指導を行うととも して小務者職員の対応及び国際 協力の重要性や1800 活動に対する理解 の促進に寄与する。</li> <li>1 民間高の構成の支援外(情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 N20 等からの開発への適切な及び国際 協力の重要性や1800 活動に対する理解 の促進に寄与する。</li> <li>N00 連携無償資金協力(N)連 等、の事業の申請案件の事前調査・審査 等の変話を実施する。また、実施案件 の指導する。さらした100 との定期的 な意見支換会(N00・外務者定期協議 会)、N00 現号人所修等を行う。 こもにより、N連の進正な 教行及び N30 との連携的 「動力の重要性性」進捗状況及び現地の こ一べ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び場合の目かという事項を これにより、N連の進正な 執行及び N30 との連携強性に資する。</li> <li>3 民間課助連携 Nimoの選進性、推動状況及び現地の こ一べ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び、N30 との連携的に当ずする。</li> <li>3 民間課助連携 Nimoの選査・違差 (14 年度)</li> <li>(③ 経営協力 の定道に等与する。</li> <li>3 民間課助連携 Nimoの運行及び透明性の向上により施 変目標の違なに寄与する。</li> <li>(③ 経営協力 和優先力の選査が見が見か生」の当が定くすずる。</li> <li>3 民間課助連携 Nimoの運行支援会社に受け、10 (17)</li> <li>(32)</li> <li>(1)</li> </ul>					I			
			5					
<ul> <li>において、中小企業向けに作成する 00A を活用した海外展開支援事業の理解促 進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の 効率的・効果的な実施と全面立案に資す るとともに、国民各層の開発協力、の参 加と理解・支持を促進し、より良い開発 協力の実施を図る。</li> <li>(①民間援助 連携事務費 (14 年度)</li> <li>1 民間団体等の指導・監督 全国に配置している N80 相談員に対 して外務省職員が指導を行うととも に、N80 相談員可に力変施を全間の 定した、取る相談員同で力の意見文換・情報 交換を目的とした:連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 N80 等からの服会への適切な対応及び国際 協力の重要性や N80 活動に対する理解 の促進に寄与する。</li> <li>2 N60 調査・連携 日本 N60 連携無償資金協力 (N)連 等、事業の申損案件の事前調査・審査 等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出張する。さらに N80 との定期的 な意見交換金 (N80・外務省 定) N10 認真受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な 執行及び N80 との連携強壮に資する。 3 民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現め こ元により、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び素輔国に出 張し、引渡式への出席や、ブロジェク トの妥当性、進捗状況及び現め</li> <li>3 民間援助連携 N連の妥当性、進歩状況等で調査を行う。 これにより、N連の適正な 執行及び N80 との連携強壮に資する。 3 民間援助連携</li> <li>1 46 47 35 26 138</li> <li>(3) 18</li> </ul>								
		ことから、全国各地で開催される説明会						
資料を配布・説明し、本件事業の理解促 進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の 効率的・効果的な実施と企画立案に含す るとともに、国民各層の開発協力への参 加と理解・支持を促進し、より良い開発 協力の実施を図る。         4         57         55         55         137           (1) 反民間援助 連携事務費 (14 年度)         1         民間団体等の指導・監督 生国に互進している NG0 相談員に対 してい務容は関点が指導を行うととも に、NG0 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連綿会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NG0 等からの照会への通切な対応及び国際 協力の重要性や NG0 活動に対する理解 の促進に寄与する。         4         57         55         55         55         137           第         単規無償資金協力(N連 等の要託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出現する。さらに NG0 との定期的 な意見交換会 (NG0 ・外務省 員が出現する。さらに NG0 との定期的 な意見交換会 (NG0 ・外務省 員が出現する。さらに NG0 との定期的 な意見交換会 (NG0 ・外務省 員が出現する。さらに NG0 との定期的 な意見交換会 (NG0 ・外務省 員が出現する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、小務省 員が出現する。また、在外 公館長及び職員が任国及び激増加 に当ずる。 こここちした取組により、N連の適正な 執行及び NG0 の連携強加 に当ずる。 ここれにより、N連の必須地の 二一ズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び激増加 に当ずる。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目欄の違成に客与する。         4         47         35         26         138           (38経済協力         1         46         47         35         26         138		において,中小企業向けに作成する ODA						
進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の 効率的・効果的な実施と企画立案に資す るとともに、国民各層の開発協力への参 加と理解・支持を促進し、より良い開発 協力の実施を図る。         4         57         55         55         55         137           (①民間援助 直携事務費 (14 年度)         1 民間国政体の指導・監督 全国に配置している N60 相談員に対 して外務省職員が指導を行うととも に、N00 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 N80 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や N80 活動に対する理解 の促進に寄与する。 2         4         57         55         55         55         137           2         N80 調査・連携 日本 N60 連携無償資金協力(N連) 等、事業の申請案性のPhilling・審査 等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後額置を目的とし、外務省 員が出張する。さらに N80 との定期的 な恋見交換会 (N60 小務者) こうした取組により、N運の通道正な 執行及び N80 との連携強化に資する。 3         5         137           3         見間援助連携 N運の安当性、進捗状況及び理助的 二一不等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 現し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性、進捗状況及び現地の 二一不等を現地コンサルタント等の第 三者に支託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 現し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性、進捗状況及び現地の 二の工業を引助したしより施 策目構の違成に寄与する。         4         47         35         26         138           (325)         (15)         (15)         (15)         (15)         (15)         (15)								
<ul> <li>こうした取組により、政府開発援助の 効率的・効果的な実施と企画ご案に資す るとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発 協力の実施を図る。</li> <li>① 民間援助</li> <li>1 民間回体等の指導・監督</li> <li>4 57 55 55 55 55 137</li> <li>連携事務費</li> <li>(14 年度)</li> <li>(15 年)</li> <li>(15 年)</li> <li>(16 年)</li> <li>(17 年)</li> <li>(18 年)</li> <li>(18 年)</li> <li>(19 年)</li> <li>(19 年)</li> <li>(19 年)</li> <li>(19 年)</li> <li>(19 年)</li> <li>(19 年)</li> <li>(10 年)</li> <li>(10 日)</li> <li>(10 年)</li> <li>(10 月)</li> <li>(11 月)</li> </ul>								
効率的・効果的な実施と企画立案に資す るとともに、国民名層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発 協力の実施を図る。         4         57         55         55         55         137           ①民間援助 連携事務費 (14 年度)         1 民間団体等の指導・監督 全国に配置している NK0 相談員に対 して外務省職員が指導を行うととも に、NK0 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NK0 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NK0 活動に対する理解 の促進に寄与する。         4         57         55         55         55         137           第         2         NK0 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NK0 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NK0 活動に対する理解 の促進(高与する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 こ前に取りるまうた、の路 ものの運動な意見交換会 NK00・外務省定期協議 会)、NK00 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な 執行及び NK0 との連携強化に資する。 3 民間援助連携 N連の受当性、進捗状況及び現地の ニーズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼軸国に出 張し、引渡式への出席や、フロジェク トの受当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の連成に寄与する。         1         46         47         35         26         138           ①経済協力 この開発協力政策の策定定、実施         1         46         47         35         26         138								
るとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発 協力の実施を図る。         4         57         55         55         55         137           連携事務費 (14 年度)         1 民間団体等の指導・監督 全国に配置している NGO 相談員に対 して外務省職員が指導を行うととも に、NGO 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NGO 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NGO 活動に対する理解 の促進に寄与する。         4         57         55         55         55         137           2 NGO 調査:連携 のの運動をからの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NGO 活動に支持する理解 の促進に寄与する。         4         57         55         55         137           2 NGO 調査:連携 のの運動をからの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NGO 活動に対する理解 の促進であ与する。         2         NGO 調査:主動携 日本 NGO 連携無償資金協力(N連) 等、事業の申請案件の事前調査:審査 等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出張する。さらに NGO との定期的 な意見交換会(NGO・外務省定期協議 会)、NGO 職員受及研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な 執行及び NGO との連携強化に資する。         4         5         1         4         5         1         4         5         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1         4         1        1        4         1 <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>								
加と理解・支持を促進し、より良い開発 協力の実施を図る。         1         民間団体等の指導・監督 全国に記置している NG0 相談員に対 して外務省職員が指導を行うととも に、NG0 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NO0 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NG0 活動に対する理解 の促進に寄与する。         4         57         55         55         55         137           2         MG0 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NO0 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NG0 活動に対する理解 の促進に寄与する。         4         57         55         55         55         137           2         MG0 相談員の士の意見交換・情報         いの         5         (55)         (54)         (55)         (54)         137           2         MG0 相談員の士の意見交換・情報         5         (55)         (54)         (55)         (54)         137           3         C 100 活動に対する理解 の定道に寄与する。         2         14         4         57         55         55         137           5         2         MG0         1         4         57         55         55         137           5         2         1         4         57         55         55         55         137           6         2         1         4         57         55         55         55         138           7         7         7         7         7         7         7         7 </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>								
協力の実施を図る。								
①民間援助         1         民間団体等の指導・監督         4         57         55         55         55         137           連携事務費 (14 年度)         して外務省職員が指導を行うととも に、NOO 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NOO 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NOO 活動に対する理解 の促進に寄与する。         (55)         (54)         (53)         55         137           2         NOO 調査・連携 日本 NGO 連携無償資金協力 (N連)         第         事業の申請案件の事前調査・審査 等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出張する。さらに NOO との定期的 な意見交換会 (NGO・外務省定期協議 会)、NOO 職員受入研修等を行う。 こうしたNOO との定期的 な意見交換会 (NGO・小務省定期協議 会)、NOO 職員受入研修等を行う。 こうしたNOO との連携強比に資する。         3         民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地の 二一ズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 强し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。         1         46         47         35         26         138           (3)経済協力 素協力         我が国の開発協力政策の策定、実施         1         46         47         35         26         138								
連携事務費 (14 年度)         全国に配置している NG0 相談員に対 して外務省職員が指導を行うととも に、NG0 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NG0 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NG0 活動に対する理解 の促進に寄与する。         (55)         (54)         (53)           2 NG0 調査・連携 日本 NG0 連携無償資金協力(N連)         第、事業の申請案件の事前調査・審査 等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出展する。さらに NO0 との定期的 な意見交換会 (NG0・外務省定期協議 会), NG0 職員受入研修等を行う。 こうした取組により, N連の適正な 執行及び NG0 との連携強化に資する。 3 民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地の ニーズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 環し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な違行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。         1         46         47         35         26         138           (3)経済協力 策管理関         我が国の開発協力政策の策定、実施         1         46         47         35         26         138			4	57	55	55	FF	107
<ul> <li>(14年度)</li> <li>して外務省職員が指導を行うととも</li> <li>に、NG0 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NG0 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NG0 活動に対する理解 の促進に寄与する。</li> <li>2 NG0 調査・連携 日本 NG0 連携無償資金協力(N連) 等、事業の申請案件の事前調査・審査 等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出張する。さらに NG0 との定期的 な意見交換会 (NG0・外務省定期協議 会)、NG0 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な 執行及び NG0 との連携強化に資する。</li> <li>3 民間援助連携 N連の受当性、進捗状況及び現地の ニーズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。</li> <li>(3経済協力 我が国の開発協力政策の策定、実施 1 46 47 35 26 138</li> </ul>	-		4				55	137
<ul> <li>I.C. N40 相談員同士の意見交換・情報 交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 N40 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性やN40 活動に対する理解 の促進に寄与する。</li> <li>2 N60 調査・連携 日本 N40 連携無償資金協力(N連)</li> <li>等、事業の申請案件の事前調査・審査 等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出張する。さらに N40 との定期的 な意見交換会 (N40・外務省定期協議 会)、N40 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な 執行及び N40 との連携強伐に資する。</li> <li>3 民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地の ニーズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。</li> <li>(③経済協力 報行函で第合する。</li> <li>1 46 47 35 26 138</li> <li>情報管理関 評価及び発信に不可欠な基礎データであ 2 (32) (15) (17)</li> </ul>				(55)	(34)	(53)		
交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NG0 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NG0 活動に対する理解 の促進に寄与する。	(14 平)支/							
<ul> <li>これにより、一般国民や小規模 NG0 等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NG0 活動に対する理解 の促進に寄与する。</li> <li>2 NG0 調査・連携 日本 NG0 連携無償資金協力(N連)</li> <li>等、事業の申請案件の事前調査・審査 等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出張する。さらに NG0 との定期的 な意見交換会 (NG0・外務省定期協議 会)、NG0 職員受入研修等を行う。</li> <li>こうした取組により、N連の適正な 執行及び NG0 との連携強化に資する。</li> <li>3 民間援助連携 N運の妥当性、進捗状況及び現地の 二一ズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、ブロジェク トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。</li> <li>これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。</li> <li>(3経済協力 我が国の開発協力政策の策定、実施、1 46 47 35 26 138</li> </ul>								
等からの照会への適切な対応及び国際 協力の重要性や NG0 活動に対する理解 の促進に寄与する。								
協力の重要性や N40 活動に対する理解 の促進に寄与する。         2         N60 調査・連携 日本 N60 連携無償資金協力(N連)         4         4         4         4         4         4         1         46         47         35         26         138           1         46         47         35         26         138								
の促進に寄与する。       2 NG0 調査・連携         日本 NG0 連携無償資金協力(N連)         等,事業の申請案件の事前調査・審査         等の委託を実施する。また、実施案件         の事前・事後調査を目的とし、外務省         員が出張する。さらに NG0 との定期的         な意見交換会(NG0・外務省定期協議         会), NG0 職員受入研修等を行う。         こうした取組により, N連の適正な         執行及び NG0 との連携強化に資する。         3 民間援助連携         N連の妥当性、進捗状況及び現地の         二一ズ等を現地コンサルタント等の第         三者に委託し, 調査する。また、在外         公館長及び職員が任国及び兼轄国に出         張し, 引渡式への出席や、プロジェク         トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。         これにより, N連のより効果的・効         率的な遂行及び透明性の向上により施         策目標の達成に寄与する。         (1)経済協力         我が国の開発協力政策の策定、実施、1       46         47       35       26       138								
日本 NG0 連携無償資金協力(N連)         等、事業の申請案件の事前調査・審査         等の委託を実施する。また、実施案件         の事前・事後調査を目的とし、外務省         員が出張する。さらに NG0 との定期的な意見交換会(NG0・外務省定期協議会), NG0 職員受入研修等を行う。こうした取組により, N連の適正な執行及びNG0 との連携強化に資する。         3 民間援助連携         N連の妥当性、進捗状況及び現地の         二一ズ等を現地コンサルタント等の第         三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。         1 46 47 35 26 138         1 5 46 47         1 5 47 35         1 5 47 35         1 5 47 35         1 5 47 35         1 5 47 35         1 5 17								
等、事業の申請案件の事前調査・審査         等の委託を実施する。また、実施案件         の事前・事後調査を目的とし、外務省         員が出張する。さらに NG0 との定期的         な意見交換会 (NG0・外務省定期協議         会)、NG0 職員受入研修等を行う。         こうした取組により、N連の適正な         執行及び NG0 との連携強化に資する。         3 民間援助連携         N連の妥当性、進捗状況及び現地の         ニーズ等を現地コンサルタント等の第         三者に委託し、調査する。また、在外         公館長及び職員が任国及び兼轄国に出         張し、引渡式への出席や、プロジェク         トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。         これにより、N連のより効果的・効         率的な遂行及び透明性の向上により施         策目標の達成に寄与する。         (1)経済協力         我が国の開発協力政策の策定、実施       1         46       47       35       26       138         情報管理関       評価及び発信に不可欠な基礎データであ       2       (32)       (15)       (17)		2 NGO 調査・連携						
等の委託を実施する。また、実施案件 の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出張する。さらにNG0との定期的 な意見交換会(NG0・外務省定期協議 会)、NG0 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な 執行及びNG0との連携強化に資する。       1         3       民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地の 二一ズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。       1       46       47       35       26       138         ①経済協力 情報管理関       我が国の開発協力政策の策定、実施       1       46       47       35       26       138		日本 NGO 連携無償資金協力(N連)						
の事前・事後調査を目的とし、外務省 員が出張する。さらに NGO との定期的 な意見交換会 (NGO・外務省定期協議 会)、NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な 執行及び NGO との連携強化に資する。       1         3       民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地の ニーズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。       1       46       47       35       26       138         ①経済協力       我が国の開発協力政策の策定、実施       1       46       47       35       26       138		等,事業の申請案件の事前調査・審査						
員が出張する。さらに NG0 との定期的 な意見交換会 (NG0・外務省定期協議 会), NG0 職員受入研修等を行う。 こうした取組により, N連の適正な 執行及び NG0 との連携強化に資する。       1       4       4       4       3       26       138         常       1       46       47       35       26       138         情報管理関       評価及び発信に不可欠な基礎データであ       2       (32)       (15)       (17)								
な意見交換会(NGO・外務省定期協議 会),NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により,N連の適正な 執行及びNGO との連携強化に資する。       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1<								
<ul> <li>会)、NGO 職員受入研修等を行う。         <ul> <li>こうした取組により、N連の適正な 執行及び NGO との連携強化に資する。</li> <li>3 民間援助連携</li> <li>N連の妥当性、進捗状況及び現地の</li> <li>ニーズ等を現地コンサルタント等の第</li> <li>三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、プロジェク</li> <li>トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。</li> <li>これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。</li> </ul> </li> <li>①経済協力</li> <li>我が国の開発協力政策の策定、実施、1</li> <li>46</li> <li>47</li> <li>35</li> <li>26</li> <li>138</li> <li>情報管理関</li> <li>評価及び発信に不可欠な基礎データであ</li> <li>2</li> <li>(32)</li> <li>(15)</li> <li>(17)</li> </ul>								
<ul> <li>こうした取組により、N連の適正な 執行及び NGO との連携強化に資する。</li> <li>3 民間援助連携</li> <li>N連の妥当性,進捗状況及び現地の</li> <li>ニーズ等を現地コンサルタント等の第</li> <li>三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、プロジェク</li> <li>トの妥当性,進捗状況等の調査を行う。</li> <li>これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。</li> <li>1 46 47 35 26 138</li> <li>情報管理関 評価及び発信に不可欠な基礎データであ 2 (32) (15) (17)</li> </ul>								
<ul> <li>執行及び NG0 との連携強化に資する。</li> <li>3 民間援助連携</li> <li>N連の妥当性、進捗状況及び現地の</li> <li>ニーズ等を現地コンサルタント等の第</li> <li>三者に委託し、調査する。また、在外</li> <li>公館長及び職員が任国及び兼轄国に出</li> <li>張し、引渡式への出席や、プロジェク</li> <li>トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。</li> <li>これにより、N連のより効果的・効</li> <li>率的な遂行及び透明性の向上により施</li> <li>策目標の達成に寄与する。</li> <li>① 経済協力</li> <li>我が国の開発協力政策の策定、実施、1</li> <li>46</li> <li>47</li> <li>35</li> <li>26</li> <li>138</li> <li>情報管理関</li> <li>評価及び発信に不可欠な基礎データであ</li> <li>2</li> <li>(32)</li> <li>(15)</li> <li>(17)</li> </ul>								
3 民間援助連携 N連の妥当性,進捗状況及び現地の ニーズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性,進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。 ①経済協力 我が国の開発協力政策の策定、実施、1 46 47 35 26 138 情報管理関 評価及び発信に不可欠な基礎データであ 2 (32) (15) (17)								
N連の妥当性,進捗状況及び現地の ニーズ等を現地コンサルタント等の第 三者に委託し、調査する。また、在外 公館長及び職員が任国及び兼轄国に出 張し、引渡式への出席や、プロジェク トの妥当性,進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。								
ニーズ等を現地コンサルタント等の第       三者に委託し、調査する。また、在外         三者に委託し、調査する。また、在外       公館長及び職員が任国及び兼轄国に出         張し、引渡式への出席や、プロジェク       トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。         これにより、N連のより効果的・効       これにより、N連のより効果的・効         率的な遂行及び透明性の向上により施       1         13経済協力       我が国の開発協力政策の策定、実施、1       46         47       35       26         13経済協力       評価及び発信に不可欠な基礎データであ       2         (32)       (15)       (17)								
<ul> <li>三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。</li> <li>①経済協力 我が国の開発協力政策の策定、実施、1 46 47 35 26 138</li> <li>情報管理関 評価及び発信に不可欠な基礎データであ2 (32)(15)(17)</li> </ul>								
公館長及び職員が任国及び兼轄国に出          張し、引渡式への出席や、プロジェク          トの妥当性、進捗状況等の調査を行う。          これにより、N連のより効果的・効          率的な遂行及び透明性の向上により施          策目標の達成に寄与する。       1         1       46       47         35       26         13経済協力       評価及び発信に不可欠な基礎データであ       2         (32)       (15)       (17)								
トの妥当性,進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効 率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。 1 46 47 35 26 138 情報管理関 評価及び発信に不可欠な基礎データであ 2 (32) (15) (17)								
これにより、N連のより効果的・効       率的な遂行及び透明性の向上により施         率的な遂行及び透明性の向上により施       第目標の達成に寄与する。         ①経済協力       我が国の開発協力政策の策定、実施、1       46       47       35       26       138         情報管理関       評価及び発信に不可欠な基礎データであ       2       (32)       (15)       (17)       46								
率的な遂行及び透明性の向上により施 策目標の達成に寄与する。 </th <th></th> <th>トの妥当性,進捗状況等の調査を行う。</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>		トの妥当性,進捗状況等の調査を行う。						
策目標の達成に寄与する。       第目標の達成に寄与する。       1       46       47       35       26       138         ①経済協力       我が国の開発協力政策の策定,実施, 情報管理関       1       46       47       35       26       138		これにより、N連のより効果的・効						
①経済協力       我が国の開発協力政策の策定,実施,1       46       47       35       26       138         情報管理関       評価及び発信に不可欠な基礎データであ       2       (32)       (15)       (17)       1		率的な遂行及び透明性の向上により施						
情報管理関 評価及び発信に不可欠な基礎データであ 2 (32) (15) (17)								
							26	138
			_	(32)	(15)	(17)		
	係経費	る政府開発援助(ODA)実績の公式統計デ	3					
(*) 一夕の集計及び管理を行う。 4 ++- 年計デ タケーに 問発物力ウ 5	(*)							
また,集計データを元に,開発協力白 5  書等の政府刊行物に掲載する図表の作			ວ					
への実績報告を行う他、国会等からの照								
会に応じた資料提供や政策の決定、評価、								
公開等に用いる各種データの加工・提供								
についても随時対応する。								
なお、開発協力を巡る状況の変化と共		· · · · · · ·			1			

	に、ODA 実績の集計規則も複雑化すると						
	共に継続的に改訂されているところ、こ						
	うした変更に対して適時かつ機動的に対						
	応するため、現在はExcel を使用するマ						
	ニュアル作業を中心とした体制で臨んで						
	いる。						
	これにより、我が国の ODA 統計データ						
	の質の確保及び迅速かつ効果的なデータ						
	の提供を実現し、我が国の開発協力政策						
	の的確、効率的かつ円滑な実施に寄与す						
-	る。						
14)海外技術	NGO が海外において経済社会開発プロ	4	20	17	15	12	139
協力推進団	ジェクトを実施するのに関連し、日本		(16)	(14)	(14)		
体補助金	NGO 連携無償のスキームでは支援対象と						
(元年度)	なっていない「プロジェクトの形成」、「プ						
	ロジェクト後の評価」、及び「研修会や講						
	習会等の実施」を資金面から支援し、日本						
	NGO 連携無償を補完する。						
	これにより, NGO に対する事業支援の						
	一層の強化を図る。						
15開発協力	開発協力白書(日本語版及び英語版)及	1	20	20	20	17	140
白書編集等	び参考資料集を作成する。	2	(20)	(20)	(20)		
(*)	これにより,開発協力の広報効果を高						
	め、国民に対する説明責任を果たし、国						
	内外における日本の開発協力に対する理						
	解を深める。						
16国際機関	伝統的なドナーの他に新興国や民間セ	1	11	8	14	15	141
との連携等	クター等、開発の主体が多様化する中で、	2	(7)	(3)	(6)		
(*)	新しい開発枠組みを構築する議論や、ド	З					
	ナー間の開発アプローチや援助理念に関	4					
	する会合等への出席や会合開催を実施す						
	る。						
	これにより、我が国の立場と援助理念						
	を国際的な議論に適切に反映させること						
	により,施策目標の達成に寄与する。						
①国別開発	国別開発協力方針は、開発協力大綱の	1	8	8	8	8	142
協力援助方	下に位置づけられ、具体的な開発協力案	2	(8)	(11)	(10)		
針策定調査	件選定の指針とすべく、各国の情勢認識	З					
(12 年度)	を踏まえ、開発計画や開発上の課題を勘						
	案して作成する国別の我が国の ODA の方						
	針であり、原則として全ての開発協力対						
	象国について策定する。						
	これにより、開発協力の効果的かつ効						
	率的な実施に貢献する。						
18経済協力	経済協力案件の選定・実施・完了後の	1	13	8	8	8	143
案件の選	諸調整等を行うことにより、開発協力の	4	(10)	(7)	(7)		
定・実施・完	適切な実施を確保し、施策目標の達成に						
了後の諸調	貢献する。						
整等経費							
(*)							
19国際緊急	国際緊急援助の情報収集や調査、平時	1	8	8	8	8	144
援助事務費	からの訓練体制強化等を行う。	2	(6)	(5)	(6)		
(昭和 62 年	これにより、国際緊急援助のより迅速	З					
度)	かつ効率的・効果的実施を図り、施策目						
L	=		i				

	標の達成に寄与する。						
20在外公館	国際貢献の柱である開発協力事業及び	5	28	20	16	16	145
広報活動基	これまでの成果等について,非供与国や		(17)	(12)	(13)		
盤整備費	国際社会に積極的・戦略的に情報を発信						
(27 年度)	する。						
	これにより,我が国の国際貢献につき						
	理解を促進させ、親日感情の醸成をはか						
	る。						
②草の根無	国内外の人々を対象として、草の根無	5	_	_	_	2	新
償の理解促	償の意義や開発効果についての理解を促						30-
進に必要な	進するため、外部人材に広報事業を委嘱						018
経費	し、現地視察の様子を含めた広報用動画						
(30年度)	を作成し、外務省HPに掲載する。また、						
	わかりやすくまとめた記事を雑誌に掲載						
	することで草の根無償に対する関心を喚						
	起する。						
	これにより,草の根無償の実施に対す						
	る国民の理解の促進に貢献する。						

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組

施策名(※)	地球規模の諸問題への取組
	グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダー
	シップを発揮するため, SDGs に係る以下の取組を推進する。
	1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳
施策目標	に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。
	2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気
	候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続
	可能な開発を支援する。
	人間ひとり一人に着目し、その保護と能力強化を通じて、個人が持つ豊かな可能性を実現し、
	包括的な対処とさまざまな活動主体間の連携を促すことで、豊かで持続可能な社会の実現を目指
	す人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処する上で、従来の国家を中心
	とした枠組みにとらわれない有効なアプローチであるだけでなく、誰一人取り残さない社会の実
目標設定の考	現を目指す SDGs の実施にも貢献するものである。
え方・根拠	地球環境問題、気候変動問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によ
	ってのみ解決が可能である。
	・開発協力大綱(平成27年2月10日 閣議決定)
	・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)
	・平和と健康のための基本方針(平成27年9月11日 健康・医療戦略推進本部決定)
政策体系上の	経済協力 担当部局名 国際協力局地球規 政策評価実施予 平成 32 年 8 月
位置付け	経済協力 担当部局名 模課題審議官組織 定時期 平成 32 年 8 月
(※)本施策は,	個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の

該当欄に記入した。

(注)本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

#### 個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

#### 施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)の推進を通じて、日本独自の「SDGs モ デル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間 会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
- 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償 資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践 に努める。
- 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により,ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)(注)の実現に努める。感染症対策については、グローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。

(注)全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

## 測定指標1-1 持続可能な開発のための2030アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の 安全保障への具体的貢献 *

中期目標(31 年度)

持続可能な開発目標(SDGs)は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に 訴えつつ、SDGsの推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。

31年に行われる SDGs の首脳級レビューに向けて、日本政府が一体となって主要な取組を推進する。

#### 年度目標(30年度)

年央の第5回 SDGs 推進本部会合,年末の同第6回会合及び7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)等のハイレベルの会議において,日本の SDGs の取組について効果的に発信することで,官民連携,地方創生,次世代・女性のエンパワーメントを3本の柱とする「SDGs アクションプラン 2018」に示される日本のモデルを更に強化・拡充することを目指す。

人間の安全保障については、国連の枠組、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推 進に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

総理他全閣僚の出席の下決定された「SDGs アクションプラン 2018」に明記された取組を国内外で実施することは SDGs 達成に直結するため。

また,日本の開発協力の指導理念として掲げる人間の安全保障の推進に貢献する実績を測ることは,施策の 進捗を把握する上で有益である。

2030 アジェンダ達成に向けた国内体制整備が完了したことから、本測定指標の名称を変更した。

#### 測定指標1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標(一年度)

1 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。

2 人間の安全保障基金へのドナー拡充を図る。

#### 年度目標(30年度)

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し, 60件以上の申請が得られるよう,人間の安全保障ユニットとともに国際機関 に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く 全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在,我が国が9割超を占めているところ,ドナー拡充を図るため, 人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

人間の安全保障ユニットによる国際機関内での同概念の主流化と同基金を通じたプロジェクトの推進状況を 測ることは、人間の安全保障の概念の普及の進捗を把握する上で有益であるため。

人間の安全保障の概念の普及には、諸国際機関に対する同概念の主流化の取組と、予算規模に対して妥当と される5件以上の案件実施が同概念を着実に普及する上で必要である。また、広報案件を除く全ての案件につ いて3つ以上の国連機関を始めとする国際機関による共同実施を確保することを目指す。

人間の安全保障基金へのドナー拡充は、この概念の主流化の進展度合いを測る上で重要かつ有効であるため。

測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

## 中期目標(一年度)

人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。

- 1 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)の達成を促進する。
- 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 「2017-2022 の5カ年で更に 2,900 万人の命を救う」とするグローバルファンドの5か年戦略目標の達成 等,同ファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献(具体的には,2017-2022 の5か年で更に 2,900 万人の命 を救うとする,同基金の5か年戦略目標の達成)する。

## 年度目標(30年度)

- 1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行い、G7伊勢志摩サミット、TICADVI、UHCフォーラム2017で合意した内容及びSDGs実施指針を履行する。このためUHC推進を議論する国際会議への積極的な参加等を通じ、UHCに対する国際的理解の促進を図るとともに、途上国がUHCを達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において、各国がUHCを推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう、価値を共有する国々との協力のもと、外交活動を行う。
- 2 結核,エイズ,マラリアの三大感染症や,エボラ出血熱等の新興・再興感染症,薬剤耐性菌等の感染症の 予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機 関等と連携しつつ支援を行い、G7伊勢志摩サミット、TICADVI,UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及 び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の 効率化等を確保し、SDGs 目標 3.3 (エイズ、結核、マラリア等の 2030 年までの根絶)の達成に貢献する。

## 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

12 年以降,日本が議長国を務めたG7/G8サミットでは、国際保健を必ずアジェンダの一つとして取り上 げてきており、28 年、SDGs 採択後初めてのG7サミットである伊勢志摩サミットでは、SDGs の実現に向けた G7首脳のリーダーシップを示す機会として、G7/G8の歴史上初めて、UHC を大きく取り上げた。また TICAD VIにおいても、国際保健を重要なアジェンダの一つとして掲げ、成果文書をまとめた。12 月に東京で開催され た「UHC フォーラム 2017」では、各国の政府高官や国際機関等の代表、専門家が一堂に会し、国際的なUHC 推 進に向け議論を行い、2030 年までにUHC を達成すべく取組を加速させるためにのコミットメントとして会議共 催者間で「UHC 東京宣言」を採択した。日本政府はSDGs の実施に日本が率先して取り組むべく、SDGs 実施指針 を取りまとめ、国際保健はその柱の一つとなっており、これらの約束を着実に履行することが重要である。こ のため、G7伊勢志摩サミット、TICADVI、UHC フォーラム 2017 等で掲げた政策目標の達成に向けた具体的取 組を評価すべく、年度目標を設定した。

参考指標:人間の安全保障基金プロジェクトによ	くる裨益者数(万人)
(出典:国連作成文書)	

## 達成手段

達成手段名	法はよいの博西ないけ	関連	単位:百万円		行政
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する	予算額計	当初	事業

(関連施策)		測定		(執行額)		予算額	レビ
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	ュー 事業 <del>ズ</del> ロ
<ol> <li>①人間の安 全保費,地環 規模課 の画 な 等 事務 (23年度)</li> </ol>	く国際機関及び関係機関等との調整, 地球規模課題政策を進めるのに必要 な会議の開催,人間の安全保障を含む 地球規模課題政策に関するシンポジ ウム等の開催,国際会議への出席・意 見交換等の実施,人間の安全保障に係 る様々な調査を通じた今後の活動方 針の作成等を行う。 これらの活動により,経済・経済協 力・社会分野における国際機関に関す る政策立案,教育・防災分野等の援助 政策の推進,効果的な持続可能な開発 のための 2030 アジェンダ及び人間の	1-1 1-2	24 (16)	31 (25)	42 (29)	39	<u>番号</u> 146
②人間の安 全保障の実 施と理念の 普及 ( * )	を活用して、人間の安全保障の理念の 普及と実施を推進する。実践面におい ては、人間の安全保障がとるアプロー チの特徴である包括的・分野横断的な アプローチを確保するため、本基金を 活用する案件は、国連機関を始めとす る複数の国際機関が共同して、貧困・ 環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻 薬・感染症等の地球規模の諸問題に効 果的に取り組むプロジェクトである こととしている。また、理念の普及面 においては、本基金を運営する国連人 間の安全保障ユニットは、国連が主催	1-2 1-3	_				-
③ ユニバー サル・ヘル ス・カバレッ ジ (UHC)の推 進・感染症対 策	く、二国間援助に加えグローバルファ ンドなどの国際機関等とも連携しつ つ、保健人材の育成や保健サービス供	1–3					_

(*)	る国際的議論を通じ、UHC の重要性に 対する国際社会の理解を促進する。 上記取組により、UHC及び感染症対 策を推進し、ひいては、人間の安全保 障の具現化に寄与する。						
④人道支援	TAは、24(2012)年に主要ドナー国	1–1	—	—	2	_	151
	及び国連等が開始した人道支援の体				(0)		
(TA) 会合開	制を改革し、調整を強化するための取						
催経費	組で、主要ドナー国が持ち回りで会合						
(29 年度)	(課 <del>長</del> 級)を開催する。						
	本会合の開催により、人道支援体制						
	の改革を推進し、人道支援をより迅速						
	で効率的・効果的かつ説明責任が確保						
	された形で実施することを通じ、我が						
	国が外交の柱と位置づける「人間の安						
	全保障」の推進に寄与する。						

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

## 個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組

## 施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップ を発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、 国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間 支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

## 測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標(一年度)

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

年度目標(30年度)

1 国連環境計画 (UNEP)

引き続き、各国と協力して、UNEPの運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなど して、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

- 2 生物多様性条約 生物多様性条約 COP14 等での議論に積極的に貢献する。
- 3 化学物質及び廃棄物管理 化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストック ホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国として多数国間環境条約及び環境問題に特化した国際機関における交渉及び働きかけを行うことが重 要であるところ,関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは,施策の進捗を把 握する上で有益である。

地球環境問題は一国のみでは解決し得ない問題であり、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じ た取組に積極的に参加していく必要がある。

30年度は、水俣条約第2回締約国会議や生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)等、地球環境問題に関する各種会議が開催されることを踏まえ、当該目標を設定した。

## 測定指標2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標(一年度)

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

年度目標(30年度)

- 1 30年は、パリ協定の実施指針を策定することが決定されており、これに関する議論を一層進展させるため に交渉に貢献する。
- 2 我が国が議長国を務める 31 年G20 サミットを見据えて、気候変動分野において主導力を発揮していく。
- 3 緑の気候基金(GCF)や二国間クレジット(JCM)制度を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気 候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢 献する。
- 4 29年12月の気候変動サミットで河野外務大臣が30年中の開催を発表した気候変動と脆弱性の国際会議を 成功させる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

32 年以降の温室効果ガス排出削減に関する新たな枠組みであるパリ協定の運用開始のための実施指針の策定に向け、日本はこれまでの COP や関連会合において関連する議論に貢献してきたが、30 年の採択のため一層 交渉を加速させていく必要がある。

緑の気候基金(GCF)や二国間クレジット(JCM)制度,二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国 支援,企業や自治体との連携等,異なる分野,手段での取組を有機的につなげ,オールジャパンでの気候変動 問題への解決に貢献していくことで,気候変動分野で我が国が主導力を発揮していくことができる。

### 測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標(一年度)

第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組(2015-2030)を達成するため、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を活用し、各国における「防災の主流化」を推進する。

### 年度目標(30年度)

第3回国連防災世界会議で発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の基本方針を踏まえつつ、引き続き我 が国主導による各国の「防災の主流化」を推進する。

#### 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

「仙台防災協力イニシアティブ」(27年から30年までの間に防災関連分野で約40億ドルの協力、4万人の 人材育成を実施)は当初予定された30年度内を待たずに、29年度内での早期達成の見込みであるが仙台防災 枠組に基づき、各国の「防災の主流化」を一層推進することが重要であるため。

参考指標:仙台防災枠組の推進(国内災害	請損失データを有する国数)
(出典:UNISDR ANNUAL REPORT2017)	

#### 達成手段

				単位日	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等(注)	する		(執行額)		予算額	レビ
(開始牛皮) (関連施策)	建成于段07城安守(注)	測定					ュー
(則建肥束)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①地球環境	1 地球環境問題の解決に向けた取組の	2–1	_	—	—	—	—
問題の解決	推進	2–3					
に向けた取	多数国間環境条約及び環境関連国際						
組の推進及	機関における議論への積極的な参加及						
び国際防災	び各種取組への支援等を通じ,地球環境						
協力の推進	問題に関する国際的取組の推進に寄与						
	する。						
	2 国際防災協力の推進						
	東日本大震災等を通じて得た防災に						
	ついての我が国の知見・経験を、各種会						
	合に反映させる。また,我が国がホスト						
	した第3回国連防災世界会議で採択さ						
	れた仙台防災枠組を推進する。これによ						
	り,災害に強靱な世界の実現に寄与す						
	る。						
②地球環境	我が国から世界に向けて環境分野での	2–1	7	0	7	0	148
問題への取	政策提言等を発信するため、国内外の政		(7)	(0)	(7)		
組	治,経済,国際機関等の各分野からハイレ						
(13 年度)	ベルの参加を得た上で、地球環境行動会議						
	(GEA)国際会議を隔年で開催する。						
	本件会議を通じ、環境問題に関する議論						
	の結果とともに、我が国の環境問題への取						

	<u>组工作的体大国中国上的目的上部与十月</u>						
	組及び政策を国内外に効果的に発信する。	0.0					1 47
③気候変動	「パリ協定」の着実な実施に向けて、国	2–2	7	7	7	7	147
問題への取	際社会における気候変動交渉を主導し、		(6)	(5)	(5)		
組	COPや補助機関会合(SB)等の様々な交渉・						
(21 年度)	会合に取り組む。また、二国間クレジット						
	制度の署名済国との間で着実な実施を図						
	る。						
	これにより、国際社会における気候変動						
	交渉を主導し「パリ協定」の実施に寄与す						
	る。						
④地球環境	途上国の有識者を招へいするとともに、	2–1	—	4	3	0	149
政策国際会	各国の環境政策のキーパーソンの参加を			(0)	(0.6)		
議開催経費	得て,環境政策支援につながる国際会議を						
(28 年度)	開催する。						
	本件会議の開催により環境に関する国						
	際的議論の推進に寄与する。						
⑤北西太平	NOWPAPメンバー国である日本, 中国, ロ	2-1	—	_	3	0	150
洋地域海行	シア、韓国が持ち回りにより、NOWPAP事業				(1.6)		
動計画	の政策的指針や対象地域の沿岸・海洋環境						
(NOWPAP) 政	の保護と管理に関する活動等に関する協						
府間会合開	議を行う政府間会合を年に1回開催する。						
催	本件会合を通じ、周辺諸国との連携に基						
(8年度)	づく海洋環境管理の推進に寄与する。						
⑥気候変動	気候変動と脆弱性に関する国際会議を	2-2	_	_	_	8	新
と脆弱性の	主催し、アジア・大洋州地域の国々を中心					_	30-
問題への取	に専門家等の参加を得て議論を行う。						019
組	本会合を通じ、気候変動が安全保障を始						
(30年度)	めとした様々なリスクにどのように影響						
	を及ぼしているかにつき、議論を深め、国						
	際的な気候変動対策の推進に貢献する。						
				/-=¬++-の+	╴╴╴┾╖╱╱	ᅮᇠᄆᡃᄪᆇ	ᆇᇭ

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願い たい。

# 基本目標 22 分担金・拠出金

## 施策WI-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に 係る国際貢献

平成 30 年度事前分析表

(外務省30−Ⅷ−1)

	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
	本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を
	評価するものであり、「分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進
	し、連携を強化するとともに、国際社会の平和と安定を確保する」ことを施策目標としている。本施
	策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関等の活動は多岐にわたってお
施策名	り、対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り
	上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、親日派・知日派育成のための交
	流拡充拠出金の評価を実施する。
	なお、本施策の目標を達成するための、同拠出金以外の分担金・拠出金は、「達成手段」欄に記載
	した。
評価対象分担	
金・拠出金名	親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金
(注)	
	アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域に係る国際機関等に対して本拠出金を拠出する
	ことにより、我が国と当該各国・地域との間で、対外発信力を有し、将来を担う人材を海外から招
施策目標	へい又は日本から派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史、外交政策等に関する対日理解の促進を
	図る。また、この取組を通じ、親日派・知日派を発掘し、我が国の外交姿勢や魅力等について被招
	へい者・被派遣者自らが積極的に発信することで対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充する。
	アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域に係る国際機関等に対して本拠出金を拠出する
	ことにより、我が国とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、10日間程度の招
	へい・派遣事業を推進する。招へいは高校生から社会人等,派遣は高校生から大学院生等で,対外
	発信力を有し、将来を担う人材を対象とし、対日理解を促進するプログラムを実施する(招へいに
施策の概要	ついては,我が国の概要等についての講義の聴講,政府機関等への表敬,テーマ別の視察及び関係    者等との意見交換や交流,我が国の優れた技術等を体験できる展示,施設,企業等の視察,ホーム
肥果の城安	コーンの急先又換や又加, 我が国の優れた役前寺を体験できる展示, 施設, 正来寺の祝奈, ボーム    ステイや伝統文化等の体験型行事を含む日本各地への訪問を行う。また, 派遣については, ODA サ
	イト、日系企業、教育・研究機関等の訪問・視察及び視察先での関係者等との意見交換やワークシ
	ーー、ロボエ来、教育の5.000000000000000000000000000000000000
	へい・派遣事業の参加者は、本事業参加中及び帰国後、我が国の魅力等について SNS 等を通じて対
	外発信を行う。
	関係各国政府との太いパイプを有する国際機関等に対して拠出金を拠出することにより、アジア
	大洋州、北米、欧州、中南米の国・地域の将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進、親
	日派・知日派の発掘、日本の「正しい姿」の対外発信の強化、外交基盤を拡充することを目標とす
目標設定の考	る本事業を、日本政府が率先して着実に実施することは、国際社会における日本の国際貢献へのプ
え方・根拠	レゼンスを高めるとともに、日本にとって望ましい国際環境及び国際社会の平和と安定を確保する
	上で重要である。
	行政改革推進会議による「秋のレビュー」(26年11月)を踏まえ、我が国重要外交課題の遂行、
	我が国のプレゼンスの強化、適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。
政策体系上の	分担金・拠出金 担当部局名 外務報道官・広報文 政策評価実施 平成 31 年 8 月
位置付け	

(注)本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである(ただし,「達成手段」欄には評価対象以外の 分担金・拠出金も記載した。)。

本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

### 測定指標1 招へい・派遣事業を通じた対外発信の実施促進 *

中期目標(一年度)

招へい・派遣事業の参加者が対日理解を深め、SNS 等を通じて本招へい・派遣事業の参加経験や日本の魅力 等に関する積極的な対外発信を実施することにより、関係国・地域におけるアウトリーチ効果の高い広報活動 を強化する。

年度目標(30年度)

- 1 招へい・派遣事業参加者が、同事業参加中の経験や所感、日本の魅力等を Facebook 等の SNS やブログ等の ツールを活用し、1人当たり3件以上の対外発信を行う。
- 2 国内外において、外務省(本省及び在外公館)が、事業毎にプレスリリースを発出し、本事業1事業当た り1件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

対外発信力を有し,将来を担う人材の対日理解を促進するとともに,親日派・知日派を発掘し,また,招へい・派遣事業の参加者自ら積極的に日本の外交姿勢や魅力等について発信してもらうことで対外発信を強化し, 我が国の外交基盤を拡充するという目的を達成するため,招へい・派遣事業の参加者による対外発信数を測定 指標とする。

対外発信は参加者全員が行うこととし、1人3件以上を目標として設定した。また、本事業の参加者による 対外発信との相乗効果による国際社会での日本のプレゼンスを示すため、各国・地域において1件又は1件以 上の事業が実施されていることに鑑み、1事業当たり1件以上の国内外におけるメディア掲載・報道が行われ ることを目標として設定した。

### 参考:実績(29年度)

1 29 年度招へい・派遣事業には 6,562 名が参加(招へい: 5,344 名,派遣: 1,218 名) し, Facebook 等の SNS やブログ等のツールを活用し,日本での経験や日本の文化・技術等を積極的かつ肯定的に発信した。合計で 52,500 件以上の対外発信(招へい:約43,800 件,派遣:約8,700 件)が行われた。

2 国内外における報道等は、329件(招へい: 223件、派遣: 106件)(事業件数: 166件)行われた。

## 測定指標2 招へい・派遣事業の参加者による帰国後の活動(「アクション・プラン」)の実施促進 *

中期目標(一年度)

招へい・派遣事業の参加者に、帰国前に、本事業の経験を踏まえた「アクション・プラン」(本事業への参加経験を踏まえた帰国後の活動)を表明してもらい、帰国後、「アクション・プラン」を実行するよう、関係国・地域の将来を担う人材による親日派・知日派としての活動を後押しする。

年度目標(30年度)

招へい・派遣事業の参加者が、本事業による招へい・派遣期間中に、グループ毎に各々の訪日成果を共有し、 帰国後に1グループ当たり1件以上実施することを前提に「アクション・プラン」を検討し、グループ毎に発 表する機会を設けるとともに、その実施を促す。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

対外発信力を有し、将来を担う人材の対日理解を促進するとともに、親日派・知日派を発掘し、また、招へい・派遣事業の参加者自ら積極的に発信してもらうことで対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充するという事業目的を達成するため、帰国前の成果報告会において、招へい・派遣事業の参加者に、本事業への参加 経験を踏まえた「アクション・プラン」を発表してもらい、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上 で有効である。

発表したグループ毎の「アクション・プラン」を参加者各自に確実に実施してもらうことが、本事業の効果 を高める上で必要と考えるため、発表数に対する実施件数を目標として設定した。

## 参考:実績(29年度)

29 年度の招へい・派遣事業の参加者から、日本の情報及び魅力の紹介、友好親善のための行事の開催等、プログラム経験を活かした「アクション・プラン」が、帰国前の報告会で301 件(招へい:227 件,派遣:74 件)発表された。また、帰国後、参加者は、各々の居住地域や所属先等において、多様な分野での日本事情、日本での留学や職業訓練の魅力の説明会や展示会、日本文化の体験行事等、245 件のアクション・プランを実施し、

達成手段

<u> 運成手段</u>							
				単位日	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)	定成于汉07城安守	測定					<b>_</b> _
(則主心水)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
							番号
①親日派·知	我が国とアジア大洋州、北米、欧州、中	1	4, 947	3, 327	2, 761	2, 621	202
日派育成の	南米の各国・地域との間で、招へい・派遣	2	(4, 947)	(3, 327)	(2, 761)		
ための交流	事業を実施。招へい・派遣事業の期間は10			., ,	., ,		
拡充拠出金	日間程度であり、招へいは高校生から社会						
(27 年度)	人等、派遣は高校生から大学院生等を対象						
	に、対日理解を促進するプログラムを実施。						
1)	招へい・派遣事業の参加者は、事業実施中						
1)	及び実施後、我が国の魅力等をSNS等を通じ						
	て対外発信を行う。また、招へい・派遣事						
	業の参加者は帰国前の成果報告会におい						
	て、本事業への参加経験を踏まえた「アク						
	ション・プラン(訪日経験を踏まえた帰国						
	後の活動)」を発表し、実施する。						
	本拠出金により、日本とアジア大洋州、						
	北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、						
	対外発信力を有し、将来を担う人材を招へ						
	い・派遣し,政治,経済,社会,文化,歴						
	史及び外交政策等に関する理解促進を図る						
	とともに、親日派・知日派を発掘すること						
	で、我が国の外交基盤を拡充する。また、						
	被招へい者・被派遣者に、日本の外交姿勢、						
	日本の魅力等を積極的に発信してもらい、						
	国際社会における対日イメージ向上や日本						
	への持続的な関心の増進に寄与する。						
その他の分担	金・拠出金						
国際連合平		—	84, 703	87, 930	72, 396	48, 258	152
和維持活動	ションの運営経費、国連ロジスティック基		(84, 703)	(85, 024)	(71, 152)		
(PK0)分担金	地(UNLB)の運営、及びサポートコスト等に						
(6年度)	使用されている。						
(関連:Ⅱ-	本分担金の支払いは国連憲章17条第2項						
1)	に基づく加盟国の義務である。我が国のPKO						
	分担率は9.680%で加盟国中第三位となっ						
	ており、我が国がこの支払いを誠実に履行						
	することは国連財政にとって非常に重要で						
	ある。						
	我が国は、本分担金の拠出を通じて、国						
	連平和維持活動の機動性、機能性を高め、						
	「国際社会の平和と安定の維持」という目標						
	の達成に貢献する。						
国際連合		_	30, 228	37, 732	25, 220	28, 421	153
(UN)分担金	国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の		(30, 228)	(37, 732)	(25, 220)	23, 12 I	
(昭和 32 年			(00, <u>220</u> )		v,/		
度)	我が国の国連通常予算分担率は9.680%で						
	加盟国中第二位となっており、我が国がこ						
		l	l	I			

1)	の支払いを誠実に履行することは国連財政 にとって非常に重要である。 こうした我が国の貢献は、我が国の外交 目標である国際社会の平和と安定に向けた 国連の活動の円滑な実施に寄与する。また、 多大な財政的貢献は、国連における各種選 挙を戦う上で有力なアピール材料となり、 国連における我が国の地位・影響力維持に つながる。 2 国連通常予算の精査 国連通常予算の審議の場で、国連側に予 算の精査を要求し、予算額の維持・削減を 図る。 主要財政貢献国である我が国のこのよう な取組は、国連の財政規律の維持が重要な 課題となっている国連の諸活動の効率性を 高め、より少ない投入資源で成果を得るこ とが可能となる。					
度)		5, 127 (5, 127)	5, 138 (5, 138)	4, 167 (4, 167)	4, 289	154
国際刑事裁 判所 (ICC)(分担 金) (19 年度) (関連:Ⅱ- 3)	本分担金は、ICCにおける犯罪の捜査、刑 事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活 動のために使用されている。 本分担金の拠出は、ICCによる重大犯罪の 訴追・処罰を通じ、国際の平和と安全の維 持に貢献し、国際社会における法の支配を 強化することに寄与する。	 2, 359 (2, 359)	3, 458 (3, 458)	2, 923 (2, 923)	3, 213	155
包括的核実 験禁止条 員会(CTBTO) 分担金 (9年度) (関連:Ⅱ- 1)	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を 含むいかなる場所においても核兵器の実験 的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する 条約であり、同条約の履行を確保するため に、①国際監視制度(IMS)及び②現地査察 (OSI)を柱とする検証制度を設けており、条 約発効までに準備を完了しておく必要があ る。IMSは世界337か所に核実験探知のため の監視観測施設を設置・運営するものであ り、現時点で約90%完成しているところ、 残りの監視観測施設の建設、及び既存の監 視観測所の維持運営が重要である。また、 OSIIこついては、査察技術を確立するための ワークショップの開催、査察機器の整備等	1, 461 (1, 461)	1, 472 (1, 470)	1, 322 (1, 294)	1, 231	156

化学兵器禁 止 機 関 (OPCW)分担 金 (5年度) (関連:Ⅱ- 1)	が必要である。 CTBTOを通じた条約発効のための我が国 の貢献は、発効の促進に寄与するとともに、 我が国が検証制度の整備に係る審議を主導 的に進める上で重要である。 化学兵器禁止条約(CWC)は、化学兵器の生 産・保有・禁止等を包括的に禁止し、既存 の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約 の完全な履行を確保するために、申告、査 察等の検証制度を設けている。本拠出金は、 大量破壊兵器である化学兵器の全廃という 条約上の目的実現に寄与すべく、CWCの実施 機関である化学兵器禁止機関(OPCW)が実 施する検証活動、締約国による条約の実施 促進に向けた活動等に要する費用やOPCWの 運営経費に充てられる。	_	530 (530)	980 (980)	780 (780)	793	157
国際原子力 機関(IAEA)	本拠出を通じて、我が国は、OPCWの検証 査察の実施、条約の普遍化の促進、締約国 の国内実施強化、国際協力等に寄与する。 技術協力基金(Technical Cooperation Fund(TCF))は、IAEAが開発途上国に対する	_	1, 019 (1, 019)	1, 206 (1, 206)	965 (965)	989	158
液 (協力基 金拠出金 (昭和 34 年 度) (関連:Ⅱ- 1)	技術協力を実施する際の主要な財源であ り、開発途上国の要請に基づき、専門家派			(1, 200)	(300)		
国際原子力 機関(IAEA) 拠出金(核不 拡散基金) (13年度) (関連:Ⅱ- 1)	核不拡散基金は、国際的な核不拡散体制 の強化を目的として、我が国がIAEAに対し て単独で拠出している特別拠出金であり、 追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セ ミナー実施経費、北朝鮮の核施設の停止や イランの核合意を受けたIAEAの監視・検証 活動等に使用されている。 イラン及び北朝鮮の核問題等の核不拡散 分野における課題に対するIAEAの監視・検 証活動等の取組を、我が国として主体的に 支援し、国際社会の核不拡散体制の維持・ 強化を通じて、地域の安定及び国際安全保 障の確保に貢献する。	_	548 (548)	0 (0)	0 (0)	0	159
国際海洋法 裁 判 所 (ITLOS)分担 金	ITLOSの平和的紛争解決活動を支え、我が 国の海洋問題に対する発言力を確保する。 こうした我が国の取組は、ITLOSの組織整 備及び公正な裁判制度の維持に寄与し、ひ	_	179 (179)	186 (186)	132 (132)	169	160

(8年度) (関連:Ⅱ-	いては海洋に関連する締結国間の紛争等の 平和的解決に資する。また、我が国はITLOS						
3)	分担金の最大の負担国である。						
ベルリン日		_	126	123	110	112	161
独センター	環境、開発、海上安全保障、核不拡散等の		(126)	(123)	(110)		
分担金	日独が直面するグローバルな課題及び②少						
(昭和 60 年	子高齢化,研究開発,イノベーション等の						
度)	日独が取り組むべき優先課題をテーマとし						
(関連: I -	た会議を中心とする事業を年間20~30件実						
4)	施しているほか、日本の多様な文化を幅広						
	い年齢層に広める観点から、展覧会、ワー						
	クショップ等の文化事業を年間約20件実施						
	している。さらに、日本語講座や日独通訳						
	研修会等を通じて、ドイツにおける日本語						
	普及や日独通訳の育成に取り組んでいる。						
	本センターを通じたこうした我が国の貢						
	献は、日独及び日欧の「学術の出会いの場」						
	を提供するとともに、日独・日欧間の交流・						
	協力の促進に寄与する。				70		100
ボスニア和	3つの民族がモザイクのように居住し、	—	89	86	73	64	162
平履行評議	ボスニア紛争において約20万人の犠牲者を		(89)	(82)	(73)		
会(PIC) 拠出	出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ						
┃ 金 (義務的拠	(BH)においては、7(1995)年12月に国 際社会の間上のエーディーン和平会考试社						
出金)	際社会の関与の下,デイトン和平合意が結						
(9年度)	ばれ、4(1992)年以来の武力紛争が終結 した。本拠出金は、同和平合意に基づき、						
() () () () () () () () () () () () () (	BHの和平履行を司る最高責任者である上級						
4)	代表(HR)の活動をサポートする上級代表						
	事務所(OHR)の運営経費を負担するもの。						
	おが国は、BHの和平履行を監督する国際的						
	な枠組みである和平履行評議会(PIC)の主						
	続して拠出している。						
	こうした我が国の貢献は、別及び西バル						
	カン全体の平和と安定に寄与するととも						
	に、G7の一員、グローバル・パワーとし						
	て、世界の平和と安定に積極的に貢献する						
	我が国の姿勢を示す上で重要である。						
国際海底機	6年11月の国連海洋法条約発効に伴い設	—	93	101	93	94	163
構(ISA)分担	立されたISAは、理事国、事務局長の選出、		(93)	(101)	(93)		
金	補助機関の設置等組織整備を行い、深海底						
(10 年度)	鉱業活動に関する規則作りやワークショッ						
(関連:Ⅱ-	プの開催等を行っている。我が国は、深海						
3)	底鉱物資源の探査活動に従事し得る企業を						
	有する先進鉱業国として深海底鉱業開発に						
	は高い関心を有している。						
	ISAを通じた我が国の貢献は、深海底鉱業						
	活動の促進に寄与するとともに、本機構の						
	政策・活動に対する我が国の発言力を確保						
	する上で重要である。						
国際刑事裁	ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪	—	52	130	159	214	164
判所(ICC)新			(52)	(130)	(159)		
庁舎建築費	の訴追を行っており、本分担金は、ICCがか						
分担金	かる任務遂行上必要となる法廷、関連設備						

(23 年度) (関連: Ⅱ 一 3)	を備えた新庁舎の建築費に使用されてい る。 ICC及び締約国会議の活動の費用は主に 締約国の分担金によって賄われており,締 約国である我が国は義務的分担金を負担す る必要がある(ICC規程第115条(a))。なお, 我が国の分担金額は、123か国の締約国中ト ップ(約17.22%)であり,国際刑事裁判所は 我が国の財政的貢献なしには十分な活動を 行うことはできない。 こうした新庁舎建築に対する我が国の貢 献は、ICCによる国際社会における最も重大 な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と 安全の維持に寄与し、ひいては国際社会に おける「法の支配」の確立に資する。						
南太平洋経 済交流支援 センター(義 務的拠出金) (8年度) (関連:I- 1)	本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進及び観光促進を図り、特に経済分野における島嶼国の自立促進等に係る事業を実施している。本拠出金は、諸活動を実施するための土台となる事務局の運営費として利用される。本センターは、8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。		38 (38)	38 (38)	38 (38)	38	165
化学兵器禁 止 機 関 (OPCW) 拠出 金(義務的拠 出金) (10 年度) (関連:Ⅱ- 1)	我が国は化学兵器禁止条約(OWC)に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(AOW)を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)は、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施している。本拠出金は、ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACWの保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる	_	44 (26)	45 (17)	41 (8)	56	166

	質問への応答, 査察団が査察終了後に現場 で作成する報告書(査察の内容等を記載し たもの)につき精査, 協議及び署名等を行 う。なお, ACWIに関する査察は処理実施地で ある中国国内で行われ, 中国側国内当局者 も査察団に同行する。 こうしたOPCWを通じた我が国の貢献は, 軍縮・不拡散に寄与するとともに, 我が国 がこれら査察を受け入れ, CWC上の義務を誠 実に実施していることを証明する上で重要 である。						
核物質等テ ロ行為防止 特別基金(核セキ ュリティ基 金) (13 年度) (関連:Ⅱ- 1)	セキュリティの教育者のためのカリキュラ		0 (0)	88 (88)	0 (0)	0	167
ワッセナ ー・アレンジ メント(WA) 分担金 (5年度) (関連:I- 1)	出管理レジームである。 本件分担金は、オンライン情報共有シス テムの維持・管理・改善、WA参加国間での 各種会合の開催、WA非参加国に対するアウ トリーチ活動を支えるWA事務局(ウィーン) の運営等のために使用される。 こうした分担金の拠出は、WA参加国によ る輸出実績等の透明性を向上させるととも に、WA参加国共通の規制品目リスト等を踏 まえてより大きな責任の下で輸出管理を行 わせることを通じて、地域及び国際の安全 と安定に貢献する。		38 (31)	31 (30)	27 (27)	28	168
特定通常兵器 使 用 禁 (CCW) 締 会 (7 年度) (7 年度) (関連:Ⅱ- 1)	本条約は、国防及び人道上の要請のバラ ンスを保つとの考えの下、兵器自体の効果 又はその使用方法のいかんによっては非人 道的効果をもたらす特定の通常兵器につい て国際的規制を設けるものである。 本分担金は、議定書の運用及び状況の検 討、新たな議定書の作成、枠組条約及び議 定書の改正、締約国の報告から生ずる問題 の検討、地雷等の無差別な効果から文民を 保護するための技術・規制方法の検討等の 活動を行う本件条約の締約国会議及び関連 会議開催経費として活用されている。 こうした我が国の貢献は、非人道的効果 をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制 を通じ、国際社会の平和と安定に寄与する。		10 (11)	11 (11)	16 (12)	14	169
生物兵器禁 止条約(BWC) (4年度)	BWCでは、条約の国内実施強化、関連する 科学技術の進展のレビュー、国際協力促進 等を議題とする会合を開催し、条約の実施	—	17 (17)	26 (26)	24 (4)	25	170

(関連:Ⅱ- 1)	強化と普遍化にかかる取組を行っている。 BWCの枠内で開催される諸会合に要する 経費は、同条約の締約国が、国連分担率を 基準として算定される分担率に基づき負担 しているところ、締約国である我が国は、 同分担率に基づき分担金を拠出している。 こうした分担金の拠出及び会合の議論へ の積極的な参加を通じた我が国の貢献は、 大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括 的に禁止する唯一の法的枠組みである本条 約の実施強化に寄与する。						
対人地雷禁 止条約 国会議 (10 年度) (関連:Ⅱ- 1)	対人地雷の使用, 生産, 貯蔵, 移譲等の 全面禁止を規定した対人地雷禁止条約(オ タワ条約)は、9(1997)年12月に成立し, 我 が国は同年12月に署名, 10(1998)年9月に 締結した。同条約第14条(費用)に基づき, 締約国及び未締結国のうちオブザーバー参 加した国は, オタワ条約締約国会議等の開 催経費を負担する義務がある。本条約運用 のための重要事項について議論を行うた め, 条約締約国及びオブザーバー国等を対 象として, 締約国会議等が開催される。 こうした分担金の拠出は, 対人地雷の使 用, 生産, 貯蔵, 移譲等の全面禁止を規定 した条約の適用・実施に寄与する。		4 (5)	5 (8)	6 (5)	6	171
核兵器不拡 散条約(NPT) 運用検討会 議分担金 (昭和 45 年 度) (関連:Ⅱ- 1)	NPTの規定に基づき5年毎に開催される 運用検討会議及びその準備会合を開催する ための経費である。運用検討会議では、NPT の3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和 的利用)それぞれについて、条約の運用レビ ユーを行う。開催経費は、会議費、各国が 考えや具体的提案として提出する作業文書 等を国連の公式文書として編集・作成する 費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費 を各国の分担により賄う。 こうした分担金の拠出は、条約の運用レ ビューの実施に寄与する。		40 (29)	0 (0)	20 (1. 2)	20	172
クラスター 弾に関する 条約締約国 会議等分担 金 (22年度) (関連:Ⅱ- 1)	クラスター弾の使用, 生産, 貯蔵, 移譲 等の禁止を規定したクラスター弾に関する 条約(COM)は, 20(2008)年5月に採択され, 我が国は同年12月に署名, 21(2009)年7月 に締結。同条約第14条(費用及び管理業務) に基づき, 締約国及び未締結国のうちオブ ザーバー参加した国は, COM締約国会議等の 開催経費を負担する義務がある。 我が国の分担金は, クラスター弾に関す る条約の運用に関する問題等を議論する締 約国会議開催のための経費として活用され ている。 こうした分担金の拠出は, 条約の適用及 び実施の促進に寄与する。		14 (5)	10 (3)	7 (4)	3	173
経済協力開 発機構金融 活動作業部	金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF)は、元年(1989年)のG7 アルシュ・サミットにおいて、マネーロン	_	11 (9)	10 (8)	9 (8)	8	174

担金 (4年度) (関連:Ⅱ- 1)	ダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供 与対策を扱うこととなり、国際的なマネロ ン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近 では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止に かかる金融上の対策についても一定の役割 を果たしている。 全体会合に加え、複数のワーキンググル ープを設置し、①マネーロンダリング対 策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐 敗防止などの分野で国際的な基準となる FATF勧告の策定と実施状況の監視、②新た なマネーロンダリングやテロ資金供与の手 法・対策の研究、③問題国・地域に関する 取組及び地域的な対策グループの支援、④ FATF勧告の実施に資するガイダンスノート の策定、⑤各地域グループとの連携、など の取組を行っている。 テロの脅威が世界的に拡大している昨今 において、こうしたFATFを通じた我が国の 貢献は、国際社会の平和と国際金融活動の 安定に寄与する。						
常設仲裁裁 判所(PCA)分 担金 (昭和 26 年 度) (関連:Ⅱ- 3)	たり国際紛争の平和的解決の促進に重要な 役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的 財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際	-	8 (8)	7 (7)	7 (7)	7	175
アジア・アフ リカ法律諮 問委員会 (AALCO)分担 金 (昭和 30 年 度) (関連:Ⅱ- 3)	れる法律問題を審議し、かつ適当と認めら れる勧告を加盟国政府に対して行うこと等 を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主 導的となりがちな、国際法の漸進的発達や 関係国際機関における議論にアジア・アフ リカ諸国の意見を反映させることに貢献し		8 (8)	9 (9)	7 (7)	7	176
国際事実調 査委員会	国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分	_	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4	177

(IHFFC) 拠出 金(義務的拠 出金) (18 年度) (関連:Ⅱ- 1)	野以上にその履行確保が重要であり、第1 追加議定書は、従来からの紛争当事国によ る履行措置に加え、第三者機関による国際 人道法の適用確保手段として国際事実調査 委員会を設置する規定を置いた(第90条)。 我が国は、第1追加議定書の締結に際し て国際事実調査委員会の権限を受諾し、そ れに伴い、同議定書第90条7に基づき、委 員会の運営費について支払の義務を負って いる。 これにより、我が国は、第三者機関の監 視による国際人道法の客観的かつ公平な適 用確保を重視するとともに、事態対処に関 する諸法制の整備に当たり、国際人道法の 的確な実施を確保し、有事においても国際 法に則って行動するという意思を国際社会 に明らかにしている。						
アジア·太平 洋マネーロ ンダリング 対策グルー プ(APG)分担 金 (13 年度) (関連:Ⅱ- 1)		_	5 (5)	5 (5)	5 (5)	6	178
国際機関職 員派遣信託 基金(JP0)拠 出金 (昭和 49 年 度) (関連:Ⅱ- 1)	JPO派遣制度は、国連の経済社会理事会決 議により設けられた若手人材が国際機関で 働くための制度であり、現在30か国以上が 実施している。 我が国はこの制度を昭和49年に導入し、 将来国際機関で勤務することを志望する35 歳以下の若手日本人を、給与、渡航費用、 諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を 外務省が負担して、原則2年間国際機関に 派遣し、勤務経験を積むことにより、将来 の正規採用への途を開き、国際機関に勤務 する邦人職員の増強を図るものである。	_	1, 646 (1, 646)	2,000 (2,000)	2, 249 (1, 925)	2, 302	179
国際連合薬 物犯罪事務 所(UNODC)拠 出金(任意拠 出金) (昭和 48 年 度) (関連:Ⅱ- 1)	国際テロ対策や、テロリストの資金となっている不法薬物取引などの組織犯罪への 対策を包括的に行う唯一の機関である国連 薬物・犯罪事務所(UNODC) への拠出金によ り、東南アジア諸国やアフガニスタン、中 東・北アフリカ・サブサハラ・アフリカ諸 国等に対して、水際対策や捜査・取締・訴 追能力の強化、法整備等の支援が実施され る。	—	1, 842 (1, 842)	2, 810 (2, 810)	3, 200 (3, 200)	88	180

平和的利用	本拠出金を通じ、国際社会にとって最優 先課題の一つであるテロ対策、及びテロと の密接な関係が指摘される国際組織犯罪対 策に貢献し、国際社会の平和と安定に寄与 する。 平和的利用イニシアティブは、22(2010)		935	580	580	220	181
イニシアテ ィブ拠出金 (23 年度) (関連:Ⅱ- 1)	年秋時時期日 ニンケナキシは、22 (2010) 年NPT運用検討会議において、原子力の平和 的利用促進に係るIAEAの活動を支えるため の財源として設立されたもの。本イニシア ティブの下、発電分野(原子力発電導入基盤 整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療 等)、食糧・農業(放射線照射による品種改 良等)、環境、水資源管理(同位体分析によ るトレース等)等の非発電分野における技 術協力プロジェクト等を実施。 我が国は、本拠出を通じて、IAEAによる、 開発途上加盟国に対する技術協力等を支援 し、原子力の平和的利用のための国際協力 の推進に貢献する。		(935)	(580)	(580)	220	
日韓小流 中 中 中 市 小 小 小 地 出 出 出 金 ) ( 八 関 連 : I 一 1)	昭和63年2月の日韓首脳会談において、 両国の人的交流、特に青少年交流事業の拡 大につき合意したことを受け、その後二度 の日韓外相会議を通じて元年5月に「日韓 学術文化青少年交流共同事業体」が設立。そ の日本側事務局を(公財)日韓文化交流基金 が、韓国側事務局を(財)韓国学術振興財団 が務め(現在は国立国際教育院が務める。)、 日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化 知的交流事業(次世代を担う日韓の若手研 究者が相手国での滞在研究を行うための支 援を行う学術研究者交流事業)等を実施し ている。 同共同事業体を通じ、我が国は、両国間 の学術・文化交流及び青少年交流を促進す ることにより、両国国民間の相互理解と信 頼関係の醸成に寄与するとともに、両国間 の過去の歴史を踏まえつつ、韓国の歴史及 び両国関係の歴史について一層掘り下げた 研究をおこなうための支援を行い、歴史認 識を中心とした相互理解の増進に全力で取 り組んでいる。		132 (132)	130 (130)	123 (123)	138	182
クメール・ル ージュ特別 法廷信記 (任意 (16 年度) (関連:I- 1)	我が国のカンボジア和平への積極的協力 は、我が国が初めて平和構築に本格的に取 り組んだケースであり、積極的平和主義の 原点である。我が国は、本件裁判が和平プ ロセスの総仕上げであることに鑑み、本件 裁判の立ち上げ及び実施のために国際社会 において主導的な役割を果たしてきてい る。 現在、裁判のプロセスが本格化する一方 で、資金不足に直面しており、我が国は裁 判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費 等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行 う必要がある。資金の使途は、国際司法官・	_	134 (134)	134 (134)	134 (134)	134	183

	事務局員人件費,証人旅費,法廷運営経費, 備品経費等である。また,最大の拠出国た る我が国は,主要ドナーで構成され法廷運 営上の重要問題につき意思決定がなされる 運営委員会(日,米,仏,豪,英,独等)の メンバーとして主導的な役割を果たしてい る。 こうした我が国の貢献は、カンボジアに おける正義の達成と同国の今後の発展にと り不可欠な「法の支配」の強化に資するとと もに,積極的平和主義の取組の一環として, 我が国の平和構築分野での貢献を国際社会 にアピールする上で重要である。						
	民・警察・軍人のいずれについても十分か つ専門的な訓練を受けた平和維持要員が圧		270 (270)	352	733 (733)	184	184
のエンパワ		_	3, 033 (3, 033)	2, 575 (2, 575)	2, 272 (2, 272)	611	185
ための国連 機関(UN Women)拠出	面での加盟国支援 2 国連システムのジェンダーに関する取						

金 (任意拠出 金) (23 年度) (関連:Ⅱ- 1)	重点分野として、女性の参画の拡大、女 性の経済的エンパワーメント、女性に対す る暴力撤廃、平和・安全・人道的対応にお ける女性のリーダーシップ、政策・予算に おけるジェンダーへの配慮、グローバルな 規範・政策・基準の構築を行う。 こうしたUN Womenを通じた我が国の貢献 は、以下に寄与する。 1 女性及び女児に対する差別の撤廃 2 女性のエンパワーメント 3 ジェンダー平等の達成						
在サハリン 韓国人支援 特別基金(任意拠 出金) (元年度) (関連:I- 1)	元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間	_	99 (99)	102 (102)	112 (112)	101	186
欧障軍軍(0SCE) (0SCE) (0SCE) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	OSCEは、冷戦終焉後、特に民主主義と法 の支配の確立が地域の安全保障上不可欠で あるとの考えの下、アフガニスタン及び中 央アジアにおいて多くのプロジェクトを実 施し、その実績は国際社会においても高く 評価されている。世界最大の地域安全保障 機構であるOSCEは、57か国が加盟し、我が 国を含む11か国がパートナー国となってい る。OSCEは、大使級の定期的な対話の場を 提供し信頼醸成の分野で成果を上げてお り、軍事面のみならず、経済・環境及び人 権・民主主義面においても選挙監視や各種 プロジェクトを実施している。我が国は、 分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェ クトの中から国境管理プロジェクトや女性 の社会進出支援プロジェクト等を中心とす る我が国の政策に合致し、かつ費用対効果 の高い適切な案件を支援している。最近で はウクライナにおけるOSCE特別監視団を支 援し、国際的な平和と安定に貢献している。 上記のOSCEを通じた我が国の支援は、地 域の安全保障環境の改善に貢献する。		110. 7 (110. 7)	120. 7 (120. 7)	110. 7 (110. 7)	0.7	187
国際科学技 術センター (ISTC)拠出 金(任意拠出 金) (5年度) (関連:I-	大量破壊兵器の研究開発に従事していた 旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開 発プロジェクトに従事させる事業を実施す る上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援 する。 ISTCへの拠出により、潜在的な危険国及 びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡		45 (45)	40 (30)	40 (18)	40	188

1)	散を防止する国際的な取組,及び旧ソ連諸 国における多国間の科学技術協力の推進に 貢献する。						
国際連合人 権高等弁務 官事務所 (OHCHR)拠出 金(任意拠出 金)(17年度) (関連:Ⅱ- 1)	国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が事 務局を務める人権理事会の決議に基づいて 任命される,テーマ別・国別の人権状況に 関する特別手続の活動支援や,主にアジア を中心とした海外事務所を含む,途上国に おける活動への支援等,以下の活動への支 援を行う。 1 特別手続(特別報告者関連費用等) 2 強制的失踪作業部会 3 フィールドプレゼンス費用(ソウル) 4 フィールドプレゼンス費用(ソウル) 4 フィールドプレゼンス費用(カンボジ ア) こうしたOHCHRを通じた我が国の貢献は、 我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を 重視する外交を推進する上で重要である。		13 (13)	13 (13)	213 (213)	13	189
アジア海域 力協 金 (任 金) (18 年 度) (目 連: Ⅱ- 1)	マラッカ・シンガポール海峡を含むアジ アにおける海賊対策は、我が国の海上安全 保障にとり極めて重要な問題であるため、 我が国はアジア海賊対策地域協力協定を一 貫して主導している。18年に本協定に基づ いてシンガポールに設置された情報共有セ ンター(ISO)は、本協定加盟国から得た海賊 等事案情報を、関係国・機関、更には海運 業界とも共有することで、各国の海賊対処 を効率的なものとする他、海賊等対策での 地域・国際協力の促進に大きく寄与してい る。また、ISCは、能力構築ワークショップ 等を開催し、さらに他国と日本の海上保安 庁が行う合同訓練に参加するなど、各国海 上保安当局の海賊対策にかかる能力向上・ 連携強化に努めている。我が国は、本拠出 金によりISCへの財政的な貢献だけでなく、 事務局長を含む2名の職員を派遣すること により、人的な貢献も行っている。 こうした我が国の取組はアジアの海上安 全保障に寄与する。		32 (32)	48 (48)	50 (50)	53	190
法の支配・海 洋 足 御 事 書 者 信 意 ) (23 年 ) (23 年 ) (23 年 ) (23 年 ) (23 年 ) (23 年 ) (23 年 ) (23 年 ) (23 年 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23 ) (23	国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基金 (TFV)は、ICCローマ規程に基づき、ICC第1 回締約国会議において設立された。TFVは、 ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者 及びその家族のために、①裁判所の有罪判 決に基づき被害者賠償を行うこと、及び② ICCが管轄権を行使している事態において、 被害者及びその家族に身体的リハビリテー ション、精神的リハビリテーション及び物 理的支援を行うことを任務とし、その資金 は、国家、団体、個人等からの任意拠出金 等によって賄われる。これまでコンゴ民主 共和国やウガンダにおいて、性的暴力の被 害者や元児童兵等に対し支援プロジェクト を行っている。	_	13 (13)	13 (13)	20 (20)	13	191

	また、国連海洋法条約の遵守及び実施を 促進するために、特に開発途上国の代表の 関連国際機関の会合への出席を財政的に支 援するほか、関連国際機関や国連法務部海 事・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、 ルールメーキング等個別プロジェクトの実 施について財政的に支援する。 これらの我が国の取組は、我が国の外交 政策の柱の1つである国際社会における法 の支配・海洋法秩序の確立促進に寄与する。						
東京国際連 合広報セン ター拠出金 (16 年度) (関連: II- 1)	東京国連広報センター(UNIC東京)は、国 連広報局の下部機関であり、国連活動全般 について、主として国連公用語ではない日 本語を用いて広報するために、昭和33年4 月に日本に設置された。 本拠出金は、UNIC東京の活動経費及び施 設費を対象としている。UNIC東京の活動経 費は、国連の取組及び日本の国連を通じた 国際貢献について、また、日本人国連職員 の活躍等について、また、日本人国連職員 の活躍等について、広く周知するため、国 連に関する講演会、シンポジウム等の開催、 国連の日本語資料の作成(国連資料の翻訳 を含む)、日本語ホームページやソーシャル メディアの運営、国連幹部の訪日受け入れ 等に充当されている。UNIC東京は、他の国 連機関や、関連団体と協力しつつ、費用対 効果の高い形で、日本政府が実施する国連 広報を補完し、相乗効果のある、効果的な 広報を実施している。また、施設費は、国 連大学本部ビルに所在する全ての国連機関 が専有面積等に応じ支払う施設維持費であ る。 こうした国連による取組は、国連におけ る日本の貢献の意義や日本の国連政策につ いての日本国民の理解促進につながり、我 が国国民にとっても大きな利益となること から、我が国はUNIC東京の活動全般を支援 するために拠出を行っている。		39 (39)	39 (39)	41 (41)	41	192
アフリカ連 合 (AU) 平和 基金 拠出金 (任意 拠出 金) (8年度) (関連:I- 6)	近年、アフリカの平和・安全保障分野、 特に紛争予防・紛争解決分野においては、 アフリカ自身の取組(調停、ミッションの 派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム 等)の重要性が増している。本案件はこれ らの分野におけるAUの活動を支援するもの である。 これまで、中央アフリカ共和国における 平和と和解のイニシアチブ支援、マリ/サ ヘル地域、ブルンジ、南スーダン、ソマリ ア、リベリア、コートジボワール、中央ア フリカ共和国のAU連絡事務所等の開設・運 営の支援、AUソマリア・ミッション(AMISOM) のモガディシュやナイロビの事務所、AUテ ロ研究センターの調査ミッション派遣、ま た、AU平和安全保障理事会や賢人パネルに	_	23 (23)	23 (23)	23 (23)	18	193

	対する支援を通じたAU関連組織の能力向上 等にも活用してきた。 こうしたAU平和基金を通じた我が国の貢 献は、AUの紛争予防、紛争解決及び紛争後 の復興・開発に係る取組に寄与するととも に、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資 する。						
南太平洋経 済交流支(任 意拠出金) (8年度) (関連:I- 1)	本センターは、太平洋島嶼国に対する日 本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促		10 (10)	10 (10)	10 (10)	11	194
国際移住機 関(IOM) 金(第三 全難(系) (第二 支 ( 開) ( 22 年 度) ( 関) ( 22 年 度) ( 関) ( 目)			41 (41)	58 (58)	59 (48)	48	195
太平洋諸島 フォーラム (PIF) 拠出金 (任意 拠出 金) (昭和 63 年 度) (関連:I- 1)	太平洋島嶼国を代表する地域国際機関で あるPIFは、豪州、ニュージーランドの他、 太平洋の島嶼国14か国・2地域によって構 成される国際機関である。これら14の島嶼 国は、国連改革を始め国際社会における我	_	13 (13)	12 (12)	10 (10)	10	196

	経済的自立及び持続可能な開発を支援しつ つ、安定的な友好関係を維持・発展させて いくことは極めて重要である。本拠出金は、 我が国とPIFの政策協調、国際社会における 共同行動を確保すべく、PIFが実施する島嶼 国間の貿易統合・投資政策・ビジネス開発 等のプロジェクトの調査、企画・立案、実 施に対して資金を拠出するものである。 こうしたPIFの活動に対する我が国の支 援は、太平洋島嶼国における日本の外交的 プレゼンスの向上に資する。						
度)	昭和54(1979)年3月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示	_	188 (188)	206 (206)	192 (192)	5	197
国際	昭和63(1988)年の第3回国連軍縮会議特別総会において,竹下内閣総理大臣が国連 主催の軍縮会議を我が国において開催する 用意がある旨表明したことを受け,翌元 (1989)年よりほぼ毎年我が国地方都市にお いて開催されてきている。 本会議は、国内外の政府関係者や有識者 等が軍縮に関する様々な問題について議論 を行うものであり,拠出金は国連軍縮部に 拠出され、海外参加者の渡航費用に充てら れる。 本会議は、自由闊達な議論を通じて、軍 縮の進展に向けた国際的機運を醸成するこ とに貢献するとともに、我が国の軍縮に関 する積極的な姿勢を国内外に示し、国際社 会における我が国発言力を強化するととも に、若者を含む日本国民の軍縮に関する意 識高揚に寄与する。		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	198
特定通常兵 器 使 用 禁 止・制限条約 (COW) 締約 国会議 出金 (24 年度) (関連:Ⅱ- 1)	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の		4 (3)	3 (5)	4 (0)	3	199

1	我が国の締約国会議へのオブザーバー出						
	席は、議定書の義務・運用に関する解釈及						
	び議論の聴取及び情報収集に資する。						
日・カリコム	我が国とカリコム諸国は、12(2000)年11	_	5	5	4	5	200
友好協力拠	月、東京において第1回日・カリコム外相		(4)	(5)	(4)	_	
出金(任意拠	会議を開催し、「21世紀のための日・カリコ			(-)			
出金)	ム協力のための新たな枠組み」を採択した。						
(13 年度)	本拠出金は、同枠組み実施のための協力の						
	一環であり、旧英領カリブを中心とした14						
(周建:1							
3)	か国が加盟し、経済統合、外交政策、安全						
	保障や社会開発を所掌する地域機構である						
	カリコム事務局を通じて、日・カリコム友						
	好協力及びカリコム諸国の発展に資するプ						
	ロジェクトを支援するものである。過去3						
	年では、環境や観光促進に資するプロジェ						
	クト等を実施。						
	こうした我が国の貢献は、カリコム諸国						
	の発展に寄与するとともに、日・カリコム						
	の友好・信頼関係の増進、国連等のマルチ						
	の場におけるカリコム諸国14か国との協力						
	関係の維持,強化に資する。						
紛争下の性	世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テ	_	297	120	121	0	201
的暴力担当	ロ、そして女性の社会的・経済的・政治的		(297)	(120)	(121)		
国連事務総	機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残			. ,	. ,		
長特別代表	されている。女性・平和・安全保障の分野						
(SRSG) 拠出	の重要性が国際社会の中で議論されている						
金(任意拠出	中、国連や国際機関が女性の公正、安全、						
金(正志波山	幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大						
业) (25 年度)	= 福反び案末を建成するにのの参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができる						
(関連:Ⅱ-	よう、協力して対応していく必要がある。						
1)	その取組の一つとして、武力紛争下にお						
	ける性的暴力の終焉にむけ活動するSRSGを						
	支援することで、我が国の「女性の輝く社						
	会」の構築及び人権等の普遍的価値を重視						
	する外交を具現化することができ、国際社						
	会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこ						
	ととなる。また一貫して我が国の女性分野						
	でのイニシアチブを示すという意味からも						
	大変意義がある。						
武器貿易条	本分担金は、武器貿易に関する透明性を	—	17	18	17	14	203
約締約国会	確保するための条約の運用及び各国の履行		(12)	(12)	(7)		
議等分担金	状況の検討、主に締約国の報告から生ずる						
(27 年度)	問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検						
(関連:Ⅱ-	討等の活動を行う本件条約の締約国会議及						
1)	び関連会議開催経費の支弁に活用される。						
	締約国として同会議及び各会合に参加する						
	我が国としては、条約上の義務として本件						
	経費を負担する必要がある。						
	本条約を通じた我が国の取組は、通常兵						
	器の不正な取引及びこれらの流用の防止に						
	貢献し、ひいては、国際的及び地域的な平						
	和及び安全への寄与等につながる。						
対人地雷禁	本拠出金は、対人地雷禁止条約(オタワ条		10	10	10	9	204
						Э	204
止条約拠出	約)の事務局を担う「履行支援ユニット		(10)	(10)	(10)		

<ol> <li>コミュニテ ィの働きか け及びする グローバル 基金(GCERF) 拠出金(任意 拠出金) (27年度)</li> </ol>	するグローバル基金(GCERF)は、暴力的過激 主義の防止に焦点を当てた草の根レベルの プロジェクトに資金を供与することをミッ ションとする世界の唯一の非営利基金であ り、若者等を対象とした教育・職業訓練、		165 (165)	432 (432)	110 (110)	0	205
	ロリスト・テロ組織の勢力拡大防止に寄与 するものとなり、国際社会の平和と安定に 貢献する。						
国際連合テロ対策セン		_	25 (25)	110 (110)	198 (198)	0	206
ロ 対策 ピン ター (UNCCT) 拠出金 (任意 拠出金) (27 年度) (関連:Ⅱ- 1)	テロ対策のベスト・プラクティスに関する 啓蒙・能力開発のためのワークショップ・ 会議の開催等を担当する機関である。 我が国の拠出金により、ワークショップ を開催、各国のテロ対処能力の向上や知見 の共有等を行い、国際社会の平和と安定に 貢献する。				(190)		
国際平和構 築基金(PBF) 拠出金 (23年度) (関連:Ⅱ- 1)	サブサハラ・アフリカ地域を主な対象に 紛争後の平和構築支援を実施している平和 構築基金(PBF)に対し拠出し、PBFが重視 する同地域における以下の支援の実施に貢 献する。 1 治安維持部門改革支援、暴力過激主義 に対する国境横断的な対策支援、若年層 支援 2 国民和解支援、国/地方レベルの対話 支援、選挙支援	_	385 (385)	300 (300)	220 (220)	0	207

	3 国連ミッションの活動支援						
アフリカ地	4 緊急事態への対応 南スーダンにおける停戦暫定治安設置メ		140. 3	28. 8	16. 5	0	208
域機関 (政府	カニズムを支援することにより、同地域の		(140. 3)	(28.8)	(16.5)		
間開発機構	平和・安定に資することを目的とする。						
(IGAD)) 拠出	また、ソマリアにおける対テロ能力を強						
金	化することで、アフリカの角地域における						
(27 年度)	平和構築及び平和定着を目指す。						
(関連: I —							
6)	表明された柱の一つであり、我が国の対ア						
	フリカ外交の柱の一つである。また、アフ						
	リカ諸国におけるテロ対処能力向上支援 は、在外邦人また同地域で活動する日本企						
	は、 ビバカバスに同地域 Chang る日本正 業の安全対策強化に寄与する。						
国際連合ソ			275	120	0	0	209
マリア支援			(275)	(120)	(0)	v	205
ミッション	話、和解プロセス促進、政府や当局への能		(270)	(120)	(0)		
(UNSOM)任意	力基礎強化等を通じた平和的な連邦政府の						
拠出金	実現を目指す。また、過激派組織であるア						
(27 年度)	ル・シャバーブ離脱兵士の早期社会復帰及						
(関連: I -	び地域社会との和解・融合を目指す。						
6)	本事業への拠出は我が国が推し進める積						
	極的平和主義に資するとともにアフリカの						
	角地域に在住する在外邦人及び企業の安全						
	強化にも寄与する。						
アセアン留		_	47	47	52	52	210
学生交流等	ASCOJA (ASEAN元日本留学生評議会 (元日本		(47)	(47)	(52)		
拠出金 (任意	留学生が組織するASEAN各国の帰国留学生						
拠出金) (26 年年)	会の連合組織))加盟の10か国の各帰国留学						
(26 年度)   (関連:Ⅲ	生会から推薦された留学生を毎年3名(大   学院レベル2名, 学部レベル1名)計30名を						
	受入れ、本拠出金を以て、留学生の対日理						
	一般と我が国との友好関係増進を図るため、						
	様々な日本文化体験行事、我が国市民との						
	交流事業等を実施する。						
	こうした取組は、将来我が国とASEAN諸国						
	間の友好協力関係の中核的担い手となる親						
	日家、知日家の養成に寄与するとともに、						
	ASEAN各国の帰国留学生会が、自ら本交流事						
	業に参加する次世代の留学生を選出するこ						
	とで、日本とのつながりが維持され、帰国						
	留学生会を活性化する上で重要である。			070			011
関税協力理	WCOは、各国の税関制度の調和・統一、国	—	—	870	0	0	211
事会(世界税	際協力推進を実施している機構。南西・東			(870)	(0)		
関機構:WCO) 拠出金(任意	南アジア地域の税関当局等を対象に, 陸,   海, 空の各国境における旅客, 貨物のセキ						
拠田金 (1日息   拠出金)	ー海、空の谷国境における旅客、員初のセキ ーユリティ強化を含む、テロ対策能力の向上						
(28 年度)	「エリアイ強化を含む、アロ対象能力の向上」						
(関連:Ⅱ-	本拠出はアジア地域における国際テロ・						
1)	国際組織犯罪対策を促進するものであり、						
	我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。						
国際刑事警	ICP0は、190か国・地域が加盟し、国際犯	_	_	132	132	0	212
察機構	罪及び国際犯罪者に関する情報の収集,交			(132)	(132)		
(ICPO) 拠出	換等を実施。盗難・紛失旅券等に関するデ						

金 (任意拠出 金) (28 年度) (関連:Ⅱ- 1)	ータベースを保有。外国人テロ戦闘員 (FTF) の移動を防止するため, 法執行機関職員等 の訓練, インターポールのデータベースの 活用等を図る。 本拠出はアジア地域における国際テロの 防止を図るものであり, 我が国国民の安全						
国際連合テ ロ対策委員 会執行事務 局 (CTED) 拠 出金(任意拠 出金) (28 年度) (関連: II- 1)	<ul> <li>16年、国連加盟国のテロ対策履行状況を監視するため、安保理の下に設置された機関。</li> <li>主に、以下の活動を行っている。</li> <li>1 国連安保理決議1373号(13年)、同第 1642号(17年)などの履行状況の監視</li> <li>2 各国のテロ対処能力向上支援の促進</li> </ul>	_		36 (36)	33 (33)	0	213
国際連合女	主義に対処するものであり、テロの防止、 我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。 UN Womenは、女性の地位向上とジェンダ	_		823	880	0	214
性機関(UN Women)拠出 金(任意拠出 金) (28 年度) (関連:Ⅱ- 1)	一平等の社会実現のための基盤作りを支援。内戦・紛争や暴力的過激主義の影響を受け、社会的に弱い立場にある女性の保護、自立支援等を実施している機関。強靭なコミュニティ作りにおける女性の役割に着目し、急進化、暴力的過激化の防止を図る。本拠出はアジア地域における暴力的過激主義対策に女性のエンパワメントの視点から寄与するものであり、テロを防止し、我が国国民の安全の確保と繁栄に資する。			(823)	(880)		
国際連合開 発計画 (UNDP)拠出 金(任意拠出 金) (28年度) (関連:Ⅱ- 1)		_	_	406 (406)	957 (957)	0	215
包括的核実 験禁止備委 員会拠定 (28 年度) (関連:Ⅱ- 1)	包括的核実験禁止条約(CTBT)は、地下を 含むいかなる場所においても核兵器の実験 的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する 条約であり、同条約の履行を確保するため に、核実験検証制度を条約発効までに準備 しておく必要がある。本拠出金は、北朝鮮 等による核実験を精確に検知する体制を強 化するため、包括的核実験禁止条約機関に 対して、追加的に拠出を行うもの。具体的 には、核実験の検知に必要な可搬式希ガス 観測装置の整備・通常時の放射性キセノン 観測を実施及び核実験時のデータ解析・評 価を迅速化するためのソフトウェア開発等 に充てられる。 CTBTOを通じた条約発効のための我が国			291 (291)	0 (0)	0	216

	の貢献は、発効の促進に寄与するとともに、						
	我が国が検証制度の整備に係る審議を主導						
	的に進める上で重要である。						
持続的な和	本拠出金は、国連事務総長特使事務所が	—	_	120	0	0	217
平に向けた	イエメンの政権移行期に女性の政治プロセ			(0)	(0)		
女性のリー	ス参画、安全保障等を推進するための活動						
ダーシップ	に使用されている。						
(28年度)	本拠出は、情勢が悪化するイエメンの和						
(関連: I —	平・政治プロセスへの女性参画支援を通じ						
5)	て、イエメン及び中東地域の安定化を促進						
	し、国際社会の平和に寄与するものである。						
国際連合軍	本拠出金は、安保理決議1540の履行状況	_	_	123	0	0	218
縮会議等拠	の監視等を行う1540委員会(我が国を含む			(123)	(0)	-	
出金(グロー	安保理理事国から構成)が同決議の履行強			(120)	(0)		
バル及び地							
域的な軍縮							
の信託基金							
拠出金)	本拠出金によって大量破壊兵器等の拡散						
(28年度)	防止のための取組を行うことで、我が国及						
(関連:Ⅱ-	び太平洋地域を始め国際社会全体の不拡散						
1)	の推進に寄与し、平和と安全の確保に貢献						
	する。						
国際機関幹	国際機関における日本人幹部職員の存在	—	—	—	101	137	219
部職員増強	は、我が国が人的貢献の面でも国際社会の				(101)		
拠出金	諸課題への取組に寄与していることを示す						
(29 年度)	「日本の顔」。本拠出金は、そのような日						
(関連:Ⅱ-	本人国際機関幹部職員の増強を目的として						
1)	いる。						
	本拠出金により、国際機関の中堅・幹部						
	レベルポストに優秀な日本人職員を派遣						
	し、同職員が、当該機関において日本がイ						
	ニシアティブを発揮しようとする課題への						
	取組を効果的に推進するとともに、日本と						
	の橋渡し役としての役割を果たすことによ						
	り、国際貢献と我が国の国益の双方を実現						
	することに寄与する。						
化学兵器禁	シリアでの化学兵器使用の責任者特定調	_	_	_	100	0	220
止機関	査を行う化学兵器禁止機関(OPCW)と国連				(100)	J	
					(100)		
共同調査メ	Investigative Mechanism)の活動を支援す						
	acとにより、シリア化学兵器使用の責任						
フ ニ ヘ ム (JIM) 拠出金	の所在が明らかになり、今後の化学兵器使						
(3111) 拠出並 (29 年度)	用を抑止する効果も期待される。これを通						
1)	シリア社会に安定をもたらす。						
	中東地域の安定は、国際社会における重						
	要課題であり、当該地域での重要な調査活						
	動を行っているJIMに対し支援を行うこと						
	で、積極的平和主義を掲げる我が国が、安						
	全保障理事会及び他の大型外交舞台におい						
	て、我が国による国際の平和と安全への貢						
	献を発信することが可能となる。						
国連総会議					6	6	221

		1					
長信託基金	成される国連の主たる審議機関である。国				(6)		
拠出金	連総会議長は、国連総会を代表するポスト						
(29 年度)	であり、総会の議事を取り仕切る他、国連						
(関連:Ⅱ-	総会におけるハイレベルテーマ別討論等の						
1)	開催や国連が取り組むアジェンダ推進のた						
	めの各国政府要人との協議等を行ってい						
	る。						
	国連総会議長信託基金は、国連総会議長						
	の主たる活動資金であり、本拠出金への拠						
	出を通じ、国連総会議長との関係を強化す						
	るとともに、国連における我が国の地位を						
	向上させ、我が国の国益と国際社会共通の						
	利益に資するより望ましい国連の実現に貢						
	献する。						
国際連合平	本拠出金は、「国際連合平和維持活動局信	—	—	_	4, 500	0	222
和維持活動	託基金」への拠出を通じ、国連PKOに参加す				(4, 500)		
局信託基金	る国の要員の能力構築支援に充てられる。						
拠出金	本拠出を通じ、インド太平洋域内の要員						
(29 年度)	派遣国を対象として、施設要員に対する重						
(関連:Ⅱ-	機操作訓練を支援し、施設分野の能力向上						
1)	を目指すとともに、派遣前の各国医療関係						
	者に対する医療のシミュレーション訓練を						
	支援し、医療分野の能力向上を図る。						
児童に対す	本拠出金は、「児童に対する暴力撲滅基	_	_	_	650	0	223
る暴力撲滅	金」への拠出を通じ、紛争等により近年人				(650)		
基金拠出金	道状況が悪化し、児童に対する保護が緊急						
(29 年度)	的に必要とされている地域における児童の						
(関連:Ⅱ-	保護に充てられる。						
1)	本拠出を通じ、児童の保護に貢献し、国						
	際社会における人権の保護・促進のための						
	国際協力の推進に寄与する。						
武器貿易条	通常兵器の不正な取引を防止することを	_	_	_	330	0	224
約(ATT)任	目的とした本条約の実施、特に、条約によ				(330)		
意信託基金							
拠出金	度・体制の整備や通常兵器の流用防止等に						
(29 年度)	ついて、締約国及び条約締結を前提とした						
(関連:Ⅱ-	非締約国における国内制度整備や当局者の						
1)	能力強化を実施する。						
	本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾						
	向にあるアジアや中東の諸地域において						
	通常兵器の国際的な適切な移転により地域						
	と国際の平和と安定への寄与を目指すATT						
	の締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促						
	進することは、我が国を取りまく安全保障						
	環境の改善に繋がる。						
国連軍縮部	北朝鮮の大量破壊兵器(生物化学兵器)		_	_	169	0	225
拠出金	は我が国及び国際社会にとって重要な課題				(169)	v	-20
(29 年度)	であり、この課題に対応するため、国連軍				(100)		
(関連:Ⅱ-	縮部に拠出し、国際的な対応強化を図る事						
1)	業を実施する経費に充てられる。						
	本拠出を通じて、我が国は、東南アジア						
	諸国や太平洋地域における能力強化、生物						
	11日(ベイノー) 攻撃時における国連機関間の連携, 生物兵						
	及事時にありる国建協員前の建設。 器使用時の国際的調査メカニズムの効果的						

な 違用の強化などのプロジェクトを実施 し、我や国政の関助と会交会保障の確保 に寄与する。 また、遺存実器の輸出入管理体制が能弱 なサプサハラ・アフリカ地域を中心とする 諸国への支援や注意家主体による大量破壊 発掘は数にの提為からの当時の発見の作力 強化のための支援を行う。これにより、サ プサプサハラ・アフリカ地域を中心とする 諸国への支援や注意家主体による大量破壊 ス部を担から見まからる当時の発見のでいた。 強化のための支援を行う。これにより、サ プサ、フ・アフリカ地域において、通切な 武部管理が支援することで、我が国を取り 志く安全保障環境の改善に発がる。 国運動的た 置流気系列を固定時かな取引に取する透明性 世界の支援に大を確認し、条糸の実効的な 男能となり着に自己に執行と実体料の関発日 し、タ糸の支援にたて、もの気器発見からかす、 現としての稀か風音楽語やあり加速者のでしたた。 り、多くのな見と経験を有する国連開発計 こんかの支援を有する国連開発計 こんかの支援を有する国連開発計 こんかの大地球目会差導の予約になけれる。 本件提出により、近年式器発見が広大傾 にあるアジアや中東の諸地域において、 通常気器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の終知道の拡大し、いつ同気条約の使行が促 進することは、我が国を取りもく安全保障 遅度の数者によりが回撃強いたいで、 通常気器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の終知道の拡大し、いつ同気条約の使行が促 進することは、我が国を取りもく安全保障 理影の研究と実材がる。 日 「こあるアジアや中東の諸地域において、 部の主要的なな認識のたか の特徴を防止、実滅でして、力の伝が成本 の特徴を防止、実滅でして、この の特徴を防止、実滅でることは、我が国を取りまた。 このえ、次の活動を行う、①国家の武器管 こんえ、次の活動を行う、①国家の武器管 こんをデジアや中東の諸地域において、 国際通券研究と実物に式器管 この表示、次の活動を行う、①国家の武器管 この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この この	r			r				
「高与する。 また、満年実認の輸出入管理体制が能弱 なサプサハラ、アフリカ地域を中心とする 諸国への支援や時国家主体にとな大量破壊 兵器拡散防止の戦加ちの当時期員の削力 強化のための支援を行う。これにより、サ プサハラ・アフリカ地域において、適切な 武警管理が支援することで、お灯雪を取り まく安全保健環境の改適に繋がる。 国連関始者 画部供助金 電理理論ので満たなを確認し、条約の実効的な 行動達:III 20年度)         -         -         -         30         0         226           国連開発者 画部出血 20単型的 電源により、近年式器異気が広大城 向にあるアジアや中東の諸地域によりし城 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の線が調か加たしたり、近年式器異気が広大城 向にあるアジアや中東の諸地域によいて、 通常兵器の回脳的な遊伝が強なた意た。 すり、そくの知見と観念を有する理趣開発計 画 (MDP)が本規出金を運用する。 本件規ULIにより、近年式器異気が広大城 向にあるアジアや中東の諸地域によいて、 通常兵器の回脳的な遊伝が認知により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の線が調か加たし、かつ同条約の庭行が促 達することは、我が国客な助とく安全保健 環境の改善により、近年式器異気が広大城 向にあるアジアや中東の諸地域にためて、 非国家主体の覚装里IIII」は考示正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国客 取りまく安全保健環境の改善にためで な証拠及び能力向上を支援する。 ************************************								
また: 温徳実経の輸出入管理体制が領導 なサプサハラ・アフリカ地域を中心とする 諸国への支援や拝国支主体による大量破壊 兵器拡散防止の製点からの当局減負の能力 強化のための支援を行う。これにより、サ ブサハラ・アフリカ地域において、適切な 武器管理が浸透することで、我が国を取り く安全保健理境の改善に支援がる。         -         -         0         226           国連商費計 画搬出金 (29 年度)         道常兵器の国際的な御羽に関する張明性 を確保するための武器貿易条約の運用及び 各国の実施に決定を確認し、条約の運用及び 各国の実施に決意を確認し、条約の運用及び 各国の実施に決定を構築して当たから 実施と条約電温化に向けた条約線和のど 各国の実施に決意を描述し、かれの実効的な 場上しての稀朴国会猛等の参加経費の支援 に充てられる、対象と運用する。 本件使地により、近年武器党務が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 道常兵器の回聴的な道切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すれTT の締約国がなたし、かつ同条約の展行が促 道することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に築がる。         -         -         -         4         0         227           調算事間 (MPD)が未要知ら支定の等うを目指すれTT の締約国がなたし、かつ同条約の展行が促 道することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に築いる、 本件機助により、近年武器党系が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 書することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に築いる、 本件機助により、近年武器党系が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、実滅することは、我が国を し、サブチャンラ、アフリカ地域の政策な差別なる。         -         -         -         4         0         227           ジュキン (関連: III)         ジュキスをな の保障        -         -         -         -         -         4         0         227           ジュキン (関連: III)         ・         ・         -         -         -         -         -        4         0        221           ジョン (関連 IIII)         ・         ・         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -        -       -       -       -       シント・ギャン ・シスーン「の健康ないたいないたるいて、 (国事は								
ロ道理解合計								
諸国への支援や非国家主体による大量破壊 兵器拡散防止の観点からの当局職員の能力 強化のための支援を行う。これにより、サ ブサハラ・アフリカ地域において、適切な 武器管理が浸透することで、我が国を取り えく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         30         0         226           国連開発計 画測出金         遵常兵器の国際的な取つ目に関する透明性 各個の実施状況を確認し、条約の実用及び 各留の実施状況を確認し、条約の実用及び 各留の実施状況を確認し、条約の実用及び 各留の実施状況を確認し、条約の実用及び 各留の実施状況を確認し、条約の実動的な 調査を約前者出して同けた条約終期回や日 事業を条約普量化に同けた条約終期回や日 り、多くの知見と経験を行うる国連開発計 画(MDP)が本拠出金を運用する。 本件物型により、近年武器貿易が拡大傾 にあるアジアや申取の活動な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の純料回が拡大し、かつ同条約の履行が促 達することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           国連車縮研 要研機出出金り、近年式器貿易が拡大傾 向にあるアジアや申取の活動でな読をなって 調査兵器の調整的な消費を含むとます、金 本件型出により、近年式器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中取の活動地域において、 海国家資産の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           ジュネーブ 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         4         0         227           「日本         要評家会合やセミナー等の開催を通じ、 の料組の・手続き・実際的な指置を特定する。 本件型出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや申取の活動地域において、 海取力量を設定したまるアジアや申取の活動地域において、 海取力量を設定したる来の読券を可したまするとは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         55         0         228           ジュネーブ の情報の次差に見ている保留のでなえる 、次の活動を行う。(1)国家の武器管 ロウービス。         -         -         -         -         -         -         -         -         228           ジュネーゴ の間開発         -        -        -        -        -        -        -           ジュネーブ の数素を引いたしたいたいたまるがなしていたい のなた場合い支援をしいたいたいた								
兵器拡散防止の親点からの当局職員の能力 強化のための支援を行う。これにより、ヴ プサハラ・アフリか地域において、適切な 武器管理が浸透することで、我が国を取り まく安全保障環境の改善に築がる。         -         -         -         -         30         0         226           国連開発計 画測出金 (関連:III)         通常兵器の国際的な取りに関する透明性 名信の実施パスを確認し、条約の実効的な 実施と条約書量化に向けた条約締然国や任 素で参加する非線約国との間では議差行う またいのの影響の強い医を加速されたに り、多くの知見と経験を有する国連開発計 目、体別の方体測出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 適常兵器の国際的な通りに利本の速にあた り、多くの知見と経験を有する国連開発計 環境の空新に支がな。         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -        -        -        -      <								
強化のための支援を行う。これにより、サ ブサバラ・アフリカ地域において、適切な 調整=当が浸透することで、我が国を取り まく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         30         0         226           国連開発社 画脱出金 を確保するための武器質気条約の運用及び (29年度)         -         -         -         30         0         226           (30)           -         -         -         -         30         0         226           (30)            -         -         -         -         30         0         226           (31)            -         -         -         -         -         30         0         226           (1)             -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -								
プサハラ・アフリカ地域において、適切な 武器管理が浸透することで、我が国を取り まく安全保障環境の改善に装がる。         -         -         -         30         0         226           国連開発計 画拠出金         道準兵器の国際的な取引に関する透明性 そ確保するための武器貿易条約の運用及び         -         -         -         -         30         0         226           (29 年度)         英語と糸約部屋急に向けた条約納約国や任 第で参加する非納利国会議令の訴が経費の支援 に充てられる。対象国・団体の透空にあた り、多くの知見と経験をする回転第加経費の支援 に充てられる。対象国・団体の透空にあた り、多くの知見と経験をする国連開発計 国(MPD)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 適定することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           国連軍離解 原理事解研 家告令やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の設策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの伝護のため (関連:III)         -         -         -         4         0         227           家部の設立の記念ない方式を実際的な道に支援を定く保障 環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           マジアロナの加減の設策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの伝護のため (関連:III)         -         -         -         -         4         0         227           ジュネーブ 国際開発研 文大学院院 (開達:IIII)         ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 い方状を支援の設定大会な(認知会)         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -        -         -								
武器管理が浸透することで、我が国を取り よく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         30         0         226           国連開発出 (29年度)         透濯兵器の回際から取引に関する透明性 天施と失約調査量化に向けた条約締約国や任 意で参加する非条約回上の間で協議を行う 場としての締約国会議等の参加経費の支援 に充てられる。対象国・団体の選定にあた り、多くの知見と経験を有する国連開発計 面(MDOP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器質易が拡大傾 向にあるアジアや中環の諸地域において、 通常兵器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への募多を目指すATT の終約国が拡大し、かつ同条約回程行が促 望することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に気がる。         -         -         4         0         227           国連軍縮研 家内の改組会 (関連 III)         -         -         -         -         4         0         227           家所出出金 (29年度)         専門家会合やモラナー等の開催を通じ、 中軍、北アフリカ地域の政策定定発及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため の枠組み・手続き・実際的な措置を特定する 入知識及び相応力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器質易が拡大傾 向にあるアジアや中理の諸地域において、 非国家主体の武器集団に対する不正式武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           ジュネーフ (関連 III)         ジュネーフリの構成の成式実置の方法大傾 向にあるアジアや中理の諸地域において、 非国家主体の式業毎回に対する不正式設計 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         4         0         228           ジュネーアリガレッジト、キャンフが赤、 にな、次の話を行うう。 (国際 III つ)         ジュネームの優先長順位 中国総の策定支援。(2)武器管理によける特定の課題に 同力する技術的支援。(3)専門家による照会会 口サービス。 本機型ULにより、近年武器質易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 適 取りましたり、近年武器質易が拡大傾向 にあるアジアやロ東の離地域において、 市 取りまく安全保護環境の改善に対が回覧を 回覧の部 のな議警管理によける特定の課題 によの服務会 ロサービス。 本 現当員のの光電関するこよび、 アレービス。 本 現当員ののたましたり、 のの優美の 日間でもは特徴の支援。(3)運行関する国連 「つ)        -        -        -        -       -       -       -       228								
まく安全保障環境の改善に繋がる。								
国連開発計         通常兵器の国際的な取引に関する透明性         -         -         -         30         0         226           (30)         名回の実施に決定裕認し、余約の実効的な 実施と条約音量化に向けた条約締約国な 実施と条約音量化に向けた条約締約国な またてられる。対象国・団体の選定にあた り、多くの知見と総整を有する国連開発計 画(IMDP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 通常兵器の国際的な適切な秘証とよりせ城 と国際の平和と安定への寄与を目前すれTT の締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促 進することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           国連軍縮研 案所拠出金         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 影者に対し、武器流出リスクの低減のため の枠組み・手続き・実際的な指置を特定す 3の減数(応防力にたまく現着な)、 の枠組み・手続きを支援する。 本件拠出により、近常批器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装庫団に対する不正な武器 の移転を防止、挑減することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           (調査: II – 1)         の料益み・手続き・実際的な指置を特定す 3の編載のびたう。 アフリカ諸国からの要式 にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装でえたし、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -        -        -         -        -         -        -        -        -         -        -         - <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>								
画拠出金 (29年度)         を確保するための武器貿易条約の運用及び 各国の実施状況を確認し、条約の実効的な 名国の実施状況を確認し、条約の実効的な 意で参加する非綿約国との間で協議を行う 場としての綿約国会議等の参加経費の支援 に充てられる。対象面「田代功選定にあた」 り、多くの知見と経験を有する国連開発計 面(MDP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 通常見部の和と安定への寄与を目指すATT の綿納国が拡大し、かつ同条約の履行が促 進考ることは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に見がる。         (30)         4         4         0         227           国連軍縮研 学防測出金 (1)         専門家会合やミラー等の開催を通じ、 中東・北アフリ力地域の政策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため 向にあるアジアや中東の諸地域において、 連常家なが高に見かたと大切合いためで立案者及び実 務者に対し、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する正な武器 の移転を防止、携業がることは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           国際開発研究会社でミテー等の開催を通じ、 中市・北アフリカ地域の政策立案者及び実 務者に対し、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する正な武器 の移転を防止、携業することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         228           「開達:III」         ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管理におする形な武器 の移転を防止、携帯な所的支援、Q調器管理における特定の課題に 同力、大人体力・アン分析、二、工人の優先順位付 いたるアジアや中東の諸地域において、適 取りま様のの決定支援、Q調器管理における特定の課題に 同力、古法術的対策(Q電門際によないのなど) を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         70         0         228           国際原本自 取りま様ののより、近年で効果貿の改善に繋がる。         ロサービス、 本検出により、近年武器貿易のが拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、商 取りま様のの決定支援、Q調器管理における特定の課題は たいて、近時の支援         -         -        -        70         0        228           国際時発生        レー        -        -        -        -        70         0         228           関際時名        和学学・中立的な立場かの       -       -		まく安全保障環境の改善に繋がる。						
(29 年度)       各国の実施状況を確認し、条約の実効的な 実施と条約普遍化に向けた条約締約回や任 意で参加する非終約国会議等の参加経費の支援 に充てられる。対象国・団体の選定にあた。 り、多くの知見と経験を有する国連開発計 面(MNDP が本規出金を運用する。 本件根拠により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 通常兵器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の終約国が拡大し、かつ同条約の履行が促 違することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。       -       -       -       4       0       227            国連單範研 受所例出金 (29 年度)       専門家会会やセミナー等の開催を通じ、 学家所般出金 (29 年度)       -       -       -       -       4       0       227            「はすごっていためう力」と変異的な苦症をなっていためいため、 定することは、我が国を取りまく安全保障 取りためたかしたを支援する。 本件規出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       -       4       0       227         ジュネーブ 国際開発研 変大学院拠 し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 (29 年度)       ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 国物の発電では、4002SS)       -       -       -       -       55       0       228         ジュキッブ国際的を定めてセスメ 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       -       -       -       -       -       27         1)       ・       ・       ・       ・       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -	国連開発計	通常兵器の国際的な取引に関する透明性	—	—	—		0	226
(関連:II- 1)         実施と条約普遍化に向けた条約締約国や在 意で参加する非綿約国との間で値議を行う 場としての締約国会議等の参加経費の支援 に充てられる。対象国・団体の選定にあた り、多くの知見と経験を有する国連開発計 面(IMOP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 通常兵器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目前すATT の綿約国が拡大し、かつ同条約の履行が促 進することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           国連軍縮研 究所拠出金 (29年度)         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため の枠組み・手続き・実際的な措置を特定する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           ジュネーブ 1)         ジュネーブ 参加表スプロ学校中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         4         0         227           「関連:II- 1)         ジュネーブ 参加まながの武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取り拡大優、(3)式器管理に対する不正な武器 のな武器管理における特定の限題に 関する技術的支援。④専門家による照然容 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 適切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         70         0         228           国際連合科 物による 加りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -        -        70        0        229            加まり、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 和りまなのとしまは半等的、中立的な立場から         -         -         -         70         0         229               加まな会全保障理力の改善のな当家がらる。         -        -         -       <	画拠出金	を確保するための武器貿易条約の運用及び				(30)		
<ul> <li>1) 意で参加する非綿約国との間で協議を行う 場としての綿約国会議等の参加経費の支援 に充てられる。対象国・団体の選定にあた。 り、多くの知見と経験を有する国動開発計 面(MOP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 通常兵器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指す加T の綿約国が拡大し、かつ高身糸の履行が促 進することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。</li> <li>国連軍縮研 専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 一 一 一 4 0 227</li> <li>(4) 第一次の批判のより、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 の裕和み・手続き・実際的な措置を特定す る知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。</li> <li>ジュネーゴ 国際開発研究大学院に武器管 一 一 一 55 0 228</li> <li>(4) ジュネーゴ</li> <li>ジュネーゴとな子系が高いて、 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。</li> <li>(55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (55) (</li></ul>	(29 年度)	各国の実施状況を確認し、条約の実効的な						
場としての締約国会議等の参加経費の支援 に充てられる。対象国・団体の選定にあた・ り、多くの知見と経験を有する国連開発計 面(MDP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 遵常の改善に繋がる。         -         -         -         -         4         0         227           国連軍縮研 変防物出金 (29 年度)         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 資場の改善に繋がる。         -         -         -         -         4         0         227           (39 年度)         の枠組分・手続き・実際的な措置を特定す る知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転老防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           ジュネーブ 国際開発研 究大学院院担 出金         ジュネーブ国際開發研究大学院に武器管 理能力評価支援システム (ACCESS) を構築 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 理能の策定支援。②武器管理における特定の課題に いたえ。次の活動を行う。①国家の武器管 ロサービス。 本規出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の活地域において、適 切な武器管理が珍淡することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         70         0         229           国際連合科 初はにより、環境への影響等を調査・研究         -         -         -         -         -         -         70         229	(関連:Ⅱ-	実施と条約普遍化に向けた条約締約国や任						
IC充てられる。対象国・団体の選定にあた り、多くの知見と経験を有する国連開発計 画(MDP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 通常兵器の国際的な通切な移起により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の締約組み拡大し、かつ同条約の履行が促 進することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           変所般出金 (29 年度)         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 の総約却の放棄立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため の教話力の出生支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           ジュネーブ         ジュネーブ 国際開発研 究大学院拠 し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 理戦約の策定支援。②武器管理のアセスメ ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付 1)         -         -         -         55         0         228           国際連査科 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善によびて、 適切な武器管理によおしたきの課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本規出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 適切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         70         0         229         229           国際連合科 初始により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 適切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         70         0         229         229        70        229        70        229        70        70         229        70        70         70         70         70         70         70         70         70         70         70        70         70        70        70       70	1)	意で参加する非締約国との間で協議を行う						
り、多くの知見と経験を有する国連開発計 面(MDP)が体拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 通常兵器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATI の純料面が拡大し、かつ同条約の履行が促 進することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227                四連軍縮研 茨所燃出金 (29 年度) (29 年度) で表し、武器流出リスクの低減のため (関連:II- 1)             ろ知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 アメ学院説、し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 (出金) に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 空9 年度) 理能力評価支援システム(ACXSS)を構築 では、ガンデアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 ア、大学院説 ロー 「に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 空9 年度) (以 ・ サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 (1)             ビーにたえ、次の活動を行う。①国家の武器管 空9 年度) 理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ アンド、キャップ分析、ニーズの優先順位付 1)             ドレ、ガレデアジリカ諸国からの要請 (29 年度) 理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ 「財する援術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本別出により、近年武器貿易が拡大傾向 (市しあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         228                四時開発研究大学院に このえ、次の活動を行う。①国家の武器管 空のアセスメ アンド、キャップ分析、ニーズの優先順位付 1)             い近年武器貿易が拡大傾向 (こあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境的改善に繋がる。         -         -         -         -         -         -         -         228               「初な武器管理が浸透することは、我が国を 1)		場としての締約国会議等の参加経費の支援						
画 (MOP)が本拠出金を運用する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 道楽兵器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促 達することは、我が国を取りまく安全保障 現境の改善に繋がる。               ー             ー		に充てられる。対象国・団体の選定にあた						
本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、通常兵器の国際的な適切な移転により地域と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           国連軍縮研究時代のしたの寄与を目指すATT の締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         4         0         227           家所検出金         中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実務者に対し、武器流出リスクの低減のための         -         -         -         -         4         0         227           (別連 : II- 1)         の枠組み・手続き・実際的な措置を特定する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         4         0         228           ジュネーブ 国際開発研 セリュジスやつブ国際開発研究大学院に武器管 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 (29 年度)         ジュネーブ国際開発研究大学院に使力る特定の課題に 同する技術的支援。③専門家による照会窓 ロサービス。         -         -         -         -         55         0         228           国際 満く描的支援。③ 武器管理における特定の課題に 同する技術的支援。③専門家による照会窓 ロサービス。         シト、ギャップ分析、ニーズの優先順位付 1         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -        -        -        -        -		り、多くの知見と経験を有する国連開発計						
前にあるアジアや中東の諸地域において、 通常兵器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促 進することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           国連軍縮研 究所拠出金 (29 年度)         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため の枠組み・手続き・実際的な措置を特定す の本相知・手続き・実際的な措置を特定す の本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にもあアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         227           ジュネーブ国際開発研究大学院地 出金 (29 年度)         ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         55         0         228           「開際開発研 究大学院地 出金 (29 年度)         ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管理のマセスメ の活動を行う。(1国家の武器管 ロケービス。 本規出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理により、手にす器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         70         0         229           国際連合科 判判法会員会約         HIV学時、中立の均な近場から 、数約線の人・環境への影響を調査・研究         -         -         -         -         70         0         229		画 (UNDP)が本拠出金を運用する。						
通常兵器の国際的な適切な移転により地域 と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の締約国が拡大し、かつ同条約の履行が促 進することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         ー         ー         ー         4         0         227           国連軍縮研 (29 年度)         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 汚所拠出金         ー         一         一         一         4         0         227           第間調査         約本に対し、武器流出リスクの低減のため (関連:II-         の枠組み・手続き・実際的な措置を特定す 3知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         ー         一         一         4         0         228           国際開発研 20. サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。②武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。③専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         一         一         一         70         0         229           国際連合科 別数出金         MNSCEAR (原子放射線の影響を調査・研究         一         一         一         一         一         70         0         229		本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾						
と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の綿約国が拡大し、かつ同条約の履行が促 達することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         ー         ー         ー         4         0         227           国連軍縮研 究所拠出金         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため (関連:II- 1)         ー         -         -         -         4         0         227           (1)         約職及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器気が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の敬範を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         4         0         228           ジュネーブ 国際開発研 た党にえ、次の活動を行う。(国家の武器管理のアセスメ (関連:II- 1)         ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 ロサービス。、 本規出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 海町な技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 適切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         55         0         228           国際連合科 別知出金         UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連 取りまく安全会保障環境のの支援にないない場方る)         -         -         -         70         0         229           国際連合科 別规出金         MNKOA、環境への影響を調査・研究         -         -         -         70         0         229		向にあるアジアや中東の諸地域において、						
と国際の平和と安定への寄与を目指すATT の綿約国が拡大し、かつ同条約の履行が促 進することは、我が国を取りまく安全保障 環境の改善に繋がる。         ー         ー         ー         4         0         227           国連軍縮研 究所拠出金         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため (関連:II- 1)         ー         一         一         一         4         0         227           (加速及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の敬転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         一         一         一         55         0         228           ジュネーブ 国際開発研 た学院処 (関連:II- 1)         ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 ロサニビス。 次の活動を行う。(国家の武器管理のアセスメ に応え、次の活動を行う。(国家の武器管 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 海切な武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 適切な武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、 適切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         一         一         一         70         0         229           国際連合科 判判処出金         WINSCEAR (原子放射線の影響に関する国連         一         一         一         一         70         0         229								
の綿納国が拡大し、かつ同条約の履行が促進することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         - <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>								
進することは、我が国を取りまく安全保障         二         二         二         4         0         227           国連軍縮研         専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 次の規出金         -         -         -         -         4         0         227           (29 年度)         務者に対し、武器流出リスクの低減のため (関連:II- 1)         の枠組み・手続き・実際的な措置を特定す る知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         4         0         228           ジュネーブ         ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         -         -         -         -         55         0         228           国際開発研 究大学院拠         し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 出金         こに忘え、次の活動を行う。①国家の武器管 理の方法支援。②武器管理のアセスメ         -         -         -         -         55         0         228           国際開発研 究大学院拠         し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 理の方支援。③武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -								
環境の改善に繋がる。         一         一         一         4         0         227           第所観出金         中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため の枠組み・手続き・実際的な措置を特定す 3 気減酸及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         一         一         一         4         0         227           ジュネーブ         ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         一         一         一         一         55         0         228           夏際開発研 変大学院拠 出金         し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管 軍戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付 1)         一         一         一         一         55         0         228           国際開発研 度の支援、領域         三         理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ ント、ギャップ分析         二         二         「         「         「         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         1         <								
国連軍縮研       専門家会合やセミナー等の開催を通じ、 中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため の枠組み・手続き・実際的な措置を特定す る知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       4       0       227         ジュネーブ       ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       -       -       4       0       228         「関際開発研 空化学定)       ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 の移転を防止、実滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       -       55       0       228         「国際開発研 空化字定)       ビ、ガブサハラ・アフリカ諸国からの要請 出金       1、       -       -       -       -       55       0       228         「国際市工」       ・       ・       ・       ・       ・       -       -       -       55       0       228         「該方」       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       218       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       228       ・      ・       ・       ・       ・       1       ・       ・       218       ・       ・       1       ・       ・       1       ・       ・								
究所拠出金 (29 年度)       中東・北アフリカ地域の政策立案者及び実 務者に対し、武器流出リスクの低減のため の枠組み・手続き・実際的な措置を特定す る知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾 向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       (4)       (4)         ジュネーブ       ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       55       0       228         国際開発研 理能力評価支援システム (ACCESS) を構築 た、次の活動を行う。① 国家の武器管 理に応え、次の活動を行う。① 国家の武器管 (29 年度)       -       -       -       55       0       228         [限連:II- 1)       ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付 け支援。③武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       70       0       229         国際連合科 学委員会特       科学委員会(成科学的・中立的な立場から 放射線の人・環境への影響を調査・研究       -       -       -       -       70       0       229	国連軍縮研		_	_	_	4	0	227
(29 年度)       務者に対し、武器流出リスクの低減のための枠組み・手続き・実際的な措置を特定する、本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、非国家主体の武装集団に対する不正な武器の移転を防止、撲滅することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       55       0       228         ジュネーブ       ジュネーブ国際開発研究大学院した。       ビボンゴ国際開発研究大学院に武器管       -       -       -       -       55       0       228         国際開発研究大学院拠し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請       レ、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請       -       -       -       55       0       228         (関連:II-)       ジュネーブ国際開発研究大学院拠し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請       -       -       -       55       0       228         (関連:II-)       サブサハラ・アフリカ諸国からの要請       -       -       -       -       55       0       228         (関連:II-)       レ、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -						•	, i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	/
<ul> <li>(関連:Ⅱ- 1)</li> <li>の枠組み・手続き・実際的な措置を特定す る知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。</li> <li>ジュネーブ</li> <li>ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管</li> <li>-</li> <li>-</li> <li>-</li> <li>-</li> <li>55</li> <li>0</li> <li>228</li> <li>ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管</li> <li>-</li> <li>-</li> <li>-</li> <li>55</li> <li>0</li> <li>228</li> <li>(55)</li> <li>228</li> <li>(55)</li> <li>(55)</li> <li>228</li> <li>(55)</li> <li>(55)</li> <li>228</li> <li>(55)</li> <li>(55)</li></ul>						~~~		
<ul> <li>1) る知識及び能力向上を支援する。 本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。</li> <li>ジュネーブ</li> <li>ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 55 0 228</li> <li>国際開発研理能力評価支援システム (ACCESS)を構築 究大学院拠し、サブサハラ・アフリ力諸国からの要請 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管</li> <li>(29 年度)</li> <li>理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ</li> <li>ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付 1)</li> <li>バ支援。③武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。</li> <li>国際連合科</li> <li>UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連</li> <li>ー 70 0 229</li> <li>(70)</li> </ul>								
本件拠出により、近年武器貿易が拡大傾向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。ーーーー5500228ジュネーブ 写た、学院拠 (別車・1中の方の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の								
向にあるアジアや中東の諸地域において、 非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       55       0       228         ジュネーブ       ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管       -       -       -       55       0       228         国際開発研       理能力評価支援システム (ACCESS)を構築       -       -       -       -       55       0       228         国際開発研       理能力評価支援システム (ACCESS)を構築       -       -       -       -       -       55       0       228         国際開発研       理能力評価支援システム (ACCESS)を構築       -       -       -       -       -       55       0       228         国際開発研       理範的策定支援。②武器管理のアセスメ       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -	.,							
非国家主体の武装集団に対する不正な武器 の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       -       -       -       -       55       0       228         ジュネーブ       ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管 理能力評価支援システム (ACCESS)を構築 究大学院拠       -       -       -       -       55       0       228         国際開発研 理念の活動を行う。①目家の武器管 (29 年度)       し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請 日本の労策定支援。②武器管理のアセスメ シト、ギャップ分析、ニーズの優先順位付 1)       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -								
の移転を防止、撲滅することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
ジュネーブ       ジュネーブ国際開発研究大学院に武器管       -       -       -       55       0       228         国際開発研       理能力評価支援システム(ACCESS)を構築       し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請       (55)       (55)       (55)       0       228         文大学院拠       し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請       に応え、次の活動を行う。①国家の武器管       (55)       (55)       (55)       0       228         (関連:II-       コー       ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       1       ・       1       ・       1       ・       1       ・       1       1       1       1       1       1       1								
国際開発研       理能力評価支援システム(ACCESS)を構築       (55)         文大学院拠       し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請         出金       に応え、次の活動を行う。①国家の武器管         (29 年度)       理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ         (関連: II-1)       ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付         1)       ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付         1)       レ、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請         (関連: II-1)       ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付         1)       ウ、ギャップ分析、ニーズの優先順位付         1)       レ、ガモマンプが、シーズの優先順位付         1)       レ、ガービス。         本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向         にあるアジアや中東の諸地域において、適         切な武器管理が浸透することは、我が国を         取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         国際連合科         UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連         「学委員会特         科学委員会)は科学的・中立的な立場から         加拠出金         放射線の人・環境への影響等を調査・研究	ジュゥーゴ					55	0	<b>000</b>
究大学院拠       し、サブサハラ・アフリカ諸国からの要請         出金       に応え、次の活動を行う。①国家の武器管         (29 年度)       理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ         (関連:II-       ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付         1)       け支援。③武器管理における特定の課題に         関する技術的支援。④専門家による照会窓       ロサービス。         本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向       にあるアジアや中東の諸地域において、適         切な武器管理が浸透することは、我が国を       取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         国際連合科       UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連       -         学委員会特       科学委員会)は科学的・中立的な立場から         別拠出金       放射線の人・環境への影響等を調査・研究							0	220
<ul> <li>出金 に応え、次の活動を行う。①国家の武器管</li> <li>(29 年度) 理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ</li> <li>(関連:II- 1) ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付 け支援。③武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。</li> <li>国際連合科 UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連 科学委員会)は科学的・中立的な立場から 加助出金</li> <li>国際連合科 科学委員会)は科学的・中立的な立場から 加数+線の人・環境への影響等を調査・研究</li> </ul>						(00)		
(29 年度)       理戦略の策定支援。②武器管理のアセスメ         (関連:Ⅱ-       ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付         1)       ・ドャップ分析、ニーズの優先順位付         1)       ・「支援。③武器管理における特定の課題に         関する技術的支援。④専門家による照会窓       ロサービス。         本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向       「あるアジアや中東の諸地域において、適         切な武器管理が浸透することは、我が国を       取りまく安全保障環境の改善に繋がる。         国際連合科       UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連       -       -       70       0       229         学委員会特       科学委員会)は科学的・中立的な立場から       (70)       (70)       229								
<ul> <li>(関連: II- 1)</li> <li>ント、ギャップ分析、ニーズの優先順位付 け支援。③武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。</li> <li>国際連合科 UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連 70 0 229</li> <li>学委員会特 科学委員会, 社科学的・中立的な立場から 放射線の人・環境への影響等を調査・研究</li> </ul>								
<ul> <li>1) け支援。③武器管理における特定の課題に 関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。</li> <li>国際連合科 以NSCEAR (原子放射線の影響に関する国連 科学委員会特 科学委員会)は科学的・中立的な立場から 別拠出金 放射線の人・環境への影響等を調査・研究</li> </ul>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
関する技術的支援。④専門家による照会窓 ロサービス。 本拠出により、近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において、適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。          70       0       229         学委員会特 別拠出金       科学委員への影響等を調査・研究          70       0       229								
ロサービス。       本拠出により,近年武器貿易が拡大傾向       レーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレーレー	1)							
本拠出により,近年武器貿易が拡大傾向 にあるアジアや中東の諸地域において,適 切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
にあるアジアや中東の諸地域において、適切な武器管理が浸透することは、我が国を取りまく安全保障環境の改善に繋がる。       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
切な武器管理が浸透することは、我が国を 取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
取りまく安全保障環境の改善に繋がる。 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
国際連合科       UNSCEAR (原子放射線の影響に関する国連       -       -       -       70       0       229         学委員会特       科学委員会)は科学的・中立的な立場から       (70)       (70)       (70)       (70)       (70)         別拠出金       放射線の人・環境への影響等を調査・研究       (70)       (70)       (70)       (70)       (70)								
学委員会特科学委員会)は科学的・中立的な立場から(70)別拠出金放射線の人・環境への影響等を調査・研究(70)							_	
別拠出金 放射線の人・環境への影響等を調査・研究			—	-	—		0	229
						(70)		
(29 年度)   寺を行う国理の機関。20 (2014) 年に 2011	(29 年度)	等を行う国連の機関。26(2014)年に「2011						

T		1	r				
(関連:Ⅱ-	年東日本大震災後の原子力事故による放射						
1)	線被ばくのレベルと影響」(以下「福島報						
	告書」という。)を刊行し、福島県内で説						
	明会を開催する等、福島第一原発事故によ						
	る放射線被ばくの影響等の科学的な評価等						
	を行い、その評価結果について積極的に情						
	報発信する活動を実施してきた。本分担金						
	は、UNSCEARが新たに取得した科学的データ						
	を踏まえて、最新の情報に基づく評価を実						
	施し、「福島報告書」の改訂等を行うため						
	に使用されている。						
	本分担金の拠出は、福島第一原発事故の						
	放射線影響に係る、国内外への客観的な情報発行などによったにあります。						
	報発信を行うことに寄与する。						000
国際海事機	本拠出金は、西インド洋、ソマリア沖・	—	_	—	55	0	230
関拠出金	アデン湾の沿岸国間の情報共有ネットワー				(55)		
(29 年度)	ク強化及び海洋安全分野における地域協働						
(関連:Ⅱ-	関係構築のためのジブチに所在するジブチ						
1)	地域訓練センター(DRTC)におけるワーク						
	ショップの開催、DRTCの持続的運営のため						
	の事務局機能強化支援に使用されている。						
	本件の拠出は、海賊行為をはじめとする						
	海上犯罪への対処能力向上を通じた上記海						
	域の航行の安全確保に寄与する。						
南太平洋大	太平洋島嶼国各国の行政官に対し国連安	_			0		231
常処十年八学拠出金	保理決議や海上における法執行等に関する				(0)	225(前	201
(29 年度)	1か月程度の研修コースを提供し、各国行				(0)	年度か	
	政機関の能力向上を図る。					千度がら繰り	
	太平洋島嶼国の北朝鮮問題に対する理解						
1)						越し)	
	と認識を高めることにより、国際社会に協						
	カするための体制を強化し、同地域が国連						
	安保理決議に基づく対北朝鮮制裁の「抜け						
	穴」となることを防ぎ北朝鮮への圧力をよ						
	り一層強めていくことに資する。						
政府間開発	本拠出金は、南スーダン情勢安定化の鍵	—	—	—	396	0	232
機構(IGAD)	を握るIGAD(政府間開発機構(東アフリカ				(396)		
拠出金 (南ス	の地域経済共同体))が行う2015年合意(衝						
ーダン政治	突解決合意)の履行再活性化の取組に対す						
プロセス支	る支援に充てられる。						
援)	本拠出を通じ、TICADVIにおける優先分野						
(29 年度)	の一つである「繁栄の共有のための社会安						
	定化促進」に寄与し、アフリカの開発推進						
	に貢献する。						
国際原子力	IAEAは、25年5月に緊急時対応能力研修	_	_		_	50	新
機関拠出金							30-
	センター (CBC · Canacity Building Centre)						50
	センター (CBC: Capacity Building Centre) を毎0月に指定し 原子力事故への対応能						020
国際原子力	を福島県に指定し、原子力事故への対応能						020
国際原子力 機関緊急時	を福島県に指定し、原子力事故への対応能 力の強化等を目的として国内外の政府関係						020
国際原子力 機関緊急時 対応能力研	を福島県に指定し、原子力事故への対応能 カの強化等を目的として国内外の政府関係 者等に向けてワークショップを実施してい						020
国際原子力 機関緊急時 対応能力研 修センター	を福島県に指定し、原子力事故への対応能 力の強化等を目的として国内外の政府関係 者等に向けてワークショップを実施してい る。						020
国際原子カ 機関緊急時 対応能力研 修センター (CBC)拠出	を福島県に指定し、原子力事故への対応能 力の強化等を目的として国内外の政府関係 者等に向けてワークショップを実施してい る。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実						020
国際原子力 機関緊急時 対応能力研 修センター (CBC)拠出 金	を福島県に指定し、原子力事故への対応能 力の強化等を目的として国内外の政府関係 者等に向けてワークショップを実施してい る。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実 施を支援することで、①福島原発事故対応						020
国際原子カ 機関緊急時 対応能力研 修センター (CBC)拠出 金 (30 年度)	を福島県に指定し、原子力事故への対応能 力の強化等を目的として国内外の政府関係 者等に向けてワークショップを実施してい る。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実 施を支援することで、①福島原発事故対応 の経験を国際社会へ共有、国際原子力安全						020
国際原子カ 機関緊急時 対応能力研 修センター (CBC)拠出 金 (30 年度)	を福島県に指定し、原子力事故への対応能 力の強化等を目的として国内外の政府関係 者等に向けてワークショップを実施してい る。 本拠出金を通じて上記ワークショップ実 施を支援することで、①福島原発事故対応						020

	国際社会における我が国のプレゼンスの向 上、③権威ある国際機関の拠点として世界 各地より来訪者を受入れ、福島の現状を発 信、福島の復興に貢献する。					
政務案件支 援信託基金 (30 年度) (関連:Ⅱ- 1)	国連政務局は、世界各地における紛争予 防、危機対応、「平和の持続」のための取 組等を行っている。政務案件支援信託基金 は、その活動の中でも国連通常予算で手当 てされない緊急性・即応性の高い活動の支 援に幅広く活用されている。 国連による紛争予防等の活動は、グテー レス事務総長の国連改革でも重要な部分を 占めており、本件信託基金への拠出を通じ、 我が国としてこれを支持し、国際社会の平 和と安全の維持のために積極的に貢献す る。		_	_	50	新 30- 021

# 施策WI-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に 係る国際貢献

平成 30 年度事前分析表

施策名	価するものであり、「分担 連携を強化するとともに、 標としている。本施策の通 は多岐にわたっており、文 拠出金を順次取り上げ評価 発機構(OECD)分担金及び	び社会分野の国際機関の活 金・拠出金を通じ経済・社 我が国の経済・社会分野 達成手段となっている分担 対象となる経済及び社会分 面することにより、施策全 バ日・経済協力開発機構協	献 動に照らした分担金・拠出金の は会分野を所掌する国際機関の における国益を保護・増進する。 金・拠出金の拠出対象となる国 野の分担金・拠出金のうち、主 体の評価に代えている。今次は 力拠出金の評価を実施する。 ・拠出金以外の分担金・拠出金に	活動を推進し、 」ことを施策目 国際機関の活動 三要な分担金・ は、 <b>経済協力開</b>
評価対象分担 金・拠出金名 (注)	経済協力開発機構分担金 日 ・ 経済協力開発機構協力	力拠出金		
施策目標	めに OECD の議論に積極的 画する。また、OECD と東西	に参加し、また、議論をし 南アジアの関係強化を通じ	の発展といった活動目的の達成 ロードすることにより、国際経済 て、東南アジア外交を推進する	秩序形成に参 る。
施策の概要	拠出を行い、0ECD の諸活動 0ECD は、この分担金に、 制改革,税制,企業統治等 政策の相互審査(ピア・L 地域との協力等の諸活動を り貢献している。特に、0 題等の世界経済が直面する。 報告書」を公表(最近では 革の実施を提言する等、新 また、分担金に加えて、 間の人物交流や各種セミア 協力拠出金を拠出している。 ミットからのマンデートを る広報等に活用されている。 域(中国・東南アジア、M 国内改革に、0ECD の幅広している。	<ul> <li>動を支えている。</li> <li>より,経済・金融政策,算</li> <li>等の多岐にわたる分野にお レビュー),情報・ノウハ</li> <li>空海している。また、G</li> <li>520 を通じて,BEPS(税源</li> <li>5320 を通じて,BEPS(税源</li> <li>5420 を通じて,BEPS(税源</li> <li>5440 たの対処に貢献して</li> <li>5440 たの</li> <li>5440 たの<!--</td--><td>20 条に基づき,加盟国の義務で (3,投資,環境,持続可能な開 いて,先進的なルールづくり, かつの交換(ピア・ラーニング) 7/8,G20等に対しても質の高 浸食及び利益移転)や鉄鋼の近 いる。さらに,0ECDは隔年で なインプットも行っている。 の主要プロジェクトの支援,目 なインプットも行っている。 の主要プロジェクトの支援,目 に関する分析,0ECDの活動の目 へのアウトリーチ活動支援は、 (3・投資,開発,贈賄等の重要 を活用し,0ECDの高い質のスタ がであり,これらの国・地域の</td><th>開発, 教育, 規 分 新 ・ 記 野 村 加 期 二 日 本 力 明 加 盟 等 し 大 里 日 な る の 代 本 川 の 生 日 な る の 日 知 期 気 本 非 の 分 生 日 な る の 子 本 川 の 生 日 日 な る の 子 本 川 の 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 一 の 一 別 四 二 第 告 に う う 告 二 の う 子 本 二 の う 告 二 の う 一 の う の う の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 二 の う う の う の の 二 の の う の の 一 の の の の の ろ の の う の の の の の の ろ の の の の</th></li></ul>	20 条に基づき,加盟国の義務で (3,投資,環境,持続可能な開 いて,先進的なルールづくり, かつの交換(ピア・ラーニング) 7/8,G20等に対しても質の高 浸食及び利益移転)や鉄鋼の近 いる。さらに,0ECDは隔年で なインプットも行っている。 の主要プロジェクトの支援,目 なインプットも行っている。 の主要プロジェクトの支援,目 に関する分析,0ECDの活動の目 へのアウトリーチ活動支援は、 (3・投資,開発,贈賄等の重要 を活用し,0ECDの高い質のスタ がであり,これらの国・地域の	開発, 教育, 規 分 新 ・ 記 野 村 加 期 二 日 本 力 明 加 盟 等 し 大 里 日 な る の 代 本 川 の 生 日 な る の 日 知 期 気 本 非 の 分 生 日 な る の 子 本 川 の 生 日 日 な る の 子 本 川 の 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 生 日 日 な る の う 一 の 一 別 四 二 第 告 に う う 告 二 の う 子 本 二 の う 告 二 の う 一 の う の う の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 二 の う う の う の の 二 の の う の の 一 の の の の の ろ の の う の の の の の の ろ の の の の
目標設定の考 え方・根拠	0ECD の場において、我が 長エンジンとされる東南ア 質の高い基準を同地域に過 経済にとって有益な国際総 行政改革推進会議による	国の考え方を加盟国間の諱 マジアに対して、OECDのア 箇用することは、国際経済 登済環境を創出する観点か る「秋のレビュー」(26 年)	際経済の「スタンダード・セッ	D世界経済の成 CDの策定する ともに、日本 交課題の遂行、
政策体系上の位置付け	分担金・拠出金 担当部	18局名 経済局	<b>政</b> 策評価 宇 施 予 定	成31年8月

(注)本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである(ただし,「達成手段」欄には評価対象以外の 分担金・拠出金も記載した。)。

本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

## 測定指標1 OECD を通じた経済外交の推進 *

中期目標(一年度)

OECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

年度目標(30年度)

30 年度 0ECD 閣僚理事会(「多国間主義」について議論)において、質の高いインフラの国際スタンダード 化に向けた作業の推進や、公平な競争条件の確保(WTO を中核とする多角的貿易体制の維持・強化、鉄鋼・ア ルミ・造船の過剰生産能力問題、輸出信用・国有企業の規律等)等の分野において、日本にとって有効な提言・ 結論が出るよう議論を積極的に主導する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

望ましい国際経済社会の形成を実現する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場にお いて、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させることは、国際経済の公平な競争条件を確保するとともに、 日本経済にとって有利な国際経済環境を創出する観点から重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進 捗を把握する上で有益であるため。

また、このような目的を達成するためには、OECD 閣僚理事会において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を主導することが重要である。

参考 : 実績(29 年度)

29 年度の閣僚理事会では、世界で反グローバリズムや保護主義的な風潮が拡大する中、日本から、①多角的 貿易体制の維持・強化、②特に貿易歪曲的措置の撤廃を通じた鉄鋼・造船の過剰生産能力問題への対応等、公 平な競争条件の確保、③開かれ、誰もが公平に利用可能な「質の高いインフラ」整備等の重要性を強調した。 これらの日本の主張は、いずれも成果文書(閣僚声明、国際貿易・投資及び気候変動に関する議長声明)に反 映された。

# 測定指標2 OECD と東南アジアとの関係強化 *

中期目標(一年度)

OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押し、東南アジアが OECD の質の高い基準を満たすことを通じ、同地域からの将来的な OECD 加盟申請を促す。

年度目標(30年度)

- 1 OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。 具体的には、SEARP 前共同議長、また、30 年 3 月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー(共同議長の補 佐役)のメンバーとして、新共同議長(韓国及びタイ)をサポートし、SEARP の更なる活性化を促進する。
- 2 SEARP やタイ国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
- 3 上記取組を通じて、東南アジアが加入する OECD 法的文書 (legal instruments) の件数を 29 年末の 50 か ら 55 以上に増加させる。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国と強い結びつきを有する東南アジアに対して、OECDのアウトリーチ活動を推し進め、OECDの策定する 質の高い基準を同地域に適用することは、国際経済の公平な競争条件を確保するとともに、日本経済にとって 有益な国際経済環境を創出する観点から重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で 有益であるため。

東南アジア諸国の OECD の活動への関与の現状を踏まえて目標設定した。

参考 : 実績(29 年度)

8月にタイで開催された第4回 OECD 東南アジア地域フォーラムに中根外務副大臣が出席し,東南アジアにおけるデジタル化の活用の重要性を強調したほか, OECD 東南アジア地域プログラムのさらなる進展への期待を表明した。

また、日本の SEARP 共同議長としての任期を締めくくるにあたって、30 年3月に東京にて OECD 東南アジア 地域プログラム閣僚会合を主催し、SEARP のこれまでの取組を総括し、「包摂的な ASEAN」という議題の下で、 「連結性」や包摂的な「参加」について河野外務大臣から OECD の議論や日本の取組を紹介しつつ、ASEAN の閣 僚との間で議論することで、東南アジアが OECD の知見を更に活用するよう促したほか、東南アジア諸国の将来 的な OECD 加盟への関心を喚起した。特に、同閣僚会合の「共同コミュニケ」では、日本が OECD で議論を主導 している「質の高いインフラ」の重要性を確認した。

東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書 (legal instruments) の件数は, 28 年末の 47 から, 29 年末には 50 まで増加した。

測定指標3	日本人職員	増強(専門職以上における日本	く職員の割合)	
		実績値	年度目標値	中期目標値
		29 年度	30年度	_
		4. 38%	4. 62%	—
測定指標の邊	壁定理由及び目	標(水準・目標年度)の設定の	根拠	

0ECD への主要拠出国である我が国として、日本人職員の増強を通じて 0ECD における日本のプレゼンスを高めつつ、国際経済・社会におけるルールの策定に貢献していくことが求められる。このため、0ECD における日本人職員数の割合を図ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

0ECD の専門職以上の職員に占める日本人職員の割合の着実な増加を確保することを重視しており,0ECD 全体の専門職員数及び日本人職員数は共に増加傾向である一方,0ECD 全体の専門職員数の増加率が高い(過去5年間の平均で6.77%)ことを踏まえ、まずは日本人職員の割合の直近過去5年間の最高水準(4.62%)を目標値として設定した。

#### 達成手段

				単位日	百万円		行政
達成手段名		関連		予算額計		当初	事業
(開始年度)	達成手段の概要等	する		(執行額)		予算額	レビ
(関連施策)		測定					그—
		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
				4 9 5 9		0.001	番号
①経済協力	昭和39年の0ECD加盟以来,我が国は0ECD	1	4, 855	4, 252	3, 533	3, 261	237
開発機構	条約第20条に基づき、加盟国の義務である		(4, 855)	(4, 252)	(3, 533)		
(OECD)分担	分担金を拠出している(加盟国中第2位の						
金	規模。)。						
(昭和39年)	我が国は、分担金の拠出を通じて、OECD						
(関連:Ⅱ一							
2)	いて積極的にイニシアティブをとり、国際						
	経済・社会におけるルールの策定に貢献し						
	ていく。						
②日·経済協	日・OECD協力拠出金は、我が国が関心を	2	53	55	55	55	252
力開発機構	有すOECDの主要プロジェクトの支援、我が		(53)	(55)	(55)		
協力拠出金							
	の開催などの事業を行うことを目的として						
金)	日・OECD間で設けられた枠組みである。本						
	拠出金は、OECDによる世界の成長センター						
	であるアジアを始めとするOECD非加盟国を						
2)	対象とするセミナーの開催や、OECDの分						
	析・研究、広報等の事業に使用されている。						
	また, G7サミット, G20サミットなどに						
	おいて、各首脳からOECDに対して複数のプ						
	ロジェクトや業務が委託されており、これ						
	らを実施するために、メンバー国として						

			1				
	日・OECD協力拠出金を活用している。						
	こうしたOECDを通じた我が国の貢献は,						
	以下のとおり目的の達成に寄与する。						
	1 G7及びG20を含め、国際社会の変化						
	を踏まえて新たに対応を求められる課題						
	に関する活動に積極的に関与する。						
	2 「規制制度改革(構造改革)」,「持						
	続可能な開発」,「贈賄(賄賂等)防止						
	対策」、「環境と他分野の政策との統合」						
	などのグローバル・スタンダードが急速						
	に変化している分野におけるOECDの最新						
	の分析結果を適時に我が国に紹介する。						
	3 OECDの経済・開発分野の知見や経験を						
	活かして、OECD非加盟国との協力を行い、						
	それら地域の投資、開発、経済発展に資						
	するためのプロジェクト(アジアへのア						
	ウトリーチ活動、中東、アフリカの投資						
	円滑化のための取組、0ECDの活動のアジ						
	アへの広報)を支援する。						
この他の公開							
その他の分担						^	000
国連マルチ		—	-	_	(111)	0	233
パートナー	国連PKOの活動を通じて生じたものであり、				(111)		
信託基金(ハ							
イチのコレ							
ラ対策) 拠出	本拠出を通じ、コレラ発生に対し迅速に						
金	対応することを目的に、疑い発生から対応						
(29年度)	までの被害拡散防止部分の強化等の支援を						
(関連: I —	行い、以て当該国との関係強化に寄与する。						
3)							
停戦暫定治		—	—	—	55	0	234
安措置監視	定治安措置メカニズム (CTSAMM) が行う停				(55)		
メカニズム							
(CTSAMM)任	停戦監視能力の向上を図ることで, TICAD						
意拠出金	VIにおける優先分野の一つである「繁栄の						
(29 年度)	ための社会安定化促進」に寄与し、アフリ						
(関連: I —	カの開発促進に貢献する。						
6)							
世界税関機	本拠出金は、通常兵器の輸出入管理体制	—	0	0	353	0	235
構 (WCO) 拠	が脆弱な、サブサハラ・アフリカ地域を中				(353)		
出金	心とする、アフリカ諸国の税関能力の強化						
(*)	のための支援に充てられる。						
(関連:Ⅱ-							
2)	び域内税関当局間の連携強化等に寄与す						
	a.						
国際連合食	我が国は、FAOに対して、FAO憲章第18条	_	5, 985	6, 401	6, 804	5, 194	236
糧農業機関	第2項及び同財政規則第5条の規定に基づ		(5, 985)	(6, 401)	-	,	
(FA0)分担金	き、分担金支払い義務を果たす。本分担金		(-,,	(-,,	(-,,		
(昭和 27 年	は、FAOが通常予算により実施する、食料・						
度	農林水産分野における①国際条約等の執行						
(関連:Ⅱ-	機関としての国際ルールの策定・実施。②						
<ul><li>()规建·□</li><li>2)</li></ul>	情報収集・分析・統計資料の作成、③国際						
	的な協議の場の提供、④開発途上国に対す						
	る技術助言・技術協力のために使用される。						
	我が国は、本分担金の拠出により上記の						
1	1000000000000000000000000000000000000		1				

世界貿易機 関 (WT0) 分 担金 (7年 度) (関連:I- 2)	FAO通常予算事業の実施を支援するととも に、FAOの最高意思決定機関である総会を始 め、理事会、各種委員会等の運営組織へ積 極的に参加し、さらにFAOとの定期的な政策 協議(「日・FAO年次戦略協議」)や日本人 職員増強に向けた取組などを通じて、FAOの 効果的かつ効率的な組織運営に貢献する。 我が国は、WTO設立協定第7条4の「世界 貿易機関の経費に係る自国の分担金を速や かに同機関に支払う」旨の規定に基づき、 分担金支払い義務を果たしている。 この拠出により、WTOはその主要任務であ る貿易関連協定やその他、貿易関係の加盟 国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の 運用が可能となり、当該機関の活動推進・ 連携を通じた我が国の経済・社会分野にお		1, 019 (1, 019)	1, 069 (1, 069)	949 (949)	958	238
経済協力開 発機構国際 エネルギー 機関(IEA)分 担金 (昭和 50 年 度) (関連:I- 2)	急時への準備・対応、市場の分析、中長期 の需給見通し、非加盟国との協力、事務局 運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事	_	487 (487)	453 (453)	378 (378)	384	239
ASEAN 貿易 投資観光 進センター 拠出金(義 務) (昭和 56 年 度) (関連:I- 1)	本拠出金は、日ASEAN各国政府が参加し、 日本においてASEANを代表する国際機関と しての特質を活用し、ASEANから日本への貿 易促進、日ASEAN間の双方向の投資の促進、 日ASEAN間の観光・人物交流の促進を通じ		180 (180)	204 (204)	204 (204)	204	240
エネルギー 憲 章 条 約 (ECT)分担金 (8年度) (関連:I- 2)	本分担金は、締約国の投資環境やエネル	_	133 (133)	130 (130)	110 (110)	111	241

	護の促進に寄与する。						
日中韓協力	日中韓の3か国間に関する潜在的な協力	_	126	171	204	208	242
	案件の探求,協力案件の評価,ウェブサイ		(121)	(128)	(128)	200	242
金(義務的拠			(121)	(120)	(120)		
出金)	国による防災、環境、農林業、文化、ビジ						
(23 年度)	ネス,経済連携(含むFTA),青少年交流,観						
(関連: I -	光等を含む協力に関するプロジェクトの推						
	元寺を含む協力に関するフロジェクトの推 進、支援及び実施を行う。						
1)	連, 又援及い <del>天</del> 旭を行う。 日中韓の3か国間の協力案件の探求及び						
	実施を促進のための本協力を通じた我が国						
	の貢献は、3か国間協力の更なる促進に寄						
マジマナ亚			E1	E A	40	40	040
アジア太平	APECでは、地域経済統合の推進や貿易・	_	51	54	48	49	243
洋経済協力	投資の自由化・円滑化、主にAPECに参加す		(51)	(54)	(48)		
(APEC) 拠出	る途上国・地域を対象とした経済・技術協						
金(義務的拠	カに関する様々な取組が行われている。本						
	拠出金は、APEC事務局の運営経費のほか、						
(5年度)	アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現に向						
	けた能力構築に関する取組、連結性強化の						
2)	ためのインフラ開発投資の促進、サービス						
	貿易の更なる自由化のためのロードマップ						
	の策定等、貿易立国である日本の経済力の						
	維持・発展に資するルール整備等に要する						
	経費にも活用されている。また、我が国は、						
	拠出金を活用し、上記に関連し、参加国・						
	地域の理解増進を目的とした各種プロジェ						
	クトを実施しているほか、首脳宣言、閣僚						
	声明等への反映を通じて日本に有利な経済						
	環境の形成,確保に努めている。						
	我が国は、本拠出金を通じ、地域統合の						
	推進や貿易・投資の自由化・円滑化に取り						
	組むAPECの活動を支援、連携を強化すると						
	ともに、我が国の経済分野における国益の						
	保護・増進に寄与する。						
国際再生可	本分担金は、再生可能エネルギー利用の		28	27	28	29	244
能エネルギ	分析・把握・体系化、政策上の助言の提供、		(27)	(26)	(25)		
一機関	加盟国の能力開発支援、事務局運営等を含						
(IRENA)分担	む通常予算に使用されている。						
金	我が国は、本分担金の拠出により上記事						
(22 年度)	業の実施を支援すると共に、総会、理事会						
(関連:Ⅱ-	等への積極的な参画等により、世界的な再						
2)	生可能エネルギーの促進に寄与しエネルギ						
	一源の多様化を図ることで、世界及び我が						
	国のエネルギー安全保障の強化に寄与す						
国際穀物理	 IGCは「穀物貿易規約」の運用機関。本分担	_	24	26	22	20	245
事会(IGC)分	金は、穀物の生産量(生育状況を含む)や貿		(23)	(25)	(20)		
担金	易に関連する市場情報の収集・分析や、穀		x==7	·/	/		
(7年度)	物生産・消費・在庫・貿易等に関する各国						
(関連:Ⅱ-	政府の施策やその変更に関する情報交換を						
2)	行うための会合の開催、事務局運営等を含						
_/	む通常予算に使用されている。						
	我が国は、本分担金の拠出により上記事						
	業の実施を支援すると共に、理事会等への						
	ホッズ心と入版すると大に、生中女寺への						

	積極的な参画等により、円滑な穀物の貿易		[]				
	し、日本のである。						
	料安全保障の強化に寄与する。						
北大西洋条	NATOは、信託基金の枠組みを利用して、		23. 3	6. 5	6. 5	6.5	246
		_			(6.5)	0. 5	240
	中央アジア・コーカサス地域等において、		(23. 3)	(6. 5)	(0. 5)		
(NATO) 信託	小型武器廃棄、武器弾薬管理、対人地雷廃						
基金拠出金	棄等の事業を実施し,紛争予防,テロリス						
(任意拠出	トへの武器等の流出防止、地域の安定化及						
金	び平和の構築のための事業を実施している						
(19 年度)	ほか、アフガニスタンにおいて、同国の治						
(関連: I –	安維持を担うアフガニスタン治安部隊を強						
4)	化するための事業を実施し、国際社会全体						
	の課題であるアフガニスタンの治安の改善						
	に貢献している。我が国は、NATOが中央ア						
	ジア・コーカサス地域等において実施して						
	いる小型武器廃棄,武器弾薬管理,対人地						
	雷廃棄等の事業やアフガニスタンにおいて						
	実施しているアフガニスタン治安部隊支援						
	に関する事業への拠出を行うことにより、						
	中央アジア・コーカサス地域及びアフガニ						
	スタンにおける平和構築事業に高い実績及						
	び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に						
	連携するとともに、我が国単独では支援困						
	難な分野において貢献を行うことが可能と						
	なっている。						
	こうした我が国の取組は、中央アジア・						
	コーカサス地域やアフガニスタンの平和及						
	び安定に寄与するとともにNAT0及び関係諸						
	国との関係強化につながる。						
国際エネル	本拠出金は、①石油・ガスの生産国と消	_	10	12	11	11	247
ギー・フォー	費国との対話の機会の提供及び利益の相互		(10)	(11)	(11)		
ラム事務局	関係についての理解の促進,②エネルギー,						
(IEF) 拠出金	技術、環境、経済成長の間の相互関係に関						
(15 年度)	する研究の促進及び意見交換の場の提供						
(関連:Ⅱ-	③安定したかつ透明性のあるエネルギー市						
2)	場の促進(国際機関共同データイニシアテ						
_/	ィブ(JODI))、④事務局運営等を含む通						
	常予算に使用されている。						
	我が国は、本拠出金の拠出により上記事						
	業の実施を支援すると共に、IEF閣僚級会						
	合、執行理事会等への積極的な参画等によ						
	り、市場の透明性及び安定性を向上させ、						
	世界及び我が国のエネルギー安全保障の強						
	に寄与する。						
 太平洋経済			9	10	9	9	248
協力会議	全てのAPEC関連会合,作業部会に出席する	_	9 (9)	(10)	9 (9)	J	240
			(9)	(10)	(9)		
(PECC) 拠出 会(美致的加	ことが認められており、産・官・学により						
金(義務的拠	構成され、政府当局の視点とは異なる、第						
出金)	三者的な視点、大所高所の視点から、APEC						
(昭和 63 年							
度)	いては、経済連携協定(EPA)の潜在的なイ						
(関連:Ⅱ-	ンパクトの測定、年金・医療保険・雇用保						
2)	険等に関する調査研究など、APECにおいて、						
	将来的な地域経済統合、社会的連結性強化						

	の観点から重要となる先進的な分野に関す る調査等を実施しており、これをAPECに還 元することでAPECの議論に大きな影響を与 えている。 我が国は、本拠出金を通じ、PECCの活動 を支援、連携を強化するとともに、我が国 の経済分野における国益の保護・増進に寄 与する。					
4)	ASEMの唯一の常設機関であるASEFは、ア ジア・欧州間の相互理解促進のため、知的 交流、文化交流、人的交流等の分野で活動 している。 我が国は、上述の事業を企画・開催する ASEF事務局の人件費、施設維持管理費等の 経常経費に利用されている本件義務的拠出 金の拠出を通じ、アジア・欧州間の相互理 解の促進に主体的に関わることで、ASEFに おける具体的な貢献を行っている。このよ うな貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級会合に おける我が国の影響力・発言力を維持・強 化するため、さらには、我が国の関心事項 (アジアの安保環境、テロ対策等)に関す るアジア欧州間の協力・連携を推進するた めに必要不可欠。	7 (7)	7 (7)	7(6)	9	249
国際 関 ン ク ト リ (ICA0 PKD) 形 の (ICA0 PKD) 形 の の ( 別 の の ( 日 の の の の の の の の の の の の の の の の	IC旅券は、旅券の真正性を暗号技術によ って検証できることでセキュリティが向上 した旅券である。この検証にはIC旅券発給 国が提供する公開鍵が必要であり、我が国 は、同鍵を集中管理するICAO PKD (Public Key Directory:公開鍵ディレクトリ)に参 加し、インターネットを介して各国出入国 管理当局に我が国IC旅券の公開鍵を確実に 提供している。その経費は、PKDシステム運 営経費と事務局経費で構成され、PKD参加国 からの義務的拠出金により充当する独立採 算となっている。 我が国は、本拠出金の拠出、ICAO関連会 合への積極的な参画等を通じ、我が国IC旅 券のセキュリティの高度化、旅券の不正使 用の防止を図ることにより、邦人の円滑な 渡航とともに、各国の円滑かつ安全な出入 国管理にも貢献する。	5 (5)	5 (4)	5 (3)	5	250
進センター 拠出金(任 意) (昭和 56 年 度)		88 (88)	88 (88)	88 (88)	88	251

	とする事業や、日ASEAN関係の強化に資する						
	新たな分野での事業等の実施に活用されて						
	いる。						
	37 (2025) 年に向けたASEAN共同体の更な						
	る統合(「ASEAN共同体ビジョン2025」の実						
	施)といった新たな課題への対応に貢献す						
	るとともに、ASEANに関する人的・知的ネッ						
	トワークの拠点としての役割を果たし、日						
	ASEAN関係の発展に貢献する。						
アジア太平	本基金は、日本が初めてAPECの議長を務	—	10	10	9	5	253
洋経済協力	めた,7(1995)年,我が国のイニシアテ		(10)	(10)	(9)		
拠出金(TILF	ィブとして、同APECにおいて、総額100億円						
基金)(任意	を上限に拠出することを表明して創設され						
拠出金)	たもの。アジア太平洋地域における貿易・						
(9年度)	投資の自由化・円滑化促進に関するプロジ						
(関連:Ⅱ-	ェクト(ワークショップ開催,調査研究等)						
2)	を実施している。創設の経緯から、TILFと						
	いえば日本というほど、本基金における日						
	本の知名度は非常に高い。本基金を活用し						
	つつ、特にAPECに参加する発展途上国・地						
	域の当局の自由貿易協定に対する理解増進						
	に関するセミナーなどが実施されているほ						
	か、我が国主導でのワークショップの開催						
	など、貿易・投資の自由化・円滑化に関す						
	る分野における様々な取組が実施されてい						
	る。 我が国は、本基金を通じ、APECにおける						
	貿易・投資の自由化・円滑化促進に関する						
	夏の「投貨の日田に「「消にに定」に対する プロジェクト実施を支援するとともに、我						
	が国の経済分野における国益の保護・増進						
	い国の相対が記るの国金の保護・恒進に寄与する。						
世界貿易機	■ WT0加盟国の約3分の2を占める開発途		31	28	26	26	254
世 子 員 (WTO) 事	上国のWTO協定に基づく義務の履行能力の		(31)	(28)	(26)	20	234
	」上国の間で協定に至って義務の履行能力の 向上や交渉能力不足の解消等を目的とし		(01)	(20)	(20)		
	向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・						
	トラスト・ファンドが創設され、同ファン						
(7年度)	ドに任意拠出を行っている。						
(関連:Ⅱ-							
2)	上国がWTO協定等に対する正しい理解のも						
	と、より積極的に交渉へ参加することを促						
	すことで、多角的貿易体制の維持・強化に						
	貢献する。				10	10	055
日韓産業技	日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問	—	21	20	19	19	255
術協力共同	題に関する4年1月の日韓首脳会談時の合		(21)	(20)	(19)		
事業体拠出	意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是						
金(任意拠出	正等のための具体的実践計画」がとりまと						
金)	められた。同「実践計画」では、日韓双方が						
(5年度)	両国間の産業技術協力の促進のための財団						
(関連: I —							
1)	団を適切に支援することが了解され、この						
	了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団						
	が設立された。さらに、日韓間の産業技術						
	協力を推進するべく、日韓の両財団により						
	日韓産業技術協力共同事業体が設立され						
	-						

野  めの 流, 、 、 は,	。本事業体は、韓国における産業技術分 での人材の育成、韓国の産業性向上のた の協力、ビジネス交流促進、産業・技術交 、調査・広報事業を実施している。 こうした本事業体を通じた我が国の取組 、日韓間の産業技術協力の促進及び日韓 の貿易不均衡(韓国側入超)の是正に寄与 る。						
ンター(ITC) 術館 拠出金(任意 に語 拠出金) 出版 (19 年度) てし (関連:I- ク: 2) り, 途- を 引 出る を の の 本の 開	ITCは、開発途上国の輸出振興のための技 的援助を行う目的で、WTO及びUNCTADの下 設立された国際機関であり、途上国の輸 産業振興支援の分野で大きな実績を有し いる。特に、輸出振興に不可欠な民間セ ター育成のための案件実施に精通してお 、アフリカ地域での経験も豊富であり、 上国やその他の国際機関からも高い評価 受けている。 我が国は、ITCによるプロジェクトへの拠 を通じ、開発途上国が適切な貿易促進策 作成・実施するための技術支援に寄与す と同時に、プロジェクトによっては、日 の企業とも提携し市場価値の高い商品を 発するなど日本経済にも貢献している。		5 (5)	6 (6)	6 (6)	6	256
ス	ABACは、各エコノミーからのABAC委員が まり、1年に4回の会議を開催。毎年、 この主要なテーマを踏まえつつ、ビジネ 界としてどのような施策をAPECに求めて くかを議論し、首脳への提言書、貿易担 大臣や関連閣僚に対する提言レターを作 。首脳会議の際には、首脳への提言内容 踏まえ、APEC首脳と対話を行い、直接要 を行う。この対話には、原則的に日本の 閣総理大臣を含むすべてのAPEC首脳が毎 参加。ITA(情報技術協定)拡大や環境物 の自由化交渉はABACの提言を受けたAPEC の合意を踏まえてWTOにおける交渉が開 されたものであり、いずれも我が国経済 がその実現を強く要請してきたもの。ま ABACの提言に基づいて具現化され、APEC 内の無査証移動を可能とするAPECビジネ トラベルカードは、日本人に対して、我 国の運用開始から既に4万枚を発行して る上、申請数も急激に増加しており、日 のビジネス関係者に大きな便宜をはかる のとなっている。これらを始めとして、 こにおいて、短期的に、また中長期的に こで取り組むべき課題など有益なインプ トを行っている。 我が国は、本拠出金を通じ、ABACの活動 支援するとともに、我が国の経済分野に ける国益の保護・増進に寄与する。		5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	257
財団ク	ASEMの唯一の常設機関であり,プロジェ ト執行機関であるアジア欧州財団(ASEF) アジア・欧州間の相互理解促進のため,	—	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	258

EUROPE FOUNDATION) 拠出金(任意 拠出金) (9年度) (関連:I- 4)	(任意拠出金)を通じ、アジア・欧州間の 相互理解の促進に主体的に関わることで、 ASEFにおける具体的な貢献を行っている。 このような貢献は、ASEM首脳会合や閣僚級 会合における我が国の影響力・発言力を維 持・強化するため、さらには、我が国の関						
	心事項(アジアの安保環境,テロ対策等) に関するアジア欧州間の協力・連携を推進						
	するために必要不可欠。						
中東淡水化		—	5	3	3	3	259
	て、中東和平当事者(イスラエル、パレスチ		(5)	(3)	(3)		
	ナ、ヨルダン)が関与する淡水化技術研修事						
意拠出金)	業、研究助成、奨学金事業等を行う。						
(8年度)	本基金を通じた我が国の貢献は、淡水化						
	に関連する技術的な行程の改善に寄与し、						
5)	ひいては中東和平プロセス並びに中東及び						
	他の地域の人々の生活水準の向上に貢献す						
	る。						
ロスアンデ		_	—	132	0	0	260
ス大学拠出	び文化交流を目的とする活動を支援するた			(132)	(0)		
金	めのボゴタにあるロスアンデス大学に対し						
(28 年度)	拠出を行う。						
(関連: I —							
3)	に、産業(日本企業)、学術(大学)、政						
	府と3つの異なるアクターが共同運営する						
	日本文化・経済・学術センターを開設し、						
	市民レベルの相互力促進のための情報発						
	信、ビジネスマッチングや両国関係を支え						
	る人材育成を行う。						

# 施策WI-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に 係る国際貢献

平成 30 年度事前分析表

施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等 を評価するものであり、「分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推 進することにより、我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向 けたリーダーシップを発揮する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担 金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる地球規模の諸問 題に係る分担金・拠出金のうち、主要な国際機関への分担金・拠出金を順次取り上げ評価するこ とにより、施策全体の評価に代えている。今次は、国際移住機関(IOM)分担金、国際移住機関拠出 金及び国際移住機関拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業)の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金・拠出金以外の分担金・拠出金は、「達成手段」 欄に記載した。
評価対象分担 金・拠出金名 (注)	国際移住機関分担金,国際移住機関拠出金,国際移住機関拠出金(人身取引被害者の帰国支援事業)
施策目標	国際移住機関(IOM)を通じた女性支援も含めた移民,難民,国内避難民,被災者,人身取引被 害者等に対する人道支援により,我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持 続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。
施策の概要	世界的な人の移動(移住)を専門に扱う唯一の国連関係機関である IOM は、「正規のルートを 通して、人としての権利と尊厳を保障する形で行われる人の移動は、移民と社会の双方に利益を もたらす」という基本理念に基づき、主に紛争・自然災害への対応(難民・国内避難民等への支 援)、出入国・国境管理能力の強化、海外在住専門家の帰国支援、移住に関する調査・研究等を 行っている。我が国は、IOMに対する拠出及び IOM の主要意思決定機関である IOM 総会への積極的 な参画等により、移民・難民等に対する人道支援という地球規模の諸問題の解決に向けた取組に 貢献する。
目標設定の考 え方・根拠	今日の移民は、国境を越える者、国内移住を含めて、有史以来最も多い10億人となり、移民・ 難民問題が世界的に深刻な状況となる中で、IOMの活動は、深刻さを増す難民・国内避難民の問題 の解決、さらには、SDGsの達成にも貢献することから、我が国としても IOM と連携した支援の実施により、国際社会の一員として主要な責任を果たす必要がある。また、我が国の IOM を通じた 国際貢献に係る長期的な方向性として、SDGs で設定された17の開発指標のうち、目標5「ジェン ダー平等を実現しよう」(5.2:人身取引の撲滅)、目標8「働きがいも経済成長も」(8.7:人 身取引の撲滅)、目標10「人や国の不平等をなくそう」(10.7:よく管理された移住政策)、目 標16「平和と公正をすべての人に」(16.2:人身取引の撲滅)、目標17「パートナーシップで目 標を達成しよう」(17.17:官・民・市民社会との連携)等に寄与する IOM の取組を通じ、女性 支援も含めた地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。 行政改革推進会議による「秋のレビュー」(26年11月)を踏まえ、我が国重要外交課題の遂行、 我が国のプレゼンスの強化、適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。
政策体系上の 位置付け	分担金・拠出金 担当部局名 国際協力局,総合 政策評価実施予定 平成31年8月 外交政策局 時期 平成31年8月

(注)本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである(ただし,「達成手段」欄には評価対象以外の 分担金・拠出金も記載した。)。

本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

## 測定指標1 IOM への拠出を通じた人の移動の問題改善の促進 *

## 中期目標(一年度)

国際的な目標である持続可能な開発目標(SDGs)の目標5「ジェンダー平等を実現しよう」(5.2:人身取引の撲滅),目標8「働きがいも経済成長も」(8.7:人身取引の撲滅),目標10「人や国の不平等をなくそう」(10.7:よく管理された移住政策),目標16「平和と公正をすべての人に」(16.2:人身取引の撲滅),目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」(17.17:官・民・市民社会との連携)等に寄与するIOMの取組を通じ、地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。

年度目標(30年度)

IOM を通じた中東やアフリカをはじめとする深刻な人道危機が発生している地域における脆弱な難民・国内 避難民の保護支援、国境管理強化支援、難民・国内避難民のホストコミュニティ安定化支援等の実施により、 難民・国内避難民等の深刻な人道状況の改善を促進する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

自然災害,紛争等の要因で世界的に難民・国内避難民等の数が増大している中,難民・国内避難民等に対す る支援は,人間の安全保障の観点から重要であり,IOM への拠出を通じた支援による人道状況の改善を把握す ることは,施策の進捗を把握する上で有益である。

また、関連分野の SDGs の各目標の達成に寄与することは、人の移動の問題改善に資する。

第196回国会外交演説(30年1月22日)で、積極的かつ戦略的なODAの活用、及びSDGsの達成に向けた国内外での取組について言及されている。

## 参考 : 実績(29 年度)

IOMは29年中,約420万人の難民・国内避難民に対してシェルターを提供,約250万人の難民・国内避難民に対して飲料水を提供,約41万人の帰還民に対して生計支援等の支援を行った。また,約35万人の移住者に対して医療支援等の支援を行った。

# 測定指標2 日・IOM間のパートナーシップ強化 *

中期目標(一年度)

我が国が重視する人道支援、女性支援の取組等を推進するとともに、SDGsの達成に貢献するため、IOMとの 連携・協力を強化する。

## 年度目標(30年度)

IOM を通じたグローバルな人道危機の問題の解決に貢献するため、以下の取組等によりIOM との連携強化を図る。

- 1 IOM 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施
- 2 国連移住グローバル・コンパクトを始めとする国際会議における協力
- 3 日本企業や日本の NGO との連携促進

## 測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

世界的な人の移動(移住)を専門に扱う唯一の国連関係機関である IOM との関係強化は、地球規模課題解決に対する我が国の貢献を効果的に進めていく上で重要である。

IOM との関係強化を図るためには、上記年度目標に掲げた取組を推進することが有効である。

# 参考:実績(29年度)

- 1 30年2月の IOM 事務局長の訪日時には、河野外務大臣との意見交換を実施し、引き続き人道支援において 日・IOM で緊密に連携していくことを確認した。
- 2 我が国がホスト国となった「UHC フォーラム 2017」(12月,東京)への IOM 幹部の参加を通じて,公衆衛 生危機への対応といった国際的なアジェンダや同アジェンダに基づく具体的事業における協力,また,国際 保健への対応等の我が国の重要外交課題の推進等につき IOM との連携強化を図った。
- 3 IOM 幹部の訪日時に日本企業やNGO との意見交換を実施し,NEC,鳥取再資源化研究所等の日本の開発パートナーと IOM との国境管理や農業分野における連携促進に向けた取組を実施した。

## 測定指標3 人身取引の撲滅に向けた国際協力の推進 *

(本指標による評価対象は,「人身取引被害者の帰国支援事業」。)

#### 中期目標(一年度)

人身取引被害者の適切な保護及び社会復帰支援を行うことを通じ、人身取引問題に対する啓発を図り、特に 我が国及び周辺国における再被害を防止する。また、人身取引に関連する国際的な協力枠組みに積極的に参画 する。

年度目標(30年度)

- 1 内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議において策定された「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、 我が国で人身取引被害に遭い、日本政府により保護された外国人被害者のうち、支援を希望する被害者全員 に対する、母国への帰国支援及び帰国後の社会復帰支援を、政府関係機関や市民団体等と連携し円滑に実施 し、被害者の迅速な被害回復及び経済的自立等を実現する。
- 2 密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関するアジア太平洋の協力枠組みである「バリ・プロセス」(IOM が事務局)のウェブサイトの管理運営に対する支援実施により、同プロセスが策定する実務者向けガイドラインや、ワークショップの実施等にかかる迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

人身取引は国境を越えて行われる組織犯罪であり,世界に所在する IOM 事務所及び被害者の母国の政府関係 機関と連携を取りつつ,被害者が再度被害に遭わないよう帰国及び帰国後の社会復帰支援を実施することは, 人身取引の撲滅に向けた国際協力を進めていく上で重要である。

## 参考 : 実績(29 年度)

- 本事業を通じて、政府関係機関や駐日各国大使館、市民団体及び IOM 各国事務所等が連携し、29 年度には
   11 人の外国人被害者を母国に帰国させ、帰国後も一時避難場所や法律支援の提供のほか、医療、教育、職業 訓練等の支援を実施した。
- 2 本件事業に関する拠出金のうちの1万ドルが、バリ・プロセスのウェブサイト管理費として活用され、同 ウェブサイトを通じ、同プロセスメンバー国・地域に対する実務者向けガイドラインの策定や、ワークショ ップの実施等にかかる迅速な情報共有を行い、アジア太平洋地域の関係国の実務家の能力向上に貢献した。

測定指標4								
		実績値	年度目標値	中期目標値				
		29 年度	30年度	—				
		1. 7%	1.9%	—				
当りたすう。	ᄚᆖᅖᅭᇼᢊᠣ	挿 (北淮、日挿左南) の弐字の	+9+bn					

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

IOM への主要拠出国である我が国としては、日本人職員の増強を通じて日本の顔の見える支援を確保しつつ、 人間の安全保障及び SDGs の達成に貢献していくことが求められる。このため、IOM における日本人職員数の割 合を図ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

IOM 全体の専門職員数が約1,500 人と他の国連関係機関に比べて人数が少ない上, これまで10 年にわたり日本人職員増強に協力的だった IOM 事務局長が30 年中に交替することもあり, これまでと同程度の増加は容易ではないが, IOM の専門職以上の職員に占める日本人職員の割合の着実な増加を確保することを重視する観点から, 毎年2名程度の増加を引き続き確保し, 30 年度においては, 現在の25 名から27 名に増やすことが必要と考え, 目標値を設定した。

## 達成手段

-								
				単位:百万円				行政
	法武王印夕	達成手段名	関連	予算額計			当初	事業
	(開始年度)	達成手段の概要等	する		(執行額)		予算額	レビ
	(開始中度)	连,成于较0,0城安寺	測定					<b>ユ</b> —
	(則建旭東)		指標	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	事業
								番号

-			1				
①国際移住	本分担金は,IOM憲章の規定に基づき,IOM	1	601	677	598	603	266
機関(IOM)	本部及び地域事務所などの運営経費のため	2	(601)	(677)	(598)		
分担金	に使用されている。	4					
(平成6年	本拠出により、アジアを始めとする世界						
度)	各国での深刻な人道危機への取組等に貢献						
(関連:Ⅵ-	する。そのほか、我が国が重要外交指針と						
1)	している人間の安全保障の実現及び持続可						
	能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。						
②国際移住	本拠出金は、移民・難民等に対する人道	1	5, 144	4, 115	3, 350	0	327
機関(IOM)	支援という地球規模の諸問題の解決に向け	2	(5, 144)	(4, 115)	(3, 350)		
拠出金(任意	た取組に使用され、脆弱な難民・国内避難	4					
<b>拠出金</b> )	民の保護支援、国境管理強化支援、難民・						
(平成6年	国内避難民のホストコミュニティ安定化支						
度)	援等に充てられる。						
(関連:VI-	本拠出により、アジアを始めとする世界						
1)	各国での深刻な人道危機への取組等に貢献						
	する。そのほか、我が国が重要外交指針と						
	している人間の安全保障の実現及び持続可						
	能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。						
③国際移住	本拠出金は、内閣総理大臣が主宰する犯	3	14	14	23	23	318
機関(IOM)拠	罪対策閣僚会議で決定された「人身取引対		(14)	(14)	(23)	20	0.0
出金(人身取	策行動計画2014」に基づき、国内で保護され			(17)	(20)		
引被害者の	た外国人人身取引被害者のカウンセリング						
帰国支援事	費用、帰国のための航空券代、帰国後の社						
業)(任意拠	会復帰支援費用(職業訓練・就学支援・医療						
来/(正恋她) 出金)	費等)として使用されるとともに、密入国・						
山亚) (17 年度)	人身取引及び関連する国境を越える犯罪に						
(関連:Ⅱ-	対処するアジア太平洋地域の枠組みである						
	「バリ・プロセス」に対する支援の一環とし						
17	て、IOMが維持管理する同プロセスのウェブ						
	サイトの管理費用などに充てられる。						
	IOMを通じた我が国の貢献は、我が国で保						
	護された外国人人身取引被害者の出身国へ						
	の安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐた						
	めの経済的自立を実現するとともに、アジ						
	ア・太平洋地域における人身取引に関する						
	情報交換の促進やその防止等に寄与する。						
	そのほか、我が国が重要外交指針としてい						
	る人間の安全保障の実現及び持続可能な開						
	発目標 (SDGs) の達成を促進する。						
その他の分担		1	1				
	国連アジア太平洋経済社会委員会	—	3	100	3	3	261
基金(ESCAP)	(ESCAP)は、国連経済社会理事会の地域委		(3)	(100)	(3)		
拠出金(任意	員会の一つであり、アジア太平洋地域各国						
拠出金)	における経済・社会・環境等に関する問題						
(昭和 52 年	を解決するため、多様な会合やワークショ						
度)	ップ等の開催や、他の国際機関等との連携						
(関連:Ⅵ-	による事業の実施等により、各国における						
2)	開発や、政策決定者・実務者の能力向上等						
	を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献						
	するとともに、域内協力の推進に寄与して						
	いる。エスカップ基金(JECF)を通じて拠						
	出することで、我が国が重視する障害者支						
	援や防災に関する事業について、我が国の						
			1		1		

	意向を反映した形で実施することを目的と						
	する。						
	本拠出金によるJECFを通じた支援の対象						
	は, ESCAPが行う域内の政策調整のための会						
	議開催,各国の政策決定者・実務者に対す						
	る研修、訓練、技術指導の提供等の技術協						
	力事業である。						
国際復興開	世銀が管理する本基金は、アフガニスタ	_	7, 002	1, 468	255	0	262
発 銀 行	ンの持続可能な開発に向けて、効果的・効		(7, 002)	(1, 468)	(255)		
(IBRD)・国際	率的な支援が一層重要になっている中、同						
開発協会	国政府に対して財政支援等を行う枠組みの						
(IDA) 拠出金	一つである。						
(ARTF)	本基金への拠出を通じて、アフガニスタ						
(22 年度)	ン政府の行政能力を強化するとともに、同						
(関連: VI-	国の地方・農村部における生計安定化及び						
1)	ガバナンス強化を図る。						
アジア開発	本拠出金は、アジア開発銀行(ADB)が管	_	165	0	0	0	263
) 一 新元 (ADB) 拠	理するアフガニスタンインフラ信託基金		(165)	(0)	(0)	v	200
显示(ALTF)	(AITF)への拠出金を通じて、交通・エネ		(100)	(0)	(0)		
(22 年度)	いれて、いたの読品型を通じて、文通・エイルギー等アフガニスタン国内のインフラを						
(関連: Ⅵ-	を備するもの。						
	金属するもの。 治安悪化による経済低迷が続くアフガニ						
1)	スタンにおいて自立的な経済運営と持続可						
	れな開発を進めていくためには、安定的な						
	能な用光を運めていてためには、女正的な物資供給・生活を確保するインフラの整備						
	初員供給・生活を確保するインノブの空哺を行い、また、パキスタンや中央アジア等						
	周辺諸国との連結性を高め、 地域経済に統						
	合されていくことが不可欠であり、本拠出						
	金によって地域連結性の向上と共に広域な						
	地域における経済活性化に資する。						
国際連合工	UNIDOの運営費、調査費その他の恒常的に		1, 780	1, 713	1, 394	1, 324	264
業開発機関	要する費用等のための支出(通常予算)に		(1, 780)	(1, 713)	(1, 394)	1, 524	204
采用光候倒 (UNIDO)分担	する分担金を負担。UNIDOは、(1)開発		(1, 700)	(1, 713)	(1, 334)		
(UNIDO) 分担 金	途上国における工業化政策、工業計画の立						
並 (昭和 62 年	遼工国における工業化政策,工業計画の立 案,企画等についての助言及び勧告, (2)						
度)	専門家派遣による開発途上国での直接技術						
(関連:Ⅵ-	等门家派遣による開先遮上国での直接投航 指導. (3)開発途上国の工業化推進に必						
1)	要とされる先進国資本及び関連技術の斡						
	旋、(4)開発途上国の研究、技術開発等						
	に対する機材供与, (5)工業技術,投資, 財政 佐奈 経営計画立案に関する資料収						
	財政、生産、経営計画立案に関する資料収						
	集,分析及び情報交換の促進,(6)民間						
	企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の関係を実施						
	の開催を実施。						
	開発途上国に対する工業開発の促進及び 加速化を図り、世界的、地域的及び国家的						
	加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び						
	なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立						
	工業協力を促進することを目的として設立 された国際機関であるUNIDOに対する加盟						
	された国际機関でのるUNIDULスタタる加留 国としての義務を果たし、持続可能な開発						
	国としての義務を来たし、持続可能な開発 目標(SDGs)の達成に貢献する。また、日・						
	日標(SDGS)の達成に貢献する。また、日・ UNIDO間のパートナーシップを強化し、人間						
	の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変						
	動等我が国が重視する政策を協力して推進						

	するとともに、我が国民間セクターの技 術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際 機関における日本人職員の増強にも貢献す る。						
アジア生産 性機構(APO) 分担金 (昭和 36 年 度) (関連: Ⅵ- 1)	APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を 目的として昭和36(1961)年に設立された地 域国際機関である。APO分担金は、APOの事 業費及び事務局運営費に充てられている。 APOは分担金及び拠出金により年間100件程 度のプロジェクトを実施しており、主要な ものとして、①加盟国・地域の民間企業関 係者及び生産性本部(国内産業の生産性向 上を目的として設置されている国内機関) 関係者を対象とした、研修、セミナー、調 査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測 及び生産性データブックの作成、③生産性 向上と環境保全の両立を目指す事業とし て、環境配慮製品の国際見本市である「エコ プロダクツ国際展」の実施等が挙げられる。 我が国で開発された生産性向上手法を APOを通じ積極的に普及することにより、我 が国は、加盟国・地域の生産性の向上を通 じた発展に寄与している。またAPOに対する 我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及 びこれら企業の製品の輸出促進につながる 事業の推進に資する。		677 (677)	736 (736)	626 (626)	637	265
気候変動枠 組条約拠出 金 (5年度) (関連:VI- 2)	気候変動問題に対処するための国際的な 枠組みである国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)の加盟国として義務づけられてい る拠出金である。 UNFCCC事務局の運営経費を拠出すること で、本条約締約国間の気候変動枠組条約交 渉を円滑に進め、全ての主要国が参加する 公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・ 実施することを目指す。	_	272 (272)	266 (266)	218 (218)	233	267
生物多様性 条約拠出金 (義務的拠 出金) (5年度) (関連:Ⅵ- 2)	本拠出金は、生物多様性の保全、その構 成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利 用から生じる利益の公正かつ衡平な配分の 推進を目的とする生物多様性条約の事務局 の活動を支援するための義務的拠出金であ る。各国の年間拠出額は、隔年で開催され る締約国会議において本条約の財政規則に 基づき決定される。 同条約事務局は、締約国会議の開催準備、 締約国会議の決定事項の推進、各種報告書 の作成、他の関係国際機関との協力、開発 途上国の支援、普及啓発、情報提供等を実 施している。 本拠出金を通じて我が国は、地球環境で の生物多様性の保全に大きく寄与してい る。	_	183 (183)	206 (206)	199 (199)	172	268
気候変動枠 組条約(京 都議定書)	気候変動問題に対処するための国際的な 枠組みである国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)京都議定書の加盟国として義務づ	—	146 (146)	143 (143)	118 (118)	125	269

柳山合	はこれていて加山合大もて						
拠出金 (17 年 年)	けられている拠出金である。						
(17年度)	UNFCCC事務局の運営経費を拠出すること						
(関連:VI−	で,京都議定書の円滑な履行に資する。						
2)			100	100	01	100	070
国際熱帯木	本分担金は、国際熱帯木材協定(ITTA)の	_	102	108	91	106	270
材機関	運用に関する費用及び同協定に基づき我が		(93)	(99)	(91)		
(ITTO)分担	国に設置された国際熱帯木材機関(ITTO)事						
金	務局運営費に係る分担金である。						
(昭和 59 年	ITTOは気候変動や生物多様性の観点から						
度)	も重要な役割を果たしている熱帯林の保全						
(関連:Ⅵ-	推進のため、持続可能な森林経営(SFM)の促						
2)	進を目的とし、熱帯林経営に関するガイド						
	ラインの作成・普及、熱帯木材貿易に関す						
	る統計資料の整備・公表を行い、加盟国へ						
	の情報共有の推進等に取り組んでいる国際						
	機関である。						
	本分担金を通じて我が国は、違法伐採対						
	策やSFMの促進等,地球規模の課題解決に大						
	きく寄与している。						
砂漠化対処	本拠出金は、砂漠化対処条約の事務局の	_	114	111	100	89	271
条約拠出金	活動を支援するための義務的拠出金であ		(114)	(111)	(100)		
(義務的拠	る。同事務局は、締約国会議(COP)や補助			(,	(,		
出金)	機関会合の準備、条約に基づく報告書のと						
(7年度)	りまとめ、他の国際機関との協力、COPが決						
(関連:Ⅵ-	定する他の任務の遂行及び各種の規範作り						
2)	を行っている。						
2)	本拠出金を通じて、我が国は、地球規模						
	の環境問題である砂漠化進行に関し、我が						
	国の方針を反映させつつ、国際協調に基づ						
	く効果的な対策の立案及び実施に大きく貢						
	、効果的な対象の立象及び実施に入さく負献している。						
			70	70	60	6E	070
バーゼル条	本拠出金は、有害廃棄物及び他の廃棄物	_	72 (70)	78 (70)	69 (CO)	65	272
約拠出金	の越境移動及びその処分の規制について、		(72)	(78)	(69)		
(義務的拠	国際的な枠組みの構築及び環境保護を目的						
	とする「バーゼル条約」の事務局の活動を						
(5年度)	支援するための義務的拠出金である。全締						
(関連:Ⅵ-	約国が国連分担率に基づき算出された拠出						
2)	率に応じた額を拠出している。同条約事務						
	局は、締約国会議(COP)の準備、条約に基						
	づく報告書作成,他の関係国際機関との協						
	カ、廃棄物処分等に関する情報収集及び締						
	約国への送付、廃棄物処理等に関する技術						
	の伝達、COPが決定する他の任務の遂行等の						
	活動を実施している。						
	本拠出金を通じて我が国は、条約の主目						
	的である有害廃棄物の越境移動の規制の推						
	進に関し、途上国の廃棄物処理能力の向上						
	のための戦略計画の実施に大きく寄与して						
	いる。						
L							

野生動植物         本拠出会は、「絶滅のおそれのある野生」         -         74         80         64         65         273           取引規制条         動植物の種の国際取引に関する条約(ワシ が得託基金)         -         (74)         (78)         (64)         65         273           約信託基金         ントン条約」に状だされた事務局の任務及 辺総約(国会議の決議・決定により同事務局 者)         (74)         (78)         (64)         65         273           第         約 拠         に代託された活動の円滑な遂行に必要な経 金)         (74)         (78)         (64)         65         273           (取)         「「補約」に規定された事務局の任務及 切締約(記載金の資金)         (74)         (78)         (64)         65         273           (取)         「「補約」(注意された事務局の任務及 動(20)         (74)         (78)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (64)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)         (78)
<ul> <li>約信託基金 ントン条約」に規定された事務局の任務及 拠出金(義 び総約国会議の決議・決定により同事務局 に付託された活動の円滑な遂行に必要な経 会)</li> <li>(ご付託された活動の円滑な遂行に必要な経 会)</li> <li>(昭和 55 年 同事務局は、条約信託基金の資金により, 度)</li> <li>①(総約国会議(00P)の準備・フォローアッ ブ、2)条約成属言に撮のための各国の法令整備, 名)</li> <li>(別連: VT- 2)</li> <li>(別準: VT- 2)</li> <li>(小前約の支援、3条約の実施に係る勧 告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起、5条約所属書の編集、6)</li> <li>(OPで採択された新たな決議や決定の発出)</li> <li>(○条約所属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。</li> <li>本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 金(義務約 拠出金である。全綿約国が国連分担率に基 づいて算出された拠出年に応じた額を拠出</li> <li>(61)</li> <li>(67)</li> <li>(53)</li> <li>53</li> <li>274</li> <li>(54)</li> <li>(55)</li> <li>(51)</li> <li>(55)</li> <li>(61)</li> <li>(51)</li> <li>(55)</li> <li>(61)</li> </ul>
<ul> <li>拠出金(義)び絲約国会議の決議・決定により同事務局 務 的 拠出</li> <li>(パ和 55 年 度)</li> <li>(昭和 55 年 同事務局は、条約償款甚金の資金により, 度)</li> <li>①絲約国会議(OP)の準備・フォローアッ</li> <li>(7条約実施のための各国の法令整備、 教行,研修の支援、③条約の実施に係る勧 告の作成(④問題)ある取引等についての 通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集(⑥)</li> <li>(0Pで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の特続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。</li> <li>水鳥湿地保</li> <li>本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 全条約拠出</li> <li>(2条約)</li> <li>(5条約)</li> <li>(54)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(54)</li> <li>(55)</li> <li>(51)</li> <li>(55)</li> <li>(61)</li> <li>(51)</li> <li>(55)</li> <li>(61)</li> </ul>
<ul> <li>務 的 拠 出 (ご付託された活動の円滑な遂行に必要な経 費を賄うための義務が拠出金である。 (昭和 55 年 (岡本 55 年 (周事務局は、条約1話基金の資金により, (1練約1国会議(00P)の準備・フォローアッ ブ、②条約2条約の実施に係る勧 告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起、③条約の実施に係る勧 告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集。⑥ OPで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。         本拠出金である。全締約国が国達分担率に基 小に質出された拠出する義務的 拠出金 金、換出金である。全締約国が国達分担率によ り、①維約国会議(00P)の開催準備、②00P の決議事項の推進。③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 聞する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うたい同いられる。 本拠出金を通じて我が国は、維約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。         </li> <li>オゾン層を 本拠出金は、オイゾン層を破壊するおそれ のある物質の生産消費及び貿易を規制する</li> </ul>
<ul> <li>金) 費を賄うための養務的拠出金である。 (昭和 55 年) (〕締約国会議(DP)の準備・フォローアッ ブ、②条約実施のための各国の法令整備、 執行、研修の支援(③条約の実施に係る勧 告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起(⑤条約附属書の編集)(⑥) OPで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された類の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図ための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄りしてい る。</li> <li>水島湿地保 本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 ①(G1) G7 53 53 274</li> <li>水島湿地保 本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 ①(G1) G7 53 53 274</li> <li>(53) 53 274</li> </ul>
<ul> <li>(昭和 55 年)</li> <li>(周事務局は、条約信託基金の資金により, ①絲約国会議(OP)の準備・フォローアッ ブ、②条約実施のための各国の法令整備、 執行,研修の支援(③条約の実施に係る勧 告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起(⑤条約附属書の編集)(⑥ OPで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された類のな特定を支援するための情報提供等を実施して いる。</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。</li> <li>水鳥湿地保</li> <li>本拠出金に、ラムサール条約事務局の活 ①(61)(67)(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(53)</li> <li>(54)</li> <li>(54)</li> <li>(55)</li> <li>(61)</li> <li>(61)</li> <li>(61)</li> <li>(61)</li> <li>(61)</li> <li>(51)(55)</li> <li>(61)</li> </ul>
度       ①絲納回会議(00)の準備・フォローアッ ブ、②条約実施のための各国の法令整備、 執行、研修の支援。③条約の実施に係る勧 告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起。⑤条約附属書の編集。⑥ 00Pで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。       -       61       67       53       53       274         文条約脱出 ②を条約拠出 金(義務的 拠出金)       本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 金(義務的 拠出金)       -       61       67       53       53       274         (資素約約 拠出金)       本拠出金は、司ムサール条約事務局の活 金(義務的 拠出金である。全締約国が国連分担率に基 づいて算出された拠出率に応じた額を拠出 している。本拠出金は、同条約事務局によ り、①旅游国会議(00)の開催準備。(200P の決議事項の推進、③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、締約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献していふる。       -       51       55       61       60       275         オゾン層を 破壊する物       本切出金は、オゾン層を破壊するおそれ       -       51       55       61       60       275
<ul> <li>(関連: Ⅵ- 2)</li> <li>ブ、②条約実施のための各国の法令整備、 執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧 告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥ OPで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶減のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。</li> <li>水鳥湿地保 本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 金(義務的 拠出金である。全綿約国が国連分担率に基 づいて算出された拠出率に応じた額を拠出 している。本拠出金は、同条約事務局によ り、①綿約国会議(00P)の開催準備、②0P の決議事項の推進、③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金をはこて我が国は、綿約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。</li> <li>オゾン層を 本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ のある物質の生産消費及び貿易を規制する</li> <li>「51)</li> <li>「55)</li> <li>「61)</li> </ul>
<ul> <li>2) 執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧 告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥ OOPで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。</li> <li>水鳥湿地保 本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 金(義務的 拠出金である。全綿約国が国連分担率に基 づいて算出された拠出率に応じた額を拠出 している。本拠出金は、同糸均率務局によ (関連: VI- 2) の決議事項の推進、③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、綿約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。</li> <li>オゾン層を 本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ のある物質の生産消費及び貿易を規制する</li> </ul>
<ul> <li>告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥ OPで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。</li> <li>水鳥湿地保 本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 金(義務的 拠出金)</li> <li>小で算出された拠出率に応じた額を拠出 (2年度)</li> <li>している。本拠出金は、同条約事務局によ リ、①締約国会議 (OP)の開催準備、②OP の決議事項の推進、③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、締約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全11貢献している。</li> <li>オゾン層を 本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ - 51 55 61 60 275</li> </ul>
<ul> <li>告の作成、④問題のある取引等についての 通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥ 〇0Pで採択された新たな決議や決定の発出、 ⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。</li> <li>水鳥湿地保 本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 金(義務的 拠出金) づいて算出された拠出率に応じた額を拠出 (2年度) している。本拠出金は、同条約事務局によ り、①締約国会議(COP)の開催準備、②COP の決議事項の推進、③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、締約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。</li> <li>オゾン層を 本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ のある物質の生産消費及び貿易を規制する</li> <li>「51」 55 61 60 275</li> </ul>
通報・注意唤起、⑤条約附属書の編集、⑥           OPで採択された新たな決議や決定の発出、           ⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。           本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。           水鳥湿地保         本拠出金は、ラムサール条約事務局の活           金(義務的           拠出金)           づいて算出された拠出率に応じた額を拠出しておる義務的           ④(24度)           している。本拠出金は、同条約事務局によし、           (24度)           (周連: VI-           2)           (第新)           成式有報収集、④水鳥、湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の実務を行うために用いられる。           本拠出金を通じて我が国は、総約国の資格にの資格にの資格の資格           本拠出金を通じて我が国は、総約国の資格           本拠出金を通じて我が国は、総約国の資格書の検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の実務を行うために用いられる。           本拠出金を通じて我が国は、総約国の資格           本拠出金を通じて我が国は、総約国の資格の資格           本拠出金を通じて我が国は、総約国の資格の参加・交渉等を通じて、           国際的な湿地保全に貢献している。           本拠出金を通じて我が国は、総約国の資格の参加・交渉等を通じて、           本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ           本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ           のあ物質の生産消費及び貿易を規制する           (51)           (55)           (61)           (51)           (55)           (61)           (51)           (55)           (61)           (51)           (51)
COPで採択された新たな決議や決定の発出、 (7条約附属書に掲載された種の具体的な特 定を支援するための情報提供等を実施して いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそ れのある野生動植物の保護を図るための国 際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。         -         61         67         53         53         274           水鳥湿地保 金(義務的 拠出金である。全締約国が国連分担率に基 づいて算出された拠出率に応じた額を拠出 (2年度) (関連: VI- 2)         動(61)         (67)         (53)         53         274           数を支援するための基金に拠出する義務的 拠出金である。全締約国が国連分担率に基 づいて算出された拠出率に応じた額を拠出 している。本拠出金は、同条約事務局によ (時運: VI- 2)         -         61         67         53         53         274           次島源和生衆なる。全統約国が国連分担率に基 づいて算出された拠出率に応じた額を拠出 している。本拠出金は、同条約事務局によ (時運: VI- 2)         -         61         67         53         53         274           次市業の国会議 (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ (38国の国)報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、締約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。         -         51         55         61         60         275           オゾン層を 破壊する物         のある物質の生産消費及び貿易を規制する         -         51         55         61         60         275
⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。         本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。         -         61         67         53         53         274           水鳥湿地保         本拠出金は、ラムサール条約事務局の活         -         61         67         53         53         274           水鳥湿地保         動を支援するための基金に拠出する義務的         -         61         67         53         53         274           水鳥湿地保         本拠出金は、ラムサール条約事務局の活         -         61         67         53         53         274           金(義務的         拠出金である。全締約国が国連分担率に基         -         61         67         53         53         274           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ         -         61         67         53         53         274           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ         -         61         67         53         53         274           2)         ・         可給約回知会議         (00P)の開催準備、2020P         -         61         67         53         53         274           2)         ・         ・         ・         ・         61         67         53         53         274           2)         ・         ・         ・         ・
定を支援するための情報提供等を実施している。       本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。       -       61       67       53       53       274         水鳥湿地保       本拠出金は、ラムサール条約事務局の活っ       -       61       67       53       53       274         全条約拠出       動を支援するための基金に拠出する義務的       -       61       67       53       53       274         金、       小は金である。全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出       -       61       67       53       53       274         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ       -       (61)       (67)       (53)       53       274         2)       の決議事項の推進、③A国の国別報告書の検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。       -       61       67       55       61       60       275         オゾン層を       本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ       -       51       55       61       60       275         破壊する物       のある物質の生産消費及び貿易を規制する       -       51       55       61       60       275
<ul> <li>いる。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。</li> <li>水鳥湿地保本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 - 61 67 53 53 274</li> <li>全条約拠出動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額を拠出しく(61) (67) (53)</li> <li>レている。本拠出金には、同条約事務局により、(61) (67) (53)</li> <li>(2年度) している。本拠出金は、同条約事務局により、(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(</li></ul>
本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。         ー         61         67         53         53         274           水鳥湿地保         本拠出金は、ラムサール条約事務局の活         -         61         67         53         53         274           全条約拠出         動を支援するための基金に拠出する義務的         (61)         (67)         (53)         53         274           金(義務的         拠出金である。全締約国が国連分担率に基         -         61         67         53         53         274           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ         (61)         (67)         (53)         53         274           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ         -         (61)         (67)         (53)         53         274           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ         -         (61)         (67)         (53)         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         - </td
れのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。       -       61       67       53       53       274         水鳥湿地保       本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 金(義務的拠出金である。全締約国が国連分担率に基 拠出金       -       61       67       53       53       274         全条約拠出       動を支援するための基金に拠出する義務的 拠出金である。全締約国が国連分担率に基 している。本拠出金は、同条約事務局によ (2年度)       -       61       67       53       53       274         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ している。本拠出金は、同条約事務局によ (関連: VI- 2)       -       61       67       53       53       274         2)       の決議事項の推進。③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、締約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。       -       51       55       61       60       275         が壊する物       のある物質の生産消費及び貿易を規制する       -       51       55       61       60       275
際協力の促進とそれによる動植物の持続可 能な利用の確保の推進に大きく寄与してい る。             水鳥湿地保         本拠出金は、ラムサール条約事務局の活 全条約拠出         -         61         67         53         53         274           全条約拠出         動を支援するための基金に拠出する義務的 拠出金である。全締約国が国連分担率に基 拠出金)         -         61         67         53         53         274           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ (関連: VI- 2)         している。本拠出金は、同条約事務局によ り, ①締約国会議(COP)の開催準備, ②COP         -         61         67         53         53         274           2)         の決議事項の推進, ③各国の国別報告書の 検討及び情報収集, ④水鳥, 湿地保全区に 関する助言, 広報, 普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は, 締約国の資 格により, 会議への参加・交渉等を通じて, 国際的な湿地保全に貢献している。         -         51         55         61         60         275           破壊する物         のある物質の生産消費及び貿易を規制する         -         51         55         61         60         275
能な利用の確保の推進に大きく寄与している。       -       61       67       53       53       274         水鳥湿地保       本拠出金は、ラムサール条約事務局の活       -       61       67       53       53       274         全条約拠出       動を支援するための基金に拠出する義務的       少している。       (61)       (67)       (53)       53       274         金(義務的       拠出金である。全綿約国が国連分担率に基       -       61       67       53       53       274         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ       (61)       (67)       (53)       4       4         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ       -       (61)       (67)       (53)       53       274         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ       -       (61)       (67)       (53)       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4       4
る。         6         6           水鳥湿地保         本拠出金は、ラムサール条約事務局の活         -         61         67         53         53         274           全条約拠出         動を支援するための基金に拠出する義務的         (61)         (67)         (53)         53         274           金(義務的         拠出金である。全締約国が国連分担率に基         (61)         (67)         (53)         53         274           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ         (61)         (67)         (53)         4         4           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ         (61)         (67)         (53)         4         4           (2年度)         している。本拠出金は、同条約事務局によ         (9)         ①締約国会議 (00P)の開催準備、(200P         4         4         4         4           (2年度)         している。本拠出金は、③各国の国別報告書の         6         4         4         4         4           (2年度)         り、①締約国会議 (00P)の開催準備、(200P         0決議事項の推進、③各国の国別報告書の         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4 <td< td=""></td<>
水鳥湿地保       本拠出金は、ラムサール条約事務局の活       -       61       67       53       53       274         全条約拠出       動を支援するための基金に拠出する義務的       ・       (61)       (67)       (53)       53       274         金(義務的       拠出金である。全締約国が国連分担率に基       ・       (61)       (67)       (53)       53       274         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ       ・       (61)       (67)       (53)       53       274         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ       ・       ・       (61)       (67)       (53)       53       274         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ       ・       ・       (61)       (67)       (53)       53       274         (算算している。       ・       ・       ・       ・       (61)       (67)       (53)       53       274         (2年度)       している。本拠出金に、同条約事務局によ       ・       ・       ・       (61)       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・
全条約拠出       動を支援するための基金に拠出する義務的       (61)       (67)       (53)         金(義務的       拠出金である。全締約国が国連分担率に基       づいて算出された拠出率に応じた額を拠出       (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ       (9)       (1締約国会議(00P)の開催準備, 200P       (1)       (61)       (67)       (53)         2)       り、①締約国会議(00P)の開催準備, 200P       の決議事項の推進, 3各国の国別報告書の       (約計及び情報収集, ④水鳥, 湿地保全区に       (1)       (1)       (1)       (1)         2)       の決議事項の推進, 3各国の国別報告書の       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)         2)       の決議事項の推進, 3各国の国別報告書の       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1)       (1) </td
<ul> <li>金(義務的 拠出金である。全締約国が国連分担率に基 づいて算出された拠出率に応じた額を拠出 (2年度)</li> <li>している。本拠出金は、同条約事務局によ り、①締約国会議(COP)の開催準備、②COP</li> <li>の決議事項の推進、③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、締約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。</li> <li>オゾン層を 本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ - 51 55 61 60 275</li> <li>破壊する物のある物質の生産消費及び貿易を規制する</li> </ul>
拠出金)       づいて算出された拠出率に応じた額を拠出         (2年度)       している。本拠出金は、同条約事務局によ         (関連: \u00771-       り、①締約国会議(COP)の開催準備、②COP         2)       の決議事項の推進、③各国の国別報告書の         検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に       関する助言、広報、普及啓発等の業務を行         うために用いられる。       本拠出金を通じて我が国は、締約国の資         格により、会議への参加・交渉等を通じて、       国際的な湿地保全に貢献している。         オゾン層を       本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ       -         ガジン層を       本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ       -         気1       60       275         破壊する物       のある物質の生産消費及び貿易を規制する       (51)
<ul> <li>(2年度)</li> <li>している。本拠出金は、同条約事務局により、①締約国会議(COP)の開催準備、②COP</li> <li>2)</li> <li>の決議事項の推進、③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、締約国の資格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。</li> <li>オゾン層を 破壊する物のある物質の生産消費及び貿易を規制する</li> </ul>
<ul> <li>(2年度)</li> <li>している。本拠出金は、同条約事務局により、①締約国会議(COP)の開催準備、②COP</li> <li>2)</li> <li>の決議事項の推進、③各国の国別報告書の検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に関する助言、広報、普及啓発等の業務を行うために用いられる。</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、締約国の資格により、会議への参加・交渉等を通じて、国際的な湿地保全に貢献している。</li> <li>オゾン層を本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ - 51 55 61 60 275</li> <li>破壊する物のある物質の生産消費及び貿易を規制する</li> </ul>
(関連:VI- 2) り、①締約国会議(COP)の開催準備、②COP の決議事項の推進、③各国の国別報告書の 検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に 関する助言、広報、普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、締約国の資 格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。          オゾン層を       本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ       -       51       55       61       60       275         破壊する物       のある物質の生産消費及び貿易を規制する       (51)       (55)       (61)       60       275
<ul> <li>2) の決議事項の推進,③各国の国別報告書の 検討及び情報収集,④水鳥,湿地保全区に 関する助言,広報,普及啓発等の業務を行 うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は,締約国の資 格により,会議への参加・交渉等を通じて, 国際的な湿地保全に貢献している。</li> <li>オゾン層を本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ - 51 55 61 60 275 破壊する物のある物質の生産消費及び貿易を規制する</li> </ul>
検討及び情報収集,④水鳥,湿地保全区に         関する助言,広報,普及啓発等の業務を行うために用いられる。         本拠出金を通じて我が国は,締約国の資格により,会議への参加・交渉等を通じて、         国際的な湿地保全に貢献している。         オゾン層を         本拠出金は,オゾン層を破壊するおそれ         のある物質の生産消費及び貿易を規制する
関する助言,広報,普及啓発等の業務を行うために用いられる。       本拠出金を通じて我が国は,締約国の資格により,会議への参加・交渉等を通じて、         国際的な湿地保全に貢献している。       51         オゾン層を本拠出金は,オゾン層を破壊するおそれ       51         のある物質の生産消費及び貿易を規制する       (51)
うために用いられる。 本拠出金を通じて我が国は、締約国の資格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。 オゾン層を本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ - 51 55 61 60 275 破壊する物 のある物質の生産消費及び貿易を規制する (51) (55) (61)
本拠出金を通じて我が国は、締約国の資格により、会議への参加・交渉等を通じて、国際的な湿地保全に貢献している。       -       51       55       61       60       275         すゾン層を本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ       -       51       55       61       60       275         破壊する物       のある物質の生産消費及び貿易を規制する       (51)       (55)       (61)       60       275
格により、会議への参加・交渉等を通じて、 国際的な湿地保全に貢献している。       レー       レー       レー       レー       1       0       275         オゾン層を       本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ       -       51       55       61       60       275         破壊する物       のある物質の生産消費及び貿易を規制する       (51)       (55)       (61)       -       -
国際的な湿地保全に貢献している。オゾン層を本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ-51556160275破壊する物のある物質の生産消費及び貿易を規制する(51)(55)(61)
オゾン層を本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれ-51556160275破壊する物のある物質の生産消費及び貿易を規制する(51)(55)(61)(61)
破壊する物 のある物質の生産消費及び貿易を規制する (51) (55) (61)
質に関する   ことを目的とする「オゾン層を破壊する物
モントリオ   質に関するモントリオール議定書」事務局
ール議定書   の活動を支援するための義務的拠出金であ
拠出金(義)る。同事務局は、①締約国会合(MOP)の開
務 的 拠 出 催, ②公開作業部会の開催, ③各国のオゾ
金シン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計
(2年度) 及び公表、④その他MOPが決定する他の任務 及び公表、④その他MOPが決定する他の任務
(関連: VI- の遂行等の業務を実施している。
2) 本拠出金を通じて我が国は、規制対象物
質の特定、同物質の削減、非締約国からの
規制物質の輸入禁止、開発途上国に対する
代替品技術の利用・取得のための援助等の
護連合         自然環境・天然資源の保全分野における専         (57)         (62)         (55)
(IUCN) 拠出 門家による調査研究の実施,各種勧告の採
金(義務的 択,開発途上地域に対する支援等の実施を

							,
拠出金)	活動目的とするIUCN事務局の活動を支援す						
(7年度)	るための義務的拠出金である。同事務局は、						
(関連:Ⅵ-	4年に1度開催される世界自然保護会議						
2)	(総会)において、一般方針の決定、各種 プログラムと予算の承認、IUCNの全ての事						
	項に関する監督及び全般的な運営を行う理						
	事会に関する事務等を行うことにより、環 境分野における国際的な規範作りを担って						
	いる。 本拠出金を通じて,我が国は,国家会員						
	としての総会等への参加・交渉等を通じて、						
	自然・環境・天然資源の保全に貢献してい						
ストックホ	→ ²		48	51	46	42	277
レム 条約	蓄積性、長距離にわたる環境における移動		(48)	(51)	(46)	72	211
(POPs 条約)	の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影		(10)				
拠出金(義	響を与えるダイオキシン類, PCB, DDT等の						
務的拠出	Kaller K						
金)	Pollutants: POPs) に対応することを目的と						
(18 年度)	した「ストックホルム条約(POPs条約)」の						
(関連:VI-	事務局の活動を支援するための義務的拠出						
2)	金である。全締約国が国連分担率に基づき						
	算出された拠出率に応じた額を拠出してい						
	る。同事務局は、①締約国会議(COP)及び						
	補助機関会合の準備並びに役務の提供、②						
	締約国の本条約遂行に必要な支援の提供						
	③他の関係国際機関・団体の事務局との調						
	整、④各締約国より受領した情報及び他の						
	入手可能な情報に基づく定期報告書の作成						
	並びに提供、⑤本条約の定める事務局の任						
	務及びCOPが決定する任務の遂行等の業務						
	を実施している。						
	本拠出金を通じて、我が国は、我が国の						
	実情を反映させつつ、残留性有機汚染物質						
	の製造及び使用の規制等についての基準設						
	定に寄与している。				05	05	070
世界遺産基	世界遺産条約の締約国に課される義務的	_	39	38	35	35	278
金分担金	分担金である。各締約国から支払われる分		(39)	(38)	(35)		
(5年度)	担金及び寄付金等から成る世界遺産基金に						
(関連:Ⅲ一 1)	より、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍						
1)	的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺   産の保護に係る調査・研究,専門家派遣,						
	産の株選に旅る調査・研究、専門家派遣、   研修、機材供与、資金協力等の国際的援助						
	新修, 磁材伝子, 貢金協力寺の国际的援助   等, 条約に基づく具体的な保護措置が実施						
	寺, 末前に塗りて呉体的な保護指直が実施    される。具体的な使途や使途毎の予算配分						
	については、作業指針に基づいて、世界遺						
	産委員会(締約国の中から選挙で選出され						
	た21か国で構成)が決定する。						
	我が国は、世界遺産基金を通じ、人類共						
	通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然						
	遺産の保護に対し重要な役割を果たしてい						
	る。						

ᅋᇝᆓᄱᇃ	何以立心法立何端を始めなめ同に調える		20	20	25	25	070
無形文化遺	無形文化遺産保護条約の締約国に課され	_	39	38	35	35	279
産基金分担	る義務的分担金である。(注:同条約は、15		(27)	(38)	(35)		
金	年ユネスコ総会において採択, 18年4月に						
(18 年度)	発効した。我が国は、他国に先駆け国内の						
(関連:Ⅲ-	無形文化財保護に取り組んできており、条						
1)	約交渉段階から議論を主導し、16年にいち						
	早く締結した。)						
	本分担金などの各国の拠出から成る無形						
	文化遺産基金により、「人類の無形文化遺産						
	の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必						
	要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、専						
	門家の提供、必要な職員の養成、設備及び						
	ノウハウの供与等の国際的な援助等、条約						
	に基づく具体的な保護措置が実施される。						
	具体的な使途や使途毎の予算配分について						
	は,締約国会議が定める指針に基づいて,						
	政府間委員会(締約国の中から選挙で選出						
	された24か国で構成)が決定する。						
	我が国は、同基金を通じ、無形文化遺産						
	の国際的な枠組みの下での保護に重要な役						
	割を果たしている。						
生物多様性	本拠出金は、生物多様性条約に基づき、	<u> </u>	38	44	42	42	280
全物多様に	本後山並は、 王初夕禄住未約に塗って、 特に国境を越える移動に焦点を合わせて、		(38)	(44)	(42)	42	200
			(30)	(44)	(42)		
ヘナ議定書	生物の多様性の保全及び持続可能な利用に						
拠出金(義	悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオ						
務的拠出	テクノロジーにより改変された生物(遺伝						
金)	子組換え生物等)の安全な移送,取扱い及						
(17 年度)	び利用について十分な水準の保護を確保す						
(関連:VI-	るための措置を規定する「カルタヘナ議定						
2)	書」の事務局の活動を支援するための義務						
	的拠出金である。全締約国が国連分担率に						
	基づき算出された拠出率に応じた額を拠出						
	している。						
	同事務局は、締約国会合の準備、議定書・						
	締約国会合により課された任務の遂行, 各						
	種資料の作成、他の国際機関との調整、開						
	発途上国の支援,普及啓発,情報交換セン						
	ターの運営などの業務を実施している。						
	本拠出金を通じて我が国は、遺伝子組換						
	え生物等の国境を越えた安全な移送、取扱						
	い及び利用の分野における十分な水準の保						
	護の確保に大きく寄与している。						
北西太平洋	本拠出金は、日本、中国、韓国、ロシア	_	30	33	30	31	281
地域海行動	の4か国の陸域に囲まれた閉鎖性海域であ		(30)	(33)	(30)		
計画	る日本海及び黄海における海洋及び沿岸の		(00)	(00)	(00)		
(NOWPAP) 拠	環境保護・管理及び更なる発展に向けた取						
出金(義務	組を推進することを目的とする「北西太平						
的拠出金)	洋地域海行動計画(NOWPAP)」の活動を支援						
(8年度)	するための義務的拠出金である。NOWPAPの						
(関連:Ⅵ—	活動主体として指定された地域センター						
2)	が,海洋環境データの共有,汚染物質のモ						
	ニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂						
	流・漂着ゴミ対策を実施している。						
	我が国は、事務局機能を果たす地域調整						
L			1		1		

				I			
	部を富山に置くNOWPAPにおいて、政府間会						
	合等の下での、日本海及び黄海における海						
	洋環境の保護の取組に大きく寄与してい						
	る。						
ロッテルダ	本拠出金は、有害な化学物質等の輸入の	_	32	34	32	35	282
ム 条約 (PIC	可否について事前に各国の意思を確認し、		(32)	(34)	(32)		
条約) 拠出	その情報を各国間で共有した上で、当該化						
金(義務的	学物質等の輸入については輸入国側の意思						
业 (我初日) 	を尊重し対応する手続を策定したロッテル						
(17 年度)	ダム条約事務局の活動を支援するための義						
(関連:Ⅵ-	務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づ						
2)	き算出された拠出率に応じた額を拠出して						
	いる。同事務局は、①締約国会議(COP)、						
	補助機関会合の準備及び役務の提供、②締						
	約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③						
	他の関係国際機関・団体の事務局との調整						
	④本条約の定める事務局の任務及びCOPが						
	決定する任務の遂行、等の業務を実施して						
	いる。						
	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓						
	理の国際的な基準設定に関してリーダーシ						
	- 理の国际的な基本設定に関してリーターシー ップを発揮しつつ、有害な化学物質の適正						
	な管理に寄与している。						
オゾン層の	本拠出金は、地球を取り巻くオゾン層を	—	7	8	7	8	283
保護のため	保護することを目的とする「オゾン層保護		(7)	(8)	(7)		
のウィーン	のためのウィーン条約」事務局の活動を支						
条約拠出金	援するための義務的拠出金である。全締約						
(義務的拠	国が国連分担率に基づき算出された拠出率						
出金)	に応じた額を拠出している。同条約事務局						
(2年度)	は、①締約国会議(COP)及びビューロー会合						
(関連:VI−	等関連会合の開催、②オゾン研究管理者会						
2)	議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普						
-/	及啓発活動,④ウェブサイトの運営,COPが						
	決定する他の任務の遂行等の業務を実施し						
	ている。						
	本拠出金を通じて我が国は、フロン等の						
	オゾン層破壊物質から、生物に有害な帯域						
	の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾ						
	ン層の保護に貢献している。						
南極条約	本拠出金は、南極条約の事務局の活動を	—	2	2	2	2	284
(義務的拠	支援するための義務的拠出金であり、我が		(2)	(2)	(2)		
出金)	国を含めた南極条約協議国(29か国)が5						
(16 年度)	つのカテゴリー別に負担。我が国は、米、						
(関連:VI-	英、仏、豪等と同じAランク(最高拠出額)						
2)	で, 負担率は, 4.37% (2017年度予算時点)。						
	南極事務局は、年1回、「南極条約協議						
	国会議」及び「環境保護委員会」を開催し、						
	南極に係る喫緊の問題を議論し、必要な規						
	範作りを行っている。また、南極基地の査						
	察の報告等も行い, 各国の基地を通じた南						
	極観測のあり方等を議論している。						
	本拠出金を通じて我が国は、協議国の資						
	格を保持し、会議への参加・交渉等により、						
	南極における我が国の利益を確保するとと						
P							

	もに、南極観測の円滑化に貢献する。						
コロンボ計	コロンボ計画は、昭和26(1951)年に設立	_	2	2	2	2	285
画分担金	されたASEAN(除カンボジア)及びSAARC(南		(2)	(2)	(2)		
(昭和 31 年	アジア地域協力連合)諸国等の26か国が参						
度)	加する国際開発機関である。本分担金は、						
(関連:Ⅵ-	南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運						
1)	営に用いられる。なお、分担金は全加盟国						
	による一律同額負担である。						
	コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、						
	南南協力の積極的な推進に寄与する。						
国際連合難	UNHCRは、パレスチナ難民を除く世界の難	_	17, 041	15, 036	11, 716	4, 197	286
民高等弁務	民・国内避難民等の保護及び支援を行う。		(17, 041)	(15, 036)	(11, 714)		
官事務所	具体的には、①難民に対する国際的保護の						
(UNHCR) 拠	付与、②緊急物資の配布等による支援、③						
出金(任意	自発的帰還、現地統合及び第三国定住によ						
拠出金)	る恒久的解決を図るとともに④難民及び無						
(昭和 42 年	国籍者保護のための条約の締結促進を行っ						
度)	ている。						
(関連:Ⅵ-	UNHCRを通じた我が国の貢献は、難民登録						
1)	等を通じ難民が保護を受けられるようにす						
	るとともに生活必需品やシェルター等の提						
	供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れ						
	るようにすることにより、我が国の推進す						
	る「人間の安全保障」の実現に貢献する。						
国際連合児	UNICEFは子どものための活動(教育, 保		14, 707	12, 087	8, 191	2, 130	287
童基金	健,衛生,子どもの保護等)を専門とする		(14, 707)	(12, 087)	(8, 191)		
(UNICEF)拠	唯一の国連の支援機関。世界の子どものた						
出金	めに, 保健, HIV/AIDS, 水・衛生, 栄養,						
(昭和 27 年	教育、子どもの保護等の分野において、自						
度)	然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から						
(関連:Ⅵ-	中長期的な開発支援まで幅広く活動し、政						
2)	策の提言,立案,実施等を支援する。						
	UNICEFの衡平性原則(最も脆弱な子ども						
	たちへの支援の重視)は、我が国の重要外						
	交・開発課題である人間の安全保障の現場						
	レベルでの実践に大きく貢献している。						
	我が国は、UNICEFに対する拠出を通じ,						
	すべての子どもの権利の実現を目的とした						
	人道・開発分野における広範な支援活動に						
	貢献する。						
	なお, UNICEFは, 全ての活動においてジ						
	ェンダー平等を推進し、その広範かつ包括						
	的な活動は、我が国が重視する人間の安全						
	保障の実現及びSDGsの実施のために大きく						
	貢献している。			10.1			
国際連合世	本件拠出は、食料を通じた①自然災害や	—	13, 842	10, 805	7, 986	599	288
界食糧計画	人為的災害による被災者、難民・国内避難		(13, 842)	(10, 805)	(7, 986)		
(WFP) 拠 出 へ / / 在 空 切	民等に対する緊急支援、②世界の食料安全						
金(任意拠	保障の推進、及び③開発途上国の経済社会						
出金)	開発支援のために使用されている。						
(昭和 38 年	本件拠出は、飢餓・貧困対策、母子の栄						
度)	養強化、学校給食を通じた教育支援等の実						
(関連:Ⅵ—	現に寄与するとともに、我が国の推進する						
1)	「人間の安全保障」の実現に貢献するとと						

もに持続可能な開発目標(SDGs)の達成に 寄与する。       19,716       32,500       34,675       1,000       2         ボ・結核・ の三大感染症による感染,死亡の削減に持 マラリア対       19,716       32,500       (34,675)       1,000       2         マラリア対       続可能で適切な貢献を行い、支援を必要と 策基金拠出       する国々において三大感染症により引き起 金       (19,716)       (32,500)       (34,675)       1,000       2         (13 年度)       強化することで、SDGsの達成に寄与する。       (19,716)       (32,500)       (34,675)       1,000       2         (13 年度)       グローバルファンドは、我が国が二国間援       2)       0       国を提供しづらい紛争地域も含めた約120       0       1,000       2         (10 月)       の国と地域に対して支援を行い、三大感染症       三大感染症       「カレマンドを通じた我が国の貢       前は、こうした三大感染症       1,000       1,000       1,000       1,000       1,000       1,000       1,000       1,000
<ul> <li>世界エイ</li> <li>途上国におけるエイズ、結核、マラリア</li> <li>-</li> <li>19,716</li> <li>32,500</li> <li>34,675</li> <li>1,000</li> <li>2</li> <li>ジローア対</li> <li>続可能で適切な貢献を行い、支援を必要と</li> <li>策基金拠出</li> <li>する国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健制度を</li> <li>(13 年度)</li> <li>(10 - パルファンドは、我が国が二国間援</li> <li>3</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>5</li> <li>4</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>5</li> <li>6</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>7</li> <li>7</li> <li>7</li> <li>7</li> <li>7</li> <li>8</li> <li>8</li> <li>8</li> <li>9</li> <li></li></ul>
<ul> <li>ズ・結核・の三大感染症による感染、死亡の削減に持 マラリア対 続可能で適切な貢献を行い、支援を必要と 策基金拠出する国々において三大感染症により引き起 金 こされた影響を緩和し、また、保健制度を (13 年度) (関連: VI- 2)</li> <li>グローバルファンドは、我が国が二国間援 助を提供しづらい紛争地域も含めた約120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染 症対策における国際支援に占めるグローバ ルファンドの割合は、エイズ20%、結核 65%、マラリア57%であり、開発途上国に 対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の</li> </ul>
<ul> <li>マラリア対</li> <li>続可能で適切な貢献を行い、支援を必要と</li> <li>策基金拠出</li> <li>する国々において三大感染症により引き起</li> <li>金</li> <li>こされた影響を緩和し、また、保健制度を</li> <li>(13 年度)</li> <li>強化することで、SDGsの達成に寄与する。</li> <li>(関連: VI-</li> <li>グローバルファンドは、我が国が二国間援</li> <li>2)</li> <li>助を提供しづらい紛争地域も含めた約120</li> <li>の国と地域に対して支援を行い、三大感染</li> <li>症対策における国際支援に占めるグローバ</li> <li>ルファンドの割合は、エイズ20%、結核</li> <li>65%、マラリア57%であり、開発途上国に</li> <li>対して大きな影響力を有する。</li> <li>グローバルファンドを通じた我が国の貢</li> <li>献は、こうした三大感染症対策及び保健シ</li> <li>ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの</li> <li>達成、及び国際保健分野における我が国の</li> </ul>
策基金拠出       する国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健制度を強化することで、SDGsの達成に寄与する。         (13年度)       強化することで、SDGsの達成に寄与する。         (関連: VI-       グローバルファンドは、我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約120の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ20%、結核65%、マラリア57%であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。         グローバルファンドを通じた我が国の貢献は、こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ、SDGsの達成、及び国際保健分野における我が国の
<ul> <li>金 こされた影響を緩和し、また、保健制度を 強化することで、SDGsの達成に寄与する。</li> <li>(関連: VI- 2)</li> <li>グローバルファンドは、我が国が二国間援 助を提供しづらい紛争地域も含めた約120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染 症対策における国際支援に占めるグローバ ルファンドの割合は、エイズ20%、結核 65%、マラリア57%であり、開発途上国に 対して大きな影響力を有する。</li> <li>グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の</li> </ul>
<ul> <li>(13 年度)</li> <li>強化することで、SDGsの達成に寄与する。</li> <li>(関連: VI-</li> <li>2)</li> <li>グローバルファンドは、我が国が二国間援</li> <li>助を提供しづらい紛争地域も含めた約120</li> <li>の国と地域に対して支援を行い、三大感染</li> <li>症対策における国際支援に占めるグローバ</li> <li>ルファンドの割合は、エイズ20%、結核</li> <li>65%、マラリア57%であり、開発途上国に</li> <li>対して大きな影響力を有する。</li> <li>グローバルファンドを通じた我が国の貢</li> <li>献は、こうした三大感染症対策及び保健シ</li> <li>ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの</li> <li>達成、及び国際保健分野における我が国の</li> </ul>
(関連: VI- 2) グローバルファンドは、我が国が二国間援 助を提供しづらい紛争地域も含めた約120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染 症対策における国際支援に占めるグローバ ルファンドの割合は、エイズ20%、結核 65%、マラリア57%であり、開発途上国に 対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
2) 助を提供しづらい紛争地域も含めた約120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染 症対策における国際支援に占めるグローバ ルファンドの割合は、エイズ20%、結核 65%、マラリア57%であり、開発途上国に 対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
の国と地域に対して支援を行い、三大感染 症対策における国際支援に占めるグローバ ルファンドの割合は、エイズ20%、結核 65%、マラリア57%であり、開発途上国に 対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
症対策における国際支援に占めるグローバ ルファンドの割合は、エイズ20%、結核 65%、マラリア57%であり、開発途上国に 対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
ルファンドの割合は、エイズ20%、結核 65%、マラリア57%であり、開発途上国に 対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
65%, マラリア57%であり, 開発途上国に 対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は, こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ, SDGsの 達成, 及び国際保健分野における我が国の
対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
グローバルファンドを通じた我が国の貢 献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
献は、こうした三大感染症対策及び保健シ ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
ステムの強化のための活動を通じ、SDGsの 達成、及び国際保健分野における我が国の
達成、及び国際保健分野における我が国の
国際連合開 UNDPは、国連内で開発に携わる計32機関 – 6,749 7,019 7,032 7,160 2
発計
(UNDP) 拠出 開発分野の中核的機関であり、開発分野に     (0, 10)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)     (1, 00)
金(コア・フ)おける高い専門的知見と経験、グローバル
x > 1 > 1 > 1 > 1 > 1 > 1 > 1 > 1 > 1 >
(昭和 41 年   続可能な開発目標の実施、人間の安全保障
度)の推進、防災・女性等、我が国が重視する
(関連:VI- 地球規模課題の解決に向けて大きな役割を
(度) ····································
出を通じて、開発課題に対するコミットメ
ントを国内外に示すと共に、UNDPに対する
発言力・影響力を確保することを目的とす
UNDPは、「貧困の撲滅、不平等と排除の大」 「「見」」、た日標にして、は結束的な問題で、
幅是正」を目標として、持続可能な開発プ
ロセス、包摂的で効果的な民主的ガバナン
上国のニーズに即した支援を170の国・地域
UNDPコア・ファンドはUNDPの通常財源で たい。 サリークションドはUNDPの通常財源で
あり、特に後発開発途上国における貧困撲
滅や持続可能な開発目標実施等のための開
発活動経費、及び本部・地域事務所・国事
務所の運営費や人件費等に充当される。
赤十字国際  我が国や他の国際機関が安全・能力上の  −   5,185   4,236   2,391   187   2
委 員 会   制約から支援不可能な状況・場所で,時に   (5,185)   (4,236)   (2,391)
(ICRC) 拠出       「唯一の援助機関」として活動している赤
金(任意 拠 十字国際委員会(ICRC)に対する本拠出は、
出金) 紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、
(昭和 35 年 食料・生活物資等の支給,飲料水供給,衛
度シームを注動等の緊急人道支援のために使用され
(関連: Ⅵ- ている。
1) ICRCを通じた我が国の支援により、世界
'/   '0'\'で 但 しに 我/ ' ― ツス 抜 に み り ,  ビ か

292	2, 236	3, 591 (3, 590)	3, 775 (3, 775)	3, 937 (3, 937)		影響を受けた人々への支援を通じ、我が国 の推進する「人間の安全保障」の実現に寄 与する。 本拠出金は、UNFPAの活動の根幹を支える 組織運営費及びプログラム実施経費に充て られるUNFPAコア・ファンド並びに多数国間
292	2, 236	-	-			与する。 本拠出金は、UNFPAの活動の根幹を支える 組織運営費及びプログラム実施経費に充て られるUNFPAコア・ファンド並びに多数国間
292	2, 236	-	-		;	本拠出金は、UNFPAの活動の根幹を支える 組織運営費及びプログラム実施経費に充て られるUNFPAコア・ファンド並びに多数国間
292	2, <i>23</i> 0	-	-		;	組織運営費及びプログラム実施経費に充て られるUNFPAコア・ファンド並びに多数国間
		(3, 590)	(3, 775)	(3, 937)	;	られるUNFPAコア・ファンド並びに多数国間
						または地域的規模で活動する人口開発分野
						のNGO等の活動を支援する「インターカント
						リーなNGO支援信託基金」に用いられる。
						人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は
						持続可能な開発目標(SDGs)の達成にとっ
						て重要であり、この分野の主導的国連機関
						であるUNFPAを通じた我が国の貢献は、人間
						の安全保障に資する母子保健の推進、家族
1						計画に関する情報やサービスの提供, 性感
						染症やHIV/エイズの予防及び治療等に寄
					<u> </u>	与するとともに、SDGs達成に資する。
293	10	1, 033	1, 424	1, 693	-	UNMASへの拠出金は以下の支援に用いら
		(1, 033)	(1, 424)	(1, 693)		れる。
						1 地雷等埋没状況調查
						2 地雷回避教育支援
						3 地雷除去支援
						4 武器の安全管理
						6 地雷の脅威なき世界への啓発
						あり、地球規模課題の解決のための我が国
						のリーダーシップの発揮につながるもの。
294	188	-		4, 393	-	
		(2, 776)	(3, 595)	(4, 393)		
						本件拠出は、教育、医療・保健、救済(住
						宅改善支援など)等を通じてパレスチナ難
						民の人道状況の改善に寄与するとともに、
						我が国が重点外交政策として推進している
						「人間の安全保障」の実現、中東地域の安
						定、中東諸国との良好な外交関係の維持に
						寄与する。
295	203	214	196	394	-	CGIARは国際的な農林水産業研究に対す
1		(214)	(196)	(394)		る長期的かつ組織的支援を通じて、開発途
						上国における食料増産、生産性改善を図る
						ことにより、途上国の住民の福祉向上を図
				1		ることを目的として設立。
					1	CGIAR傘下の各研究センターは、開発途上
						国の経済発展・福祉向上のための国際農業
						国の経済発展・福祉向上のための国际展集 (林業、水産業を含む)研究を実施してお
						(林業、水産業を含む)研究を実施してお
						(林業,水産業を含む)研究を実施してお り、本事業は、研究センターに対し、我が
						(林業,水産業を含む)研究を実施してお り、本事業は、研究センターに対し、我が 国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠
						(林業,水産業を含む)研究を実施しており、本事業は、研究センターに対し、我が 国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠 出を実施。具体的には、一国では対応が困
	188			(4, 393)		5 地雷被害者の社会復帰支援 6 地雷の脅威なき世界への啓発 UNMASを通じた我が国の貢献は、地雷の除 去等、紛争からの復興に欠かせない支援で あり、地球規模課題の解決のための我が国 のリーダーシップの発揮につながるもの。 本拠出金は、ガザ地区、ヨルダン川西岸、 ヨルダン、レバノン及びシリアに居住する パレスチナ難民に対する救済事業のために 使用されている。 本件拠出は、教育、医療・保健、救済(住 宅改善支援など)等を通じてパレスチナ難 民の人道状況の改善に寄与するとともに、 我が国が重点外交政策として推進している 「人間の安全保障」の実現、中東地域の安 定、中東諸国との良好な外交関係の維持に 寄与する。 CGIARは国際的な農林水産業研究に対す る長期的かつ組織的支援を通じて、開発途 上国における食料増産、生産性改善を図る ことにより、途上国の住民の福祉向上を図 ることを目的として設立。 CGIAR傘下の各研究センターは、開発途上

国際家族計 画 連 盟 (IPPF) 拠出	害対策、水資源等の天然資源の管理・保全、 食料・農業政策形成のためのデータ分析提 供、開発途上国の農業研修等を実施。その 際、JICAや我が国民間セクターとの連携や、 我が国研究者の参画を重視。 我が国は、設立以来、アジア先進国代表 の理事国として、CGIARの組織運営にも主導 的に関与しており、わが国重点事項の組織 全体の方針への反映を図りつつ、各組織運 営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR 傘下の研究センターには、日本人の若手・ 女性研究者の派遣を推進。 CGIARを通じ、我が国が重視する政策内容 を反映しつつ、各国の農業研究機関、民間 セクター、NGO等と協力して途上国の経済発 展・福祉向上のための農業(林業、水産業 を含む)研究を促進することに寄与してい る。(Science誌の試算方法によると、我が 国の研究者が貢献した「緑の革命」(コメ、 小麦の品種開発)の経済効果は、2000年時 点で約5,000億円とされるように、農業研究 を通じた技術革新には、大きな経済的潜在 価値がある。) 本拠出金は、世界約170か国において約 140の加盟協会を有し、人口、リプロダクテ ィブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす		931 (931)	1, 067 (1, 067)	963 (963)	768	296
金 (昭和 44 年 度) (関連 : VI- 2)	活動を行うIPPFの活動の根幹を支える組織						
人間の安全 保障基金拠 出金 (12 年度) (関連: VI- 2)	人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と 欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うで きるような社会づくりを目的とする「人間 の安全保障」は我が国外交の重要な柱であ り、国家安全保障戦略や開発協力大綱にお いて明記されている。人間の安全保障基金 は、具体的な事業を通じて国際社会におけ る人間の安全保障の理念の普及と途上国に おける実践を目標とする。国際社会におい て唯一「人間の安全保障」の名を冠した基 金である。 人間の安全保障基金は、人間の安全保障	_	852 (852)	852 (852)	781 (781)	781	297

						1	
	の理念の普及と途上国における実践を支援						
	するため我が国が主導して11年に国連に設						
	置したマルチドナー信託基金。理念の実践						
	部分については、人間の安全保障がとるア						
	プローチの特徴である包括的・分野横断的						
	なアプローチを確保するため、本基金を活						
	用する案件は、国連機関を始めとする複数						
	の国際機関が連携して、貧困・環境破壊・						
	紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の						
	地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロ						
	ジェクトであることとしている。プロジェ						
	クトは主として、人間一人ひとりの保護(プ						
	ロテクション)と能力強化(エンパワーメ						
	ント)という相互補強的な2本柱に基づく						
	枠組みによって推進される。理念の普及に						
	ついては、同基金を活用した広報資料の作						
	成と発信、セミナ一等の開催を支援する。						
	また、途上国におけるプロジェクトは、実						
	施を通じて裨益コミュニティのみならず、						
	実施機関に対しても人間の安全保障の概念						
	を普及する上で重要な役割を担っている。						
	同基金への拠出を通じ、「人間の安全保						
	障」の知名度を高めることは、同概念を重						
	視する日本のイメージと直結し、国連及び						
	国際開発分野におけるプレゼンスの向上に						
	つながっている。また、グローバル化が進						
	み、世界の国々の相互影響と依存の度合が						
	急速に高まる中、本拠出金を通じて紛争や						
	テロ,貧困,感染症,環境汚染や気候変動						
	といった様々な脅威に統合的に対応するこ						
	とは、日本を取り巻く国際環境を安定的な						
	ものとし、日本自身の平和と繁栄の維持に						
	資する。						
Gavi アライ	Gaviワクチンアライアンスは、12(2000)	Ι	2, 064	2, 300	2, 090	20	298
アンス拠出	年に設立され、開発途上国を対象に、以下		(2, 064)	(2, 300)	(2, 090)		
金 (23 年	を目標とし、活動を行っている。						
度)	1 平等なワクチンの導入・普及と接種率						
(関連:VI-	の上昇の加速化						
2)	2 保健システム強化にあたり、その一部						
	としての予防接種の効率性と有効性の向						
	上 上						
	 3 各国の予防接種プログラムの持続可能						
	性の改善						
	4 ワクチン及び他の予防接種関連品の市						
	場形成						
	Gaviワクチンアライアンスを通じた我が						
	国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子						
	どもたちの命と人々の健康を守ること、ひ						
	いては持続可能な開発目標達成に寄与す						
	a.						
国際連合人	UN-HABITATは、人口増大と共に深刻化し	_	1, 770	1, 418	1, 110	10	299
間居住財団	ている途上国の都市化及び居住問題(スラ		(1, 770)	(1, 418)	(1, 110)	10	200
(UN-HABITA	ム対策等)等の解決に取り組むことを目的		(1, 770)	(1, 110)	(1, 110)		
T) 拠出金	とした国連機関であり、本拠出は、						
リズビリー	こしに固定 阪民 てのり、 平拠山は、						

<ul> <li>(任意拠出金)</li> <li>(昭和59年度)</li> <li>(関連: Ⅵ-2)</li> </ul>	に居住環境に資する技術やノウハウを有す る我が国の民間企業(特に中小企業)等と 連携を図っている。 本拠出金の使途は、次のとおり。 1 □ア拠出 UN-HABITATの運営基盤を強化するた め、同機関の事務局運営経費等の一部を 拠出。 2 イヤマーク拠出 ① UN-HABITATアジア太平洋地域本部(福 岡本部)が行う研究,指針の作成,各国・ 各国際機関との情報交換、広報活動,研 修、パイロット・プロジェクト等の実施。 ② 国連アピール等に基づき、UN-HABITAT が実施する紛争地域や災害被災地等にお ける緊急的な住宅供給等のプロジェクト の実施。 UN-HABITATによる上記活動を支援するこ とによって、持続可能な都市化、スラム改 善、防災・復興等、人間居住に係る課題の 改善に貢献する。					
国 国	災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支 援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の 専門知識等を効果的に活用できるよう支援 活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを 行っている。また、統一アピールの作成、	965 (965)	731 (731)	632 (632)	146	300
初等教育関 係(GPE)拠 出金 (19 年度)	教育は他者や異文化への理解を育み,平 和を支える礎となるもので,我が国の重要 外交課題である人間の安全保障を推進する ために不可欠な分野。教育のためのグロー	 162 (162)	231 (231)	115 (115)	103	301

(関連:Ⅵ-	バル・パートナーシップ(GPE)(旧称FTI)						
2)	は世銀主導で設立された教育分野での唯一						
	の国際的な支援枠組みであり、持続可能な						
	開発目標(SDGs)の教育分野の目標(ゴー						
	ル4)を全ての国が達成できるよう、支援						
	対象国(低所得国を中心とした65か国)が						
	策定する教育セクター計画に基づき、GPE基						
	金(ドナーからの拠出金)から資金援助を						
	行うとともに、各種能力構築支援を実施。						
	我が国はGPEへの拠出を通じ、低所得国や						
	紛争国等における主として初等教育の普及						
	改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安						
	全保障の推進に取り組んでいる。						
中央緊急対	中央緊急対応基金(CERF)は、国連人道支	—	154	154	154	152	302
応基金	援改革の一環として設置されたものであ		(154)	(154)	(154)		
(CERF) 拠出	り、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊						
金(任意拠	急人道支援に関する初動財源を確保するこ						
出金)	とにより、被害の拡大を最小限にすること、						
(20 年度)	及びドナーからの支援が行き渡らない資金						
(関連:Ⅵ-	不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)へ						
	の対応を可能にすることを主な目的として						
1)							
	いる。						
	CERFは、大規模災害・紛争発生時に国連						
	機関を通じて緊急・人道支援を行うための						
	初動財源を供与している。具体的には、活						
	動を行う国際機関が、初期活動・危機的人						
	道状況の改善を行うために必要な事業を、						
	緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請						
	し、要件に該当する場合には、同事業の活						
	動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ,						
	国際社会における人道支援の初動対応の強						
	化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅						
	速かつ効率的・効果的に人道支援を提供す						
	ることが可能となる。						
	同基金への拠出を通じて、我が国の人道						
	支援に対する積極的な姿勢を内外に示すと						
	ともに、最も脆弱な人々を支援する。						
国演士受加	本拠出金は、国連大学の運営と事業実施		160	166	173	173	303
国連大学拠		_	(160)	(166)	(173)	175	303
出金(通常	のためのものである。国連大学は国連決議		(100)	(100)	(173)		
拠出) (1775日 40 年	に基づいて設立され、本部を日本に置く国						
(昭和 49 年	連機関である。世界各地に所在する学術研						
度)	究機関によるネットワークを構築し、その						
(関連:Ⅲ-	活用により、地球規模の諸問題等の解決の						
1)	ための諸研究を行う。また、調査・研究の						
	成果を国連に提言することで国連のシンク						
	タンクとしての役割を果たし、研究分野に						
	ついての大学院教育や途上国の人材育成も						
	実施。対象とする研究分野は人間の安全保						
	障,平和,ガバナンス,社会経済的開発,						
	環境(特に,資源保護の管理,気候変動,エ						
	ネルギー)など、政策決定における活用を念						
	頭に置いたものである。						
	こうした国連大学に対する我が国の支援						
	は、国連大学の学術研究、教育、出版、国						
	16, 巴廷八丁77丁川则九, 孜日, 山瓜, 巴						

			1				
	際会議・シンポジウムの開催等の普及活動						
	の実施に寄与し、国連大学の地球規模での						
	主要な活動を可能にする本部機能の基盤を						
	下支えしている。						
文化遺産保	世界各地の文化遺産に関する豊富な情	_	125	125	125	0	304
存日本信託	報・ネットワークを有するユネスコを通じ、		(125)	(125)	(125)		
基金拠出金	日本の持つ高水準の技術を活用して、存続						
(元年度)	の危機に瀕している、当該国の国民にとっ						
(関連:Ⅲ-	てアイデンティティの象徴であり、人類共						
1)	通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復						
	等の支援を行う。						
	ユネスコ事務局は日本政府と協議の上						
	本拠出金により、途上国を対象に、日本人						
	専門家の協力を得つつ、アンコール遺跡(カ						
	マニスの10000002000000000000000000000000000000						
	ン、カスビ王墓(ウガンダ)等の保存・修復						
	事業を実施中である。						
	我が国は、本基金を通じ、人類共通の貴						
	重な財産たる文化遺産の保存・修復等に対						
	し重要な役割を果たしている。						
国際連合地	UNCRDは、昭和46(1971)年に日本と国連	_	93	100	90	85	305
域開発セン	との間で締結された協定に基づいて名古屋		(93)	(100)	(90)		
ター	市に設立された国連機関。地域開発に関す						
(UNCRD) 拠	る総合的機能を持った機関として、開発途						
出金	上国における地域開発の能力向上のほか、						
(昭和 46 年	特に我が国が重視する環境に配慮した地域						
度)	開発の観点から、環境省と連携して環境的						
·́~` (関連:Ⅵ—	に持続可能な交通(EST)や3R,地方自治						
2)	体の廃棄物管理サービスを拡大するための						
-/	国際パートナーシップ(IPLA)についてアジ						
	ア太平洋地域における政策の合意形成を図						
	ることを目的とした事業を実施。						
	統合的地域開発計画策定及び人間の安全						
	保障、環境、防災、経済・社会開発等の分						
	野における地域開発について、以下の事業						
	を実施するUNCRDの維持・運営を支援する。						
	1 開発途上国の行政官等を対象とした,						
	地域開発の能力向上のための研修						
	2 研修用の教材開発を兼ねた調査研究						
	3 政策フォーラムの開催						
	4 政府機関, NGO, 大学等の要請に基づく						
	各種助言						
	5 関連する情報交流のネットワークの確						
	立						
国際熱帯木	本拠出金は、国際熱帯木材機関(ITTO)が	_	113	118	0	0	306
材機関	実施する地球環境の重要な要素たる熱帯林		(113)	(0)	(0)		
(ITTO) 拠出	保全の推進のため、持続可能な森林経営						
金(任意拠	(SFM)に資する事業を実施するための任意						
出金)	処出金である。						
(昭和 62 年	ITTOは、持続可能な森林経営促進のため						
度)	の生産国の能力強化支援や、森林減少及び						
(関連: Ⅵ-	森林劣化の抑制及び違法伐採対策等の事業						
()到理:VI- 2)	森林 男化の抑制及び 遅 法 12 抹 対 東 寺の 事 未 を実施している。						
2)							
	本拠出金を通じて我が国は、熱帯木材消	1					

	費国と生産国との間の政策協議の場を提供 するとともに、横浜に本部を置くITTOが実 施する熱帯木材生産国における各種事業を 支援することにより、我が国が重視してい る森林保全分野における地球規模の環境課 題の解決に大きく寄与している。			100		
国際連合環 境 計 (UNEP) 拠 金 (昭和 48 年 度) (関 2)	UNEPは、地球規模の環境問題に対処する 国連における唯一の機関であり、環境分野 での国際協力を促進するための政策提言、 国連システム内の政策調整を実現するため の一般的政策指針の提示、国連システム内 の政策実施報告の査収、科学・学術等専門 機関に対する知見と情報の提供の促進、途 上国等における国内・国際の環境政策が及 ぼす影響のレビューといった活動を実施し ている。 本拠出金を通じて我が国は、二年ごとの 国連環境総会に代表される各種会合で採択 された決議に基づき、多数国間環境条約や 各種ガイドラインの策定促進、地球環境の モニタリング、途上国の能力構築・技術移 転に関する支援等に寄与している。	118 (118)	118 (118)	106 (106)	96	307
国 マ 計 拠 和 発 に ロ 有 代 し WV 和 発 た ロ 市 (UWV) 平 1 い い い い い い い い い い い い い	我が国は、平和構築・開発分野の人材育 成事業を実施しており、同事業の海外実務 研修として、平和構築・開発の現場で活動 する国際機関等へのボランティア派遣の実 績があり、効果的な海外実務研修の実施が 可能となる国連ボランティア計画(UW)の 枠組みを活用している。本拠出金は、同事 業の研修に参加する日本人研修員の国際機 関等への派遣に用いられる。 上記取組は、平和構築・開発の現場で活 躍出来る文民専門家の育成及び平和構築・ 開発の現場で活躍する日本人のプレゼンス の強化に寄与する。	79 (79)	82 (82)	82 (82)	82	308
、	本件基金では、UNDPエルサレム事務所を 通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、 先方のニーズを踏まえつつ、二国家解決を 念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、 パレスチナの国造り、人づくりを支援する ため、中・長期的な観点から、パレスチナ の行政能力向上、経済開発、改革支援、双 方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施	65 (65)	68 (68)	68 (68)	68	309

<b></b>	和平プロセスへの支持と取組を維持・強化						
	和中ノロセスへの文持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成する。						
国連環境計	国際環境技術センター(IETC)は、UNEP管	_	55	57	28	27	310
国建環境計 画 (UNEP) 国	理理事会決定に従い、途上国等に対して環		(55)	(57)	(28)	21	310
際環境技術	」 理理事会次とに従い、 遮工国等に対して 環 して 現 境上適正な技術を移転するための事業を実		(00)	(37)	(20)		
センター拠	施している。具体的には、国連環境総会の						
出金(任意	決議に基づきワークショップの開催、調査						
拠出金)	報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバ						
(3年度)	ルネットワーク化等の活動を行っている。						
(関連:Ⅵ-	本拠出金を通じて我が国は、大阪に事務						
2)	所を置くIETCが実施する廃棄物管理等の分						
	野における途上国等への環境上適正な技術						
	の移転に大きく寄与している。						
国際連合開	22年度までは、我が国の対アフリカ外交	_	186	194	108	108	311
発 計 画	の柱であるアフリカ開発会議(TICAD)プロ		(186)	(194)	(108)		
(UNDP) 拠出	セスが開始当初から重視してきたアジア・						
金(TICAD プ	アフリカ協力の具体的推進を図る事業を実						
ロセス推進	施してきた。TICADプロセスの進展を受け、						
支援)(任意	23年度からは「TICADプロセス推進支援拠出						
拠出金)	金」に名称を改め、TICADプロセスをマルチ						
(8年度)	の取組として促進するとともに, TICAD行動						
(関連: I -	計画に沿った具体的取組を推進し、TICADプ						
6)	ロセスの効果的・効率的な運営及びアフリ						
	カ地域機関の能力強化と我が国との関係強						
	化に用いられている。						
	我が国はこうした取組をTICAD共催者で						
	あるUNDPを通じて行い,UNDPのノウハウや						
	ネットワークを活用し、二国間での協力を						
	進めることが容易ではない貿易・投資・観						
	光等でのプロジェクトの実施やアフリカ地						
	域機関の能力強化, TICADVIフォローアップ						
	及びTICAD7, TICADV関連事業等の実施に						
	寄与する。						
国際連合国	UNISDRは、防災に特化した唯一の国際機	_	135	252	476	485	312
際防災戦略	関であり、国際防災協力を推進している。		(135)	(252)	(476)		• • -
事務局	具体的には、第2回国連防災世界会議で採		(100)	(_0_/			
(UNISDR) 拠	択された国際的な防災指針である「兵庫行						
出金	動枠組2005-2015」のフォローアップの中心						
(16 年度)	的役割を担ってきた。兵庫行動枠組(HFA)						
(関連:Ⅵ-	は各国がその実施を要請されており、						
2)	UNISDRはその実施を支援するとともに、進						
27	地のモニタリング及び報告を行っている。						
	また、その後継枠組にあたる「仙台防災枠						
	組2015-2030」は、27年3月に仙台市で開催						
	された第3回国連防災世界会議において、						
	コンセンサスで採択された。我が国は,防   災大国としての経験・知見を活かし,国際						
	びへ国としての経験・知見を活かし、国际     防災協力を積極的に進めつつ、同事務局の						
	防災協力を積極的に進めうう、同事務局の活動を支援している。						
	UNISDRを通じて、主に途上国における災 まによる独実の経滅ないに下の活動を通じ						
	害による被害の軽減を,以下の活動を通じ て中始する						
	て実施する。 1 第2回国連防災世界会議(松・仙会)						
	1 第3回国連防災世界会議(於:仙台)						
	で採択された国際的な防災指針である						

						1	
	「仙台防災枠組2015-2030」の推進及びそ のフォローアップ						
	のフォローアック   2 各国政府,国際機関,地方自治体,防						
	ジャンター、有識者等の協調・連携強化						
	3 防災に係わる知識・情報の共有(「世界						
	津波の日」の世界各地における普及啓発						
	活動を含む)						
人的資源開	途上国の人材育成プロジェクトを行うた	_	39	39	39	0	313
発日本信託	めのユネスコに設置した信託基金に対する		(39)	(39)	(39)		
基金拠出金	拠出金である。プロジェクトの選択に際し						
(任意拠出	ては主にユネスコ側が案件提案を行い、当						
金)	省との年次協議や提案書の検討を経て、日						
(12 年度)	本側の目的及びユネスコ側の戦略的重点分						
(関連:Ⅲ-	野双方に合致する場合に事業を承認してい						
1)	る。最近の主なプロジェクトの例としては、						
	「ニジェールの教育システムにおけるジェ						
	ンダー格差の改善」、「若手研修者フェロー						
	シッププログラム」、「前期中等教育におけ						
	る女子生徒就学の維持及び学習効果の向上						
	(エチオピア)」がある。						
	ユネスコを通じた我が国の貢献は、我が 国が重視する2030アジェンダや万人のため						
	国が里税9 る2030 アジェンタや万人のに約 の教育(EFA)の達成に資するとともに、ユ						
	の教育(これの違风に負りることもに、エネスコが得意とする途上国へのソフト支援						
	ホペコか特急とする速工国へのフラト又援 を支援することで、裨益国との関係強化に						
	も活用する。						
アジア生産	APOは、アジア太平洋諸国の生産性向上を		32	29	24	20	314
性機構	目的として昭和36(1961)年に設立された地		(32)	(29)	(24)		
(AP0) 拠出	域国際機関である。本拠出金は、アジア諸						
金	国の中で特に生産性に課題が多い国におい						
(昭和 36 年	て, APOが生産性向上に向けたアクション・						
度)	プランの作成等を支援する活動経費に充て						
(関連:VI-	られる。						
1)	本拠出を通じ、省エネ・エネルギー効率						
	化や物流システム等、我が国が優位性を持						
	つ技術・製品の加盟国等への紹介・導入を						
	促進し、加盟国・地域の生産性向上を通じ						
	た発展に寄与する。また、関係の産業人材						
	が育成されることにより、日本企業の海外						
国際連合ボ	進出基盤整備にも資する。 国際的なボランティアの動員及びボラン		25	25	20	19	315
国际連合ホーランティア	国际的なホランティアの動員及びホランティアの動員及びホランティア活動の推進を通じて途上国の平和と		(25)	(25)	(20)	19	515
フンティア	開発への貢献を目的として設立されたUNV		(20)	(20)	(20)		
(日本UNV協	の活動を支援するととともに、日本人に国						
力事業)	連ボランティアとして途上国の国連諸機関						
(6年度)	の事務所等で勤務する機会を提供し、我が						
(関連:VI-	国の顔の見える支援を行うことを目的とす						
2)	a.						
	途上国において、その国の政府または国						
	際機関等が実施する各種の人道・開発支援						
	活動に対し、日本人の国連ボランティアを						
	派遣(ボランティア派遣のための経費は現						
	地生活費、住居費、渡航費等のみ)。						
無形文化遺	世界各地の文化遺産に関する豊富な情	_	27	27	27	0	316

産保護日本 報・ネットワークを有するユネスコを通し、 信託 金数1 日かの営活体験袋注訊して、消却の危機 出金(5年 度) (1) のし、未税出金経が高いと判断される無形文化 遺在の保存・振興や18(2006)年1-実務した 無形文化遺産保険が高いと判断される無形文化 遺在の保存・振興や18(2006)年1-実務した 発地の間別の無形文化遺産保険が改良に差かなた。 名他の間別の無形文化遺産のなが、実施国の遺 度も行き。コネスコを務局はコ本政府と協議 のし、未税出金活したり、造正的を対象に、 表が国は、本基金を通し、各国国民にと ってのアイデンティディの根原であり、人 知夫通の文化道産である無形文化遺産の保 置い対し重要な役割を発えたしている。 それの国際加速率に均正確の意味着やの育 成や記録保存等の事業のほか、実施国の違 度にない。 表が国は、本基金を通し、各国国民にと ってのアイデンティディの根原であり、人 知夫通の文化道産である無形文化遺産の条 置い対し重要な役割を発えたしている。 アイレベル 多数国間環境条件の適準な変に気能を化理、 ロン、制発通のなに適正常なの意味を使う このし、明発品に思想である無形文化遺産の 酸な別の柔予及び実施の促進のための会の開 体 余約等現合体の国際増加による始わ形成 のを予なが見て形が固定を含明能が不可及で (旧・持続可 広し、開発品に思想である無形文化遺産である無形文化 違のし、明発品と記様であの意味をなる たいたいる。 な、未税出金を通じて我が間は、多数国間環 増条約等の通行の認識に見がための含め可 のを予なび実施の促進に大きく客与 している。 本税出金を通じて我が間に、多数国間環 増条約等の通行の認識に見取する。 10 定ま 提助にて新いな調に、教教国問題 増条約等の通行のな遺産を行う。 21 にている。 本税出金を通じて我が間に、多数国間で 増条約等の通行の認識に見取する。 電子にないたい、知識が計や提助満成の 10 定ま 提助が自分の自実の買うるいのの活動に充 でもれる。 本税出金を通じて我が能計に提助施売 自いている。 本税出金を通じて見が加速なの意味にためい ための音であてみる。 電子部のの意味を見書のたいで、約2 (12 12 12 12 12 12 14 14 14 14 14 17 14 14 14 17 14 14 14 17 14 14 14 17 17 11 14 14 14 17 11 14 14 17 11 14 14 17 11 14 14 17 11 14 14 17 14 14 14 17 11 14 14 14 17 11 14 14 14 17 10 11 14 14 17 11 14 14 17 11 14 14 17 11 14 14 17 17 11 14 14 14 17 11 14 14 17 18 18 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10								
腹に対し重要な役割を果たしている。         Image: Control of the system of the syst	信託基金拠 出金(5年 度) (関連:Ⅲ-	日本の豊富な経験を活用して、消滅の危機 に瀕し緊急性が高いと判断される無形文化 遺産の保存・振興や18 (2006)年に発効した 無形文化遺産保護条約の実施促進等の支援 を行う。ユネスコ事務局は日本政府と協議 の上、本拠出金により、途上国を対象に、 各地の個別の無形文化遺産の継承者等の育 成や記録保存等の事業のほか、実施国の遺 産目録作成や法整備支援のためのワークシ ョップを通じた条約履行の支援事業などを 実施している。 我が国は、本基金を通じ、各国国民にと		(27)	(27)	(27)		
<ul> <li>ハイレベル 数311 数治フォー うム拠出金 うム拠出金 うん物には、すべての締約国の参加によ うム拠出金 うん物には、すべての締約国の参加によ うん物には、すべての締約国の参加によ うん物には、すべての締約国の参加によ うん物にな開発委 事務局および国際機関等からの要請等も考 属全拠出 虚の上、開発途上国代表の会合か用、後か可欠で (旧・持続可 ある。本拠出金を通じて我が国は、各条約 準の日素物の、適守及び実施の促進のための会合の開 催、条約事務局や国際機関による能力形成 の進守及び実施の伊進のための会合の開 催、条約事務局や国際機関による能力形成 のためのセミナーの開催や国別プロジェク トの実施等に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開 本拠出金を通じ、提助が計・援助審査 金 (間蓮: VI- 度) 定 援助が到の向上等に関するDACの活動に充 (「7年度) (同蓮: VI- 東戸法の議論に貢献する。</li> <li>国際開発教 本拠出金を11、援助統計・援助審査 金 (日金)</li> <li>国際開発教 本拠出金を通じ、援助統計・援助審査 金 (「7年度) (個進: VI- ) 本拠出金を通じ、援助統計や援助溯流の 第2 「20 本拠出金を通じ、援助統計や援助潮流の 第2 「20 本拠出金を通し、援助統計や援助潮流の 第2 「20 本拠出金を通し、援助統計や援助潮流の 第2 「20 本拠出金を通し、援助統計や援助潮流の 第2 「20 本拠出金を通し、規助統計や援助潮流の 第2 「20 本拠出金を通し、援助統計や援助潮流の 第2 「20 (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12)</li></ul>								
政治フォー うム拠出金 る締約国会議や関連会合の開催が不可欠で (旧・持続可 ある。本拠出金を通じて我が国は、各条約 事務局および国際機関等からの要請等も考 盧の上、開発途上国代表の会合参加、条約 かとののとます一の開催や個別プロジェク トの実施等に資する支援を行う。 2) レロシ (13 年度) のためのセミナーの開催や個別プロジェク トの実施等に資する支援を行う。 2) 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。 経済協力開 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。 本拠出金を通じて我が国は、動動 アジェンダ実施に貢献するための開発協力 作類での自た等に関するDACの活動に充 てられる。 電際開発数 本拠出金を通し、援助統計や援助潮流の 1) 正、援助手法の議論に貢献する。 国際開発数 本拠出金に、リモートセンシング・地理 市 ジア地域において、知名度が高く、高 い教育レベルを有し、日本との豊富な連携 (昭和 45 年 実績のあるアジア工科大学 (和1) を支援す ることにより、同地域の国々のエ学系人材 の育成を支援する。特に、近年重要性を増 している、リモートセンシングを活用した 東京大学やWAAとの連携も進めて おりアジア地域でし、ッブレベルの学科(修 土・博士課型と研究センターを擁すること から、同分野を中心としたこ提及実施で高く、高 い教育レベルを有し、日本との豊富な連携 (昭和 45 年 実育大学やWAAとの連携も進めて おしが気が高く、高 い教育レベルを有し、日本との豊富な連携 (昭和 45 年 大の可能域の国々の工学系人材 の育成を支援する。特に、近年重要性を増 している、リモートセンシングを活用した 東京大学やWAAとの連携も進めて おりアジア地域でし、ッブレベルの学科(修 本周士学校と大人和の育成に寄与するととも		護に対し重要な役割を果たしている。						
<ul> <li>ラム拠出金</li> <li>S綿約国会議や関連会合の開催が不可欠で (旧・持続可)</li> <li>ある。本拠出金を通じて我が国は、各条約 離な開発委</li> <li>事務局および国際機関率からの要請等も考 慮の上、開発途上国代表の会合参加、条約 の違守及び実施の促進のための会合の開 催、条約事務局や国際機関による能力形成 (13 年度)</li> <li>のためのセミナーの開催や個別プロジェク</li> <li>トの実施等に資する支援を行う。</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約30億守及び実施の促進に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の保護に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の保護に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力関</li> <li>大部理会を通じ、短時が計場助部合 金</li> <li>(12)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(14)<th></th><th></th><th>—</th><th></th><th></th><th></th><th>14</th><th>317</th></li></ul>			—				14	317
<ul> <li>(旧・持続可ある。本拠出金を通じて我が国は、各条約 能な開発委 事務局および国際機関等からの要請等も考 成の上、開発途上国代表の会合参加,条約 の違守及び実施の促進のための会合の開 出金)(任意拠, (13 年度) (13 年度)</li> <li>の方とののセミナーの開催や個別ブロジェク 内の実施等に資する支援を行う。</li> <li>2)</li> <li>本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開 長 貧困撲滅、生活水準の改善を通じ、2030 条 関 運 アジェンダ実施に貢献するための開発協力 (0AC) 拠 出 伝進を目的とした、援助統計、援助審査. 金 援助の質の向上等に関するDACO活動に充 (7年度)</li> <li>(12)</li> <li>(13)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li></ul>				(17)	(17)	(14)		
<ul> <li>能な開発委</li> <li>事務局および国際機関等からの要請等も考 員 会 拠 出 金)(任意拠, 0)違守及び実施の促進のための会合参加、条約 の違守及び実施の促進のための会合の開 催、条約事務局や国際機関による能力形成 のためのセミナーの開催や個別ブロジェク トの実施等に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開 未、鎖田業ので及び実施の促進に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開 度、貧困撲滅、生活水準の改善を通じ、2030 発 関 連 アジェンダ実施に貢献すための開発協力 (現進: VI- 6年、提助意志)とした、援助統計・投助審査, 金 (7年度)</li> <li>(12)</li> <li>(13)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(15)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li> <li>(14)</li></ul>								
員会拠出       慮の上、開発途上国代表の会合参加、条約         金)(任意拠       の違守及び実施の促進のための会合の開         (13年度)       (14年度)         (13年度)       トの実施等に資する支援を行う。         (2)       トの実施等に資する支援を行う。         本拠出金を通じて我が国は、多数国間環境条約の進守及び実施の促進に大きく寄与している。       (12         経済協力開       本拠出金は、包摂的・持続可能な経済成         人している。       (12)         経費協力開       本拠出金は、包摂的・持続可能な経済成         アジェング実施に貢献するための開発協力       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (12)       (12)         (13)       (12)         (14)       (12)         (15)       東政する学生(博士・修士)         (14)       (12)         (15)       東政する学生(博士・修士)         (14)       (12)         (15)       東京大学やしなるのであるのである。東         (16)       東京大学やしなるのである。         (								
<ul> <li>金)(任意拠 (13年度)</li> <li>(13年度)</li> <li>(度)とす。</li> <li>(日本)</li> <li>(日</li></ul>								
<ul> <li>出金) 催.条約事務局や国際機関による能力形成 のためのセミナーの開催や個別ブロジェク (関連:VT- 2) や実施等に資する支援を行う。</li> <li>2) やの実施等に資する支援を行う。</li> <li>2) やの実施等に資する支援を行う。</li> <li>2) 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の違守及び実施の促進に大きく寄与 している。</li> <li>経済協力開 本拠出金は、包摂的・持続可能な経済成 – (12) (12) (12) (12) (12)</li> <li>第 費 連 アジェンダ実施に貢献するための開発協力 (2) (12) (12) (12) (12)</li> <li>第 費 運 アジェンダ実施に貢献するための開発協力 (2) (12) (12) (12) (12)</li> <li>第 本拠出金を通じ、援助統計、援助審査 金 援助の質の向上等に関するDACの活動に充 てられる。</li> <li>(7年度) (74度)</li> <li>(7年度) (74度)</li> <li>(7年度) (75)</li> <li>(74度) (75)</li> <li>(74度) (75)</li> <li>(74度) (75)</li> <li>(74度) (75)</li> <li>(74度) (75)</li> <li>(74度) (75)</li> <li>(75)</li> <li>(74度) (75)</li> <li>(74)</li> <li>(74)</li></ul>								
(13 年度) (関連: \U- 2)       のためのセミナーの開催や個別プロジェク トの実施等に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が知は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。       -       12       12       12       12       12       12       12       319         経済協力開       本拠出金は、包摂的・持続可能な経済成 している。       -       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12<								
(関連: III-       トの実施等に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環 境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与 している。       -       12       12       12       12       319         経済協力開       本拠出金は、包摂的・持続可能な経済成 人工ジス。       -       12       12       12       12       319         発機構・開       長、貧困撲滅・生活水準の改善を通じ、2030       -       (12)       (12)       (12)       12       319         発機構・開       運       アジェンダ実施に貢献するための開発協力 (0AC) 拠出       促進を目的とした、援助統計や援助潮流の 事が出金を通じ、援助統計や援助潮流の 第二       -       12       (12)       (12)       12       320         (万年度)       でられる。 不拠出金を通じ、援助統計や援助潮流の 策定、援助手法の議論に貢献する。       -       14       12       12       320         国際開発教 育・研究機       本拠出金は、リモートセンシング・地理 市デジア地域において、知名度が高く、高 い教育レベルを有し、日本との豊富な連携 (昭和 45 年 取っ方成を支援する。特に、近年重要性を増 している、リモートセンシングを活用した 東南アジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やいAXAとの連携も進めて おりアジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やいAXAとの連携も進めて おりアジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やいAXAとの連携も進めて おりアジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やいAXAとの連携も進めて おりアジア地域の気候変動・防災対策のろく 野では、東京大学やいAXAとの連携も進めて おりアジア地域の気候変動・防災対策のろく 野では、東京大学やいAXAとの連携も進めて おりアジア地域の気候変動・防災対策のろく 野では、東京大学やいとした支援を実施する。こ こうした我が気変実施する。こ こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも       -       14       12       12       12       320         1)       -       「市       -       14       12       12       12       14       15       14								
境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。       -       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12								
している。         レている。         レている。         レロレーション         レロレーション         レロレーション         レロレーション         レロレーション         レロレーション         レロレーション         ロロレーション         ロロ	2)	本拠出金を通じて我が国は、多数国間環						
経済協力開 本拠出金は、包摂的・持続可能な経済成 一 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与						
<ul> <li>発機構・開長、貧困撲滅、生活水準の改善を通じ、2030</li> <li>発していたいが、したい、援助統計、援助審査、</li> <li>金</li> <li>アジェンダ実施に貢献するための開発協力</li> <li>(位2)</li> <li>(12)</li> <li>(12)<th></th><th>している。</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></li></ul>		している。						
<ul> <li>発 関 連 (DAC) 拠出 (定進を目的とした、援助統計、援助審査, 金 (芳年度)</li> <li>(7年度)</li> <li>(7年度)</li> <li>(76丸る。</li> <li>(開連: VI- 1)</li> <li>海拠出金を通じ、援助統計や援助潮流の 策定,援助手法の議論に貢献する。</li> <li>国際開発教</li> <li>本拠出金を通じ、援助統計や援助潮流の 策定,援助手法の議論に貢献する。</li> <li>-</li> <li>14</li> <li>12</li> <li>12</li> <li>320</li> <li>(14)</li> <li>(12)</li> <li>(1</li></ul>			—				12	319
(DAC) 拠 出 金 (7年度)       促進を目的とした、援助統計、援助審査, 援助の質の向上等に関するDACの活動に充 てられる。 <t< th=""><th></th><th></th><th></th><th>(12)</th><th>(12)</th><th>(12)</th><th></th><th></th></t<>				(12)	(12)	(12)		
金       援助の質の向上等に関するDACの活動に充 てられる。       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       「       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1 <td< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></td<>								
<ul> <li>(7年度)</li> <li>(75年度)</li> <li>(周遠: Ⅵ-</li> <li>本拠出金を通じ、援助統計や援助潮流の</li> <li>第定、援助手法の議論に貢献する。</li> <li>国際開発教</li> <li>本拠出金は、リモートセンシング・地理 -</li> <li>14</li> <li>12</li> <li>12</li> <li>12</li> <li>320</li> <li>育・研究機</li> <li>「精報(RS-GIS)を専攻する学生(博士・修士)</li> <li>(14)</li> <li>(12)</li> <l< th=""><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></l<></ul>								
(関連: VI- 1)       本拠出金を通じ、援助統計や援助潮流の 策定、援助手法の議論に貢献する。       -       14       12       12       12       320         国際開発数       本拠出金は、リモートセンシング・地理 育・研究機       -       14       12       12       12       320         育・研究機       情報(RS-GIS)を専攻する学生(博士・修士)       (14)       (12)       (12)       (12)       12       320         関拠出金       に対して奨学金を付与するものである。東 (任意拠出       南アジア地域において、知名度が高く、高 金)       (14)       (12)       (12)       12       320         酸約育レベルを有し、日本との豊富な連携 (昭和 45 年 実績のあるアジアエ科大学 (AIT) を支援す ることにより、同地域の国々の工学系人材       の育成を支援する。特に、近年重要性を増 している、リモートセンシングを活用した 東南アジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       - <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th>								
1)       策定,援助手法の議論に貢献する。       -       -       -       -       -       -       -       -       12       12       12       320         国際開発教       本拠出金は、リモートセンシング・地理       -       -       14       12       12       12       320         育・研究機       情報(RS-GIS)を専攻する学生(博士・修士)       (14)       (12)       (12)       (12)       12       320         関拠出金       に対して奨学金を付与するものである。東       (14)       (12)       (12)       (12)       12       320         (任意拠出       南アジア地域において、知名度が高く、高       (14)       (12)       (12)       (12)       12       12       12       320         (任意拠出       南アジア地域において、知名度が高く、高       (14)       (12)       (12)       (12)       (12)       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       12       14       12       12       12       12       12								
国際開発教 本拠出金は、リモートセンシング・地理 育・研究機 情報(RS-GIS)を専攻する学生(博士・修士) 関拠出金 に対して奨学金を付与するものである。東 (任意拠出 南アジア地域において、知名度が高く、高 か教育レベルを有し、日本との豊富な連携 (昭和 45 年 実績のあるアジア工科大学 (AIT)を支援す ることにより、同地域の国々の工学系人材 (関連:VI- 1) している、リモートセンシングを活用した 東南アジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも								
育・研究機       情報(RS-GIS)を専攻する学生(博士・修士)       (14)       (12)         関拠出金       に対して奨学金を付与するものである。東       (任意拠出       南アジア地域において、知名度が高く、高         金)       い教育レベルを有し、日本との豊富な連携       (昭和 45 年       実績のあるアジア工科大学 (AIT) を支援することにより、同地域の国々の工学系人材         (関連: VI-       の育成を支援する。特に、近年重要性を増       している、リモートセンシングを活用した         1)       している、リモートセンシングを活用した         東南アジア地域の気候変動・防災対策の分         野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて         おりアジア地域でトップレベルの学科(修         土・博士課程)と研究センターを擁すること         から、同分野を中心とした支援を実施する。         こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するととも	-		_	14	12	12	12	320
<ul> <li>関拠出金</li> <li>に対して奨学金を付与するものである。東</li> <li>(任意拠出</li> <li>南アジア地域において、知名度が高く、高</li> <li>い教育レベルを有し、日本との豊富な連携</li> <li>(昭和 45 年</li> <li>実績のあるアジア工科大学 (AIT)を支援す</li> <li>ることにより、同地域の国々の工学系人材</li> <li>の育成を支援する。特に、近年重要性を増</li> <li>している、リモートセンシングを活用した</li> <li>東南アジア地域の気候変動・防災対策の分</li> <li>野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて</li> <li>おりアジア地域でトップレベルの学科(修</li> <li>土・博士課程)と研究センターを擁すること</li> <li>から、同分野を中心とした支援を実施する。</li> <li>こうした我が国の支援は、東南アジア地</li> <li>域の工学系人材の育成に寄与するととも</li> </ul>								
<ul> <li>金) い教育レベルを有し、日本との豊富な連携 (昭和 45 年 実績のあるアジアエ科大学 (AIT)を支援す ることにより、同地域の国々の工学系人材 の育成を支援する。特に、近年重要性を増 している、リモートセンシングを活用した 東南アジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも</li> </ul>								
<ul> <li>(昭和45年 度)</li> <li>(日地域の国々の工学系人材 の育成を支援する。特に、近年重要性を増 している、リモートセンシングを活用した 東南アジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも</li> </ul>	(任意拠出	南アジア地域において、知名度が高く、高						
<ul> <li>度) ることにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要性を増している、リモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学やJAXAとの連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科(修士・博士課程)と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するととも</li> </ul>								
<ul> <li>(関連: VI- 1)</li> <li>の育成を支援する。特に、近年重要性を増 している、リモートセンシングを活用した 東南アジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも</li> </ul>								
1) している、リモートセンシングを活用した 東南アジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも								
東南アジア地域の気候変動・防災対策の分 野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも								
野では、東京大学やJAXAとの連携も進めて おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも	1)							
おりアジア地域でトップレベルの学科(修 士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも								
士・博士課程)と研究センターを擁すること から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも								
から、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも								
こうした我が国の支援は、東南アジア地 域の工学系人材の育成に寄与するととも								
域の工学系人材の育成に寄与するととも								
に、我が国がASEANとともに進める「日・								
		に、我が国がASEANとともに進める「日・						

	ASEAN防災協力強化パッケージ」に資する。						
国際連合開	国連内の開発関連国際機関(計32機関)	_	14, 903	6, 740	7,800	219	321
発計画	グループの議長を務め、開発分野の中核的		(14, 903)	-	(7, 800)		
(UNDP) 拠出	機関であるUNDPの高い専門的知見、経験		. , .	., .	., .		
金(パート	グローバルなネットワークを活用し、各						
ナーシップ	国・地域において我が国の二国間援助を補						
基金)	完し、また、相乗効果を生み出す事業を実						
(15 年度)	施する。特に、UNDPの日本人職員が形成・						
(関連: VI-	管理する事業を中心に実施することで、国						
2)	際機関における我が国のビジビリティを向						
	上させ、日本人職員の増強に貢献し、以て						
	日本とUNDPとのパートナーシップを強化す						
	a.						
	。 我が国とUNDPとの共通の重点分野であ						
	る、持続可能な開発目標、防災、女性、ガ						
	バナンス、危機対応・復興等の案件を効果						
	的かつ効率的に実施する。特に、UNDPの日						
	本人職員が形成・管理する事業を実施する。						
	UNDPによる途上国薬事行政担当省等の能						
	力強化等を通じ、医薬品がスムーズに供給						
	され,活用されうる体制構築に貢献することで,GHITによる治療薬等の研究開発の推						
	進との連動の下、途上国に蔓延する顧みら						
	れない熱帯病等の対策に貢献する。		1	1	1	1	200
世界蔬菜セ	世界蔬菜センター(アジア蔬菜研究開発		1	1	 (1)	I	322
シター	センターより20(2008)年に改称。略称は		(1)	(1)	(1)		
(WorldVeg)	WorldVegを維持)は、開発途上国の貧困削						
拠出金	減のため、蔬菜(野菜)類の生産技術の維						
(昭和 46 年	持・改良及び、効率的な市場流通機構等の						
度)	調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事						
(関連:Ⅵ-	業を行う国際機関である。WorldVegによる						
2)	以下の活動及びこれを支えるWorldVegの運						
	営経費を支援する。						
	(1)研究活動(品種の育種・改良、土						
	壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研						
	究、収穫物の加工法及び流通面の研究)、						
	(2)現場出張サービスプログラムの実施,						
	(3)遺伝資源の保存、(4)種子の配布、						
	(5)開発途上国の国別研究強化のための						
	支援、国際シンポジウム、セミナー及びワ						
	ークショップの開催、(6)訓練コースによ						
	る研修生教育、(7)情報提供サービス等。						
	なお,28年度から,WorldVeg理事に,岩						
	永国立研究開発法人国際農林水産業研究セ						
	ンター (JIRCAS) 理事長が就任しており,						
	日本との専門的・実務的な連携が強化され						
	ている。						
	本事業は、WorldVegの事業を支援するこ						
	とにより、環境に配慮しつつ、開発途上国						
	の農村や都市近郊に生活する低所得者層の						
	栄養改善と収入増加を図り、途上国の貧困						
	削減、持続可能な開発に貢献することを目						
	的とする。また、事業実施においては、我						
	が国民間セクターが参画し、WorldVegが保						

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	七十7キに次に位まざ中しょびのまた。マ						
	有する遺伝資源等を活用した研究を行って						
	おり、我が国民間セクターの海外事業展開						
同欧古人訓			117	10	107	47	202
国際連合訓	UNITARは訓練や研修に特化した唯一の国	_	(117)	(150)	167	47	323
練調査研究 ■ (INITAD)	連専門機関であり、国連・専門機関職員や		(117)	(158)	(167)		
所 (UNITAR)	開発途上国の行政官等への訓練・研修を通						
拠出金(任	じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解						
意拠出金)	決に貢献することを目的とする(UNITARは						
度)							
(関連:Ⅵ-	UNITARは6つの重点分野(①持続可能な						
2)	開発目標(SDGs)実施のための能力構築、						
	②マルチ外交の強化, ③経済開発と社会の						
	包摂性の推進、④環境の持続性とグリーン						
	開発の推進,⑤持続可能な平和構築の推進,						
	⑥開発と人道支援の向上)に沿って、様々						
	な地球規模課題の政策決定に係る企画・立						
	案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関						
	する訓練,研修事業等を実施し,途上国等						
	の行政官等の能力向上,人材育成に貢献。						
	毎年約500の研修, ワークショップ, eラー						
	ニングコースを実施している。特に、広島						
	事務所では、これらの重点分野を踏まえ、						
	広島の特性・資源を活かした、平和構築、						
	軍縮不拡散、防災等我が国の外交イニシア						
	ティブと合致する事業を実施している。						
	UNITARのアジア大洋州やアフリカでの活						
	動拠点である広島事務所に対して、広島県						
	等の地方自治体等とともに、その活動の適						
	切な実施を支援することで、防災、核軍縮						
	等我が国の外交政策上の優先事項の推進や						
	広島の地方創生に貢献している。						
アフリカ地	近年、アフリカの平和・安全保障分野、	_	28	30	110	0	324
域機関拠出	特に紛争予防・紛争解決分野においては、		(28)	(30)	(110)	-	
金(任意拠	アフリカ自身の取組(調停、ミッションの		(20)	(00)	(110)		
出金)	派遣,選挙監視団派遣,早期警戒システム						
(8年度)	等)の重要性が増している。また、AUは、						
(関連:I-	4 (2002)年にアフリカ統一機構 (OAU) か						
6)	ら発展改組される形で設立されて以降、平						
0)	和・安全保障分野を中心に活動し、近年で						
	は社会・経済開発に関連する幅広い分野に						
	おいてアフリカの発展に貢献してきてい						
	る。これまで、アフリカ疾病対策予防セン						
	ター(CDC)の設立及び活動、社会・経済及						
	び政治部における女性のエンパワーメン						
	ト、西アフリカにおけるエボラ出血熱流行						
	に係るAU支援(ASEOWA)ミッション、アフ						
	リカ主導中央アフリカ国際支援ミッション						
	(MISCA) 支援等に活用してきた。						
	こうしたAUを通じた我が国の貢献は、ア						
	フリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。			- <del>-</del>		<b>a</b>	
国際連合教	本分担金は加盟国の義務的分担金であ	—	3, 328	3, 775	3, 417	3, 476	325
育科学文化	り,ユネスコの通常予算を支弁するもの。		(3, 017)	(3, 736)	(3, 417)		
機関	加盟国からの分担金により、ユネスコの組						

		1					
(UNESCO)分	織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行						
担金	委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが						
(昭和37年	取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、						
度)	文化, 情報・コミュニケーションの5分野に						
(関連:Ⅲ-	おける国際的な知的協力・倫理的活動、加						
1)	盟国の能力開発等に関する各種事業、法規						
	範設定等を実施している。						
	我が国は、ユネスコの所掌分野である教						
	育、科学、文化、コミュニケーションへの						
	貢献を通じて国家間の協力を促進し、世界						
	の平和と安全に寄与することを目的とす						
	る。我が国としては、文化の分野における						
	国際規範の整備等の国際貢献を通じ、各国						
	の人々による経済社会開発を支えることに						
	より、親日感の醸成との目標を掲げており、						
	本件は、この目標に資するものである。						
	具体的には、世界遺産や無形文化遺産の						
	保護、持続可能な開発のための教育(ESD)						
	を推進する国際的な枠組みの策定や高等教						
	育分野の国際化、スポーツやジェンダーへ						
	の取り組み、「世界の記憶」事業の制度改						
	善等に寄与する。		0,400	0.007	0 701	0 500	000
オゾン層保		—	2, 408			2, 596	326
護基金拠出			(2, 408)	(2, 627)	(2, 761)		
金(義務的							
拠出金)	破壊物質(ODS)の生産・消費削減プロジェク						
(3年度)	トを策定・実施するための義務的拠出金で						
(関連:VI-	ある。我が国は同基金に対する拠出金の拠						
2)	出,締約国会合・執行委員会への積極的な						
	参画等により、オゾン層保護の効果的かつ						
	効率的な推進を確保する。						
	本件拠出を通じて我が国は、オゾン層保						
	護対策の余地が多く残されている開発途上						
	国への支援によるオゾン層保護の効果的か						
	つ効率的な推進、また先進締約国が持つODS						
	削減技術のうち適用可能なものを開発途上						
	国に普及させることによる、より効果的か						
	つ効率的なODS対策の実現に大きく寄与し						
	ている。						
国際赤十字	国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)は,自		700	566	0	0	328
・赤新月社	然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に		(700)	(566)	(0)	Ť	
速盟(IFRC)	対する救援活動、災害時の各国赤十字・赤		(100)	(000)	(•/		
拠出金(任	新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を						
意拠出金)	行う。また、IFRCは現地の赤十字・赤新月						
(昭和 63 年	1] フ。また、「「10は現地のが「子」が新方   社の協力を得て活動するため、政治的また						
度	は治安上の理由によりアクセス困難な地域						
」 <u>反</u> ) (関連:Ⅵ-	でも草の根に密着した迅速な対応を行って						
	しても早の依に出催した迅速な対応を打っている。						
	いる。   IFRCを通じた我が国の支援により、平和						
	と安定の促進を図り、我が国の推進する「人						
国際海へっ	間の安全保障」の実現に貢献する。		2 204	0 400	1 004	0	220
国際連合プ			3, 304	2, 439	1,804	0	329
ロジェク	ヨルダン, イラク, アフガニスタン, ウク   ライナにおいて, 国内や周辺国で発生した		(3, 304)	(2, 439)	(1, 804)		
ト・サービ							

				1			
ス機関	紛争やテロ活動の影響を受け発生した難民						
(UNOPS) 拠	や国内避難民支援、治安の安定化支援等の						
出金(任意	喫緊の緊急人道・復興支援を実施する。こ						
拠出金)	れら地域では、治安面の問題から日本の支						
(22 年度)	援機関による活動が限定的であるため、紛						
(関連:VI-	争地域等で豊富な事業実績を有するUNOPS						
2)	を通じて緊急事業を実施することで、支援						
	対象国の社会安定化に貢献し、我が国の二						
	国間援助を補完する。						
	主な事業は以下の通り。						
	・人道支援物資等の輸送の要路となる道						
	路及び河川港の修復・整備。						
	・難民キャンプとホストコミュニティに						
	おける基礎インフラ整備(給水所、太陽						
	光電灯,排水溝)と治安維持強化(手荷						
	物検査機材、暗視装置、難民輸送のため						
	の車両供与)。						
	・紛争防止及び社会安定化のための穏健						
	派の後押しのための対話の促進、マーケ						
	ット整備、女性起業家育成。						
	・紛争の影響を受けた地域における治安						
	維持と安全確保のための警察能力強化						
	交番の修復。						
国際連合工	本拠出金は、開発途上国における工業開	_	818	663	575	0	330
業開発機関	発の促進を任務とする国連工業開発機関		(818)	(663)	(575)	•	
(UNIDO) 拠	(UNIDO)の事業に活用される。		(010)	(000)	(0,0)		
出金	同事業を通じて、サブサハラ・アフリカ						
(昭和 62 年	及び中東・北アフリカにおける人道・テロ						
度	対策・社会安定化に貢献するとともに、開						
(関連:VI-	発途上国の工業生産能力を向上させること						
2)	に貢献する。また事業実施における我が国						
-/	民間セクターの技術・ノウハウの活用を通						
	じて我が国民間セクターの海外事業展開に						
	も貢献する。						
	ソマリア南部のケニアとの国境付近の地						
	域において、青年層に対し職業訓練を行う						
	ことで、未来ある青年が武装組織やテロ組						
	歳に加入することを阻止し、国境付近の治						
	戦に加入することを 留成り近い 一安の安定化を図る。スーダンにおいて、大						
	豆の生産、加工の訓練を通じて、栄養改善・						
	食料安全保障を実現するとともに、現在飼						
	料として大量の大豆が輸入されているとこ						
	れてして大量の大豆が輸入されているところ。 これを将来的に代替できるバリューチ						
	っ、これを将来的に代替できるパリューチェーンを構築することで、現地の人々の収						
	、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、						
	たは失業問題が深刻である等の理由によ						
	り、多くの青年層が武装勢力やテロ組織に						
	り、多くの育年層が武装努力やり口組織に 勧誘されている状況が発生しているイラ						
	1 初読されている状況が完全しているイン ク、ヨルダン、レバノン、エジプト、モロ						
	- ク, ヨルタン, レハノン, エンノト, モロ ッコにおいて, 青年層に対し職業訓練を行						
	うことで、武装組織やテロ組織に加入する						
	うことで、武装組織やアロ組織に加入する。						
世界保健機	<u>ここを阻止</u> 9 るここを図る。 WHOは、昭和21(1946)年、ニューヨーク		2, 046	1, 644	1, 240	0	331
国外保健機 関(WHO)拠	で開かれた国際保健会議が採択した世界保		(2, 046)	1, 044 (1, 644)	(1, 240)	U	551
II 実I (WITU) 投ル	こ用が10に回応体理会報が休択しに世界休		(2, 040)	(1, 044)	(1, 240)		

出金(任意 拠出金) (28 年度) (関連: VI- 2)	健憲章(1948年4月7日発効)によって設 立され、「すべての人々が可能な最高の健康 水準に到達すること」(章第1条)を目的に 掲げている。 主要事業は、 (1)医学情報の総合調整 (2)国際保健事業の指導的かつ調整機 関としての活動 (3)保健事業の強化についての世界各 国への技術協力 (4)感染症及びその他の疾病の撲滅事 業の促進 (5)保健分野における研究の促進・指 導 (6)生物学的製剤及び類似の医薬品、 食品に関する国際的基準の発展・向上 となっており、我が国はWHOの活動に対 し、財政面・人材面から積極的に協力を行 っているほか、我が国が実施する技術協力 等の現場において、WHOとの協調・連携を図 っている。28年の伊勢志摩サミットで我が 国が議長国としてリードした国際保健の更 なる発展のために、本拠出金による協力は 必要不可欠。						
国際機関評 価ネットワ	国際機関に対する主要な拠出国である MOPAN参加国(30年7月現在18か国)が,	—	15 (15)	15 (15)	14 (14)	14	332
	MOPANを通じて、合同で国際機関の運営・管						
(MOPAN)拠 出金	理の効率性についてアセスメントを実施し ている。その結果を,組織の効率を示す5						
山亚 (26 年度)	分野12指標を基に評点化し、数年ごとに同						
(関連:Ⅵ-							
2)	とによって、改善の経過を追う。26年まで、						
	年間4~6機関を対象としていたが、27年						
	から、2年間で12~14機関を対象とする体 制に移行(主に1年目文献調査、2年目裨益						
	側に移行した「キロス戦調査」とキロ特征 側及び国際機関本部へのインタビュー等)。						
	ただし、31年からは再度年間7~10機関を						
	対象にアセスメントを実施する方針。						
	MOPANアセスメントは、一連の活動を通						
	し、国際機関の組織・運営の効率化を図り、						
	MOPAN参加国, 国際機関, 被援助国間の対話 を促進することを意図している。MOPANアセ						
	を促進することを意図している。MUFANがで スメントを実施することで、国際機関との						
	対話を促進し、国際機関の組織・運営を改						
	善させ、また、国際機関への拠出について、						
	ドナー国政府が国民に対する説明責任を果						
	たす一助となる。		0.000				000
国際復興開	世銀は、パレスチナ自治政府(PA)の財 政状況 実施施業等の分析を行い、自治政	-	2, 200 (2, 200)	960 (060)	110 (110)	0	333
発銀行・国 際開発協会	政状況,実施施策等の分析を行い,自治政 府の改革努力を確認した上で,パレスチナ		(2, 200)	(960)	(110)		
拠出金(世	改革・開発計画信託基金から財政支援を行						
銀)	う。基金の拠出(送金)は、PAの改革実績						
(26年度)	による(不十分と判断された場合は、送金						
(関連 : I —	が見送られる)ため、基金の拠出が、PAの						

->			I	<u> </u>			
5)	改革状況に直接リンクしている。						
	こうした我が国の基金への拠出は、PAの						
	行政能力を維持・向上させ、パレスチナ社						
	会の安定に寄与する。						
アジアパシ	アジアパシフィックアライアンス	—	229	100	104	104	334
フィックア	(A-PAD)は、24年10月に日本のNGOが主導し		(229)	(100)	(104)		
ライアンス	て設立された(CEOは大西健丞氏(ピースウ						
拠出金	ィンズ・ジャパン代表理事/Civic Force代						
(25 年度)	表理事等))。現在,日本,韓国,インドネ						
(関連:Ⅵ-	シア、フィリピン、スリランカ、バングラ						
1)	デシュの6か国が加盟し、各国にNGOや企業						
	等複数のセクターからなる「ナショナル・						
	プラットフォーム (NP)」が構築されている。						
	本拠出金によってアジア太平洋地域におい						
	て自然災害が発生した際、各国のNPが協						
	働・連携し、即時に出動、捜索活動や被災						
	者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果						
	的に実施する。平時においては、各メンバ						
	一国NPの強化、NP間の連携促進、アジア各						
	国においてNPを構築するためのアウトリー						
	チ活動、域内における人材育成・能力強化						
	事業等を行う。						
	A-PADを通じた我が国の貢献は、アジア太						
	平洋地域における災害発生時、A-PADに参加						
	する各国のNPが、迅速かつ効果的な緊急人						
	道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地						
	域における包括的な防災体制の構築に寄与						
	する。						
生物多様性	本拠出金は、遺伝資源の利用から生ずる		5	20	19	27	335
条約名古屋	和益を公正かつ衡平に配分すること並びに		(0)	(0)	(19)	21	000
議定書拠出	利益をムニルショーに能力すること並びにこれをもって生物多様性の保全及びその構		(0)	(0)	(13)		
金(義務的	成要素の持続可能な利用に貢献することを						
业 (我仍的 拠出金)	日的とする「名古屋議定書」の事務局の活						
迎山亚) (27 年度)	国内と93-石口/全職に 一日のと93-石口/全職に 一日のと93-石口/全職に 一日のと93-石口/全職に 一日のと93-石口/全職に 一日のと93-石口/全職に 一日のと93-石口/全職に 						
(27 年度) (関連: VI-	勤を又援9 るにのの報務的拠山並 Cめる。 全締約国が国連分担率に基づき算出された						
()新建:VI— 2)							
2)	拠出率に応じた額を拠出している。同事務 日は、統約国会会(MOD)の進供、議会書						
	局は、締約国会合(MOP)の準備、議定書・						
	MOPにより課された任務の遂行、各種資料の						
	作成、他の国際機関との調整、開発途上国						
	の支援、普及啓発、情報交換センターの運						
	営などの業務を実施している。						
	本拠出金を通じて我が国は、遺伝資源の						
	利用から生ずる利益を校正かつ衡平に配分						
	し、これをもって生物多様性の保全とその						
	構成要素の持続可能な利用に寄与してい						
	<u>තිං</u>						
水俣条約拠	本拠出金は、水銀等の人為的な排出及び	—	25	36	33	34	336
出金(義務	放出から人の健康及び環境を保護すること		(0)	(0)	(0)		
的拠出金)	を目的とする水俣条約の事務局の活動を支						
(27 年度)	援するための義務的拠出金である。水俣条						
(関連:Ⅵ-	約は29年8月に発効し、同年9月に第1回						
2)	締約国会議(COP1)が開催され、同条約の						
	事務局が正式に発足した。同事務局は、COP						
	の決定事項の推進、各種報告書の作成、他						

シリア復興 信 託 意拠 (25 年度) (関連 : VI-	医療・保健、エネルギー、教育、食料、及	_	1, 392 6 (1, 392 6)	0(0)	1, 220 (1, 220)	0	337
2) 国際農業開 発 基 金 (IFAD) 拠出 金 (27 年度) (関連: VI- 2)	<ul> <li>寄与する。</li> <li>国際農業開発基金は、開発途上にある加 盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩 和された条件で提供することにより、所得 が低くかつ食料が不足している地域で飢餓 と貧困の撲滅を目標とする国際機関(設立 協定第2条)。27年度は補正予算により、不 測の事態への緊急的な対応として、以下の 目的で事業を実施。</li> <li>ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナ イジェリアの北東部地域における食料・栄 養安全保障の向上及び国内避難民と受入コ ミュニティの強靭性向上。</li> <li>エボラ出血熱の発生により中断している 開発に向けた取組を再開するため、エボラ 出血熱の影響を受けているリベリア農村地 域の米作農家の生産体制の再構築。</li> <li>①ナイジェリアのサヘル地域を始めとす る紛争・テロ頻発地域における人道・テ 口対策・社会安定化支援。特に女性と子 どもを中心とした国内避難民及び受入コ ミュニティに対して、食料へのアクセス 改善促進等の支援の実施。</li> <li>エボラ出血熱の影響を受けているリベ リアの農村地域で、種子や用具等の生産 用具等の配布や研修を通じた耕作地の復 旧を支援するとともに、エボラ出血熱に</li> </ul>		396 (396)	0 (0)	0 (0)	0	338
国際連合開 発計 (UNDP)拠出 金(グロー バルヘルス 技術振動 (GHIT)) (24 年度)	よる危機以前に貧困世帯向けに実施され ていた商業ベースの米生産や農業販売活 動の再開を図るための支援の実施。 顧みられない熱帯病(NTDs)等の途上国 を中心に蔓延する疾病は、先進国において 需要が少ない等の理由から、治療薬等の開 発が十分になされておらず、また、これら 技術を導入するための体制が途上国におい て構築されていない。そのため、官民連携 のパートナーシップであるグローバルヘル ス技術振興基金(GHIT)を通じ、国際的な	_	715 (715)	0 (0)	1, 800 (1, 800)	0	339

	とただせないなインスたらについての日本						
(関連:VI−	対応が求められている疾病についての研究						
2)	開発を促進するための支援を行うと同時						
	に、国連開発計画(UNDP)を通じて革新的						
	な技術・製品がこれらを必要とする途上国						
	の人々にいち早く届けられるよう、医薬品						
	規制当局のキャパシティビルディングなど						
	を行う。						
	この支援を通じて、途上国における当該						
	疾病の患者,死亡者数の減少に寄与する。						
国際連合開	本拠出金は, UNDPが管理するアフガニス	—	14, 300	14, 640	9, 020	0	340
発 計 画	タン法秩序信託基金(LOTFA)を通じてアフ		(14, 300)	(14, 640)	(9, 020)		
(UNDP) 拠出	ガニスタンの警察官の給与支援,警察官の						
金(LOTFA)	訓練等に貢献し、同国の治安維持能力の向						
(20 年度)	上を図ることを目的とする。						
(関連:Ⅵ-	アフガニスタンの安定のためには、アフ						
1)	ガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不						
国協国3	可欠であり、本拠出金を通じた支援によっ						
	て、同国の治安維持能力を向上させ、地域						
	のみならず国際社会全体の安定、ひいては						
	ある 我が国の安定と繁栄に資する。						
级这边古明	本拠出金は、OECD開発センターの運営経			140	128	143	341
経済協力開		_	_			140	341
発機構・開	費及び各種事業経費に充てられる。			(140)	(128)		
発センター	本拠出を通じ、先進国、新興国及び途上						
分担金	国を包摂する主要な政策対話のプラットフ						
(28年度)	オームである開発センターと連携し、運営						
(関連: Ⅵ—	委員会やハイレベル会合等の重要会議への						
1)	出席を通じて同センターの予算や事業内容						
	等の意思決定に関与し、日本のプレゼンス						
	の強化を果たすとともに、セミナーの開催						
	や各種政策文書へのインプットを通じ、質						
	の高いインフラ等の日本が重視する政策の						
	国際社会への更なる浸透に寄与する。						
教師教育を	サヘル地域の若者を対象に、若年教員の		-		55	0	342
通じたサヘ	教師教育を通じて,過激化防止及び平和構				(55)		
ル地域若年	築支援を実施する。また、アフリカ連合の						
層の過激化	平和構築能力強化支援を行う。						
抑制並びに	本拠出は、脆弱で紛争の影響下にあるサ						
平和の構築	ヘル地域諸国において、学校及び教員を通						
支援拠出金	じた平和構築支援を行うものであり、アフ						
(29 年度)	リカにおける教育の質保証への地球規模及						
(関連:Ⅲ一	び地域的な取組の推進に加え、TICADプロセ						
1)	スの成果に貢献する。						
., UHC2030 拠	保健分野の国際連携枠組みである国際保	_	_	208	0	169	343
出金(任意	健パートナーシップ (IHP+) は、28 (2016)			(208)	(0)	100	010
山並 (12 拠出金)	年に持続可能な開発目標 (SDGs : 3.8 UHCの			(200)	(0)		
(28 年度)	達成)の達成に貢献することを目的として						
(20 平度) (関連: Ⅵ-	達成)の達成に貢献することを目的として 拡大・強化された「International Health						
()到理:VI- 2)							
۷)	Partnership for UHC2030」(略称:UHC2030) に移行し、いてた日標トレズ活動を行って						
	に移行し、以下を目標として活動を行って						
	1 政治的なモメンタムの強化						
	2 保健システム強化とUHCについての共						
	通理解形成						
	3 UHC取組のモニタリング						

特核可能な開発目標に定められたユニバーバーガル・ヘルス・カバレッジの達成に取り 組むことは、感染症等のグローバルなりス クから固定ぞうえにする重要である。また。 本親出金によりUKC300への影行を支援す ることで、国際保健分野の政加国ブレゼン スカレニア等クする。     99     0     0     344       コロンポ計 画拠出金 (18年度) (期違:VI 1)     コロンポ計画は、昭和26(1951)年に設立 されたKRM(除力ンボジア)及びSARO(雨 アジア地域は加速合)諸語目等の26か国が参 加する同際開発機関である。     -     -     99     0     0     344       (1)     可能防力者植物に推進するとともに麻 菜均策を始めとする地球規模類題の取相に 同けた地域の運動性強能し、取り相むコロン 大計画を通し、ミンダナオをおしフィリビ ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復振支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用 がテロ組織の資金減となることを打制し、 同国の法受政強正素手する。     -     -     99.8     0     0     345       (1)     酸素明聚金の対応素)に含わたの注意で、 変数の悪影響への対応策)に特化して支 量するとな。     -     -     -     99.8     0     0     345       (100)     酸素明聚金の対応策)に特化して支 量すると、     -     -     -     -     5.500     0     345       (10年)     がりロ組織の運動発表したたとたこ 電力が有す。運営する中小企業が直面してい るましたがた気質な実施を行うことに置 素する。     -     -     -     -     5.500     0     346       (10年)     ボル油金は、途上国の女性の迅速な経済 する。     -     -     -     -     5.500     0     346       (10年)     ボル金は、ジレア作物変換を開発しためにたて 2)     -     -     -     -     -     5.500     0     347       (110 1)     ・     ボル金したんのにない気気を見楽を見つたりために 1     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     -     - <td< th=""><th></th><th>1</th><th>r</th><th>1</th><th></th><th></th><th></th><th></th></td<>		1	r	1				
クから国民を守る上でも重要である。また: 本拠出金によりUR2030への移行を支援することで、国際保健分野の我/国ブレゼン ス内上に参与する。         99         0         0         344           国ンパ社 国拠出金 (28 年度)         コロンパ計画は、昭和26(1951) 年に設立 されたんKPAI(除力ンポジア) 及USAR0(府 同一方本地域の進命) と対れた人KPAI(除力ンポジア) 及USAR0(府 内市協力を積極的に推進するとともに麻 業対策を始めとする心地球機関数の26か回が参 加減相応支援後期になる。と 場本支援それい、犯罪者のご加い条物使用 かう口場機の資金減となることを相利し、 同面の治安改善に寄与する。         99         0         0         344           (1)         市前協力を積極的に推進するとともに麻 業対策を始めとする心地球機関数の知知。 内けた地域の道徳が実機変動の知る生 物力で可能機の資金減となることを抑制し、 同面の治安改善に寄与する。         -         -         -         99.8         0         0         0         345           (10)         シジナオを含むフィリビンにおける承知受用障害進者の治療、社会 援策支援要者への対応策)に特化して支 量する基金。         -         -         -         -         99.8         0         0         0         345           (10)         (10)         小がは定の着楽な実数での対応策)に特化して支 量する基金。         -         -         -         -         -         -         -         -         -         5,500         0         345           (10)         がれる。         法上国が気候変動に対する対応能力を高 にないないための強なしためにためしためにたった うれる。         -         -         -         -         -         5,500         0         346           (110)         ・         ジポないなどをのうした いたま にもいために 切るないなどり、キャンシャンション         -         -         -         -         -        -         -       -       -								
本拠出金によりUK2030への移行を支援す ることで、国際保健分野の我が国ブレゼン ス向上に高方する。         ー         99         0         0         344           回辺北金 画測出金 (28 年度)         コロンポ計画は、照和26(1951)年に設立 されたASEM(除カンボジア)及USARC(南 アジア地域加速台)連結開等の26か国が参 加する国際開発機可に進するととしに麻 業対策を始めとする地球状機構課題の取相に 向けた地域の連結性なけに取り組むコロン ポ計画を通じ、ミンダナナなきむフィリビ ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用 がテロ組織の資金波となることを推測し、 同国の治安改善に高与する。         -         99         0         0         344           後衆開発途上国(DDG)の気候変動気が 優大日報の資金波となることを抑制し、 同国の治安改善に高与する。         -         -         -         99.8         0         0         345           (105)         のうち、特にニズが高まっている通応(気 保変動の悪影響への対応策)に特化して支 量する基金。         -         -         -         99.8         0         0         345           (13 年度)         がうい協定の意実な実施を行うことに貢 新する。         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -        -        -      -         -		組むことは、感染症等のグローバルなリス						
ることで         国際保健分野の我が国ブレゼン         「         「         「         「         「         「         1           コロンボ計         コロンボ計画は、昭和26(1951)年に設立         -         -         99         0         0         344           画拠出金         パンボ計画は、昭和26(1951)年に設立         -         -         99         0         0         344           画拠出金         パンボ計画を通じ、認知26(1951)年に設立         -         -         99         0         0         344           (28 年度)         パンボ計画を通じることもに麻         -         -         99.8         0         0         345           (1)         ボ お話物(空気波してることを16時し、         -         -         99.8         0         0         345           (13 年度)         (14)         (15)         の気候変動対策         -         -         -         99.8         0         0         0         345           (15) 年辺         検索動の気能を引い気候変動の洗影(本)         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -<								
ス向上に寄与する。         一         一         一         一         一         一         一         一         一         回         ○         0.0         0.344           □□ンボ計画は、昭和26(1951)年に設立         □□ンボ計画は、昭和26(1951)年に設立         □         ○         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0         0.0								
コロンボ計 画拠出金 されたASEM(除力ンボジア)及びSAMC(南 シボカン)(除力ンボジア)及びSAMC(南 ジボロン)(除力ンボジア)及びSAMC(南 ジボロン)(除力ンボジア)及びSAMC(南 (99)         0         0         344           (38年度) (別連:VI- 1)         アジア地域は為加達() 南市協力を積極的に進進するともに麻 案対策を始めとする地球規模課題の取組に 向けた地域の連結性強化に取り組むコロン ボ計画を通じ、ミンダナオを含むフィリビ ンにおける素軟焼用障害患者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用 がテロ組織の資金減となることを相利し、 同国の治安の第二を与する。         -         -         99.8         0         0         345           (他の下) と思い意味が使用障害患者の治療・社会 復帰支援を消し、犯罪者の増加や薬物使用 がテロ組織の資金減となることを相利し、 同国の治安の第二を与する。         -         -         -         99.8         0         0         345           (105)         (加) (105)         税業の調整"への対応策)に特*して支 優素の悪影響やの対応策)に特*して支 優素の悪影響やの対応策がに特*して支 意         -         -         -         -         99.8         0         0         345           (105)         (102)         (102)         -         -         -         -         -         -         -         0         0         345           (105)         (102)         (103)         (114)         -         -         -         -         -         -         -         -         -         5.500         0         346           (104)         (105)         (116)         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -        -        -								
画拠止会 (23 年度) アジア地域協力連合)諸国等の26か国が 所がる「観察機機関である。 南前協力を積極的に推進するとともに麻 菜対策を始めとする地球規模関題の取組に 同た地域の連結性強化に取り組むコロン パ計画を通し、ミンダナオを含むフィリビ ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復帰支速を行い、犯罪者の増加や薬物使用 がテロ組織の資金減となることを抑制し、 同国の治安改善に寄与する。 使発開発途 (DOF)拠出 金 (100F)拠出 金 (13年度) 0) パリ協定の者実改実加大学の内容(数型)対策 の) パリ協定の者実改実施を行うことに貢 献する。 本見国が気候変動に対する対応能力を高 (開連:II- 2) 大田組装工の(USS)の気候変動対策 から、特にニーズが信まっている適応(気) (使変動の悪影響への対応第)に特化して支 満する。 本期出会社、途上国の女性起業家や、女 (13年度) 0) パリ協定の者実な実施を行うことに貢 献する。 大田組定規定の者になりたいたので うもれる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 ビビい 期間や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に書与する。 国際貿易長 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 ビビい期間や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に書与する。 国際貿易人、本拠出を通じ、シリアドの為同な観測に回動 するパレスチナ・ガザ地区において、ITE 用を含む壊壊解験の実施に表でられる。 本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化ご貢 教する。 高明性の上 気機取り開いのへの加盟に定面 するパレスチナ・ガザ地区において、ITE 用を含む壊壊解験の実施に表でられる。 本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化ご貢 教する。 高明性の手 気機取り研究ののかいないないで、ITE 用を含む壊壊解験の実施に表でられる。 本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化で貢 教する。 高明性の上 気確すなため、開発金は国を対象に、組織 ビルディン 方・オップ。 大いスティブの、パレスチナ・ガサーブ地区において、ITE 物する。 高明性の単本 気確実の気におまえでられる。 本規出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ サる強化された活動性の枠組み引の実効性を確保する上で、途上					00	0		044
(28 年度) (周連: 17- 1)         アジア地域協力連合)諸国等の26か国が参 加する国際開発機関である。 市南協力を積極的に推進するとともに麻 業対策を始めとする地球規模課題の取組に 同けた地域の連結性強化に取り組むコロン が計画を通じ、ミンダナオを含むフィリビ ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用 がう口組織の含金濃となることを抑制し、 同園の治安改善に寄与する。         -         -         99.8         0         0         345           (13 年度)         のうち、特にニーズが高まっている適応 (気 候変動の悪影響への対応策) に特化して支 提する基金。         -         -         -         99.8         0         0         345           (13 年度)         必上国が気候変動に対する対応能力を高 め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢 献する。         -         -         -         -         -         5,500         0         346           (13 年度)         ・         がしていなどが、社会の意味を実施を行うことに貢 献する。         -         -         -         -         5,500         0         346           (13 年度)         ・         パリ協定の対気の設置するために充て られる。         -         -         -         5,500         0         346           (13 年度)         ・         ・         ・         -         -         -         -         5,500         0         346           (13 年度)         ・         ・         ・         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -			_	_		•	0	344
(関連: \T)         加する国際開発機関である。 南南協力を積極的に推進するとともに麻 菜材変を持めとする地球機構関理動の知知に 向けた地域の連結性強化に取り組むコロン 水計画を通し、ミンダナオを含むフィリピ ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の治療・社会 復帰支援の主い、意ンダナオを含むフィリピ ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の治療・社会 復帰支援の言い、第二、本人が高まっている適応(気 候変動の悪影響への対応第)に特化して支 強する。         -         -         -         99.8         0         0         0         345           (1007) 批出 金 (13年度)         途上国が気候変動に対する対応能力を高 め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢 就する。         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         5.500         0         346           女性なりている様々な障壁の見服子・社会事事者の必要認を知識するとしい         ・         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         - <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(99)</td> <td>(0)</td> <td></td> <td></td>					(99)	(0)		
1)       南南協力を積極的に推進するとともに麻 業対策を始めとする地球規模課題の取組に、 同けた地域の運輸性強化に取り組むコロン 水計画を通じ、ミンダナオを含むフィリピンにおける薬物使用関書患者の治療・社会 負年支援されい、犯罪者の増加や薬物使用 がテロ組織の資金減となることを抑制し、 同国の治安改善に寄与する。       99.8       0       0       345         (数長開長地に)       四東海地震化に取り組むコロン 水計画を通じ、ミンダナオを含むフィリピンにおける薬物使用関書患者の治療・社会 日本動力で可組織の資金減となることを抑制し、 同国の治安改善に寄与する。       -       -       99.8       0       0       345         (13 年皮 (1007) 拠出 金 (13 年皮) (13 年皮) (13 年皮) (間連: 17- 2)       本拠出会は、途上国の女性起業家や、女 法者な気障壁の克服を支援するために充て られる。       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -								
薬対策を始めとする地球規模課題の取組に 同けた地域の連結性強化に取り組むコロン ボ計画を追し、シングナオを含むフィリビ ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用 がつ相機の資金減となることを抑制し、 同国の治安改善に寄与する。-99.800345後条開発途 金 (10C6) 加出 (以D67) 加出 金 (10C7) 加出 (10E7) 和出 (10E7) 和出 <br< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></br<>								
ボ計画を通じ、ミンダナオを含むフィリビ ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用 がテロ組織の資金減となることを抑制し、 同国の治安改善に含与する。         「         「         「         「           後発開発途         後発開発途に第らする。         後発開発途になることを抑制し、 同国の治安改善に含与する。         (00)         0         345           (13年度)         漁上国加物(保変動)の気候変動対策         -         -         -         99.8         0         0         345           (13年度)         漁上国が気候変動に対する対応能力を高 め、バリ協定の着実な実施を行うことに貢 献する。         -         -         -         99.8         0         0         345           (13年度)         漁上国が気候変動に対する対応能力を高 め、バリ協定の着実な実施を行うことに貢 献する。         -         -         -         -         5,500         0         346           (13年度)         ホールは金は、途上国の女性起業家や、女 住が所有・運営する中小企業が値面してい る様々な障壁の売服を支援するために充て られる。         -         -         -         -         5,500         0         346           (13年度)         本拠出を通じ、途上国の女性迎速な経済 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -        -         -         -<	- /							
ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会 復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用 い可国の治安改善に落ちする。後発開発金 上 国 基 金 (DDF) 拠出 食業助の監影者への対応策)に特化して支 援する基金。 (13 年度)(DDS) かい (法上国が気候変動に対する対応能力を高 (別車にの対気策)に特化して支 援する基金。 (13 年度)99.8 (0)0345(10℃) 拠出 資金イニシ アティブ (11世)99.8 (0)0345(10℃) 次り協定の着実な実施を行うことに貢 営金イニシ アティブ (2)0345(10℃) (日達ま家) (日達ま)0345(10℃) (日車 (日車) (110)346(110) (2) (日車) (110)		向けた地域の連結性強化に取り組むコロン						
復帰支援を行い、犯罪者の増加や薬物使用 がう口組織の資金減となることを抑制し、 回国の治安改善に寄与する。99.800345後発開発途上国 金 (13年度) 之)後発開発の効防薬)に特化して支 援する基金。 (13年度) か、パリ協定の着実な実施を行うことに貢 献する。99.8 (0)0345女性起業家 (開連: VI- 2)本拠出金は、途上国の女性起業家や、女 大マイブ (55.500)5.500 (5.500)0346(開車: III- (2) 年度) (日本 (日本 (2) 年度)本拠出金は、途上国の女性起業家や、女 たい気法 たし国の支援 (国連: III- 大学なる。5.500 (5.500)0346(国第: III- (2) 年度) (110)本拠出金は、シ上国の女性の迅速な経済 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 にびり羽国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、甲和構築を実現すること に寄与する。5.500 (5.500)0347国際貿易セ (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (1110) (		ボ計画を通じ、ミンダナオを含むフィリピ						
がテロ組織の資金減となることを抑制し、 同国の治安改善に落ちする。		ンにおける薬物使用障害患者の治療・社会						
同国の治安改善に寄与する。         一         99.8         0         0         345           後発開発途 上 国 基 金 (D55, 特1ニーズが高まっている適応(気 金 (IDSF) 拠出 金 (IDSF) 拠出 金 (IDSF) 拠出 金 (IDSF) 拠出 金 (IDSF) 拠出 金 (IDSF) 拠出 金 (IDSF) 拠出 金 (IDSF) 拠出 金 (IDSF) 拠出 め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢 素する。         -         -         99.8 (0)         0         0         345           文性起業家 資金イニシ 2)         途上国が気候変動に対する対応能力を高 め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢 志ま。         -         -         -         -         5,500         0         346           (図4 定)         ・         ・         ・         -         -         -         -         5,500         0         346           (図9 年度)         ・         ・         ・         -         -         -         -         -         5,500         0         346           (29 年度)         ・         ・         ・         ・         -         -         -         -         5,500         0         346           (104 回転)         ・         ・         ・         ・         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -         -								
後発開発途 (投発開発途上国 (LDGs)の気候変動対策 ー ー 日 基 金 ( $(13 + \overline{p})$ ( $(14 + \overline{p})$ ( $(15 + \overline{s}))$ $(14 + \overline{s})$ ( $(15 + \overline{s}))$ ( $(15 + \overline{s}))$ ( $(15 + \overline{s}))$ $0$ ( $(15 + \overline{s}))$ ( $(16 + \overline{s}))$ 								
上国基金 (IDF) 拠出 会 (IDF) 拠出 会 (IDF) 拠出 (R変動の悪影響への対応策) に特化して支 (Fy 7 & 2a.2 (IDF) 拠出 会 (IDF) 拠出 会 (IDF) 拠出 (R変動の悪影響への対応策) に特化して支 (Fy 7 & 2a.2 (IDF) 拠出 会 (IDF) 拠出 (IDF) 拠出 (IDF) 拠出 (IDF) 拠出 (IDF) 拠出 (IDF) 拠出 (IDF) 風口 (IDF) (IDF) 風口 (IDF) (IDF) 風口 (IDF) (IDF) (IDF	··· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ·· ··				00.0	0		045
(LDCF) 拠出 金 (13 年度) (閉連: VI- 2)候変動の悪影響への対応策) に特化して支 接する基金。 			-	-			0	345
金 (13 年度) (閉連: VI- 2)援する基金。 途上国が気候変動に対する対応能力を高 め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢 献する。レレレレレ女性起業家 資金 イニシ アティブ (29 年度) (閉連: II- 1)本拠出を追し、途上国の女性起業家や、女 (4水所有・運営する中小企業が直面してい る様々な障壁の克服を支援するために充て られる。 本拠出と通じ、途上国の女性の迅速な経 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 にてぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に寄与する。5,5000346国際貿易セ シ タ - (ITO) 拠出 会(任意拠 出金)本拠出会は、シリア情勢悪化の影響を受 するパレステナ・ガザ地区にあいて、ITI活 用を含む職業訓練の実施に充てられる。 本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。951100347透明性向上 のためのキ マトベブ アティブ信気候変動に対する「行動及び支援に関す 市動金に立時性の社権み」の実効性を 水り協定の実効性を確保する上で、途上1830348	-				(99.0)	(0)		
(13 年度)       (法上国が気候変動に対する対応能力を高 め、パリ協定の着実な実施を行うことに貢 献する。       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・								
(関連: $\Pi_{2}$ )め、パリ協定の着奏な実施を行うことに貢 献する。ーーー日1女性起業家 資金イニシ アティブ (29 年度)本拠出金は、途上国の女性起業家や、女 亡が所有・運営する中小企業が直面してい る様々な障壁の克服を支援するために充て 								
2)献する。 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
資金イニシ アティブ (29 年度) (別連: II- 1)性が所有・運営する中小企業が直面してい る様々な障壁の克服を支援するために充て られる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に寄与する。(5,500) (5,500)国際貿易セ シ タ (ITC) 拠出 (ITC) 拠出 (ITC) 拠出 (注、生産能力強化支援等, スーダンの世界 (第,封鎖により貧困等の経済的困難に直面 (28 年度) (28 年度) (28 年度)951100347(限連: II- (B)貿易機関 (WTO) への加盟に向けた技術支援 等,封鎖により貧困等の経済的困難に直面 (ITE) (開連: II- 文) 文951100347(現量: II- (防運, II- (限連: II- 文) 水地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。1830348透明性向上 (ビルディン グ・イニシ アティブ信 (バリ協定の実効性を確保する上で、途上1830348								
資金イニシ アティブ (29 年度) (別連: II- 1)性が所有・運営する中小企業が直面してい る様々な障壁の克服を支援するために充て られる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に寄与する。(5,500) (5,500)国際貿易セ シター (1たシリアの国内避難民に対する職業訓 (ITC) 拠出 線・生産能力強化支援等、スーダンの世界 金(任意拠 日本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガザ地区において、IT活 用を含む職業訓練の実施に充てられる。 2) 表報知と通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。951100347(間違: II- のためのキ マチィブ。 アティブ信 バリ協定の実効性を確保する上で、途上951100347								
アティブ (29 年度) (月連: II- 1)る様々な障壁の克服を支援するために充て られる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 にざい弱国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に寄与する。951100347国際貿易セ 金 (任意拠 出金)本拠出金は、シリア情勢悪化の影響を受 「たシリアの国内避難民に対する職業訓 (ITC) 拠出 線・生産能力強化支援等、スーダンの世界 金 (任意拠 日本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。951100347(ITC) (ITC) (ITE) (開連: II- アティブ。 アティブ信 アティブ信、951100347(ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC)第0347(ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC)第0347(ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (ITC) (IT	女性起業家		_	—	-		0	346
(29 年度) (関連: II- 1)られる。 本拠出を通じ、途上国の女性の迅速な経 済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に寄与する。951100347国際貿易セ ン タ - (1たシリアの国内避難民に対する職業訓 (ITC) 拠出 金 (任意拠 留易機関(WTO) への加盟に向けた技術支援 等,封鎖により貧困等の経済的困難に直面 するパレスチナ・ガザ地区において、IT活 用を含む職業訓練の実施に充てられる。 2)951100347(35)(110)(110)(110)0347(28 年度) (別連: II- 2) </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(5, 500)</td> <td></td> <td></td>						(5, 500)		
<ul> <li>(関連:Ⅱ- 1)</li> <li>「済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に寄与する。</li> <li>国際貿易セ</li> <li>本拠出金は、シリア情勢悪化の影響を受 95 110 0 347</li> <li>ン タ - けたシリアの国内避難民に対する職業訓 (ITC) 拠出 線・生産能力強化支援等、スーダンの世界 金(任意拠 貿易機関 (WTO) への加盟に向けた技術支援 出金)</li> <li>(第、封鎖により貧困等の経済的困難に直面 (28 年度)</li> <li>するパレスチナ・ガザ地区において、IT活 (関連:Ⅱ-</li> <li>用を含む職業訓練の実施に充てられる。 2)</li> <li>本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。</li> <li>透明性向上 気候変動に対する「行動及び支援に関す 183 0 348</li> <li>透明性向上 気候変動に対する「行動及び支援に関す 183 (183)</li> <li>透明性向上 がかシティ</li> <li>確保するため、開発途上国を対象に、組織、 ビルディン 技術の両面から能力強化支援を行うイニシ ブ・イニシ</li> <li>アティブ。 アティブ信</li> <li>パリ協定の実効性を確保する上で、途上</li> </ul>								
1)       済的自立及び経済・社会参画を促進し、特 にざい弱国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定、復興、平和構築を実現すること に寄与する。       -       -       -       95       110       0       347         国際貿易セ       本拠出金は、シリア情勢悪化の影響を受 ・レスシリアの国内避難民に対する職業訓 (ITC) 拠出 線・生産能力強化支援等、スーダンの世界 金(任意拠 貿易機関(WTO)への加盟に向けた技術支援 ・サ鎖により貧困等の経済的困難に直面 (28 年度)       -       -       -       95       110       0       347         (28 年度)       するパレスチナ・ガザ地区において、IT活 ・財進区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。       するパレスチナ・ガザ地区において、IT活 ・サ・ガ ・サ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 ・献する。       -       -       -       183       0       348         のためのキ       気候変動に対する「行動及び支援に関す ・パシティ ・ポキュをため、開発途上国を対象に、組織、 ビルディン ・ガい協定の実効性を確保する上で、途上       -       -       -       183       0       348         アティブ。 アティブ信       パリ協定の実効性を確保する上で、途上       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       -       - <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>								
にぜい弱国や紛争の影響下にある国々の地 域の安定,復興,平和構築を実現すること に寄与する。ーー951100347国際貿易セ ン タ ー 								
域の安定、復興、平和構築を実現すること に寄与する。「 に寄与する。 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1								
IC寄与する。       Image: Control of the symptotic symptot symptotic symptot sympto								
国際貿易セ ン タ ー (ITC) 拠出 線・生産能力強化支援等、スーダンの世界 金 (任意拠 貿易機関 (WTO) への加盟に向けた技術支援 等、封鎖により貧困等の経済的困難に直面 (28 年度) (28 4 月) (28 4 月) (28 4 月) (28 4 H) (28 4 H) (28 4 H) (28 4 H) (28 4 H) (28								
ン タ ーけたシリアの国内避難民に対する職業訓 線・生産能力強化支援等,スーダンの世界 金(任意拠 貿易機関(WT0)への加盟に向けた技術支援 等,封鎖により貧困等の経済的困難に直面 (28 年度) (28 年度)(95)(110) (目本) (日本) (110)(関連: II - 2)市を含む職業訓練の実施に充てられる。 本拠出を通じ、シリア,パレスチナ・ガ ザ地区,スーダンにおける社会安定化に貢 献する。1830348透明性向上 のためのキ マパシティ イロディン グ・イニシ グ・イニシ アティブ信気候変動に対する「行動及び支援に関す アティブ。 アティブ信1830348	国際貿易セ		_	_	95	110	0	347
<ul> <li>金(任意拠 出金)</li> <li>等,封鎖により貧困等の経済的困難に直面 (28 年度)</li> <li>するパレスチナ・ガザ地区において、IT活 用を含む職業訓練の実施に充てられる。</li> <li>2)</li> <li>本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。</li> <li>透明性向上</li> <li>気候変動に対する「行動及び支援に関す のためのキ</li> <li>る強化された透明性の枠組み」の実効性を ャパシティ</li> <li>確保するため、開発途上国を対象に、組織、 ビルディン</li> <li>技術の両面から能力強化支援を行うイニシ グ・イニシ</li> <li>アティブ信</li> <li>パリ協定の実効性を確保する上で、途上</li> </ul>					(95)	(110)		
出金) (28 年度) (28 年度) (29 年度) (関連: II- 2)等, 封鎖により貧困等の経済的困難に直面 するパレスチナ・ガザ地区において、IT活 用を含む職業訓練の実施に充てられる。 本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。 ー ー ー ー (目透明性向上 のためのキ のためのキ る強化された透明性の枠組み」の実効性を 確保するため、開発途上国を対象に、組織、 ビルディン グ・イニシ アティブ。 アティブ信ーーー-1830348	(ITC)拠出	練・生産能力強化支援等、スーダンの世界						
(28 年度) (関連: II- 2)するパレスチナ・ガザ地区において、IT活 用を含む職業訓練の実施に充てられる。 本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。透明性向上 のためのキ のためのキ く強化された透明性の枠組み」の実効性を ャパシティ 従根するため、開発途上国を対象に、組織、 ビルディン グ・イニシ アティブ。 アティブ信1830348								
<ul> <li>(関連: II- 2)</li> <li>用を含む職業訓練の実施に充てられる。</li> <li>本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。</li> <li>透明性向上 のためのキ る強化された透明性の枠組み」の実効性を ャパシティ 確保するため、開発途上国を対象に、組織、 ビルディン 技術の両面から能力強化支援を行うイニシ アティブ。 アティブ。</li> <li>アティブ。</li> <li>アティブ。</li> <li>アティブ。</li> <li>アティブ。</li> </ul>								
<ul> <li>2) 本拠出を通じ、シリア、パレスチナ・ガ ザ地区、スーダンにおける社会安定化に貢 献する。</li> <li>透明性向上 気候変動に対する「行動及び支援に関す 183 0 348</li> <li>のためのキ る強化された透明性の枠組み」の実効性を ャパシティ 確保するため、開発途上国を対象に、組織、 ビルディン 技術の両面から能力強化支援を行うイニシ グ・イニシ アティブ。</li> <li>アティブ信 パリ協定の実効性を確保する上で、途上</li> </ul>								
ザ地区,スーダンにおける社会安定化に貢献する。       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・       ・<								
献する。 </td <td>2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	2)							
透明性向上 気候変動に対する「行動及び支援に関す 183 0 348 のためのキ る強化された透明性の枠組み」の実効性を ャパシティ 確保するため、開発途上国を対象に、組織、 ビルディン 技術の両面から能力強化支援を行うイニシ グ・イニシ アティブ。 アティブ信 パリ協定の実効性を確保する上で、途上								
のためのキ る強化された透明性の枠組み」の実効性を ャパシティ 確保するため,開発途上国を対象に,組織, ビルディン 技術の両面から能力強化支援を行うイニシ グ・イニシ アティブ。 アティブ信 パリ協定の実効性を確保する上で,途上	透田性向┣			_		183	0	348
ャパシティ 確保するため,開発途上国を対象に,組織, ビルディン 技術の両面から能力強化支援を行うイニシ グ・イニシ アティブ。 アティブ信 パリ協定の実効性を確保する上で,途上							v	510
ビルディン 技術の両面から能力強化支援を行うイニシ グ・イニシ アティブ。 アティブ信 パリ協定の実効性を確保する上で,途上						(		
アティブ信パリ協定の実効性を確保する上で、途上								
	グ・イニシ	アティブ。						
手 基 金 国が 白国で実施する気候変動対策及び支		パリ協定の実効性を確保するとで 途上	1					
(CBIT) 拠出   援に係わる実績を的確に把握・報告出来る	-	国が、自国で実施する気候変動対策及び支						

		1					
金(任意拠 出金) (29年度) (関連:VI- 2)	体制・能力を構築することに貢献する。						
グローバル 譲許的資金 ファシリティ(GOFF) 拠出金(任 意拠出金) (29 年度) (関連:VI- 1)	本拠出金は、難民を大量に受け入れる中 所得国に対する社会的支援を通じ、難民及 び受入れコミュニティー双方が裨益する支 援に充てられる。 具体的には、基礎的サービス支援(教育・ 保健等)、経済機会拡大支援(雇用創出,投 資誘致等)、インフラ整備支援などを行って いる。 現在、難民等避難を余儀なくされている 人は6,850万人と第二次大戦後最大を更新 し続けており、その多くをヨルダン、レバ ノンといった中所得国が受け入れている。 こうした現状において、これら中所得国を 支援することは、難民問題の根本的解決に 欠かせないもの。また、人道支援に教育や インフラといった開発支援を組み合わせる 「人道と開発の連携」事業は、我が国が積 極的に推進している政策であり、本件事業 を通じ、難民問題において日本の国際的な リーダーシップを発揮することにつながっ				1, 100 (1, 100)	0	349
国境なき医 師団拠出金 (29 年度) (関連 : VI- 2)	ている。 本拠出金は、バングラデシュ国内のミャ ンマー・ラカイン州からの避難民及び、パ レスチナ・ガザ地区の火傷・外傷患者に対 する医療支援のために使用される。 本拠出金は、当該地域の保健・衛生環境 の確保や保健課題への取組を通じ、人間の 安全保障の推進や国際社会の平和と安定の 確保に寄与する。	_	_	_	155 (154. 9)	0	350
国際労働機 関拠出金 (任意拠出 金) (29年度) (関連:VI- 2)	本拠出金は、国際労働機関(ILO)を通じ て、急な社会情勢不安により若者の失業率 上昇に苦しむガンビアにおいて、緊急支援 として、インフラ整備を通じた若者の雇用 創出、職業訓練等を行うもの。 本拠出を通じ、ガンビアにおけるインフ ラの再建の促進、社会安定化及び持続的な 平和構築に寄与するとともに、SDGsの目標 8(働きがいも経済成長も)の達成等に資 する。	_	_	_	110 (110)	0	351
経済協力開 発機構・開 発センター 拠出金 (30 年度) (関連:VI- 1)	本拠出金は、0ECD開発センターに日本人 職員を新規に1名派遣し、「質の高いイン フラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原 則」の諸要素等をブレイクダウンした、質 の高いインフラの普及(ガイドブックの作 成等)に係る活動を行う費用に充てるもの である。 本拠出を通じ、同センターをプラットフ ォームとして活用し、国際社会における「質 の高いインフラ投資」の概念の一層の普	_	_	_	_	30	新 30- 022

	及・浸透を図ることにより, 質の高いイン フラの原則が遵守されるような国際環境の 醸成に寄与する。				
ユネスコ拠 出金 (30 年度) (関連 : Ⅲ− 1)	信託基金」, 「無形文化遺産保護日本信託 基金」, 「人的資源開発日本信託基金」を		_	300	新 30- 023